

平成20年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成20年 3月 4日 開会

）

平成20年 3月25日 閉会

吉田町議会

平成20年第1回吉田町議会定例会会議録目次

3月4日 本会議：開会日

| | |
|--------------------------------|-----|
| ○町長あいさつ | 4 |
| ○開会の宣告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 5 |
| ○諸報告について | 5 |
| ○議会閉会中の委員会活動報告 | 1 6 |
| ○議案第1号～議案第28号の一括上程、説明、質疑、委員会付託 | 2 0 |
| ○議案第7号の質疑、討論、採決 | 5 9 |
| ○議案第8号の質疑、討論、採決 | 6 4 |
| ○議案第9号の質疑、討論、採決 | 6 4 |
| ○議案第11号の質疑、討論、採決 | 6 5 |
| ○議案第22号の質疑、討論、採決 | 6 6 |
| ○議案第25号の質疑、討論、採決 | 6 6 |
| ○議案第26号の質疑、討論、採決 | 6 7 |
| ○議案第23号の質疑、討論、採決 | 6 7 |
| ○散会の宣告 | 6 8 |

3月21日 本会議：一般質問

| | |
|--------|-------|
| ○開議の宣告 | 6 9 |
| ○一般質問 | 6 9 |
| 佐藤正司 | 6 9 |
| 杉村嘉久 | 8 4 |
| 藤田和寿 | 9 8 |
| ○散会の宣告 | 1 1 4 |

3月24日 本会議：一般質問

| | |
|----------|-------|
| ○開議の宣告 | 1 1 5 |
| ○議事日程の報告 | 1 1 5 |
| ○一般質問 | 1 1 5 |
| 市川陽三 | 1 1 5 |
| 八木 栄 | 1 3 0 |
| 大塚邦子 | 1 4 2 |
| ○散会の宣告 | 1 5 9 |

3月25日 本会議：閉会日

| | |
|-------------------------------|-------|
| ○開議の宣告 | 1 6 0 |
| ○議事日程の報告 | 1 6 0 |
| ○議案第1号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 1 6 0 |
| ○議案第12号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 1 7 1 |
| ○議案第5号の質疑、討論、採決 | 1 7 8 |
| ○議案第6号の質疑、討論、採決 | 1 8 6 |
| ○議案第14号の質疑、討論、採決 | 1 9 1 |
| ○議案第21号の質疑、討論、採決 | 2 3 4 |
| ○議案第24号の質疑、討論、採決 | 2 4 0 |
| ○議案第27号の質疑、討論、採決 | 2 4 0 |
| ○議案第28号の質疑、討論、採決 | 2 4 3 |
| ○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 2 4 3 |
| ○議会閉会中の委員会継続調査について | 2 4 5 |
| ○町長あいさつ | 2 4 6 |
| ○議長あいさつ | 2 4 7 |
| ○閉会の宣告 | 2 4 8 |
| ○退任・退職者あいさつ | 2 4 8 |

(3月4日 本会議：開会日)

開会 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日ここに平成20年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出されます諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議会というものは、当局にとりましては非常に怖いものでございまして、せんじ詰めれば、当局というものが議会という場に引きずり出されて査問を受けるというのが、私は実態ではなかろうかと思っております。そして、議会と当局との言葉の交換の中で吉田町というものが生まれてくると私は思っております。

さて、皆様戊辰戦争におきまして、越後長岡藩に河井継之助という傑物がいたことは、皆様御承知だと思います。河井継之助の言葉に次のようなものが残っております。

世は、世界の世でございませうけれども、世は一枚の絵をかく画布であり、そこに筆を上げて絵をかく。何をかくか。志を持ってかく、こんなこととございませう。志とは、人それぞれの人生の主題であり、人生に何をどのような絵をかくかということになれば、主題がなくてはなりません。どのような主題、絵をかくかということになれば、当然のことながら工夫が必要です。せんじ詰めれば、志というものは主題、テーマと工夫、モチーフにはほかなりません。恣意性を排除した町政という主題を吉田町という画布にかこうとすれば、三星建材（株）工場跡地の購入事案の分析及びそこから何を導き出すかというものがモチーフとなると私は思っております。

去る29日、検証委員会は最終報告という形で議会の皆様に報告いたしました。三星建材（株）工場跡地購入というものは、犯罪に例えれば主犯は当局であり、議会は共同正犯とならざるを得ないと私は思っております。検証委員会の報告というものは、構図を示唆したに過ぎません。この全容を描き切るには皆様の持つておられる地方自治法に裏づけられた調査権を発動して描き切ってもらわれません。それ以外にすべはないのであります。戦場において最も忌むべきは、敵を前にして逃げることです。軍法会議において、敵前逃亡は即死刑であります。議会の皆様におかれましては、よくよく事情を御承知の上、皆様の持つておられる調査権を発動し、ぜひともこの三星建材（株）工場跡地購入の全容を描き切って、町民

の皆様へ御報告いたして下さるよう、この定例会の開会に当たり切に皆様へお願い申し上げます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（吉永満栄君） あいさつが終わりました。

ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成20年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、9番、増田宏胤君、10番、八木 栄君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉永満栄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から3月25日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（吉永満栄君） 諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

1、平成19年12月7日金曜日、静岡県町村議会議長会議が、静岡市の県市町村センターで開催されました。当日の議題は、(1)平成20年度静岡県町村議会議長会事業の概要（案）に

ついて、(2)平成20年度静岡県町村議会議長会会費(案)について、(3)平成19年度全国町村議会議長会表彰、優良町村議会推薦の取り扱いについて、(4)広域連合静岡地方税滞納整理機構の議会の議員の選出についてでありました。

協議の結果、事業計画案並びに会費案については、原案どおり承認し、平成20年度会費については、各町とも前年度と同額と決定いたしました。また、静岡地方税滞納整理機構の議員の選出については、会長に一任するということが決定をいたしました。

なお、この静岡地方税滞納整理機構の町議会からの選出議員については、団体推薦により図らずも私が候補者に推薦され、その結果、無投票により当選させていただきました。もとより微力ではございますが、県下の町議会議員を代表し、精いっぱい職務を全うする所存でございますので、何とぞ御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本年2月15日金曜日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市町村センターで開催されました。

議事としては、平成20年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計予算について審議が行われ、原案どおり可決されました。

続いて、県からの連絡事項として、特定道路財源の暫定税率廃止による影響について説明がありました。その後、今後の事業日程についての連絡があり、閉会いたしました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として出席通知がありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成20年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり所信の一端を申し述べますとともに、平成20年度の当初予算案及び事業計画案などの概要を申し上げ、議員の皆様方の御理解を賜りたいと存じます。

さて、皆様方も御承知のとおり、我が国は本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎え、社会経済の大きな転換点に直面する一方で、都市と地方の格差是正、地方の活性化などの緊急を要する課題が山積しております。また、年金問題、地球温暖化、原油の高騰、食品偽装問題などがメディアを通して毎日リアルタイムに報じられております。

このような社会情勢の中、財務省は2月25日、国債や借入金などを合計した国の借金が2007年度末時点で838兆50億円になったと発表いたしました。これは、昨年9月末に比べ4兆3,068億円ふえ、過去最大となり、国民1人当たりには換算すると約656万円になります。

近年、社会経済は成熟状態に達し、目に見える経済成長は見込まれず、各自治体とも安定的な財政運営を維持していくのは難しい状況でございます。ただいまのところ、当町の財政

は大変恵まれた状況にあり、基盤整備も進んでおりますので、この状況を踏まえて、今後の町民の幸せを考えるとという視点を持たなければなりません。

地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えており、地方が自己決定、自己責任のもと、より地域の実情に合った事業を展開していかなければなりません。また、急速に進展する少子高齢化は、財政負担の増大や地域活力の低下ばかりではなく、町民の皆様方の生活全般に影響するものと思われまます。近隣市町の人口が減少する中、幸いにも我が町の人口は3万人を突破するなど、依然として増加傾向にあります。また、赤ちゃんの出生件数を見ましても、平成14年度の302件から低減し、平成17年度に260件となりましたが、平成18年度には328件と回復し、平成19年度も本年1月末現在で266件であり、単純計算をしますと約320件となり、300台の大台を維持できるものと見込まれます。

しかしながら、高齢化は確実に進んでまいりますので、将来に向けて引き続き行政、地域、家庭が役割を分担しながら、安心して子供を産み育てる環境、高齢者お一人お一人が生きがいを持って健康に生活できる環境をつくることが大切であると考えております。

平成20年度の当初予算は、こうしたことを念頭に置きつつ、施策の充実と財政の健全化の両立を目指し、昨年度から実施しました一般財源をベースにした枠配分方式により編成いたしました。

それでは、平成20年度の当初予算の概要と事業内容を申し上げます。

平成20年度の一般会計予算は、平成19年度より4.4%増の総額85億3,500万円を計上いたしました。歳入面を見ますと、町税が平成19年度に引き続き60億円を突破し、2年連続で過去最高となる60億1,500万円を計上することができました。また、歳入全体では、78%に当たる約66億6,000万円が交付金などの国や県に依存しない自主財源となっております。町税等の安定的な自主財源が見込まれる現下の経済社会情勢においても、堅調な財政運営を維持するとともに、財政健全化の促進に努めなければなりません。このような観点から、平成19年度において、4,810万円の償還金を繰り上げて返済するなど、借金を減らす努力を行っております。そして、町税等に係る収納率を高水準に保つことの重要性を強く意識しながら、財政を運営してまいります。

次に、歳出面であります。事業展開の構想を交えながら申し述べたいと思います。

最初に、子育て支援事業であります。当町におきましては、安心して子供を産み、健やかに育てる環境を整備する上での一貫した経済的支援として、妊婦健康診査費助成制度や乳幼児・児童医療費助成制度を実施してまいりました。

当町の妊婦健康診査費助成制度につきましては、平成18年4月から国が示した2回の公費負担回数に加え、町独自の助成として8回を追加してまいりましたが、国は少子化対策の一環として妊娠、出産に係る経済的不安の解消と妊婦健康診査の積極的な受診を図るため、平成20年4月1日から妊婦健康診査費公費負担回数を5回に増加する制度改正を公表いたしました。これにより、一応必要とする妊婦健康診査の回数は確保されますが、当町ではさらに出産に向けての安心、安全な環境を整えるため、妊婦健康診査回数を1ないし2回追加するとともに、う歯や歯周疾患に罹患しやすい状態にある妊婦に対する歯科健診を助成対象に加え、所要額を予算計上いたしました。

また、疾病への早期対応、疾病の慢性化の予防及び保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子供を健やかに育てる環境を整備するために、平成19年4月、町単独事業として発足

した小学校6年生までの「児童医療費助成制度」を平成20年4月1日からは、その対象を中学3年生まで拡大し、「小・中学生医療費助成制度」として実施することとし、約3,400万円の予算を計上いたしました。

なお、乳幼児を含め、中学3年生までの医療費が完全無料化となりますが、小・中学生医療費助成は、従来の児童医療費助成と同様に償還払い方式による実施を予定しております。

次に、障害児放課後児童クラブについて申し上げます。

現在、町の小学校と中学校の特別支援学級や藤枝養護学校に通学している障害のある児童・生徒は、放課後に地域でみずから活動することが困難な上、監護している保護者は片時も目を離すことができず、日常的に心身ともに疲労こんぱいしている現状でございます。このようなことから、保護者の負担を軽減し、児童・生徒の放課後の生活の場を確保し、遊びを通じ、自主性、社会性及び創造性の向上を図るために、障害児放課後児童クラブを6月から神戸集落センターで開始するよう準備を進めております。

また、ハード面の子育て支援事業として、老朽化が著しいさゆり保育園建設事業費約3億6,000万円を計上し、平成21年度の完成を目指しております。

一方、社会教育の一環として進めております子育て支援事業ではありますが、「人と人のかかわり」の中で青少年を支援する体制づくりや、健康で明るい生活を支えるスポーツの振興を目指した事業展開を行っております。

平成20年度も、こうした考えのもとで学校休業日には、地域の人々が講師を務め、興味のあることにチャレンジし、地域の人々や自然との触れ合いを通して、心豊かでたくましい子供をはぐくむための「吉田町チャレンジ教室」など、子供にかかわる事業の充実を図り、地域の子供は地域で守り育てるための環境を整備いたします。

続きまして、健康づくり事業について申し上げます。

平成19年度に町の祭典で引き回す山車の掛け声を歌詞に取り入れたパンチのきいたダンス曲「ヤーレコのSAY!」を町のオリジナルダンス曲と位置づけ、作成いたしました。町民の皆様方には、4月29日に県営吉田公園で開催される「第16回吉田町みどりのオアシスマつり」で披露させていただく予定でおります。この普及につきましては、吉田町ダンス健康づくり推進委員会のメンバーを中心に、一般町民を対象にした講習会、町内会や各種団体の出前講習会を行い、元気のある町づくりを進めてまいります。

また、新たな事業として、運動の基本である走ることの楽しみを知り、だれもが気軽に参加でき、町民の交流の場となる「ソフトランニング教室」を4月から毎月2回、平日の夜間に開催いたします。

また、高齢者向けの健康づくり事業といたしまして、平成19年度から全額公費負担として実施しております肺炎球菌や予防接種事業につきましても、引き続き実施することとし、500万円の予算を計上いたしました。

次に、医療制度改革について申し上げます。

国では、医療制度改革大綱に沿って医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編、統合等所要の措置を講じるため、平成20年4月には幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が3歳未満から義務教育就学前までに拡大されるなど、幾つかの医療制度改革が行われます。

その中で、医療費適正化の総合的な推進の観点から、各医療保険者に一定の予防健康診査

が義務づけられ、40歳以上の被保険者等を対象とするメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導が実施されることになっております。町におきましては、特定健康診査の受診率を向上させるため、国民健康保険の被保険者が特定健康診査を気軽に受診していただけるよう、これまでの基本健診での自己負担分を公費負担とするとともに、加えて静岡県後期高齢者医療広域連合が75歳以上の後期高齢者を対象に行う健康診査に要する自己負担分につきましても、町が助成することを予定しております。

国は、市町村に対して、平成24年度までに「特定健康診査受診率65%」という目標を示し、この基準に基づき平成25年度から国が納付する後期高齢者支援金を加算、減算する調整を行うこととしております。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業について申し上げます。

平成20年度は、「第4期吉田町高齢者保健福祉計画及び第3期吉田町介護保険事業計画」の事業実施の最終年度に当たり、平成21年度から平成23年度までの3年間の「第5期吉田町高齢者保健福祉計画及び第4期吉田町介護保険事業計画」の策定を行う節目の年度でもあります。「第4期高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画」では、予防重視型システムへの転換を柱とした平成17年の介護保険制度の改正を踏まえ、新予防給付事業、地域支援事業、地域包括支援センターの設置等を実施してまいりました。

平成20年度には、平成19年度実施したアンケート調査の結果や本格的な高齢者社会の到来等の社会環境、福祉ニーズと変化を勘案し、実態に即した高齢者保健福祉計画、介護保険計画を策定いたします。計画の策定には、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表の方々と行政機関職員で構成する策定委員会を設置し、必要な調査や検討をしていただくこととしております。高齢者の皆様が、元気で住みなれた町で健康で生き生きと暮らせるための各種事業の展開や、介護保険サービスが円滑に実施できるための計画策定に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、学校教育関係について申し上げます。

初めに、新たな奨学金制度についてであります。本制度は向上心に富み、優秀な生徒で、かつ経済的理由により高等学校への就学が困難な生徒を対象に学資の貸し付けを行い、もって将来社会に貢献し得る有為な人材の育成を図ろうとするものでございます。

貸与の要件としましては、保護者が町内に住所を有すること、主たる家計支持者の収入が町で定める基準以下であること、中学校第1学年から第3学年2学期までの全教科における平均評定が3.0以上であること、もしくは中学校の部活動における全国大会への出場実績を有すること、さらに将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあることなどであります。対象は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校に進学予定の生徒を対象とし、1人月額2万5,000円を3年間無利息で4人以内に貸与する予定でございます。町としましても、社会の多方面で活躍する若者を吉田町からより多く輩出していこうというものでございますので、御理解をお願いいたします。

次に、学校における緊急連絡網整備事業について申し上げます。

最近、各地で子供たちの痛ましい事件が多発しております。また、大きな風水害も発生しております。このため、学校から家庭への連絡は正確な情報を迅速に送ることが必要であります。現在、各学校における連絡網は、保護者間での言い継ぎ電話による連絡が主流でございますが、この方式は不在により途中で連絡が途切れたり、連絡に時間がかかり過ぎたりす

るなどの問題点がございす。これらの問題を解決するものとして、新年度において約250万円を計上し、電子機器を使った新たな情報伝達システムサービスを整備したいと考えております。

これは、携帯電話のみならず、インターネットメール、ファックス、電話による音声システム等を使うもので、携帯電話を持たない保護者へも平等に情報伝達され、保護者の受信状況も確認できることとなります。なお、登録される個人情報につきましては、厳格な管理システムを採用したいと考えております。

吉田町の小・中学校において、子供たちが犯罪に巻き込まれそうになったとき、あるいは災害が発生した場合、いち早く保護者や地域の皆さんと情報を共有し、迅速に対応することにより、安心して暮らせ、住んでよかったと実感できる町づくりを図ろうとするものでございます。

続きまして、フッ素洗口事業について申し上げます。

平成18年度に静岡県歯科医師会が実施した学校歯科保健調査の結果によりますと、小学校1年生から中学校3年生までの9学年の1人平均永久歯う蝕経験歯数、つまり1人当たりの虫歯の本数が多いという結果が出ております。この結果によりますと、5歳児以降の児童に「う蝕」が多く、歯磨き指導、食生活の改善、フッ化物の利用など、継続的な「う蝕予防対策」が必要となります。このため、平成20年度から町内の小学校1年生を対象に週1回程度のフッ素洗口を実施したいと考えております。

フッ素は、歯の表面のエナメル質に作用し、酸に溶けにくい歯質にするとともに、エナメル質表面の再石灰化を促すなどの効果があることが実証されており、歯の生えかわりの時期に実施するとう蝕予防に効果的とされておりますので、学校における歯科保健指導を充実させ、う蝕罹患率の低下を図り、子供たちにとっても健康で住みやすい町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中央小学校整備構想について申し上げます。

中央小学校校地につきましては、平成2年度より取り組んでまいりました用地買収が平成19年度をもって終了しました。同校の児童数は873人で、町内小学校では最大であり、県下でも大規模校とされております。しかし、運動場面積は住吉小学校1万2,400平方メートル、自彊小学校1万588平方メートルに対し、中央小学校は9,282平方メートルであり、町内小学校では最小の面積であります。このため、買収した土地を合わせ、運動場の拡張整備が急務となっておりますが、一方で昭和42年建設の校舎の老朽化も進んでおり、校舎と運動場を総合的に整備するための構想を策定してまいりたいと考えております。策定に当たりましては、地域の皆様、保護者の皆様、関係部局及び教育関係者などの意見を集約してまいりたいと考えております。

続きまして、特色ある学校づくり推進事業について申し上げます。

現在、子供たちを取り巻く環境は、社会の急激な変化の中でいじめや不登校の問題の深刻化、青少年の非行の増加、家庭や地域の教育力の低下などの状況が生じております。

「教育吉田21」の提言では、施策の基本方向の一つである「「夢をもち、実現に努力する子ども」の育成」において、特に子供たちの夢をはぐくむ学校教育を実現するため、学校教育の発展的講座の開設、「心の教育」や体験学習の推進といった提言が出され、子供たちの個性を伸ばし、豊かな心をはぐくむための施策の実施を求めています。

このため、地域の実情や学校環境に合わせて、各学校の自主性、自立性の確立と従来の慣習にとらわれないで、教職員がみずからの創意工夫を凝らした特色ある学校づくりや、教育活動に対して活動助成をし、吉田町独自の「豊かな心」をはぐくむ教育事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、町内小学校交流大会について申し上げます。

子供たちは、社会環境や生活様式の変化などにより、運動の機会の減少や生活習慣の乱れが生じ、体力、運動能力は長期的に低下傾向にあるとされております。このため、町では学校における体育や運動部活動などを通じて、学校の体育、スポーツ活動の充実に取り組んでいるところでございます。心身の発達段階にある青少年期における体育、スポーツ活動は、単に体力を養うだけではなく、広く人間形成の上においても大いに役立つとされております。

さらに、市町村駅伝大会や吉田町駅伝大会に見られますように、スポーツ大会の実施には町の活性化や住民意識の高揚が期待できます。

これらにかんがみ、平成20年度において町内小学校相互の交流の促進、小中連携、町民意識の高揚、町民スポーツの振興と青少年の健全育成を図るとともに、町及び各小学校の活性化に資するため、吉田中学校体育大会において各小学校児童代表による小学校対抗のリレーを実施することを検討しております。

次に、「ちいさな理科館」について申し上げます

「ちいさな理科館」事業につきましては、平成19年度に建設準備委員会を立ち上げ、委員会を開催し、2月3日には町立図書館で公聴会を実施したところであります。昨年7月の小・中学生、保護者へのアンケート結果、さらに公聴会での御意見等には、理科館に期待する声が多く寄せられております。このため、平成22年度開設に向け、平成20年度当初予算には建設についての基本設計、実施設計に関する委託料として、約870万円を計上いたしました。さらに、この事業は建設のみならず、どのように運営していくかが大切と考え、平成20年度からはその運営に関する検討するための建設委員会と、建設委員会の下部組織としての運営部会を立ち上げ、検討を行ってまいります。

また、住民への啓発活動も大切でありますので、本年度に引き続き理科に関する講演会も行いたいと考えております。理科教育の充実に関しましては、本町の教育の重点施策としておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、吉田漁港の整備について申し上げます。

吉田漁港につきましては、漁業関係者の安全な職場環境の確保や漁業経営の安定化、沿岸漁業及び地域振興の活性化を図るため、平成13年度から国と県の補助を受け、地域水産物供給基盤整備事業として整備を進めているところでございます。

平成19年度は、西側泊地の1号岸壁及び湯日川河口の河川護岸が築造から約40年経過し、腐食による耐力低下が懸念されているため、施設全体の健全度評価や補修、補強対策の必要性を整理するための測量調査を実施し、この調査結果をもとに最適な対策工法案に対する実施設計業務を現在実施しているところであります。西側泊地の2号、3号、4号岸壁につきましては、平成18年度に実施した岸壁測量調査の結果を踏まえ、2号岸壁から順次防食工事を実施しております。

また、漁港内へ流入する土砂の防御対策として、港口部をマイナス5メートルまで浚渫するとともに、船舶の航行の安全性を確保するための航路浚渫及び平成20年度に予定している

防食工事を進めるための泊地浚渫工事を実施しているところであります。

平成20年度の漁港の整備につきましては、8,000万円を計上し、平成19年度に引き続き西側泊地の老朽化した2号岸壁や4号岸壁の防食工事や、港内泊地浚渫工事を水産基盤整備事業で実施するとともに、漁業従事者等の安全を確保するための安全施設設置工事や船舶の航行の安全性を確保するための航路浚渫工事などを実施する予定であります。今後も、漁業関係者と連携をとりながら、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、安全安心な町づくりを進める施策について申し上げます。

まず、吉田漁港津波防災ステーションの整備についてであります。予想される東海地震での津波や台風での高潮による災害から吉田漁港背後地となる地域住民の生命と財産を守るため、陸閘と大幡川水門の一元的な遠隔操作、制御が可能となる防災上重要な施設を整備するため、平成17年度から国と県の補助を受け、津波・高潮危機管理対策緊急事業として進めているところでございます。

平成18年度には、一定以上の地震動を感知した場合、第1陸閘、第2陸閘、第4陸閘、第6陸閘が自動的に閉鎖可能となったため、突発地震による津波災害にも即座に対応でき、地元の皆様の不安や負担が解消されたものと受けとめております。

平成19年度の事業につきましては、遠隔操作システムを確立するための設計業務委託の実施、大幡川水門の開閉の遠隔操作を可能とするための改良工事、津波防災ステーションの子局である現場の被制御所から親局となる役場庁舎を結ぶ光ファイバーケーブルの敷設工事を実施しております。また、システムの早期完成を図るため、無停電電源装置、監視カメラ制御装置、監視カメラの設置など、現場設備工事などを実施する予定であります。

平成20年度は、1億4,500万円を計上し、最終的な庁舎内のステーション整備を行いながら、平成21年度完成を目指してまいります。

続きまして、町の都市基盤整備関連事業について申し上げます。

初めに、道路網の整備であります。都市計画道路榛南幹線につきましては、現在住吉地内において都市局事業として住吉幹線から海岸幹線までの980メートル区間を事業着手しており、そのうち620メートルを県の事業区間、360メートルを町の事業区間に区分けし、同時に整備を進めております。町の事業区間におきましては、国庫補助事業として6,000万円の事業費を計上し、引き続き用地取得を行う計画となっております。

県の事業区間におきましては、地権者の皆様方の御理解をいただきながら、用地取得完了を目指す予定となっております。また、県では道路局事業として、海岸幹線から坂口谷川を渡り、国道150号までの約1,500メートル区間につきまして平成19年度から地元説明会を開催し、地権者の皆様方の御理解を得て測量設計調査を進めてきており、平成20年度には坂口谷川にかかる橋梁詳細設計と用地取得を進める計画と伺っております。

一方、工事を進めている町道中臨港線から湯日川にかかる橋梁までの区間につきましては、湯日川にかかる橋梁工事に着手する計画となっており、右岸堤の橋台1基を施工する計画であります。

次に、都市計画道路東名川尻幹線の整備についてであります。第1工区、第2工区の東名吉田インターチェンジから都市計画道路富士見幹線までの1,300メートル区間につきましては、主要地方道島田吉田バイパスと位置づけ、県が事業主体となり整備を進めているところであり、東名吉田インターチェンジへの取り付け道路などの工事を行い、完成する予定と

なっております。第3工区である富士見幹線から国道150号までの1,200メートル区間につきましても、早期に完成できるよう県に対して要望活動を実施してまいりたいと考えております。

また、国道150号から南側につきましても、町が事業主体となり整備を進めてきており、平成19年度には7,600万円の予算を計上し、水路のつけかえ工事を行いました。平成20年度には5,000万円を計上し、道路側溝と舗装工を施行する計画であります。

次に、川尻地内で整備を進めている都市計画道路大幡川幹線でございますが、国庫補助事業として3,500万円、起債事業として5,940万円、合計9,440万円の予算を計上し、用地取得と道路側溝工事などを行います。また、都市計画道路中央幹線につきましても、地権者の皆様方の御協力により、用地取得が完了いたしましたので道路工事を計画的に進めてまいります。

次に、生活道路の整備につきましても、平成19年度において用地取得に取り組んでまいりました日の出向原線、中瀬高畑4号線でございますが、地権者の皆様の御理解と御協力により、計画区間すべての用地取得が完了いたしました。平成20年度に工事に着手いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、現在整備中でございますカネマン大井線につきましても、引き続き用地補償、工事を行う計画となっております。

新規事業としましては、住吉地内の西の坪大浜5号線の道路改良工事、学習ホール南側東村線道路改良工事、川尻地内の東向2号線道路改良工事、片岡地内のお夏橋左岸側町道高畑高島線の歩道拡幅工事、大幡地内の大幡川尻線道路改良工事等実施してまいりますので、御協力をお願いいたします。

次に、河川改修についてでございますが、下流から国道150号まで改修を進めてきました大窪川につきましても、平成20年度から整備を再開いたします。工事延長は約40メートルでございますが、今後上流に向かって毎年工事を進めたいと考えております。

続きまして、公共下水道事業について申し上げます。

これまで平成17年度から地域再生法に基づく汚水処理施設整備交付金事業を活用して、下水道事業と浄化槽事業の整備を進めてまいりました。目標として掲げておりました汚水処理人口普及率を41%から51%に向上させることにつきましては、ほぼ達成できる見込みとなっております。平成20年度から平成22年度までの3年間につきましても、既に新たな地域再生計画の認定をいただき、再び汚水処理施設整備交付金を活用した事業として実施していくものでございます。

3カ年計画の初年度となる平成20年度は、面積で約12ヘクタール、管渠延長で約3キロメートルの整備を予定しており、住吉上組地区と川尻山通り浜河原線を整備する予定でございます。

また、新たな地域再生計画では、下水道事業と浄化槽事業を合わせた汚水処理人口普及率を54.4%から61.5%に向上させるという目標を掲げており、この達成に向けて整備を進めてまいり所存でございます。

続きまして、上水道事業について申し上げます。

水道利用者の皆様に安定した水の供給を推進するため、平成20年度においても施設の整備、老朽管の布設替え、他事業の関連工事に伴う水道管の布設及び布設替え工事を計画しており

ます。

初めに、第6期拡張工事に伴う事業として、平成18年度から進めております除鉄除マンガン施設、第2浄水場の築造工事でございますが、平成20年度につきましては、除鉄除マンガン装置の設置、第2浄水場管理棟の建築、両施設の電気・計装設備の及び送・配水ポンプの設置等を施工する予定でございます。

次に、非常用発電機の設置でございますが、この事業は、災害等の緊急時において、より迅速かつ安全な給水を行うためのものであり、現在第1、第2浄水場、第3配水場、第3水源に非常用発電機を設置しております。平成20年度新たに第8水源に設置する予定でございます。

また、第6期拡張事業に伴う事業の関連工事でございますが、除鉄除マンガン施設築造関連としまして、大幡住吉線導・配水管布設替え工事、第2浄水場築造関連としまして、東名大井川線導・配水管布設工事を計画しております。大幡住吉線につきましては、導水管10メートル、配水管175メートル、東名大井川線につきましては、導水管600メートル、配水管560メートルを施工する予定でございます。

次に、老朽管布設替え事業としまして、毎年計画的に実施しております石綿管布設替えでございます。平成20年度につきましては、日の出線ほか1路線配水管布設替工事、古川川尻線配水管布設替工事の実施により、約751メートルの石綿管を布設替えする計画でございます。

また、他事業との関連工事に伴う水道管の布設や布設替え工事でございますが、公共下水道事業関連としまして531メートル、道路改良事業関連としまして160メートルの布設及び布設替えを計画しております。事業の実施につきましては、事業関係者と連絡を密にし、十分な協議、調整を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。今後も、水道施設の整備等、計画的に推進し、安全かつ安定な給水を行えるよう努めてまいります。

次に、その他の事業としまして、住宅用火災報知器の設置及び地上デジタル放送受信アンテナの設置について申し上げます。

平成16年6月の消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律によりまして、広域施設組合火災予防条例が改正され、新築住宅につきましては、平成18年6月1日施行から住宅用防災警報器、または防災報知設備及び維持が義務づけられました。また、既存住宅につきましても、平成21年5月31日までに住宅用防災警報器を設置することが義務づけられ、それに伴い、火災事故を未然に防止し、防災安全対策の充実を図るため、既存の町営住宅に住宅用防災警報器を設置するものであります。

現在、町営住宅は、さくら団地や松下団地など6団地145戸を管理運営しております。住宅用防災警報器は、条例による設置基準に基づき設置する部屋などが定められており、平成20年度には火災予防条例に該当する松下団地など4団地94戸に計289器の住宅用防災警報器を設置する計画であります。

また、地上デジタル放送につきましては、平成23年度から放送が開始されることが決定しておりますことから、町営住宅につきましても、入居者が不便な環境にならないよう、平成22年度までに地上デジタル放送に対応したアンテナやブースター等の設置等の対応を計画してまいります。

続きまして、職員の人材育成と組織体制の充実について申し上げます。

地域分権社会において、地域における総合的な行政主体として高度化、多様化する行政ニーズに対応し、町民の皆様方に身近な行政サービスを提供する地方自治体の役割はますます増大しており、地域におけるさまざまな課題をみずからの判断と責任において、自主的、主体的に解決し、社会情勢の変化や住民ニーズを的確に対処していかなければなりません。

そのためには、財政的な自立はもちろんのこと、職員のスキルアップが不可欠であり、職員一人一人が常に目的意識と高い意欲を持って、みずからの能力開発や知識、技能の習得を図り、その能力を最大に引き出すことが必要であります。また、組織といたしましても、簡素で効率的な組織体制を構築し、地方分権に対応した機構改革の推進を図り、組織としての総合能力を高めていく必要があります。

このため、職員の人材育成を積極的に推進するため、平成19年度から平成21年度までの3カ年で、民間経営手法のノウハウや先進自治体における導入実績が豊富な学校法人産業能率大学の支援を受けながら、吉田町に合った人事評価制度の構築を図ってまいります。

地方分権が進展する今日、「町は住民に最も身近な地方政府である」との強い意識を持つ職員を育て、自立した確固たる運営を持続させる行政体にしなければなりませんので、今後とも人材の育成には力を入れてまいりたいと思っております。

また、大きな変革期を迎えている今日、新たな行政課題も次々に提起されてまいります。「住んでよかったと実感できる町」を維持し続けるためには、こうした課題にも迅速かつ柔軟に対応していかなければなりませんので、引き続き組織力を充実させるための取り組みにも努力してまいります。

最後に、公有財産の適正な管理を通して実施する財政健全化への取り組みについて申し上げます。

御承知のとおり、現在公有財産で最大の懸案事項となっておりますのは、中山三星建材（株）工場跡地であります。この財産につきましては、目下企業への売却を進めるための条件整備を進めるとともに、購入希望者を公募しているところでございますが、残念ながらこれまで町で希望している一括売却という条件に沿った交渉に応じてくださる企業はあらわれておりません。この財産の売却につきましては、これまでも大変苦慮しながら対応している状況であります。2月29日に公表しました中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会の検証結果でも明確にいたしましたとおり、この土地は先人の尊い営みを踏まえて用途指定された趣旨に沿う利活用を図ることが、最も町民の利益につながると確信しておりますので、早期に企業誘致を実現できるよう、引き続き最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

なお、売却の相手方が決まりましたら、売却のための議案を上程させていただくことになりますので、議案審議の際には、今回の中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会の検証結果を御参考にしていただければ幸いですと考えております。

また、それ以外の町有地の管理につきましても、近々導入が予定されている新たな公会計に対応できる水準での管理手法に改めなければならない状況がございます。特に、未利用地につきましては、将来の利活用方針を明確に定め、売却可能資産とそうでない資産に分類しなければなりません。そして、すべての町有地に関し、資産価値の評価も含む詳細なデータベースを構築しなければなりません。

平成20年度は、こうした大きな変革期にありますので、このための基礎的な事務を完了す

るとともに、新たに売却可能な土地と位置づけた土地につきましては、既に売却することに決定している土地とともに、販売促進を図りたいと考えております。そして、公有財産の適正管理を通して、相乗的に財政健全化を促進させるようにしたいと考えております。

以上が平成20年度を迎えるに当たりまして計画しております事業概要や行財政運営の基本的な姿勢でございます。我が国の行財政のあり方が大きな転換期を迎え、地域の自主性が求められる中で、わかりやすい行財政運営はもちろんのこと、町民の皆様方が将来にわたって幸せを実感できる町づくりを行わなければなりません。議員各位におかれましては、一層御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、平成20年度に向けての施政方針といたします。

○議長（吉永満榮君） 町長の施政方針は終了いたしました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（吉永満榮君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。最初に総務文教常任委員会委員長からお願いします。

11番、勝山徳子君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（勝山徳子君） それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成19年12月19日、4階第2会議室におきまして午前9時30分開議、出席委員数は全員7名、当局から社会福祉課長、統括、主幹の御出席をいただきました。定足数に達しているのを確認し、調査案件であります障害者福祉対策と自立支援法についてを議題に上げ、委員会を開会いたしました。この調査項目については、11月22日にはぐるま作業所、マーガレット、さくら授産所の3施設の現況調査を実施し、それらを踏まえて社会福祉課長から我が町の障害者福祉計画について現況と今後の方針について御説明をいただきました。

1、心身障害者自立支援事業には、施設訓練とサービスや居宅サービスがあり、適切な行動援護や生活介護、自立訓練を受けたことにより、障害者の自立と社会参加の促進が図られている。

2、心身障害者小規模さくら授産所運営においては、企業などに雇用されることが困難な心身障害者を通所させ、社会適応を図るとともに、作業訓練を行うことにより自立の助長を図ることを目的とし、現在18人が通所し、規則正しい生活を送っている。通所者の日常生活の一部として重要な施策となっている。就労支援の強化や自立できるような訓練作業をさらに充実させる必要があり、新たな作業所の建設が進められる。

3、知的障害者デイサービス事業マーガレットでは、就労が困難な在宅の知的障害者が通所し、現在9人の通所者が利用している。自宅で行き場がなく、引きこもりがちであった障害者に対して、外出する機会を与えることができた。

4、地域生活支援事業では、10月より介護給付や訓練給付などの自立支援給付のほか、障害者の地域生活を支援するため、新たに地域支援事業が法定化され、障害者が日常生活や社会生活を営むために必要な事業が実施できている。

5、精神障害者福祉事業では、適切な治療と社会復帰を推進し、医療費や通園費の助成に

より、精神障害者の経済的負担が軽減され、治療の促進や社会復帰につながっている。また、居宅介護支援事業の利用により、精神障害者の生活上の不便さが改善され、日常生活能力、生活の質が改善し、自立が促された。家族会やボランティアによるサロンも実施している。

次に、障害者自立支援法について説明をいただき、質疑応答を行いました。

委員。自立支援施設として町の考えは。

当局。さゆり保育園の跡地に3障害者自立支援施設を平成21年を目指して検討している。

委員。入所施設のサービスに昼のサービス日中活動事業と、夜のサービス居住支援事業の組み合わせを選択できますが、町として住まいの場の居住支援であるケアホームやグループホームの支援の考えは。

当局。すべて行政が行うのではなく、家族会や法人での検討を考えている。

質疑を終了し、次回の日程の確認をいたしまして委員会を閉会いたしました。閉会は11時55分でした。

続きまして、平成20年2月4日、委員会視察を実施いたしました。出席委員数は7名です。当局より、社会福祉課長、統括、事務局2名の合計11名で参加いたしました。

視察先は浜松市にあります社会福祉法人復泉会知的障害者通所授産施設くるみ共同作業所へ行ってまいりました。小規模授産所の現状の今後の展望について説明をいただきました。

1、働く生活の場としての機能について、養護学校卒業後の進路、なぜ施設が必要なのか。自立支援法移行後の混乱と現状、小規模授産所連合会会員事業の動向。

2つ目に、小規模作業所と新事業体系について、3障害共通の事情も可能、社会福祉法人でなくNPO法人等でも可能、空き教室や空き店舗の利用も可能なように規制緩和される等々、説明をいただいた後、作業所を見学させていただきました。

楽器づくりの作業をするグループ、自動車部品を作業するグループ、印刷会社のような機械もあり、名刺や自治会から依頼されて印刷もできる、自主製品も多く制作し販売をしています。ここでたくさんの仕事があるのは、企業対応に専門職員を配置しており、職員の苦勞があればこそと感じました。

続きまして、2月7日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして午前9時開議、出席委員数は全員7名、定足数に達しているのを確認し、調査案件であります障害者福祉対策についてを議題に上げ、委員会を開会いたしました。

2月4日浜松市のくるみ共同作業所を視察し、現地視察の検証ということで委員の皆様の御意見を出していただき、障害者福祉対策のまとめに取り組みました。3月議会の最終日に報告を提出する予定です。次回の日程について確認いたしまして、委員会を閉会いたしました。閉会は10時35分でした。

続きまして、2月26日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして午前9時開議、出席委員数は8名、当局からは総務課長、契約管理課長、企画課長、税務課長、町民課長、社会福祉課長、高齢者支援課長の御出席をいただきました。定足数に達しているのを確認し、3月議会に上程を予定されている議案についての報告を各課長より説明をいただきました。

報告事項が終了した後、所管事務調査に入るため、当局の皆様には御退席をいただき、協議事項の議会閉会中の調査案件に入りました。平成19年6月より、1、少子高齢者対策につ

いて、2、障害者福祉対策についてを調査研究してまいりました。現地視察や当局よりの当町の現況や今後の取り組みの説明をいただく中、3月議会最終にまとめの報告をさせていただきます。

委員の皆様、意見、提案を出していただき、調査結果としていきます。

議会閉会中の調査案件について、引き続き少子高齢者対策と障害者福祉対策並びに生活環境対策についてを総務文教常任委員会の継続調査とすることをお諮りし、同意いたしました。次回の委員会は3月議会定例会中の委員会の日程を確認いたしまして、委員会を閉会いたしました。閉会は11時40分でした。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長から報告願います。

7番、永田智章君。

〔産業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（永田智章君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成20年2月12日火曜日、吉田町役場4階第2会議室において午前9時より、出席委員全員7名が出席し、定足数に達しているのを確認し、委員会を開会しました。

本日の協議事項であります

1、議会閉会中の調査案件について

ア、公共下水道に関する調査について協議を行いました。

本日の協議は、中央にテーブルを置き、吉田町の公共下水道計画処理区域図及び榛南広域都市計画図、吉田町水道管網図、吉田町外のゼンリンによる地図などを広げ、地図上において公共下水道の全体計画区域約920ヘクタール、計画決定区域約442ヘクタール、事業認可区域約299ヘクタール、汚水幹線の確認を行い、また現在開発行為の行われているところにおける新築家屋の拾い出しなどの作業を行いました。その作業によりわかったことは、事業認可区域約299ヘクタールは、町内の人口密集地域であること、また用途地域の決まっているところを下水道の認可区域としてきたが、今現在開発行為が行われているところは、用途地域が決まっていないところで、縛りがないので開発業者が自由に開発を行うことができ、スクロール的に開発が行われていること、また新築する際、合併浄化槽を設置すれば建築確認がおりることなどが判明しました。

次の認可区域をどの方向に持っていくかの決定は、今行われている事業認可区域約299ヘクタールの工事のうち約7割が終了した時点で、町長より諮問が出され、検討委員会が開かれ、方向性が決定されていくとのこと。新築家屋がふえても、合併浄化槽が設置済みであるため、今後公共下水道が通っても接続しないのではないかと、また接続率が下がって費用対効果が落ちるのではないかとという意見も委員より出ました。このことについて、下水道課

長より、電話にて説明を聞きました。

課長。合併浄化槽を設置していても、公共下水道に接続した場合、配管設備はそのまま使えるとのことで、工事費が安く上がるということです。また、合併浄化槽を長期間使用すると公共下水道を同じ期間使用するのとは、合併浄化槽は定期的に点検が必要で、点検料がかかる。また、下にたまった汚泥を取り除かなければならないので、その費用がかかるのでした。公共下水道に接続すれば、その費用がかからないので割安になるのではとの話でした。

今後、そのアピールをしていく必要があると思われます。

現在の管渠埋設工事の進捗が順調に進んでいるとのことで、23年には次の事業認可区域を決定していく時期となります。公共下水道は大変大きなお金がかかるし、現在の進捗率で進めば、全体計画区域920ヘクタールのうち、大幡地区や神戸地区まで整備されるのは何年先になるのか、また本当にできるのか、早い時期にそれにかわる方法はないのか、または合併浄化槽に対する全額の補助金を出してほしいなどの意見が委員より出ました。また、途中で中止したなら国の今までの補助金を返還しなければならないのかどうかという意見も出ました。このことについても、電話にて下水道課長に説明を聞きました。

課長。途中でやめることは難しい。今までそのような例はない。自分にもわからない。補助金は全体計画区域に対してのものだと思う。事業認可区域だけのものではない。下水は低いところへ流れるもので、最終処理場の近くの管渠は太くて丈夫な材料でできている。また、処理センターの能力も全体計画区域で設計され、設備されている。今までに180億円かかった。これは全体計画の3分の1であるので、今後約3倍の費用がかかるということです。事業計画をスローダウンしても、粛々として進めていかなければならないということです。補助金の返還について云々ということはありませんという説明でございました。

本日の地図を広げての調査の結果、産業建設常任委員会としては、23年の次の事業認可を決定するまでに、今までの調査を踏まえて資料を作成した上でそれに基づき当局に説明し、産業建設常任委員会としての提言をしてはどうかという意見が委員よりあり、その方向で進めていくこととしました。

次に、同じく吉田町水道管網図及び水利図台帳を参考に、地図上にて上水道の未整備地域の拾い出しを行うとともに、同地域における消火栓の位置の確認を行いました。大幡の北側及び神戸、北原地区、さらに富士フイルム北側の代官島地区を細かく調査した結果、上水道の未整備地域はほぼないということが委員全員で確認いたしました。

吉田町における水道事業は大変優秀であり、管渠の布設替えもほぼ完璧であり、水質、水量も優秀、未整備地域はほぼ見当たらない、吉田町内全域に水道が行き渡っていることが確認できました。委員全員より、水道事業に対するお褒めの言葉がありましたことをつけ加えておきます。

以上でこの日の委員会を閉会しました。閉会は12時5分でした。

続きまして、2月27日水曜日午前9時より、吉田町役場4階第2会議室におきまして委員会を開催しました。出席は委員7名全員と、当局より総務課長、契約管理課長、企画課長、下水道課長、水道課長の出席をいただき、本日の委員会は3月議会に上程を予定しております議案等について、担当課より報告をいただくものであることを告げ、出席を確認し、定足数に達しておりましたので委員会を開会しました。

初めに、総務課長より報告をいただき、続いて契約管理課長、次に企画課長、次に下水道課長、そして水道課長の報告をいただきました。

報告事項が終わり、この後所管事務調査に入る前に課長の退席を許可しました。退席が済んだのを確認し、協議事項に入りました。議会閉会中の調査案件について協議をいたしました。

本日も前回同様、中央にテーブルを置き、吉田町の地図及び下水道計画処理区域図、また平成20年度公共下水道事業主要工事箇所図などを広げた上で、事業認可区域約299ヘクタール中で工事が残されていた箇所の確認と、20年度に予定されている工事箇所の確認作業を行いました。それによりますと、20年度の公共下水道事業は、管渠延長で3,017メートル、面積で12.4ヘクタールということです。吉田町住吉神社南東側及び川尻八幡神社前大通り及びその大通り東側周辺、また住吉上吉田中学校西側周辺、総合体育館東側周辺等の工事箇所を確認しました。本日はここで協議事項の調査を終了し、議会閉会中の調査案件について、引き続き公共上下水道事業に関する調査と、新たな産業の創出についてを産業建設常任委員会の継続調査とすることを委員にお諮りしたところ、全員異議がなく、引き続き継続調査とすることとし、本日の委員会は閉会としました。閉会は10時40分でした。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（吉永満榮君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号～議案第28号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（吉永満榮君） 日程第5、議案上程を行います。

第1号議案から第28号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成20年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の大要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について4件、条例の制定について2件、補正予算について7件、当初予算について8件、規約の変更について3件、広域連合を組織する団体の数の減少について1件、機構を組織する団体の数の減少について1件、人事案件について2件の合計28件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことに伴いまして、従来一律に支給しておりました葬祭費を他の法律等により葬祭費が支給される場合について併給調整を行うことを可能にするほか、保険者が行う特定健康診査等の義務化がなされましたことから、その実施に関し、所要の改正を行おうとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第2号議案は、国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成18年6月21日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整や後期高齢者に対する適切な医療給付を行うための高齢者医療制度を行う必要がありますこと、その実施に当たっては国民健康保険事業の運営を健全に行うとともに、天災やその他不測の事態に備える必要がありますことから、その必要に応じて基金を充てようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第3号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成19年12月12日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、平成19年度まで実施されておりました被保険者に対する介護保険料負担の激変緩和措置について、高齢者の負担増に対し一定の配慮を必要とすることから、引き続き平成20年においても激変緩和措置を講じようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、吉田町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）が平成19年5月16日に公布され、新たに育児短時間勤務制度が創設されましたことから、育児を行う職員の職業生活と家庭の両立を一層両立するための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、当該職員の子供が小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得することを可能にする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、多様化する契約形態に柔軟に対応し、事務の効率化及び合理化を図るため、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約を締結

することができる契約を明確にするとともに、その契約に関し必要な事項を認める内容の条例を制定することについてお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、吉田町後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成18年6月21日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、新たに創設された後期高齢者医療制度を円滑に運用するため、当該後期高齢者医療に関する保険料の徴収、納期等町が行う事務について、必要な事項を定めた条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は平成19年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成19年度一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,459万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ85億5,733万5,000円とするとともに、さゆり保育園建設費、津波・高潮危機管理対策緊急事業等に係る合計2億105万円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を980万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成19年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,584万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,453万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成19年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,462万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,561万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成19年度の老人保健事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,060万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,322万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、平成19年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成19年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億367万5,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成19年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,205万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億9,017万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、平成19年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成19年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の既定額から1,169万8,000円を減額し、総額を5億5,622万3,000円に、収益的支出の既定額に541万4,000円を追加し、総額を4億8,429万4,000円とするとともに、資本的収入の既定額から1億6,748万7,000円を減額し、総額を5億1,926万2,000円に、資本的支出の既定額から1億5,297万2,000円を減額し、総額を8億4,306万8,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第14号議案は、平成20年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成20年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3,500万円と定めるとともに、合計五つの事業等につきまして総額3億5,320万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定め、給料、職員手当及び共済費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただこうとするものでございます。

第15号議案は、平成20年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成20年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億4,732万2,000円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第16号議案は、平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成20年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ22億4,548万9,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を1億円と定め、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただこうとするものでございます。

第17号議案は、平成20年度吉田町老人保健事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成20年度の老人保健事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億6,655万4,000円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第18号議案は、平成20年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成20年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億7,129万3,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただこうとするものでございます。

第19号議案は、平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成20年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,617万9,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして総額3億6,270万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を4億円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第20号議案は、平成20年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成20年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億7,753万6,000円とし、収益的支出の総額を4億8,182万4,000円とするとともに、資本的収入の総額を7億5,486万7,000円とし、資本的支出の総額を10億8,356万6,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億2,869万9,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額3,105万3,000円、過年度分損益勘定留保資金4,635万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,128万8,000円で補てんするものと定め、限度額7,200万円の企業債を措置するほか、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただこうとするものでございます。

第21号議案は、平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成20年度の後期高齢者医療事業特別会計予算の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億8,000万3,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてでございます。

本議案は、本組合の構成団体であります川根町が本年4月1日に島田市と合併することから、3月31日をもって本組合を脱退すること及び本県の全市町で構成する静岡県後期高齢者医療広域連合が本年4月1日から新たに非常勤職員公務災害補償事務に限り本組合に加入することから、本組合規約を変更することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてでございます。

本議案は、本組合の構成団体であります川根町が本年4月1日に島田市と合併することから、川根町が平成20年3月31日をもって本組合から脱退するとともに、あわせて議員の数を減少し、さらに平成20年度における御前崎市の経費支弁を変更しようとする内容の規約変更をお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更についてでございます。

本議案は、本協議会の構成団体であります川根町が本年4月1日に島田市と合併することから、川根町が平成20年3月31日をもって本協議会から脱退するとともに、あわせて委員の数を減少しようとする内容の規約変更をお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

本議案は、本広域連合の構成団体であります川根町が本年4月1日に島田市と合併することから、川根町が平成20年3月31日をもって本広域連合から脱退することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

本議案は、本機構の構成団体であります川根町が本年4月1日に島田市と合併することから、川根町が平成20年3月31日をもって本機構から脱退することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現職で教育長であります黒田和夫委員が本年3月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き同委員を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

第28号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります河野修司委員が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き河野委員を人権擁護委員に推挙することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします28議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御

説明申し上げます。

なお、第7号議案の平成19年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について、第8号議案の平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）について、第9号議案の平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、第11号議案の平成19年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、第22号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、第25号議案の静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、第26号議案の静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についての7議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、議会開会当日の議決をお願いするものでございます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細説明をお願いします。

初めに、総務課長、久保田晴己君。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

第4号議案、第22号議案、第27号議案、第28号議案の計4議案について御説明申し上げます。

初めに、第4号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

提出議案の8ページから17ページ及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年5月16日に公布され、育児を行う職員の職業生活と家庭の両立を一層容易にするため、職員が職務を完全に離れることなく長期にわたり、仕事と育児の両立が可能になるよう、当該職員の子が小学校就学の始期に達するまでの間、育児のための短時間勤務を取得することができる育児短時間勤務制度が新たに創設されましたことから、今回の法律改正の趣旨を踏まえまして条例改正を行うものでございます。

今回の改正は、育児短時間勤務制度の導入をすることから、吉田町職員の育児休業等に関する条例を改正することになりますが、この育児休業等に関する条例を改正することに伴いまして、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、吉田町職員の給与に関する条例、吉田町一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の3条例につきましても、整合性を図るため、所要の改正が必要になりますことから、4条例をあわせて改正する手法を行うもので、それぞれの条例改正を明確化するため、4条構成としているものでございます。

第1条では、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正するものでございます。

改正の内容でございますが、本条例の改正前の条例構成は、第1条から第11条まででありましたが、育児短時間勤務制度の導入により、今回の改正におきまして新たに10条を加えるもので、現行の第1条から第11条までは主として地方公務員の育児休業に関する法律が一部改正されたことに伴います引用条項の改正や文言の整理について改正を行うものでございます。

育児条例の第1条は、法律の一部改正によりまず引用条項の改正で、第2条の改正は、法改正による文言の整理でございます。

第3条では、再度の育児休業をすることができる特別の事由について規定されているわけですが、今回の法改正による文言整理に加え、新たに4号を追加し、育児休業をしている職員が負傷、疾病等により子供を養育することができないことが相当期間にわたり継続することが見込まれたため、育児休業の承認を取り消された場合に、職員が回復して子供を養育できる状態に回復した場合や、育児休業が終了した後、3月以上の期間にわたって規則等で定める方法により子供を養育している場合には、特別な事由として再度の育児休業を取得できることとしております。

第5条は、文言整理を行い、第11条を第23条とし、第6条から第10条までは、それぞれ文言の整理を行うとともに、第10条を第22条とし、第9条を第21条とし、第8条を第20条とし、第7条を第19条とします。

10ページになりますが、第6条は、見出しを育児休業にした職員の職務復帰後における号給の調整を改め、その号給の調整について育児休業した期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものと号給調整をしていたものを、他の職員との均衡上、必要があると認められるときは100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものと号給調整をすることができるものとし、同条を第8条とし、繰り下げた後の第8条の次に育児短時間勤務制度の条として10条を新たに加えるものでございまして、10ページの下段から11ページになりますが、第9条では、育児短時間勤務をすることができない職員を規定するもので、育児休業と同様に、職員のうち継続的に勤務を前提としない非常勤職員や臨時職員、または職員の配偶者が育児休業している場合などで、育児短時間勤務の必要性が認められない職員は育児短時間勤務はできないとしております。

第10条では、育児短時間勤務の終了の日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事由について規定してございまして、育児短時間勤務は原則として取得後、同じ子供に対する育児短時間勤務の取得はできないこととなりますが、取得後1年間を経過しない場合で特別の事由と認められた場合に限り、再度の取得が可能となるもので、その特別の事由としては、第3条に規定する再度の育児休業をすることができる特別の事由とほぼ同様の内容としております。

12ページですが、第11条は、育児短時間勤務の勤務形態で土日を週休日としない勤務形態の場合における勤務を規定するもので、その場合の勤務としましては、4週間ごとに8日以上を週休日、または4週間を超えない期間で1週間に1日以上の割合の日を週休日とし、それぞれ1週間当たりの勤務時間を20時間、24時間、または25時間となるよう勤務することとしております。

第12条は、育児短時間勤務の承認、または期間の延長の請求について規定してございまして、育児短時間勤務を申請する職員は、取得、または延長しようとする日の1カ月前までに請求書により行うものとしております。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由について規定してございまして、承認の取り消しは、育児休業の承認の取り消しと同様の内容としております。

12ページの下段から13ページになりますが、第14条は、育児短時間勤務職員についての給与の特例について規定してございまして、育児短時間勤務職員の初任給、昇給、昇格の決定の

方法、通勤手当、時間外手当、期末手当は、給与条例の規定を表中の文言に読みかえることとしております。

14ページですが、第15条は、育児短時間勤務の承認が失効し、または取り消された場合などで、やむを得ない事情に該当する場合は、当該育児短時間勤務をしていた職員に引き続き育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができることを規定しておりまして、そのやむを得ない事情としまして、過員に生ずる場合や育児休業法第18条の規定により、採用されている短時間勤務職員について、任期到来前のため、引き続き任用しておく必要があるが、育児短時間勤務職員のフルタイムの復帰により、当該短時間勤務職員を配置する職がない場合としております。

第16条は、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知について規定しておりまして、第15条の規定により引き続き短時間勤務をする場合や、その勤務が終了する場合は、通知することを義務づけているものでございます。

第17条は、第15条の規定により引き続き短時間勤務をする場合の当該職員の給与の特例について規定しておりまして、第14条の規定を準用することとしております。

第18条は、育児短時間勤務に伴い採用される短時間勤務職員の任用の更新手続について規定しておりまして、育児短時間勤務職員の例により更新することができるとしております。

以上が本条例第1条で改正する吉田町職員の育児休業等に関する条例等の一部の改正内容でございます。

次に、14ページの下段から15ページですが、第2条では、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を規定しております。この勤務時間条例の改正は、育児休業条例の改正を受けまして、育児短時間勤務職員の勤務時間等について改正するもので、改正の内容といたしましては、勤務時間条例第2条に、育児短時間勤務職員の勤務時間は、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する内容に従い、任命権者が定めるとしております。

なお、育児短時間勤務職員の勤務形態は、土日を週休日とする場合は、1日当たり4時間の勤務の週20時間、1日当たり5時間勤務の週25時間、週3日出勤で1日当たり8時間勤務の週24時間、週3日出勤で2日間は8時間、1日は4時間勤務の週20時間の四つのパターンとなります。

15ページから16ページになりますが、第3条から第12条までの改正は、主に育児短時間勤務制度導入により、文言の整理を行うものでございます。

以上が本条例第2条で改正する吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の改正内容でございます。

次に16ページ、第3条では、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正を規定しております。

本条例の改正は、新たに育児短時間勤務職員制度が導入されましたことから、育児短時間勤務職員と再任用や一般職の任期つきによる短時間勤務職員と明確に区分する必要から改正するもので、第4条の2の規定中、地方公務員法を再任用による地方公務員法に改め、また再任用短時間勤務職員と一般職の任期つき短時間勤務職員を明確に規定し、同規定中に育児短時間勤務職員は含まれないものとしております。

なお、育児短時間勤務職員の給与につきましては、この給与条例で規定せずに改正後の育

児休業条例第14条で規定されているものでございます。

第10条及び第13条では、文言の明確化を図るものでございます。

以上が本条例第3条で改正する吉田町職員の給与に関する条例の一部改正の改正内容でござい

ます。次に、第4条では、吉田町一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正を規定して

しております。この任期つき職員条例におきましては、育児休業条例の改正に伴いまして、条文中の引用

条項のずれが生じたことから、文言を整理する内容の改正となっております。本条例の施行日の期日等につきましては、附則第1項におきまして、施行日は平成20年4月1日から施行するものであります。また、本条例の施行に際しましては、育児休業に関し、経過措置としまして、育児休業をした職員の職務復帰後における給与の号給調整について規定して

おります。附則第2項で育児休業した職員の復帰後における号給調整は、地方公務員の育児休業等に関する法律の施行日であります平成19年8月1日にさかのぼって適用することとして

おり、附則第3項で育児休業した職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について、平成19年7月31日までの期間については、従前のおり

育児休業した期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、同日以後の期間については、100分の100以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなすことを規定して

おります。なお、17ページの附則第4項では、育児短時間勤務の申請の特例を規定するもので、改正

後の育児休業条例第12条に規定する育児短時間勤務の承認申請について、この条例施行日前においても、申請手続を行うことができることとしているものでございます。

以上が第4号議案の吉田町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定

についての内容でございます。続きまして、第22号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についての内容につきまして御説明申し上げます。議案書の69ページ、70ページ及び参考資料ナンバー10をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本組合の構成団体であります川根町が本年4月1日に合併により島田市になりますことから、本年3月31日をもって本組合を脱退すること及び県内の全市町で構成する静岡県後期高齢者医療広域連合が本年4月1日から新たに非常勤公務災害補償事務に限り、本

組合へ加入することから、本組合規約の所要の変更を行おうとするものでございます。変更の内容であります。第2条中「及び」を「並びに」に改め、新たに静岡県後期高齢者医療広域連合が本組合に加入することから、同条の「一部事務組合」の次に「及び広域連合」を加え、さらに第5章につきまして、広域連合の文言を追加するものでございます。

別表第1は組合の構成団体を、別表第2は、組合が共同する事務区分の構成団体について規定されてお

りまして、平成20年3月31日をもって組合構成団体から脱退する川根町は、別表第1、別表第2から削除し、新たに規約第3条第2号に規定する非常勤公務災害事務に限り、4月1日から本組合に加入する静岡県後期高齢者医療広域連合は、別表第1及び別表第2、第3条第2号及び第3号に関する事務中に加えようとするものでございます。

以上が第22号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約

続きまして、第27号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の77ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在教育長でもあります黒田和夫委員が本年3月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き黒田和夫氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

黒田氏の住所につきましては、吉田町川尻2200番地、氏名は黒田和夫、生年月日は昭和10年9月2日、現在72歳でございます。

黒田氏の主な経歴を申し上げますと、黒田氏は、皆様方も御承知のとおり、平成8年4月1日から平成12年3月31日までの4年間、教育長として御活躍され、町の教育に御尽力くださり、特に図書館建設につきましてはみずから陣頭指揮をとられ、全国に誇れる図書館の礎を築き、さらに平成17年9月1日から現在に至る2年と6カ月間、教育長として町の教育行政に多大な御尽力をいただいております。

黒田氏は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関しまして高い識見を有し、教育委員会委員として引き続き町の教育行政を担っていただけるものと確信しております。

簡単ではございますが、以上が27号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての内容でございます。

続きまして、第28号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の78ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております河野修司委員が本年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としまして、引き続き河野修司委員を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

河野氏の住所は、吉田町川尻3583番地の114、氏名は河野修司、生年月日は昭和17年1月21日生まれで、現在66歳でございます。

河野氏は、吉田町の地域の事情にも精通し、また地域住民の方々からも信望も厚く、地元の川尻自治会からも強い推薦をいただいております、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

以上、総務課から4議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 引き続き、契約管理課長、塚本昭二君。

〔契約管理課長 塚本昭二君登壇〕

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

契約管理課関係の議案は、第5号議案、第8号議案、第15号議案の3件でございます。

以上の3件につきまして御説明申し上げます。

まず、第5号議案でございますが、吉田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてでございます。

議案書の18ページと19ページをごらんいただきたいと思っております。

本議案は、地方自治法第234条の3と地方自治法施行令167条の17の規定に基づき、当町における条例で定める長期継続契約を締結することができる契約を規定したいと考えまして、吉田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定するものでございます。

19ページにありますとおり、この条例は3条の本則と附則から成り立つものでございます。第1条には、この条例の制定根拠と制定の趣旨を規定いたしました。

次に、第2条には、地方自治法施行令167条の17の委任を受けて定める当町の長期継続契約を締結することができる契約を具体的に規定しております。

その対象となる契約でございますが、地方自治法施行令の規定に沿い、物品の借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすものに限ることといたしております。第1号には、物品の借入れにかかわる契約で法令の趣旨に合致するもの、第2号には、役務の提供を受ける契約で法令の趣旨に合致するものを条文化いたしました。

次に、第3条でございますが、ここでは条例の施行に関して必要な事項を規則で定めるように規定いたしました。そして、附則ではこの条例の施行期日を平成20年4月1日と規定し、この条例に基づく長期継続契約の締結事務は、平成20年度の開始に合わせるようにいたしております。

詳細な運用につきましては、規則で定めるとともに、より厳正な運用を目指すために運用基準を定めるように考えておりますので、この議案の附属資料といたしまして提出をさせていただきます。

それでは、参考資料のナンバー5をごらんいただきたいと思います。

参考資料の5の1ページでございますが、条例の施行規則を載せてございます。

この規則の中では、この条例の対象となる契約をより明確にするとともに、契約期間についても具体的に規定するようにいたしました。

まず、この条例の対象となる契約であります。規則の第2条で、条例第2条第1号の物品を借入れる契約で商習慣上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものとして、車両、事務機器、通信機器などを借入れる契約に限定するようにいたしております。

また、条例第2条第2号の経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度の初日から役務の提供を受ける必要がある業務にかかわるものとして、施設の警備、または清掃業務、設備の管理、または保守点検業務、物品の保守点検業務などの契約に限定するようにいたしております。

そして、契約期間でございますが、規則の第3条で5年を上限とするように規定いたしました。

次に、運用基準であります。資料の2ページから5ページにございます。

この条例を安易に解釈することがないように、具体的な事務処理も含めましてマニュアル化を図るように、条例の制定に合わせて制定するようにいたします。

資料2ページの第2では、条例運用に関する留意事項を掲げております。この2番目に記してありますとおり、長期継続契約は、翌年度以降の歳出予算を拘束する債務負担行為に基づく複数年契約と違いまして、各年度における予算の範囲内で給付を受けることを条件とし、歳出予算が保証されないため、予算が減額、削除された場合は契約解除を行うことができる

という、予算上の制約を伴う契約であることを明らかにいたしました。

そのため、入札公告、入札執行通知書、または見積依頼書には、この契約は長期継続契約とするため、次年度以降の歳入歳出予算の減額、削除があった場合には、契約を解除する旨の記載をするとともに、契約書にもこれらの事項を明記する事務処理を行うように求めています。

また、契約方法は、競争入札を原則とし、随意契約による場合は適切な理由がある場合に限り供与することと明記いたしました。

さらに、地方自治法施行令167条の2第1項第1号の規定に基づき、少額であることを理由に随意契約を行うことができる判断基準や、契約額のとらえ方などについても明確にいたしました。

第3、第4では、条例第2条第1号、第2号での対象となる契約内容や期間の考え方について、疑義が生じないようにより詳細な例示を行っております。

第5では、この条例を適用させる事業を実施するための伺い書の起票方法から、支出負担行為伺い票に至るまでの一連の事務手続を具体的にあらわし、だれもが誤りのない事務処理を遂行できるようにしてまいります。

もともと長期継続契約は、通常の契約方法では事務の取り扱いに支障を来すような場合に限り認められるものですので、適用の範囲は極めて限定させておりますが、それでもこの条例制定によりまして、契約に係る事務効率が向上し、必要な物品や役務の提供を継続かつ安定的に享受できるというメリットがございます。

これがこの条例の内容でございます。

以上で吉田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての議案説明を終わります。

続きまして、第8号議案 平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についての御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、別冊の補正予算書にありますとおり、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,584万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,453万6,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、能満寺門前整備事業で用地先行取得債として借り入れた起債の償還につきまして、平成19年度に最終返済年度に当たる平成20年度の元金返済分を繰り上げて償還するとともに、土地取得事業特別会計予算で執行した同用地にかかわる事業費分を一般会計で取得していただき、その収入を土地開発基金に繰り戻すためのものでございます。

それでは、歳入から御説明させていただきます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第1款の財産収入の1,772万円は、1項財産運用収入1目利子配当金収入の3,000円と、2項財産売払収入1目不動産売払収入の1,771万7,000円でございます。3,000円の利子配当収入は、土地開発基金の預金利子分でございます。1,771万7,000円の不動産収入は、先ほど御説明いたしました能満寺門前整備事業で土地取得事業特別会計予算で執行した同用地にかかわる事業費分を一般会計で取得していただく売り払いの収入でございます。

2 款繰入金の4,810万円は、能満寺門前整備事業で借り入れた起債の平成20年度分の元金繰上償還分を一般会計から繰り入れをしていただくものでございます。

4 ページの4 款諸収入2 万2,000円は、土地取得事業特別会計の預金利子分でございます。以上で歳入合計6,584万2,000円の増額補正となります。

次に、5 ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、歳出の1 款総務費6,584万2,000円は、土地開発基金への積立金として2 万5,000円、土地開発基金への繰出金として1,771万7,000円、そして借り入れ元金の繰上償還金として4,810万円を計上し、歳出合計6,584万2,000円の増額補正とするものでございます。

以上が平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

次に、第15号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の44ページと45ページをごらんいただきたいと思います。

第1条に定めますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億4,732万2,000円と定めるものでございます。また、歳入歳出の款項別の金額は、45ページの第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

詳細につきましては、お手元の平成20年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書、この一般会計予算最終ページ194ページになりますが、その次に土地取得事業特別会計予算の事項別明細書がございますので、その明細書に沿って御説明させていただきます。

まず1 ページ、総括の歳入をごらんいただきたいと思います。

1 款財産収入は、前年度同額の1 万1,000円、2 款の繰入金は前年度より5,136万4,000円減額の1 億4,730万9,000円、それから3 款の繰越金及び4 款諸収入は、それぞれ前年度と同額の1,000円とし、歳入合計は1 億4,732万2,000円となります。

また、歳出でございますが、1 款総務費で1 億4,732万2,000円とし、歳出合計も同額の1 億4,732万2,000円となります。

2 ページの1 款財産収入1 万1,000円でございますが、これは土地開発基金の利子収入1,000円と財産売却収入1 万円の計上でございます。

3 ページの2 款の繰入金1 億4,730万9,000円は、土地開発基金の繰入金1,000万円と総合運動公園整備で借り入れました平成20年度償還分を一般会計から繰り入れていただく1 億3,730万9,000円を合わせた金額でございます。

3 款の繰越金は1,000円でございます。

4 ページの4 款諸収入は、土地取得事業特別会計の預金利子1,000円といたしまして、歳入総額1 億4,732万2,000円の計上でございます。

次に、5 ページと6 ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

1 款総務費の総務管理費1 億4,732万2,000円でございますが、土地開発基金への積立金2,000円、用地を取得するための財産取得費の1,000万円、土地開発基金への繰出金1 万1,000円、そして公債費といたしましては、総合運動公園整備での用地先行取得債の平成20年度分元利償還金1 億3,730万9,000円の計上でございます。

7 ページには、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書を掲載してございます。

平成20年度中の増減見込みの償還見込み額は、先ほど御説明いたしました総合運動公園整備での用地先行取得債の平成20年度分償還元金1億2,956万7,000円でございます。これを償還いたしますと、平成20年度末現在見込み額は、5億1,826万7,000円となります。

以上が平成20年度吉田町土地取得事業特別会計予算の御説明でございます。

以上で契約管理課関係の3議案の御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 続いて、企画課長、藤田光夫君、お願いします。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長（藤田光夫君） 企画課でございます。

第7号議案、第14号議案、第24号議案の3議案について御説明申し上げます。

最初に、第7号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ2,459万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億5,733万5,000円とするものでございます。また、この款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額は、1ページから3ページに掲げてございます第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の設定をお認めいただくとするものでございます。

4ページに掲げてございます19年度内に事業の完成が困難となった事業、さゆり保育園建設費、津波・高潮危機管理対策緊急事業費、地方特定道路整備事業、大幡川幹線整備事業費、都市計画マスタープラン策定業務委託、自彊小学校北館管理及び教室棟外壁改修事業、吉田中学校管理教室棟外壁等改修事業の6事業について、右の欄に掲げたそれぞれの金額を20年度に繰り越して執行することをお認めいただくとするものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。これは、榛南広域農道整備事業に充当する起債限度額の減額補正をお認めいただくとするものでございます。

それでは、補正内容について8ページの歳入から御説明させていただきます。

11款分担金及び負担金は、11万2,000円の減額補正でございます。

土木費分担金は、お夏橋橋梁整備に係る上水道管及び電話地下管路の転架費用の減額でございます。

また、民生費負担金は、老人福祉法の規定に基づく措置費用の徴収見込み額の減によるものでございます。

9ページの12款使用料及び手数料は、23万4,000円の増額補正でございます。使用料、手数料ともに決算見込み額を計上しました。

10ページの13款国庫支出金は、1,681万8,000円の減額補正でございます。このうち、国庫負担金は90万1,000円の増額補正で、民生費、衛生費の国庫負担金は、児童手当に要する費用、保育所運営費、国民健康保険法の保険基盤安定制度、老人保健事業費、それぞれ決算見込み額を計上しました。

国庫補助金は1,771万9,000円の減額補正で、これは津波・高潮危機管理対策緊急事業費を3,000万円減額し、1億7,000万円とすることに伴い、1,500万円の減額や生活支援事業費の減少に伴う減額など、それぞれ決算見込み額を計上しました。

12ページの14款県支出金は、1,496万2,000円の減額補正でございます。このうち、県負担金の増減理由は、国庫負担金と同一のものととなります。

県補助金は1,552万1,000円の減額補正で、国庫補助金同様、津波・高潮危機管理対策緊急事業費の減に伴う水産振興事業費の減額や生活支援事業費の減少に伴う減額、木造住宅耐震補強助成事業費の利用者の減少による減額補正など、それぞれ決算見込み額を計上しました。

14ページの県委託金は55万9,000円の増額で、参議院議員選挙費、統計調査費の減額、都市計画費委託金の用地事務費179万3,000円の増額は、榛南幹線の事務が対象となります。

15ページの15款財産収入は、1,830万3,000円の増額補正でございます。不動産売払収入1,606万8,000円は、導水路などの用途廃止に伴う町有財産の売払収入、また有価証券等売払収入223万5,000円は、榛原地域土地開発公社解散に伴う出資金及び残有財産の分配金見込み額を計上しました。

16ページの16款寄附金は、一般寄附金を4万8,000円、指定寄附金を1万円増額補正するものでございます。

17ページの19款諸収入は、150万1,000円の増額補正で、主なものは、新予防給付ケアプラン作成料の減少、若返り貯筋塾徴収金の取りやめなど、それぞれ決算見込みにより計上しました。

20款町債は980万円の減額補正でございます。これは、榛南広域農道整備事業費の減により、これに係る県への負担金の減額に伴うものでございます。

続いて、19ページからの歳出でございます。

2款総務費は6,722万円の増額補正でございます。増額の主なものは、職員人件費に計上した退職手当組合負担金3,247万9,000円及び20ページの広域施設組合負担金に特別分担金861万円を計上してございます。これは、今年度末の退職予定者に係る退職手当組合への特別負担金でございます。また、土地取得事業会計繰出金4,810万円は、能満寺門前整備借入金を繰上償還するための繰出金を計上いたしました。

減額の主なものは、一般行政事務費の設計手数料700万円、文書広報広聴費が200万円、臨時職員対策費が540万5,000円、職員研修事業費が308万2,000円など、実績や決算見込み額によるものでございます。

27ページからの3款民生費は、5,854万3,000円の増額補正でございます。増額の主なものは、28ページの国民健康保険事業会計繰出金817万1,000円は、出産育児一時金、財政安定化支援事業費等の不足分の補正、老人保健事業会計繰出金7,002万5,000円は、医療給付費、医療費支給費の不足見込みによるものでございます。また、減額の主なものは、対象者減による福祉介護手当支給事業、地域生活支援事業費、児童手当費や児童福祉費では臨時職員賃金、さゆり保育園建設費では設計委託料の契約差金などがございます。

33ページからの4款衛生費は、3,407万3,000円の減額補正でございます。減額の主なものは、伝染病予防費が644万3,000円、環境衛生費や公害対策費では委託料の契約差金を計上、母子保健衛生費では、乳幼児・児童医療費の1,200万円、老人保健事業費などとなっております。

38ページからの6款農林水産業費は、4,097万8,000円の減額補正でございます。減額の主なものは、農地費では土地改良事業費の1,087万3,000円ですが、これは榛南広域農道整備事業費の減少によるものでございます。水産業費、津波・高潮危機管理対策緊急事業費3,000

万円は、事業量の減により事業費 2 億円から 1 億7,000万円に変更したことによります。

40ページの7款商工費は、1,567万円の増額補正でございます。この増額の主なものは、展望台小山城周辺維持管理費へ能満寺門前整備費1,772万8,000円を計上したもので、これは平成11年度に土地取得事業特別会計の財産取得費により能満寺門前用地の先行取得及び用地造成工事を行っております。今回、この用地造成工事費の分を特別会計から買い戻すものでございます。

次の8款土木費でございますが、9,575万8,000円の減額補正でございます。この減額の主なものは、県単道路整備事業負担金3,145万円で、これは焼津榛原線事業の取りやめや島田吉田線の事業費の減少によるものでございます。

また、町単橋梁お夏橋整備工事費の不用額1,174万8,000円、土地区画整理事業費の2,354万1,000円、公共下水道事業費繰出金1,973万7,000円など事業費の減少によるものとなっております。

45ページの9款消防費は、274万円の減額補正でございます。地震対策費では194万円、国民保護対策費が80万円で、いずれも決算見込みによるものでございます。

46ページからの10款教育費は、868万2,000円の減額補正となります。主なものでございますが、事務局費では、幼稚園就園奨励費補助金、教育振興事業費などの減額、48ページの小学校費、自彊小学校維持管理費は、グラウンド整備費の施設整備費の計上や、50ページの住吉小学校養護学級費の施設整備は、特別支援教室間仕切り壁の設置費用を計上しました。

51ページからの社会教育費、保健体育費は、決算見込み額による増減でございます。

なお、54ページの図書館管理費の図書費100万円は、一般図書補充費用の増額でございます。

12款公債費5,000万円の減額は、繰上償還予定分を減額するもので、このうち総務費へ計上した4,810万円を土地取得事業特別会計へ繰り出しし、この会計の能満寺門前整備費の借り入れ分を繰上償還しようとするものでございます。

56ページの13款諸支出金6,620万円は、財政調整基金への積立金を計上しました。

以上、歳入歳出補正予算額は2,459万8,000円の減額でございます。

それでは、引き続きお願いします。

次に、第14号議案 平成20年度一般会計予算について御説明いたします。

議案つづりの34ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億3,500万円とし、この款項区分ごとの金額は、35ページから41ページに掲げてございます第1表、歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

この総額は、前年度と比べ3億6,100万円、4.4%の増加でございます。

第2条は、42ページに掲げました第2表、地方債のとおり、計上額3億5,320万円について、地方債を起すことをお認めいただくとするものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5億円と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

第4条は、歳出予算の各項の金額の流用をすることができる経費を定めるもので、同一款内の各項に計上した経費のうち、人件費相互間において流用することができることを定めたものでございます。

それでは、35ページからの第1表、歳入歳出予算について御説明いたします。別冊の予算に関する説明書によって説明をさせていただきます。

歳入の3ページからごらんいただきたいと思います。

1款町税は60億1,488万8,000円を計上し、対前年度7,543万4,000円、1.3%の増で、歳入総額に占める割合は70.5%となります。

1項町民税は22億3,572万8,000円で、対前年度1,048万9,000円、0.5%増となります。最近における徴収実績を勘案するとともに、住民税の老年者非課税措置の廃止、また住民税から住宅借入金等特別控除による影響を見込み、現時点では個人町民税を7.2%増加、法人町民税は景気等の不安材料を考慮し、10.7%の減少として計上しました。

2項固定資産税は32億6,806万3,000円で、対前年度4,717万2,000円、1.5%の増で、町税総額の54.3%を占めております。

3項軽自動車税は5,774万円で、対前年度434万5,000円、8.1%増で、これは軽自動車600cc未満の増加によるものでございます。

4項たばこ税は1億9,150万円で、対前年度950万円、5.2%増、5項都市計画税は2億6,185万7,000円で、対前年度392万8,000円、1.5%増となります。

次に、5ページの2款地方譲与税は、19年度決算見込み額及び地方財政計画を考慮し、自動車重量譲与税9,000万円、地方道路譲与税3,100万円を計上しました。

次に、6ページから8ページにかけての交付金関係でございます。

3款利子割交付金から8款地方特例交付金でございますが、19年度決算見込み額及び地方財政計画を勘案し、3款の利子割交付金を1,200万円、4款配当割交付金を1,300万円、5款株式等譲渡所得割交付金を1,000万円、6款地方消費税交付金を3億1,000万円、7款自動車取得税交付金を8,000万円、8款地方特例交付金を5,200万円計上しました。

なお、地方特例交付金につきましては、新たに減収補てん特例交付金が加わりました。これは、18年度の税制改正により、住宅借入金等税額控除の適用者について、所得税から住民税への税源移譲により、所得税で控除し切れない税額控除額を住民税から控除することになったことに伴い生じる減収を補てんするためのものでございます。

次に、9款地方交付税は4,900万円を計上しました。これは、特別交付税の見込み額を計上したもので、20年度交付額は17年度の実績をベースにその25%程度とされ、これに頑張る地方応援プログラムに取り組む支援措置1,500万円を加えた額を見込んでおります。

なお、普通交付税の算定を通じて、地方再生対策費が創設される予定でございますが、試算の結果、5,700万円程度の需用額が伸びる程度でございます。普通交付税の交付見込みには引き続きございません。

次に、10款交通安全対策費特別交付金は、前年度と同額の600万円を見込んでいます。

次に、10ページの11款分担金及び負担金は1億4,533万5,000円、対前年度643万5,000円、4.6%増となります。

1項分担金、農林水産事業費分担金は、漁港事業の財源の一部に充てるため、吉田町漁港建設分担金条例に基づいて受益者から徴収するもので、1,091万円を計上しました。

2項負担金、民生費負担金は、老人福祉法、児童福祉法、保育料徴収規則等に基づいて徴収するもので、1億3,442万5,000円を計上しました。

次に、11ページの12款使用料及び手数料は6,577万9,000円で、対前年度19万4,000円、

0.3%の減となります。

1項の使用料は4,909万2,000円で、77万3,000円、1.6%の増加です。これは、町の施設、行政財産等の使用について、条例に基づき徴収するもので、神戸西会館、健康福祉センター、漁港施設、観光施設、道路、河川、公園の占用、教育施設などの使用料を計上しました。

12ページの2項手数料は1,668万7,000円で、対前年度96万7,000円、5.5%の減となりました。これは、特定のもののために行う事務について、法令、または条例に基づき、その取り扱い内容に応じて徴収するもので、減少要因は戸籍窓口手数料見込み額の減となります。

14ページの13款国庫支出金は、3億6,291万7,000円で、対前年度2,340万3,000円、6.9%の増でございます。

1項国庫負担金は2億447万2,000円で、対前年度3,771万5,000円、22.6%増加しています。この国庫負担金は、障害者自立支援法、児童手当法、国民健康保険法、児童福祉法等に基づき、町が行う事業の一部について国が義務的に経費を負担するものでございます。増額の原因は、児童手当の制度の拡充が19年度にございましたが、19年度の当初予算に計上されていなかったためでございます。

なお、総務管理費負担金に新たに計上した既存住民基本台帳電算システム改修負担金は、裁判員制度に伴うシステム改修費の負担でございます。また、衛生費国庫負担金の廃目は、老人保健事業費分の国庫負担でございましたが、健診に係る制度の変更により、健康増進法に基づく健康増進事業に移行し、20年度からは衛生費国庫補助金に計上してございます。

2項国庫補助金は、町が行う各種事業に対する国の補助で、法令要綱等により補助対象事業、補助率、補助額などが定められています。計上額は1億4,893万9,000円で、対前年度1,480万9,000円の減少でございます。主なものは、津波・高潮危機管理対策緊急事業費が2,750万円の減、汚水処理施設整備事業費が288万4,000円の増、地方道路整備臨時交付金事業費が550万円の増などでございます。

また、障害程度区分認定等事務費、次世代育成支援対策交付金、健康増進事業費など、新たな制度分も計上してございます。

3項国庫委託金は、国、または県が町に業務委託するためのもので、町は受託した事務事業の財源として計上しております。計上額は950万6,000円で、対前年度49万7,000円の増額となります。増額の要因は、外国人登録事務費の増額によるものでございます。

次に、17ページの14款県支出金は4億9,835万9,000円で、対前年度4,651万2,000円、10.3%の増となります。

1項県負担金は1億4,709万9,000円で、対前年度887万1,000円、6.4%の増加でございます。この県負担金は、国庫負担金と同様、町が行う事業の一部について県が義務的に経費を負担するものでございます。増加要因は、国庫負担金の増加要因と同様でございます。

なお、衛生費県負担金の後期高齢者医療事業費594万5,000円は、歳出の保険基盤安定繰出金へ充当するものでございます。

また、総務費県負担金の廃目は、県派遣職員負担金が発生しなくなるためでございます。

2項県補助金は2億6,960万4,000円で、対前年度1,890万3,000円、7.5%増加しています。主なものは、総務費では空港隣接地域振興事業費が400万円の増、民生費では新規に障害者福祉推進基金事業費、地域子育て支援拠点事業、衛生費においても、新規に健康増進事業費などが計上されています。

水産業費では、水産振興事業費が2,200万円の減、水産基盤整備事業費が712万円の増、消防費では大規模地震対策等総合支援事業補助金が1,732万7,000円の増加となります。

3項の県委託金は8,165万6,000円で、対前年度1,873万8,000円、29.8%増加しています。増加要因は、総務費で参議院議員選挙費や県会議員選挙費の減額はあるものの、徴税費委託金が3,256万4,000円増加したこと、また権限移譲事務交付金では、新たに旅券事務交付金を計上しています。徴税費委託金については、個人県民税徴収の委託金ですが、19年度、20年度に限り納税者1人当たりの単価が4,000円であること、また所得変動に係る経過措置による還付金が見込まれることからの計上でございます。

23ページの15款財産収入は514万3,000円で、対前年度171万4,000円、50%増となります。これは、基金運用利子を0.25%から0.3%を見込み、計上したことによります。

24ページの16款寄附金は2万円を計上し、一般寄附、指定寄附の受け入れ口でございます。

25ページ、17款繰入金は1億7,130万7,000円で、さゆり保育園建設事業や榛原総合病院負担金等の経費増加により、財政調整基金1億7,000万円を取り崩し、また教育振興基金120万円を新たな奨学金制度に充当いたしました。

次に、26ページ、18款繰越金は5,000万円を増額し、2億円を計上しました。

27ページ、19款諸収入は6,505万2,000円で、対前年度1,398万6,000円、27.4%増としました。これは、預金利子の増額や総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金の150万円の増額、民生費雑入、放課後児童クラブ徴収金の633万円の増額及び新予防給付ケアプラン作成料の332万4,000円の増額、教育費雑入では、総合体育館教室受講料120万1,000円の増額などが主な増加要因となります。

31ページの20款町債は3億5,320万円で、対前年度250万円、0.7%の減となります。

○議長（吉永満榮君） 課長、この辺で時間も来ていますので、歳入ということで、歳出のほうは暫時休憩の後でよろしくお願ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分ということでお願ひしたいと思ひます。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時15分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。企画課長、藤田光夫君。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長（藤田光夫君） それでは、引き続きまして一般会計の説明をさせていただきます。次に、32ページからの歳出でございます。

1款議会費でございますが、9,882万8,000円で、対前年度306万円、3.2%の増加でございます。これは、職員人件費の増額によるものでございます。

次に、34ページの2款総務費でございますが、10億6,148万7,000円で、対前年度499万9,000円、0.5%の増加でございます。

1項総務管理費は8億2,719万4,000円で、対前年度816万円、1%増でございます。増減の主なものでございますが、37ページ、土地取得事業特別会計繰出金が5,136万4,000円の減、

39ページ、財政管理費へ新たに地方公営企業等金融機構出資金250万円を計上しました。これは、地方公営企業等金融機構法が平成19年5月30日に公布されまして、平成20年度に現在の公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構が設立されます。この機構の予定資本金166億円は、すべての地方公共団体によって全額出資を行うこととされ、都道府県が64億円、市が91億円、町村が11億円を出資することになっております。出資額の算定は、出資総額の2分の1を標準財政規模により、また残りの2分の1を借入金残高によることとされております。

次に42ページ、企画費、企画調査費438万6,000円の減、これは国土利用計画策定が終了したことによります。

また51ページ、空港対策費では、新たに大井神社前公園整備の設計委託料を計上いたしました。

2項徴税费は1億6,113万円で、1,318万円、8.9%の増となります。減額の主なものでございますが、職員人件費、基準値評価委託料、固定資産課税基礎資料の作成業務などが減少しております。増額の主なものは、54ページの滞納機構負担金、過年度分町税還付金などが計上されております。

3項戸籍住民基本台帳費は5,960万9,000円で、642万4,000円、12%の増加でございます。主な増加要因は、権限移譲されます旅券事務に係る臨時職員賃金、住民ネットワークシステム委託料などによるものでございます。

4項選挙費は997万9,000円で、2,368万3,000円、70.4%の減となります。前年度は参議院議員選挙、町長、町議会議員選挙、県議会議員選挙がございましたが、今年度は農業委員会委員の選挙のみ計上してございます。

5項統計調査費は252万2,000円で、対前年度91万8,000円の増となります。

6項監査委員費は105万3,000円で、前年度と同額でございます。

61ページの3款民生費は2,190万9,000円で、対前年度3億3,419万1,000円、19.8%の増加となります。

1項社会福祉費は8億7,280万7,000円で、対前年度4,433万6,000円、4.8%の減額となります。主な要因は、65ページの老人保健事業会計繰出金9,236万2,000円の減額、69ページの心身障害者自立支援事業費2,299万1,000円の増額などがございます。また、新たな事業として72ページの障害者自立支援施設整備事業費を計上しました。

2項児童福祉費は11億4,877万3,000円で、対前年度3億7,852万7,000円、49%増加しています。これは、76ページの児童手当費が4,005万円の増加、84ページのさゆり保育園建設費が3億5,172万5,000円の増加によるものでございます。

3項生活保護費は20万9,000円で、前年と同額でございます。

89ページ、4款衛生費は16億9,919万6,000円で、対前年度2億1,422万9,000円、14.4%の増加となります。主な増減でございますが、91ページの榛原総合病院負担金が1億8,823万4,000円の増加、94ページでは、広域施設組合負担金が1億343万9,000円の減少、98ページの老人保健事業関係で後期高齢者医療事業への移行による1億1,096万3,000円の増加、また99ページには、健診に係る制度の変更による健康増進事業費が新たに計上されています。

101ページ、5款労働費でございますが、286万7,000円で、前年度並みの計上となります。

102ページの6款農林水産業費は4億416万8,000円で、対前年度3,116万円、7.2%の減額でございます。

1項農業費は1億2,114万1,000円で、対前年度1,450万3,000円、13.6%の増額です。これは、105ページ、農業振興費に新たに計上しました農業振興地域整備計画作成委託料や、108ページ、土地改良事業費の県営事業負担金の増額によるものでございます。

2項林業費は694万5,000円で、前年度並みの計上となっております。

3項水産業費は2億7,608万2,000円で、対前年度4,557万3,000円、14.2%の減額となります。主な増減は、内水面振興研究費補助金の廃止や、113ページの水産基盤整備事業費が1,000万円の増額、同じく津波・高潮危機管理対策緊急事業費が5,500万円の減額となっております。

115ページの7款商工費でございますが、6,746万5,000円で、対前年度774万6,000円、10.3%の減額となります。主なものは、商店活性化補助金の中止による減額や、118ページの小山城周辺維持管理費の減少などとなります。

120ページの8款土木費は13億3,644万8,000円で、対前年度3,702万3,000円、2.7%の減額となります。

1項土木管理費は4,119万8,000円で、対前年度3,694万8,000円、47.3%の減額でございます。減額要因でございますが、122ページ、県単道路整備事業負担金の減少によるものでございます。

122ページの2項道路橋梁費は2億9,958万4,000円で、対前年度1,917万5,000円、6%の減額となります。谷川東塩谷2号線、お夏橋未整備工事などの完了によるものでございますが、新規事業といたしまして、127ページの東村線、大幡川尻線、民附2号線、松下1号線の改良事業費を計上いたしました。

3項の河川費でございますが、3,841万5,000円で、549万6,000円、16.7%の増加となりますが、これは129ページ、河川維持管理費の維持修繕費の増額によるものでございます。

なお、130ページ、大窪川改修工事費は、前年度並みの計上でございます。

4項都市計画費でございますが、9億4,476万1,000円で、対前年度1,819万9,000円、2%の増額となります。増減の主なものでございますが、131ページの土地利用対策費が670万円余りの減、132ページの既存住宅耐震診断促進事業費が200万円の増、133ページの土地区画整理事業費が1,370万円余りの減、136ページの県単街路整備事業負担金が2,000万円の増、同じページでございますが、榛南幹線整備事業費が単独事業、新規の計上となります。

5項住宅費は1,249万円で、対前年度459万5,000円、26.9%の減額でございます。これは、工事費に計上した施設整備補修の減額でございます。

141ページの9款消防費でございますが、3億589万1,000円で、対前年度896万8,000円、2.8%の減額でございます。増減の主なものは、広域施設組合負担金が1,196万2,000円の減、144ページの地震対策費が578万2,000円の増額となっております。

なお、145ページの水道事業会計繰出金2,428万9,000円は、水道施設の耐震対策事業に充当するものでございます。

146ページの10款教育費でございますが、6億2,559万4,000円で、対前年度7,007万円、10.1%の減額でございます。

1項教育総務費は1億2,130万9,000円で、995万円、7.6%の減額でございます。これは、

前年度実施しました各小・中学校の空調設備工事が完了したことによります。

なお、148ページに計上いたしました緊急連絡通信料でございますが、これは新規事業の緊急連絡網整備事業の経費でございます。

また、150ページのちいさな理科館事業費は570万円余りの増額計上となります。

150ページの2項小学校費は9,691万5,000円で、対前年度3,789万7,000円、28.1%の減額でございます。これは、前年度実施いたしました中央小学校校地拡張事業が完了したことによります。

160ページの3項中学校費は5,540万8,000円で、対前年度57万3,000円、1%の減額となります。

163ページからの4項社会教育費は1億6,040万1,000円で、対前年度2,232万5,000円、12.2%の減額でございます。これは、前年度実施しました曲振りつけ作成委託料及び社会教育専門委員負担金の減少によるものでございます。

174ページの5項保健体育費でございますが、1億9,156万1,000円で、前年度並みの計上となります。増減の主なものでございますが、175ページの社会体育振興費が107万1,000円の増となりますが、これは新たにソフトランニング教室経費を計上したことによります。また、176ページのダンス健康づくり事業費を新設し、オリジナルダンスの普及を通じて健康づくりを推進することとしております。

180ページの11款災害復旧費は、前年度と同額10万円を計上しました。

12款公債費は8億7,948万2,000円で、対前年度4,184万1,000円、4.5%の減額となりますが、今年度は繰上償還分を計上していないことによります。

183ページの13款諸支出金は156万5,000円で、133万6,000円の増額となりますが、これは基金運用利子収入を充当するための増でございます。

184ページ、14款予備費は前年と同額の3,000万円を計上してございます。

以上、歳入歳出それぞれ85億3,500万円でございます。

これで、平成20年度一般会計予算案の説明とさせていただきます。

続きまして、第24号議案 島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更について御説明いたします。

提出議案つづりの73ページ、74ページと参考資料ナンバー12、新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

この協議会は、島田市、川根本町、川根町及び当町の1市3町で構成しておりまして、従前の一部事務組合から17年4月1日にこの協議会組織に移行しております。今回の規約変更は、平成20年4月1日の島田市と川根町との合併に伴いまして、当協議会の構成団体から川根町を削り、委員の数を1名減らすとともに、会議の運営については、委員全員を出席要件とする一部変更について、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、3件の議案につきまして、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

次は、税務課長、鈴木光雄君。

〔税務課長 鈴木光雄君登壇〕

○税務課長（鈴木光雄君） 税務課でございます。

税務課から第26議案 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について御説明申し上げます。

提出議案つづりの76ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年4月1日に川根町が編入合併により島田市となる予定でございます。このことから、平成20年3月31日をもって静岡地方税滞納整理機構から川根町が脱退し、同広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することとなります。地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合を組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは処理する事務を変更するには、関係地方公共団体の協議を経て、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の許可を受けることになっておりますが、この協議を始めるに当たりまして、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、静岡地方税滞納整理機構を組織する構成団体の減少につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 引き続き、町民課長、大石修司君、お願いします。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

町民課からは、本議会定例会に上程します第1号議案、第2号議案、第6号議案、第9号議案、第10号議案、第16号議案、第17号議案、第21号議案、第25号議案の9議案につきまして、お認めをいたさうとするものでございます。

最初に、第1号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページと2ページをごらんください。

今回の改正は、健康保険法の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、葬祭費において他の法律の規定で同様の規定を受けることができる場合の併給調整を盛り込むためのものと、医療保険者に対して糖尿病等の生活習慣病に着目した健診・保健指導の実施を義務づけたことに伴い、保健事業の調整を行うものであります。

具体的には、第6条第2項の出産育児一時金の中の国家公務員共済組合法の括弧書きの中の「含む。」の次に「第7条第2項において同じ。」を加え、第7条葬祭費では、第2項を新たに加え、前項の規定にかかわらず葬祭費の支給は、同一の死亡につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、または高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は行わないとし、給付調整を加えたものであります。

さらに、第9条保健事業では、第1項中「本町は」の次に「、国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて」を加え、同項第4号成人病その他の疾病の予防から、第7号母子保健までの保健事業を削除し、第8号その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業を第4号に繰り上げるものとするものであります。

また、第12条につきましては、文言の整理を行おうとするものであります。

以上が吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明であります。

続きまして、第2号議案 国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案書の3ページと4ページをごらんください。

これは、健康保険法の一部を改正する法律において、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことに伴い、一部改正を行うものであります。

今回の改正は、これまで医療保険者が納付していた老人医療費拠出金にかわって、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金の納付と、既に納付が義務づけられている介護納付金や地域支援事業支援納付金の納付に際して、天災、その他特別の事情により資金不足が生じた場合にこの基金を充て、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように条例の一部を改正するものであります。

具体的には、第1条中「老人保険法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」にし、「老人医療費拠出金」を「前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護保険法の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金」に改めるものであります。

以上が国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明であります。

続きまして、第6号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の制定について説明させていただきます。

議案書の20ページから25ページと、参考資料ナンバー6の施行規則案をあわせてごらんください。

この条例は、後期高齢者医療に関して、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、必要な事項を定めるもので、保険料の納付、督促、延滞金、還付、充当、滞納処分及び町が行う事務等を規定するものであります。

それでは、具体的には21ページからごらんください。

第1条では、条例の趣旨として、後期高齢者医療に関し、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法律に定めるもののほか、必要事項を定めるものと規定し、第2条では、保険料の徴収すべき被保険者の要件として、町内に住所を有する被保険者のほか、病院、または診療所の入院等を規定し、第3条では、納期を第1期を8月15日から8月31日までとし、以降第2期から全体で8期とし、第4条では、保険料の納付に係る端数処理として、100円未満の端数金額を規定し、第5条では、保険料の督促として納期限後20日以内の督促、督促手数料は1通につき100円とし、第6条では、延滞金として納期限後納付における年14.6%の延滞金額の加算等を規定し、第7条では、過誤納に係る保険料の還付と保険料への充当は、地方税法第17条及び同法17条の2の規定の例により、第8条では、還付加算金、充当加算金は、地方税法第17条の4の規定の例により、第9条では、還付または充当の取り扱いを規定し、第10条では、保険料の滞納処分の執行停止は、地方税法第15条の7第1項から第3項及び第5項の規定の例により、第11条では、その他の徴収事務を地方税法の規定によるものとし、第12条では、町が行う事務としては、被保険者等への調査、市町村その他の官公署、または年金保険者への調査、葬祭費の支給に係る申請書の提出の受け付け、通知書の引き渡し、保険料の徴収猶予の申請に対する処分に係る通知書の引き渡し、保険料の減額、または免除に係る申請書の提出の受け付け、保険料の減額、または免除の申請に対する処分に係る通知書の引き渡し、申請書の提出の受け付け、これらの事務に附属する事務とし、第13条では、委

任として条例の施行について必要な事項は規則で定めるとし、先ほど申し上げました参考資料ナンバー6の規則案では、趣旨、保険料、督促等を規定しております。

第14条から第16条では、罰則規定を設けております。

また、附則には、平成20年度における被扶養者である被保険者に対する激変緩和等を規定しております。

なお、静岡県後期高齢者医療広域連合においては、保険料の決定、医療給付費等の事務を処理することから、同広域連合の後期高齢者医療に関する条例において、保険給付、保険事業、保険料等の事務を規定しておるところでございます。

以上が吉田町後期高齢者医療に関する条例の制定についての説明であります。

続きまして、第9号議案 平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案書の28ページと別冊の平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書の1ページから2ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,462万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,561万8,000円にするものであります。

今回の補正は、これまでの実績に基づき、平成19年の決算を見込んだものであります。

補正予算書の5ページをごらんください。

まず、歳入から申し上げますと、1款国民健康保険税は、一般被保険者数と退職被保険者数の増減により1,320万円の増額、2款手数料は督促手数料で22万8,000円の増額、3款国庫支出金は、一般被保険者の減少による療養給付費等負担金の減額、高額医療費共同事業負担金拠出額確定による減額とシステム変更に伴う特別調整交付金の増額により5,623万4,000円の減額、4款療養給付費交付金は、退職被保険者の増により2,544万6,000円の増額、5款県支出金は、国庫支出金同様に高額医療費共同事業負担金拠出金確定により21万4,000円の減額、6款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政安定化事業交付金の交付額確定による減で2,798万6,000円の減額、7款財産収入は、基金利子の利率の変動により49万6,000円の増額、8款繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減分と支援分から成る保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金等により817万1,000円の増額、10款諸収入は、延滞金、預金利子、第三者納付金等で227万1,000円の増額となります。

次に、歳出ですが、13ページからごらんください。

1款総務費は、レセプト点検に係る臨時職員、制度改正によるシステムバージョンアップで97万7,000円の増額、2款保険給付費は療養給付費と療養費とも一般被保険者数、対象被保険者数の変動によるもの、高額療養費と出産育児一時金は、医療給付費の不足によるもので398万8,000円の増額、3款老人保健拠出金と4款介護納付金は財源振りかえです。

5款共同事業拠出金は、高額医療費拠出金、保険財政安定化事業拠出金の拠出金額確定を受けまして1,237万9,000円の減額、6款保健事業費も財源振りかえであります。

7款基金積立金は、1款総務費、2款保険給付費や5款共同事業拠出金の影響によりまして2,720万8,000円の減額、以上を計上したものであります。

これが平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明であります。

続きまして、第10号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）に

ついてでございます。

議案書の29ページと別冊の平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,060万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,322万円にするものであります。

これは、3月までの診療分を推計し、平成19年度の決算を見込んだものであります。

補正予算書の3ページからごらんください。

まず、歳入から申し上げますと、1款支払基金交付金は、医療費交付金、審査手数料交付金の実績に基づく変更によるもので1,958万円の増額、2款の国庫負担金は実績に基づく変更によるもので3,652万3,000円の減額、3款県支出金も実績に基づく変更によるもので3,006万9,000円の増額、4款繰入金は、歳出の医療給付費から歳入の支払基金交付金、国と県の支出金を差し引いたもので7,002万5,000円の増額、6款の諸収入は、第三者納付金等の745万3,000円を増額するものであります。

次に、6ページをごらんください。

歳出では、1款の医療諸費で、医療給付の不足分8,768万2,000円と、医療費支給費の不足分292万2,000円を増額するものであります。

以上が平成19年度老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の説明であります。

続きまして、第16号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書の46ページから51ページと、別冊の平成20年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の中ほどにあります吉田町国民健康保険事業特別会計の1ページから2ページをごらんください。

まず、議案書の47ページでございますが、第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ22億4,548万9,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、6,188万5,000円、2.7%の減額でございます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、議案書の48ページから49ページ、予算に関する説明書の3ページからごらんください。

歳入の内訳を申し上げますと、1款国民健康保険税につきましては6億9,324万9,000円で、前年度と比べますと2億6,618万5,000円、27.7%の減となっております。この大幅な減額理由は、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートし、75歳以上の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行することによります。なお、算定方法は、歳出総額から歳入のうち、国・県等の負担金、交付金及び補助金を差し引いた残額を必要額として計上しておりますことは、従来と変わりございません。

2款使用料及び手数料につきましては10万円で、前年度と同額であります。

3款国庫支出金につきましては6億1,991万6,000円で、前年度と比較しまして9,925万6,000円、19.1%の増となっております。これは、国庫負担金の中に特定健康診査等負担金

や国庫補助金、財政調整交付金の中に後期高齢者支援金が新たに加わったことが主な要因でございます。

4款療養給付費等交付金につきましては1億6,291万5,000円で、前年度と比較して2億8,980万3,000円、64.0%の大幅な減となっております。これは、退職者の療養給付費等の支払いに対しては、保険税収入で賄うことができない分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、このたびの医療制度改革に伴いまして、一部の経過措置は残されているものの、退職医療制度が平成20年度から廃止されることによるものであります。

5款前期高齢者交付金につきましては3億8,059万3,000円で、皆増となっております。これは、前期高齢者に係る保険者間の不均等の調整を図るもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から市町村国保に対して交付されるものでございます。

6款県支出金につきましては1億1,097万6,000円で、前年度と比較して1,842万9,000円、19.9%の増となっております。これは、県補助金、財政調整交付金の中の後期高齢者支援金と特定健康診査等負担金に加わったことが主な要因でございます。

7款共同事業交付金につきましては1億8,950万3,000円で、前年度と比較して201万1,000円、1.1%の減となっております。この交付金は、国民健康保険における高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業でございます。一般被保険者を対象に支給した実績に基づいて交付されるものと、保険財政共同安定化事業交付金から成っております。

8款財産収入につきましては46万円で、前年度と比較して42万円、1058%の増となっております。これは、基金利子に係る残高の増加と利率の変動によるものが主な要因であります。

9款繰入金につきましては7,715万7,000円で、前年度と比較して258万4,000円、3.2%の減となっております。

10款繰越金につきましては1,000万1,000円でありまして、前年度と同額であります。

11款諸収入につきましても61万9,000円で、前年度と同額であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、議案書の50ページから51ページ、予算に関する説明書の13ページからごらんください。

1款総務費は1,507万2,000円で、前年度と比べ53万8,000円、3.7%の増となっております。これは、臨時職員賃金、電算委託料等の一般管理費、連合会への負担金、賦課徴収費、運営協議会費の費用であります。

2款保険給付費につきましては14億8,664万2,000円で、前年度に比べ165万3,000円、0.1%の増で、ほぼ前年度並みとなっております。これは、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費及び移送費で、歳出の大半を占めていると言えます。

3款後期高齢者支援金等につきましては3億184万2,000円でありまして、皆増であります。これは、被用者保険や国保の保険者が後期高齢者の医療給付費等を賄うために、現役世代からの支援金である後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

4款前期高齢者納付金につきましては14万7,000円でありまして、これも皆増であります。これは、各保険者の前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の額が各保険者の義務的支出に占める割合を勘案しまして、全保険者で公平に再案分する負担調整措置であります。

5 款老人保健拠出金につきましては4,016万円でありまして、前年度と比べ3億4,705万6,000円、89.6%の減となっております。これは、老人保健事業の財源である医療費拠出金、事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付するものですが、後期高齢者医療制度の発足に伴い、大幅な減となっております。

6 款介護納付金につきましては1億3,203万6,000円で、前年度に比べ1,724万5,000円、11.6%の減となっております。これは、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象としたもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

7 款共同事業拠出金につきましては2億1,739万1,000円で、前年度に比べ436万2,000円、2.0%の減となっております。これは、保険者の財政運営の不安定を解消するため、高額医療費等の共同事業の実施主体であります静岡県国民健康保険団体連合会が運営する事業で、町が拠出金として負担するものであります。

8 款保険事業費につきましては2,044万9,000円で、前年度に比べ218万4,000円、12%の増となっております。これは、糖尿病等の生活習慣病の予防のため実施する特定健康診査や国保事業の円滑なる運営と、健康増進のための費用であります。

9 款基金積立金につきましては46万円で、前年度に比べ42万円、1050%の増となっております。これは、保険給付費等支払基金準備基金への積立金であります。

10 款公債費につきましては6万3,000円で、前年度と同額であります。これは、一時借入金利息分であります。

11 款諸支出金につきましては122万7,000円で、前年度に比べ6,000円、0.5%の減となっております。これは、一般被保険者と退職被保険者の保険税還付金等となります。

12 款予備費につきましては3,000万円で、前年度と同額であります。これは、医療費の伸びや突発的な医療費の必要性が発生した場合を考慮させていただいたものであります。

以上が平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、第17号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の52ページから55ページと、別冊の平成20年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町老人保健事業特別会計の1ページをごらんください。

まず、議案書の53ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,655万4,000円とするものでございます。前年度と比較しますと15億4,360万円、85.3%の減となっております。これは、医療制度改革に伴い、老人保健事業が廃止され、後期高齢者医療保険制度に移行することから、予算計上は1カ月分となります。したがって、歳入歳出の各款とも大幅な減額となっております。

議案書の54ページ、予算に関する説明書の2ページからごらんください。

歳入の主なところを申し上げますと、1 款支払基金交付金につきましては1億3,906万2,000円で、前年度と比べまして8億6,136万円、86.1%の減となっております。

2 款国庫支出金につきましては8,492万6,000円で、前年度と比べまして4億9,751万6,000円、85.4%の減となっております。

3 款県支出金につきましては2,123万2,000円で、前年度と比べまして9,236万2,000円、81.3%の減となっております。

4款繰入金につきましては2,123万1,000円で、前年度と比べまして9,236万2,000円、81.3%の減となっております。

以上が歳入の主なところであります。

次に、歳出は議案書の55ページ、予算に関する説明書の6ページから7ページをごらんください。

1款医療諸費は2億6,644万7,000円で、前年度と比べまして15億4,360万円、85.3%の減となっております。

以上が平成20年度吉田町老人保健事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、第21号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の65ページから68ページと、別冊の平成20年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療保険事業特別会計の1ページをごらんください。

まず、議案書の66ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,000万3,000円とするものでございます。これは、医療制度改革の一つとして、老人保健制度が廃止され、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい後期高齢者医療保険制度を創設したことから、法律に基づき平成20年度から新たな特別会計を設け、予算計上を行うものでございます。

議案書の67ページ、予算に関する説明書の2ページから4ページをごらんください。

歳入の内訳を申し上げますと、1款後期高齢者医療保険料につきましては1億7,205万2,000円であります。これは、75歳以上の高齢者の皆様方からいただく保険料であります。

2款使用料及び手数料につきましては1万7,000円であります。これは、証明手数料及び督促手数料であります。

3款繰入金につきましては792万8,000円であります。これは、低所得者世帯の均等割額減額分及び社会保険等の被扶養者の均等割額減額分を一般会計から一部負担するための繰入金でございます。

4款諸収入につきましては6,000円であります。これは延滞金、加算金及び過料等であります。

以上が歳入であります。

次に歳出ですが、議案書の68ページ、予算に関する説明書の5ページ、6ページをごらんください。

1款分担金及び負担金は1億7,998万円あります。これは、後期高齢者の皆様方からいただいた保険料と低所得者等の減額した保険料を町から繰り入れた分であります。

2款予備費につきましては2万3,000円で、歳入の手数料と諸収入を充てたものであります。

以上が平成20年度吉田町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、第25号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について説明させていただきます。

議案書の75ページをごらんください。

静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、同広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この

議案を提出させてもらうものであります。

具体的には、平成20年4月1日から榛原郡川根町を廃し、その区域を島田市に編入することで、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が1町減少することにつきまして、議会のお認めをいただくものでございます。

以上、町民課からの9件の議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 次は、社会福祉課長、八木大作君。

〔社会福祉課長 八木大作君登壇〕

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

社会福祉課からは、第23号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について御説明いたします。

提出議案書の71ページから72ページと、参考資料ナンバー11をごらん願います。

駿遠学園管理組合は、昭和44年4月1日に志太榛原地域の3市10町で組織する地域の知的障害児の自立支援のための指導と教育を目的とする一部事務組合として発足し、今日まで至っております。

このたび、現在組合を組織する地方公共団体のうち、島田市と川根町が平成20年4月1日に合併して島田市となることにより、川根町が平成20年3月31日をもって本組合から脱退し、組合を組織する地方公共団体の数が1団体減少することから、これに伴い、組合規約に定める組合を組織する地方公共団体及び議会の組織における組合議員の定数の減少と、さらに平成20年度における御前崎市の分担金の人口割に用いる人口を平成19年9月末現在の旧御前崎町の区域の住民基本台帳登録人口とする規約の一部の変更について、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決をお願いするものです。

初めに、組合規約第2条、組合を組織する地方公共団体においては、組合を組織する地方公共団体を5市5町の各市町名を掲げて規定しておりますが、このうちの川根町を削るものです。

次に、第5条、議会の組織においては、組合議会の議員定数と構成各市町の議員定数を定めておりますが、議会の議員の定数を14人から1人減じて13人とするとともに、構成各市町のうちから第7号の川根町を削り、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、それぞれ第7号、第8号、第9号とするものです。

また、規約の附則第2項においては、御前崎市の平成19年度の分担金の人口割合の人口を平成18年9月末現在の旧御前崎町の区域の住民基本台帳登録人口としておりますが、平成20年度においても同様に取り扱うものとし、御前崎市の分担金の人口割の人口を平成19年9月末現在の旧御前崎町の区域の住民基本台帳登録人口とするものです。

なお、変更規約の附則におきまして、施行期日は平成20年4月1日とし、また組合規約第11条第3項第1号には、分担金の人口割に用いる人口は、予算の属する年度の前年度9月末現在における住民基本台帳登録人口によるものとする規定しておりますが、平成20年度の島田市の分担金の人口割の人口は、前年度の9月末現在の合併前の島田市における住民基本台帳登録人口ではなく、同日における島田市と川根町の住民基本台帳登録人口を合算した人口によるものとしております。

以上、第23号議案の説明であります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長、水野辰明君。

〔高齢者支援課長 水野辰明君登壇〕

○高齢者支援課長（水野辰明君） 高齢者支援課でございます。

今議会定例会に上程いたします第3号議案、第11号議案、第18号議案の3議案について御説明を申し上げます。

それでは、議案ごとに申し上げます。

第3号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提出議案の5ページから7ページと、参考資料ナンバー3をごらんください。

平成17年の税制改正により、年金収入が変わらないのに年金所得控除が変更されたことにより所得額が増額となり、介護保険料の所得段階の区分により保険料が上昇することが生じ、この上昇分を緩和する措置を平成18年度、19年度に実施してまいりました。平成20年度においても、平成19年度と同様の激変緩和措置を行うことができるように、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が、平成19年12月12日に公布をされたことから、吉田町においても高齢者を取り巻く社会状況を勘案し、激変緩和措置を継続して実施するため、平成18年に制定した吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の必要な改正を行うものでございます。

改正の内容は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の附則第3条に、平成19年度における所得段階ごとの保険料の緩和措置について、平成20年度にも同様に行う規定を追加するものでございます。

税制改正により、保険料の段階が第1段階及び第2段階から第4段階へ上昇する者は、保険料を3万3,860円とし、第3段階から第4段階へ上昇する者は、保険料を3万7,128円とし、第1段階及び第2段階から第5段階へ上昇する者は、保険料を4万800円とし、第3段階から第5段階へ上昇する者は4万4,064円、第4段階から第5段階へ上昇する者は4万7,328円と、保険料をそれぞれ定めるものでございます。

本条例の施行期日は、政令の施行期日の同日の平成20年4月1日とするものでございます。

次に、第11号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

提出議案の30ページと、別冊予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億367万5,000円とするものでございます。

歳入歳出ともに、介護サービス費等の実績値にかんがみ補正するものでございます。

介護保険事業は、法改正により持続可能な制度とするための予防重視型システムの転換を柱として、平成18年度から新たに予防給付について取り組んでおります。しかしながら、改正後1年目の状況は、要支援認定者が計画値を下回る一方で、介護給付費は前年度と比べ約7%上昇しております。本年度につきましても、施設給付費を中心として増額している状況で、国が示した参酌標準とは隔たっており、介護予防の効果があらわれるまでには、まだ時間を要するものでございます。

また、地域支援事業につきましては、特定高齢者の把握事業に町内医療機関及び民生委員

等の協力を得て実施をしており、特定高齢者決定者数は前年度比較で増加をしましたが、介護予防事業への参加者数は伸び悩む現状であり、事業費を減額させていただくものでございます。

歳入から申し上げます。

3ページをごらんください。

1款保険料の1,544万5,000円の増額は、保険料の所得段階別被保険者の当初の見込み数より、所得段階の高い第4、第5段階が増加したことによりまして増額するものでございます。

3款国庫支出金の介護給付費国庫負担金の326万2,000円の減額は、法定負担率の低い施設給付費は増額をしたものの、法定負担率が高い居宅支援サービス費等が減額となることから、全体では減額になるものでございます。

次に、4ページの財政調整交付金の850万6,000円の減額は、国が定める負担率が下げられ、4.98%から4.3%に変更するものでございます。

地域支援事業国庫補助金は、介護予防事業費の減額によるもので、介護予防事業費が255万円、包括・任意事業は16万7,000円、それぞれ減額になるものでございます。

事務費交付金の49万8,000円は、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度も引き続き実施するために、電算システム改修を本年度中に実施する必要があるため、事業費の2分の1が交付されるものでございます。

次に、5ページをごらんください。

4款支払基金交付金は、介護給付費は240万円の増額ですが、地域支援事業交付金は316万2,000円の減額でございます。

6ページ、県支出金の介護給付負担金は702万5,000円の増額でございます。国庫負担金と同様に、法定負担率が定められておりますが、負担率は国庫とは逆に支出給付が高く、居宅支援サービス費等が低いもので、施設給付費の増額に伴い、県負担金も増額になったものでございます。

地域支援事業は、事業費の減額により補助金の減額をするものでございます。

次に、7ページをごらんください。

7款繰入金の介護給付費は144万7,000円の増額ですが、地域支援事業は減額でございます。また、その他一般会計繰出金の50万円は、保険料の激変緩和措置を継続させることに関し、システム改修に係る事業費の国庫補助金を差し引いた分を一般会計から繰り出すものでございます。

次に、8ページの9款諸収入の第三者給付金につきましては、本年度は2件分で258万円の増でございます。第三者行為は要介護状態が交通事故等の第三者行為が原因であり、加害者に対し損害請求を行う場合、介護給付費を限度として町が請求できるもので、その事務は国保連合会のほうに委託をしております。

次に、歳出でございます。

9ページをごらんください。

1款総務費の一般管理費は99万8,000円の増額です。歳入で申し上げましたが、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度も引き続き実施するために、電算システム改修を行うものでございます。

次に、10ページをごらんください。

2 款保険給付費の1,416万3,000円の増額につきましては、施設介護サービス費の介護サービス費がそれぞれ増加していますが、介護予防事業である支援サービス給付費は、利用者が低調なことから減額となるものでございます。

11ページの高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス等費は、国・県の負担金等の変更に伴う財源の振りかえでございませう。

審査支払手数料は減額となるものでございませう。

次に、12から14ページでございませう。

4 款地域支援事業費は、介護予防事業、包括・任意事業、それぞれ減額するものでございませう。

次に、第18号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございませう。

提出議案の56ページから59ページと、別冊の介護保険事業特別会計予算 1 ページ以降をございませう。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億7,129万3,000円とするものでございませう。前年度対比7.6%の増額でございませう。

3 ページからございませう。

歳入 1 款は、1 号被保険者保険料で 2 億4,586万円でございます。年金からの特別徴収として 2 億1,029万7,000円、普通徴収は3,508万9,000円でございます。

2 款材料及び手数料 1 万9,000円は、督促手数料等でございませう。

3 款国庫支出金の 3 億803万2,000円につきましては、介護給付費国庫負担金として、介護標準給付費に対して施設給付費15%、居宅給付費等20%の 2 億2,984万7,000円、財政調整交付金は6,639万8,000円、地域支援事業の介護予防事業は614万1,000円、また包括・任意事業は564万6,000円でございます。

4 款支払基金交付金 4 億728万8,000円は、第 2 号被保険者40歳から64歳までの方の介護保険料が支払基金より交付をされるもので、介護標準給付費及び地域支援事業の介護予防給付の31%でございます。

5 款県支出金 1 億9,506万1,000円は、介護給付費が施設給付の17.5%、居宅給付費が12.5%の 1 億8,916万7,000円、地域支援事業補助金は介護予防事業費が12.5%の307万1,000円、包括・任意事業費が20.25%の282万3,000円でございます。

6 款財産収入は基金利子でございませう。

7 款繰入金 2 億1,377万6,000円は、一般会計からの法定繰入金で、介護標準給付費の12.5%の 1 億6,115万8,000円、地域支援事業は介護予防事業が12.5%の307万1,000円、包括・任意事業が20.25%の252万3,000円、その他一般会計繰入金は地域包括支援センター職員給与費と事務費分で4,247万円、介護給付費準備基金繰入金は425万4,000円でございます。

8 款繰越金100万円は、前年度繰越金でございませう。

9 款諸収入 5 万7,000円は、第三者納付金、返納金及び預金利子等でございませう。

次に、歳出を申し上げます。

1 款総務費は3,454万8,000円でございます。平成20年度は第 4 期吉田町介護保険事業計画策定の年度に当たります。したがって、策定に関し、事務費は前年度より増額をしております。

一般管理費は334万5,000円、賦課徴収費は153万3,000円、介護認定審査会費2,921万1,000

円、趣旨普及費 3 万1,000円、計画策定委員会費は42万8,000円でございます。

2 款保険給付費は12億8,926万9,000円でございます。

介護サービス等諸費の12億2,154万9,000円は、要介護認定者が利用した在宅や施設サービス等に対する保険給付と、要支援認定者に対しましては、介護度が上昇しないように介護予防給付を行うものでございます。

介護保険サービスは、訪問介護、通所介護、施設介護、認知症対応型共同生活介護など、要介護、要支援者の介護に必要な各サービスに対して保険給付を行うものでございます。

また、利用者負担額が高額になった場合及び施設サービスにおける食費、居住費が所得段階による利用者負担限度額を超える場合には、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費が給与をされます。高額介護サービス費は1,453万円、特定入所者介護サービス等費は5,136万4,000円、審査支払手数料は182万6,000円でございます。

3 款基金積立金 1 万5,000円は、前年度の剰余金を介護給付準備基金に積み立てるものでございます。

4 款地域支援事業費は4,642万2,000円でございます。

介護予防特定高齢者施策事業費1,834万1,000円、介護予防一般高齢者施策事業費621万9,000円、包括的支援事業費1,983万9,000円、任意事業費202万3,000円でございます。

5 款公債費は一時借入金の利子です。

6 款諸支出金は、保険料還付金、償還金等でございます。

7 款は予備費でございます。

以上で平成20年度吉田町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

以上、3 議案の御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 御苦労さまでした。

続いて、下水道課長、山梨清一君。

〔下水道課長 山梨清一君登壇〕

○下水道課長（山梨清一君） 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました第12号議案、第19号議案の2 議案について御説明申し上げます。

最初に第12号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書（第2号）をごらんいただきたいと思います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,205万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,017万6,000円とする内容のものでございます。この補正につきましては、収入状況を見ましての増額と歳出の決算見込みによります補正及びそれらに伴います一般会計繰入金の減額が主なものでございます。

歳入でございますが、3 ページの1 款分担金及び負担金は、受益者負担金を331万6,000円増額、2 款使用料及び手数料は下水道使用料を主に419万7,000円増額、4 ページ、4 款繰入金は、歳入の増、歳出の減によりまして1,973万7,000円減額するものであります。

6 款諸収入は、預金利子を主に16万9,000円増額するものです。

次に、歳出でございますが、6 ページ、1 款の公共下水道事業費の675万2,000円の減額は、管渠建設費において町単排水設備建設費で40万円の増額はありますけれども、職員人件費を

主に534万円減額するものと、2目の管渠維持管理費の委託料127万3,000円の減額が主なものでございます。

8ページの2款公債費の530万3,000円の減額は、利子におきまして前年度借入金償還利子を償還表に合わせて減額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ10億9,017万6,000円とさせていただきたいというものでございます。

続きまして、第19号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提出議案60ページから63ページ並びに別冊の平成20年度一般会計及び特別会計予算に関する説明書、参考資料ナンバー8をごらんいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,617万9,000円と定めるものでございます。

まず、歳入でございますが、予算に関する説明書では2ページでございます。

1款の分担金及び負担金は、受益者負担金でございますが、予算額3,250万2,000円、前年比13.2%の378万円の増額でございます。

2款使用料及び手数料は、下水道使用料が主なものでございますが、予算額5,859万9,000円、前年比13.2%、681万4,000円の増額です。

3ページの3款の国庫支出金でございますが、予算額8,000万円で、前年比11.1%、1,000万円の減額でございます。

4款の繰入金は、一般会計からの繰り入れで、予算額5億8,736万4,000円は、前年比1.66%、991万2,000円の減額となっております。

4ページの繰入金の前年額500万円は、前年度と同額とさせていただき、5ページ、6款の諸収入は雑入が主なものでございますが、予算額1万4,000円は、工事の設計図書を無料配布することによりまして前年比95.6%、30万5,000円の減額となるものです。

6ページの7款町債の予算額3億6,270万円は、前年比12.0%、3,880万円の増額となっておりますが、そのうちの1億5,300万円につきましては、公庫の年5%以上の残債に係る繰上償還の借換債でございます。

以上、歳入合計は11億2,617万9,000円で、前年比2.66%、2,917万7,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、7ページ、1款の公共下水道事業費は予算額4億7,005万9,000円で、前年比15.8%、1億4,124万3,000円の減額となっております。これは、公共管渠建設費を1億4,000万円減額する管渠建設費の減額が主なものでございます。

13ページの2款公債費の予算額6億5,512万円は、年次償還表に基づく償還と公庫の繰上償還に係るもので、前年比35.2%、1億7,042万円の増額となります。

14ページの3款予備費につきましては、前年度同様100万円としております。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,617万9,000円とさせていただきます平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計予算をお願いするものでございます。

提出議案の61ページにございます第2条の第2表によりまして地方債でございますが、公共下水道事業と公営企業借換債を目的とします起債の限度額を3億6,270万円、利率を6%以内とするものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額、若干の余裕を持たせていただきまして4億円と定めさせていただくものでございます。

以上、第12号議案、第19号議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 最後になりますが、水道課長、中村久義君。

〔水道課長 中村久義君登壇〕

○水道課長（中村久義君） 水道課でございます。

水道課から第13号議案、第20号議案の2議案について御説明申し上げます。

初めに、第13号議案 平成19年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の平成19年度吉田町水道事業会計補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思います。なお、本書は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、執行計画については消費税込みの金額で計上していますので、よろしく願いいたします

それでは、補正予算書の1ページ、第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益は、既決予定額から1,169万8,000円減額し、5億5,622万3,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業収益は47万8,000円減額し、5億4,487万6,000円にするもので、その内容は給水収益の有収水量、件数とも当初予算の見込みより増加し、418万4,000円の増額、受託工事収益の給水工事収益がなかったことにより435万5,000円の減額、その他営業収益の手数料の減少により30万7,000円の減額によるものでございます。

第2項の営業外収益は、受取利息及び配当金の増加はしたものの、消費税の還付が減少したことにより1,122万円減額の1,134万7,000円にするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費は、既決予定額に541万4,000円増額し、4億8,429万4,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業費用は744万6,000円増額し、4億722万3,000円にしようとするもので、その内容は、原水浄水及び配水給水費の臨時異動による人件費の減少、国道、県道の漏水修理がなかったことによる路面復旧費の減少、委託料、動力費等の減少により1,925万1,000円の減額、受託工事費の工事請負費等がなかったことにより300万円の減額、業務費の委託料等の減少により17万7,000円の減額、総係費の賃借料等の減少に28万9,000円の減額、減価償却費の262万2,000円の減額、資産減耗費の旧第1浄水場施設取り壊しに伴い、3,278万5,000円の増額によるものでございます。

第2項の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出の減額により203万2,000円減額し、7,507万1,000円にするものでございます。

この結果、本予算による予定純利益は4,657万3,000円と見込まれます。

次に、2ページの第3条の資本的収入は、既決予定額から1億6,748万7,000円減額し、5億1,926万2,000円にしようとするものでございます。

第1項の企業債は、除鉄除マンガン施設築造工事の変更等により1億6,510万円減額し、4億4,300万円とするものでございます。

この補正後の金額は、借入金限度額を変更させていただくものとします。

第2項の他会計出資金は、当初2基分の新設消火栓設置を計上しましたが、1基分の要望しかなかったため45万5,000円の減額、第3項その他資本的収入は、加入分担金がアパート建築等の増加により673万円増加したものの、工事負担金が866万2,000円の減額になり、その他資本的収入全体では193万2,000円減額し、7,541万7,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、既決予定額から1億5,297万2,000円減額し、8億4,306万8,000円にしようとするものでございます。

第1項の建設改良費は、委託料が配水管布設工事の一部を水道課で設計、そのほか入札差金等に伴う1,928万2,000円減額、工事請負費が除鉄除マンガン施設築造工事で、当初前処理施設を築造して処理する計画が、水源の処置量で賄えることで前処理施設を設置する必要がなくなったこと、口径変更等により1億3,369万円の減額になり、建設改良費全体で1億5,297万2,000円減額し、7億3,143万5,000円とするものでございます。

第2項の企業債償還金は予算どおりでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,380万6,000円は、減債積立金4,000万円、建設改良積立金8,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,634万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,867万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,878万6,000円で補てんさせていただきます。

なお、詳細につきましては、17ページから26ページに平成19年度吉田町水道事業会計予算執行計画が計上してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第20号議案 平成20年度吉田町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の平成20年度吉田町水道事業会計予算書と参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと思っております。

なお、補正予算でも申し上げたように、本書は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、給与費明細書、執行計画については、消費税込みの金額で計上してございますのでよろしく願いいたします。

それでは、1ページの第3条、収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の予定額は5億7,753万6,000円、前年対比で101.7%と961万5,000円の増額でございます。

第1項の営業収益は5億4,932万6,000円、前年対比100.7%、397万2,000円の増額となり、その主な内容を見ますと、給水収益については件数の増加、有収水量も少しは増加が見込まれることにより372万1,000円増額の5億4,231万3,000円の予定額とさせていただきます。

受託工事収益については、耐震性貯水槽清掃点検手数料が増え、71万4,000円増額の525万円とさせていただきます、その他営業収益につきましては、設計図書手数料代がなくなり、46万3,000円減額の176万3,000円とさせていただきます。

第2項の営業外収益は、受取利息及び配当金の率の上がったことにより70万2,000円増え、76万1,000円、雑収益が13万1,000円減額で306万3,000円、消費税還付金が昨年より507万2,000円多い2,438万6,000円見込まれるので、営業外収益全体では564万3,000円増額の2,821万円の予定額とさせていただきます。

次に、収益的収入及び支出の支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費の予定額が4億8,182万4,000円、前年対比にいたしますと100.6%と294万4,000円の増額でございます。

第1項の営業費用は3億9,774万3,000円、前年対比99.5%、203万4,000円の減額となり、その主な内容は、原水浄水及び配水給水費では人件費の減少、浄水池配水池清掃業務委託料の減少、ポンプ、発電機点検手数料の減少等により901万7,000円の減額の1億4,570万1,000円とさせていただきます。

受託工事費では、他会計より緊急な給水工事のための工事請負費、委託料、材料費、修繕費につきましては、前年同様とさせていただきます、耐震性貯水槽清掃点検の手数を71万4,000円増額し、597万5,000円とさせていただきます。

業務費は、人件費等の増加で147万5,000円増額の3,806万9,000円、総係費は人件費等の増加で7万3,000円増額の2,318万5,000円、減価償却費については549万8,000円増額の1億7,972万6,000円、資産減耗費は77万7,000円減額し502万円、その他営業費用は、前年と同じ6万7,000円とさせていただきます。

第2項の営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費が447万5,000円増額の7,269万円、繰越勘定償却費が8万円増額の503万6,000円、雑支出が42万3,000円増額の435万5,000円とさせていただきます、営業外費用全体では497万8,000円増額の8,208万1,000円、前年対比で106.5%とさせていただきます。

予備費につきましては、前年同様200万円とさせていただきます。

この結果、本予算における予定純利益は5,343万4,000円と見込まれます。

次に、2ページの第4条の資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的収入の予定額は7億5,486万7,000円、前年対比109.9%、6,811万8,000円の増額でございます。その内容は、第1項の企業債は、第2浄水場築造工事、除鉄除マンガン施設築造工事等借入れにより9,390万円増額し、前年対比で115.4%、7億200万円を企業債の借入れ限度額とさせていただきます。

第2項の他会計出資金は、消火栓設置及び非常用発電機等の設置により2,357万5,000円増額し、2,487万5,000円、第3項のその他資本的収入につきましては、工事負担金が下水道工事関係のみで5,035万7,000円減額の1,699万2,000円、加入分担金が100万円増額の1,100万円となり、その他資本的収入全体では4,935万7,000円減額の2,799万2,000円とさせていただきます。

次に、資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の予定額は10億8,356万6,000円、前年対比で108.8%、8,752万6,000円の増額でございます。

第1項の建設改良費は9億7,580万9,000円、前年対比にいたしますと110.3%、9,140万2,000円の増額になります。その内容は、工事請負費が下水道工事等他会計に伴う布設替え工事は減少したものの、第2浄水場築造工事、除鉄除マンガン施設築造工事等により1億1,331万7,000円増額の9億919万7,000円、委託料が土木事務所等他会計に伴う配水管布設替え工事等の設計委託がなくなり、2,221万円減額の6,325万4,000円、材料費が昨年同様198万円、固定資産購入費が量水器購入のみで29万5,000円増額の137万8,000円によるものでございます。

第2項の企業債償還金は1億775万7,000円、前年対比で96.5%、387万6,000円の減額とさせていただきます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,869万9,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額3,105万3,000円、過年度分損益勘定留保資金4,635万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,128万8,000円で補てんさせていただきます。

なお、詳細につきましては、32ページから41ページに平成20年度水道事業会計予算執行計画が計上してございます。

以上が水道課からの2議案についての説明とさせていただきます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 各担当課長からの説明が終わりました。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議長より発言の許可をいただきましたので、御報告させていただきます。

先ほど速やかに事業執行を行う必要があることから、本日の議決をお願いいたしました7議案に、さらに1件を追加して御審議をお願いしたいと存じます。

第23号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを追加し、本日の議決をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ただいま町長からお話がありましたように、第23号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての議案について、本日の議会初日の議決を求めるものであります。

それでは、ここでお諮りします。

第23号議案の審議については、本日の議事日程に追加し、追加日程第1として、本日審議、採決することについて御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

第23号議案については、本日の議事日程に追加し、追加日程第1として審議、採決することに決定いたしました。

それでは、ここでただいま説明のありました議案のうち、総務文教常任委員会へ審議を付託する予定であります議案について、質疑を行います。

第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第10号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案の9議案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第10号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案の9議案については、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第10号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案の9議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、産業建設常任委員会へ審議を付託する予定の第12号議案、第13号議案、第19号議案、第20号議案の4議案について質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第12号議案、第13号議案、第19号議案、第20号議案の4議案については、産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、第12号議案、第13号議案、第19号議案、第20号議案の4議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

この後、本日の議決案件に対する全員協議会を開催いたしますので、第2会議室に御集合願います。

全員協議会の開始時間は3時15分からとします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席議員は14名全員です。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第6、第7号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑を行います。

13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 平成19年度の補正予算について、1点質疑をいたします。

10款教育費の中で、ちいさな理科館事業92万3,000円の減額補正がございました。その中

で、減額の説明は聞いたわけでありますけれども、この中で建設準備委員会が3回、それから研究部会Aが8回、研究部会Bが2回の会議が開催されたということでありました。3月6日に建設準備委員会が開催予定と聞きましたけれども、これも含めまして19年度の成果物といえますか、19年度にでき上がったものというのがどういうものであるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、この減額というのは、先ほど全協で聞いた減額の理由は理解はいたしましたけれども、1回会議を開催するためにどのくらいのコストがかかるのかということをお考えますと、この92万3,000円を、仮に1回の会議を増やすということもできたのではないかと、いうふうに考えているものです。

したがって、この建設準備委員会が3回というものが19年度の目標として達成するほどの十分に満たす回数であったのかどうかというところで思いましたので、質問をいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

先ほど御質問のちいさな理科館の92万3,000円の減額の内容でございますが、私ども今回ちいさな理科館につきましては、町のほうの委員の皆様含めて研究をしていただいております。これについて、私ども理科館についての委託費としまして調査研究費がございまして、委託料の中で結果がまとまるということで、平成19年度のちいさな理科館調査業務委託の報告書という形で19年度につきましては、委員の皆様含めてそのまとまったものにつきまして、報告書という形でできますので、92万3,000円の減額につきましては、減額しても問題ないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 建設準備委員会が3回行われたということでありますけれども、この建設準備委員会ではちいさな理科館の活動内容、建設後の運営、建設構想などの決定を行いますということになっております。3回という中身を想像いたしますと、1回目は提案がございまして、実質審議というのが十分だったのかどうかということを考えるものであります。その点、この理科館というものが、これから21年度の完成を目指して形となっていくと思っておりますけれども、その19年度のまとめといたしまして、3回の実質の協議で十分にこの理科館の建設構想ができ上がったものかどうかというふうに思うわけであります。

2月3日に公聴会がありました。公聴会でもさまざまな意見や、それからアンケートによりまして参加者からさまざまな意見が出ているというふうに思いますが、この公聴会の意見というものをどういうふうに今後事業に反映していくのかということと、それからちいさな理科館というものが計画の段階から、こうした町民の方々の参加による会議によって作り上げていくというものであるのかどうか。その点、確認をしたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問ですが、今回ちいさな理科館の事業につきましては、委託事業として、まず一つは、整備に当たりまして理科館整備の目的と趣旨目的と、また現状把握のための基礎的な調査、また問題点と課題の整理、基本的な考え方としましてコンセプト、整備の基本方針、施設配置のイメージ図と、これにつきましては、先ほどもお話をさせていただきました。

したが、ちいさな理科館調査業務委託の中で報告書等がまとまってございます。当然、この事業の中で建設研究部会の委員のAの皆様や研究部会のBの皆様には、回数的には8回と3回という形で、2回ですかでやっていただきまして、その内容等につきましては、建設準備委員会の中で報告をさせてもらって議論をしていただいているということです。この建設準備委員会が3回ということが少ないかということにつきましては、中の内容につきましては、資料的には提案をさせていただいております。また、先ほど公聴会等で御意見をいただいたものにつきましても、今回第3回目の準備委員会の中で委員の皆様には、こういう御意見があったということを提案させていただいております。7月に行われました児童・生徒並びに保護者のアンケート等も、当然時間的にも制約がございましたが、皆様から意見シートを書いていただいたものにつきましては、委員の皆様にはすべての御意見として紹介させていただくという形でございます。私どもこの事業につきましては、町民の皆様と一緒に進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） この理科館事業、ちいさな理科館の建設ですけれども、19年度が3月6日の準備委員会をもって19年度は終わるということでありまして、これを20年度に持っていくものとしてどんなものができ上がったのかということをお願いしたいのと、それから課長が今答弁されたのを聞きますと、町民の皆様とともにつくっていくということでしたけれども、このちいさな理科館に関しては、全く今形としては教育委員会のほうのたたき台といいますか、含み案といいますか、腹案というものがない中で行われているかどうか、その点を答弁お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

先ほどの御質問ですが、現在建設準備委員会の委員の皆様には、13人の方に委員になっていただきまして取りまとめ等をお願いさせていただきます。それこそ教育委員会としましては、委員の皆様は提案いただいたものにつきまして、それにならうもの、委員会で考えるものという形の中から、この理科館につきまして建設運営を考えていきたいと。

もう1点は、やはり当然この理科館の運営等も、事業につきまして町民の皆様からのボランティア並びに応援団という形のもを今後ともいただきたいと思いますので、やはり教育委員会としましては、町民の皆様に参加していただく中の運営も含めた中で考えていきたいというのが教育委員会の案でございます。

以上でございます。

○13番（大塚邦子君） 答弁が違うんですけど。すみません。

議長、すみません、13番。

○議長（吉永満榮君） もう少し簡単に。

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚。

私がお聞きしているのは、運営のことではなくて、教育委員会としてこの理科館の箱物といいますか、そういったものの腹案があるのかどうなのかと。全く何も無いところから町民参加で今行われているのか、どうですかということをお聞きしたので、そのことの答えをいただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

教育委員会としましては、当然建物の規模並びに運営の方法につきましては腹案を持ってございます。そういう中で、一部実施計画の中にも数字的なものは上げさせていただいてございますので、私どもとしまして、町民の皆様が強く要望するもの、必要なものにつきましては、財政的な問題もございますが、なるべくかなえていきたいと。一つは、教育委員会としての建物の規模並びに財政的なもの、ここら辺のところにつきましては、一つ案としては持っております。

以上でございます。

○13番（大塚邦子君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 佐藤です。

2点お伺いします。

財産収入のところの、15ページですか、不動産売払収入というのが1,600万円ほど入りますけれども、先ほどの説明ですと、導水路などの売り払いということで、私9カ所というふうに聞いているんですけれども、もうちょっと細かく説明していただきたいのと、それは、何か条件というか規制というか、そういったものがあるのかどうかということをお話ししてください。

それからもう1点、27ページの社会福祉費の福祉介護手当が231万円減額されていますけれども、これ調整だと思えますけれども、当初ですと660万円とっていたわけで、この制度は3カ月以上寝たきりの方、状態の方に月1万円支給するという条例で決まっていることなんですけれども、これは申請されないと受給券が得られないということで、知らされてないと申請もできないということですので、どのような形で知らせているかというか、漏れなく知らせることが大切だと思えますけれども、そのところをちょっとお答えください。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

15ページの不動産売払収入、この内容ということでございましたのでお答え申し上げます。

まず、総額で1,706万8,000円ということでございますが、全体としましては、やはり9件、面積にしまして664.46平方メートルになるものでございます。この売り払いの対象となりますものは、導水路の用途廃止をしたものでございます。ほとんどのものが赤線、青線ということで、もともと国有地であった導水路でございますけれども、それをもう既に建物の中に入っているとか、民地の敷地の中に入っているとか開発予定地に入っている、もう導水路として使用しないものについて用途廃止をいたしまして、売り払いを行った合計がこの金額になったというものでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（水野辰明君） 高齢者支援課でございます。

福祉介護手当支給事業でございますが、お話がありましたとおり、当初660万円、55名分

の予算を要求しましたが、今現在38名の方が利用されておるということでございます。それで、こちらの支給事業のPRの仕方ですが、まず一つは、広報に載せてPRをするということと、民生委員の方がこの福祉介護手当支給事業に深くかかわりをさせていただいておりました、定例会等でこの事業のPRをするということと、1年に一度高齢者の実態調査を民生委員の方をお願いしておりますので、そうした中で、こうした方があったら申請のほうを勧めていただこうというようなことをしております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

8款の4項1目の都市計画総務費ですけれども、先ほども質問させていただきましたけれども、もう一度確認でございますけれども、耐震診断促進事業と耐震補強助成事業なんですけれども、当初予算の半額程度になってしまったということで、都市計として、先ほど答弁いただいたことで結構ですので、もう一度確認をしたいと思っておりますのでお願いします。43ページです。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） それこそ先ほどと同じようなことになるかと思いますが、耐震診断のほうにつきましては、町のほうでも広報等でPRをしているわけですが、なかなか前へ進まないというのが実情でございます。先ほど言いましたように、56年以前の住宅について、できれば調査をして、その分につきまして戸別に手紙を送るとか、そういうような形の中でPRをしていきたいというのが現下の考えでございますので、またそれにつきましては、先進地等の視察があれば、その辺の市町の様子もうかがいながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

先ほど税務課のほうから資料をいただいて、昭和56年以前の建物について情報をいただいて、やはり町として安全・安心を確保する意味からも図っていきたいというような答弁があったと思うんですけれども、間違いはないですか。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 資料をいただけるのであれば、そのような資料を参考にしていきたいというのが現状でございます。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

やはり、究極的に地震が起きてから、被災に遭われてからでは元も子もないと思ひますので、毎年度せつかく予算措置をして図らずも減額ということで、大変貴重な町民の財産、生命を守る意味からも、税務当局としてそのような要請があった場合、個人情報等問題があると思ひますけれども、どのような御見解かお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（鈴木光雄君） 税務情報に関しましては、地方税法で守秘義務、いわゆる秘密漏えい等の地方税法の22条ですか、等々ございますので、慎重に取り扱わなければいけない、そういう見解でございます。

やはり、我々が調査権、そういう中で知り得た税務情報でございますので、そこら辺は慎重に対応していかなければならない、そう思っております。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） それでは、質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおりに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第7、第8号議案 平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第8、第9号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第9、第11号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を行います。

1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 歳入のところの保険料なんですけれども、補正額が1,544万5,000円なんですけれども、先ほどの説明ですと、第4段階、第5段階が増えたというように私聞いたんですけれども、そこら辺がちょっと理解できないんですけれども、1号被保険者の普通徴収から特別徴収に変わるというのが年1回だったのが6回になるというのは聞いているんですけれども、その結果がマイナス普通徴収が1,200万円で、特別徴収2,800万円になってますけど、当初から見ると大分違うんですけどね。先ほどの説明というのが、私ちょっと理解できてないんですけど、もう1回説明してください。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（水野辰明君） 高齢者支援課でございます。

先ほど1号被保険者保険料、全体の額の説明としまして、第4段階、第5段階の所得区分の方が計画値に対して増加したためという説明を申し上げました。

それから、今お話がありました特別徴収保険料と普通徴収保険料の片方が増額、片方が減額というようなことで、こちらの説明につきましては、今議員が申し上げました特別徴収の徴収者が普通徴収から移行しましてふえたというようなことでございますが、制度的に、先ほど議員がおっしゃられました、65歳に到達した方は、今までは1年間普通徴収で徴収されておったのですが、制度改正がされて1年に6回構成をすることができるようになりましたので、その関係で普通徴収が減って特別徴収が増加したと。それによりまして、この数字が上がってきたというものでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） この補正額のふえた1,500万円というのは、結局当初計画していた段階の方々が、4号、5号というと保険料が高くなるわけですから、低く計算されていたというふうに理解するんですかね。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（水野辰明君） 国の参酌基準によりまして、こちらも保険料の設定につき

まして、当初のちょうど今年2年目になりますが、介護保険の事業計画を3年間つくって、19年度は2年目になりますが、その中で設定をしておるものでございます。その当時の構成よりも所得が高い方が多かったというようなことでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第10、第22号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第11、第25号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第12、第26号議案 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 追加日程第1、第23号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。
採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で本日の日程は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

次回は3月11日火曜日午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会とします。

散会 午後 4時45分

(3月21日 本会議：一般質問)

開議 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第18日目でございます。

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 佐藤正司君

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

[1番 佐藤正司君登壇]

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

私は、さきに通告してあります国民健康保険税の値下げについてと、我が町の実質公債費比率について対策を聞く、の2点について質問します。

初めに、国民健康保険の保険税の値下げについて伺います。

今、医療制度が大きく変わり、4月から後期高齢者医療制度の導入が予定されています。この法律は、医療改革法として2006年6月の国会で自民党、公明党の強行採決で成立し、2006年12月に静岡後期高齢者医療連合が立ち上がり、この制度が導入されると町の国民健康保険にも影響が予測されます。

75歳以上の人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、新しくできる後期高齢者だけの保険に組み入れられます。これまで、サラリーマンなど被扶養者とされていた75歳以上の方が、おのおの保険料を納めなければなりません。国保同様、滞納すると保険証が発行されず、今までの10倍の医療費を支払わなければ受診できなくなるのです。

吉田町でも約2,850の方が対象になり、そのうち国保の加入者が約2,100人います。町では、国保の被保険者は現在9,751人いて、75歳以上の国保加入者は2,100人です。その方が抜けると、国保の被保険者は7,640人になります。

国民健康保険の制度は、全国の自治体で問題を抱えています。始めたころは、農漁業や自営業者が加入する国民皆保険として役割を果たしてきましたが、今では高齢者、無職の方、低所得の人が多く加入していて、どこの市町の国保も運営が大変になっています。国保は、国民皆保険の根幹をなすものですが、今や払いたくても払えない人が増えているのです。厳しい国保会計の運営を招き、滞納している世帯では、重い病気になっても医者にかかれぬという事態になっています。

町では、平成16年に国保税を大幅に値上げしました。その結果、所得の低い人はますます払えなくなり、払っている人も無理をして納めているのではないのでしょうか。毎年6月になると納付書が送られてきますが、余り高いので間違いではないかと思い、役場に問い合わせをした。しかし、間違いではなくがっかりした。こういう声を聞きます。せめて、安心して医療にかかれるという本来の国保制度の意義を発揮できるよう何とかならないのでしょうか。

町の国保会計の基金積み立てを見てみると、平成18年度決算時、基金は2億5,671万円あり、19年度では5,686万円積み立て、合計3億1,348万円になります。町長は、平成16年の値上げのとき、次のように述べました。

「高齢者医療費の増大と不況に伴う国保税の減少などにより、国保事業特別会計は財政的に非常に厳しい状況にあることに加え、不測の事態への準備として約1億7,000万円の基金を積み立てておく必要があります。町民の皆さんに痛みをお引き受け願うことはとても辛いことですが、御理解をいただきますようお願い申し上げます」。

現在は、当時町長が述べられた目標を大幅に超えています。さらに翌年度への繰越金を見ると、平成17年度は1億2,000万円、平成18年度は1億3,100万円でした。19年度の翌年度への繰越金はどのくらいの見込みになるのでしょうか、お聞きします。

今、国保税を滞納している世帯は約1,000世帯あります。加入世帯の2割を超えています。そのうち、保険証を取り上げられる資格証明書発行の世帯と短期保険証を受けている世帯は約400世帯に上っています。国民皆保険制度というのに、これは異常な事態ではないでしょうか。この際、国保税を下げるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

次に、実質公債費比率についてお聞きします。

2006年4月に地方債制度が許可制から協議制に移行したことに伴い、導入された財政指標で公債費による財政負担の程度を示すこの実質公債費比率は、榛原総合病院や公共下水道事業特別会計などが加わったことで、吉田町は前々回の発表では21.6%で県下1位、昨年9月発表の04年度から06年度の3カ年平均では21.1%で牧之原市に次いで2位と、高位になっています。町長は、「広報よしだ」2月号の町長からのメッセージで、吉田町の財政健全化について述べておられます。実質公債費比率の高い数値の要因に、「下水道の整備や榛原総合病院の建設、三星建材工場跡地の購入などの大口の借金のツケが回ってきたものです」と述べておられます。

三星工場跡地の借金は約12億円で、返済がまだ今、1億3,000万円ずつ返してあと6年で完済します。この土地は、売却の方針で19年度中にも買い手を探したいと言っていたのですが、見込みはどうでしょうか。

榛原総合病院は、地域医療の核としてはなくてはならない病院ですが、建てかえに当たって、平成14年から完成した17年までの建設費を見ても、医療機器と合わせて約115億円かかり、そのうち企業債が97億円という大きな負担になっています。計画を立てたころは、国が公共投資を大幅に増やせという政策で、それに乗り、過大な投資をあおられた計画になったものと思われれます。ホテルのような立派な部屋や、500床のベッド数が人口10万人規模の地域で適切であったのか。しかも、その後完成すると、国の医療制度の改革で変更があつて、療養ベッド50床分が使われないという状況であります。これも問題を残しています。運営面でも、医師、看護師の不足、診療報酬の引き下げが続き、経営が行き詰まっています。

また、公共下水道事業については平成元年に都市計画決定し、平成2年に事業認可を受け、平成7年から使用が開始されました。計画から20年たった現在、進捗率は3割です。今までの公共下水道事業費は176億円かかり、内訳は管渠建設費に109億円、浄化センター建設費に

57億円、維持費に10億円かかっています。国からの補助金もありますが、平成18年度決算では、償還残高で元金が71億円、利子が23億円、合計94億円になっています。町の借金総額は、平成18年度末で元金197億円です。下水道事業の借金の比率が高くなっています。

三星跡地の借入金返済はあと6年で完済です。公共下水道事業を今のままで進め、榛原総合病院建設費を計画どおりに毎年負担していく場合、実質公債費比率にて今後どう予測できるのか、おのおのこの問題について、これからどう進めていくのかをお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 第1点目の国民健康保険税の値下げについてお答えいたします。

国民健康保険事業は、社会保険の一環として市町村が行う公営事業の一つで、国民健康保険税、国庫負担金、その他の収入を財源として、保険給付を中心に各事業を実施しており、地方公営企業法の適用を受けないものの、特別会計を設けて独立採算で運営されております。

国民健康保険税の算定に当たりましては、被保険者が相互扶助するという大原則に基づき、療養給付費等の給付の有無や給付額の多少にかかわらず、世帯ごとに所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式により、国民健康保険税を賦課しております。

こうした中、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、国民健康保険給付費と支払準備基金条例では、国民健康保険給付費と支払準備基金、以下基金と申しますけれども、この基金として、当該年度及びその直前の2カ年度において行った保険給付等に要した費用の額の1年度当たりの平均額の100分の5以上に相当する額を、当該年度に積み立てるものとしております。

また、国からの通知によりますと、高額医療費の発生など予期せぬ要因に基づき保険給付費等が膨大し、基金積立金を取り崩す必要がある場合におきましても、国民健康保険財政の運営に著しい影響を及ぼすことのないよう、各過去3カ年度の保険給付費等の平均年額の25%相当額以上の基金を保有するよう指導をしております。

これらをもとに、平成19年度末の基金を試算してみますと、平成16年度、17年度、18年度における保険給付費、老人保健拠出金、介護給付金に要した費用の平均年額は約18億7,378万円となり、この額の5%相当額である約9,369万円が単年度の基金積立額、25%相当額である約4億6,845万円が基金保有額の目安となります。

しかしながら、本年度の基金積立額は、本定例会に上程しました補正予算でお示ししたと

おり約5,686万円であり、本年度末における基金保有額は約3億1,358万円となり、いずれも目標数値を下回ることとなります。この基金は特別会計の重要な財産であるとともに、月々の医療給付費等の支払いにおいて手持ち現金に不足を生じた場合には、基金を歳計現金に繰りかえて運用することができるという重要な役割を担っております。

また、本年4月からは、75歳以上を対象とした現在の老人保健事業にかわる独立した後期高齢者医療制度がスタートし、65歳から74歳までの前期高齢者の医療に係る財政調整制度の創設や、乳幼児に対する医療費軽減対象年齢が3歳未満から義務教育就学前まで拡大するなど、保険者が負担する拠出金や保険給付費等の金額にも大きな変動が予想されるとともに、退職者医療制度の廃止に伴い一般被保険者が増加することから、国民健康保険事業の運営に対しての影響ははかり知れないものがございます。

したがいまして、このように大幅な制度改正が行われ、保険給付費の見通しが立てにくい状況におきましては、これまでとは異質な財政運営が求められますが、できる限り現在の保険税率を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、翌年度への繰越金の見込みはどうかの御質問でございますけれども、平成19年度国民健康保険事業特別会計予算の歳出におきましては、本年4月、5月の出納整理期間中、今年2月診療分に係る一般及び退職被保険者の療養給付費や審査支払手数料の支払いが、また3月申請の出産一時金や葬祭費の支払いなどが予定されております。

歳入につきましては、国及び県の調整交付金の交付額は3月末の決定となり、交付額の確定はその後の扱いとなります。

こうしたことから、現時点におきましては、平成19年度の歳入歳出額を把握することは非常に難しいものであると言えます。昨年の議会定例会においてお答えしましたとおり、繰越金額は、例年5月の出納整理期間の閉鎖後に監査委員の審査を経て議会に提出し、認定を終えた上で確定をするものでございますので、決算の調整が終了していない現段階におきましては、平成19年度の繰越金額につきましては明確な答えはできません。

また、国民健康保険事業特別会計は、国庫支出金の療養給付費等負担金や退職療養交付金の実績に基づく精算を翌年度に実施しますが、国庫への返還金が発生した場合には返還金相当額を差し引いた額が実質的な繰越金となりますので、このことを十分に御理解いただきたいと存じます。

なお、当特別会計の主要な財源であります国民健康保険税、国庫支出金及び県支出金等は、当該年度の4月、5月には入金されませんので、この間に支払う保険給付費等の支払い財源

は繰越金や、先ほども申しあげました基金の繰りかえ運用、さらには金融機関からの一時借入金と考えられますが、基金保有残高が重要なポイントになります。

次に、基金の取り崩しや繰越金を原資にして国保税を引き下げる考えはないかの御質問でございますけれども、国民健康保険税率の子細につきましては、当該年度における予算編成方針に基づき、国民健康保険事業の財政運営が適正にされていることが条件となります。

具体的に申し上げますと、今後3カ年以上基金を取り崩すことなく、引き下げた税率で運営することが見込まれること。仮に引き下げた場合でも、応能、応益割合の平準化に近づくとともに、適正な賦課限度額の設定となること。加えまして、人間ドックや医療費分析等の保健事業や任意給付が行われ、事業の拡充が予定されていることなどが条件となります。

先ほども申しあげましたが、平成19年度末における基金保有額は3億1,358万円と見込まれますが、目標であります4億6,845万円には1億5,487万円ほど不足していることとなります。国民健康保険税率の見直しにつきましてはの議論は十分に承知しておりますが、本年4月以降の制度改正による保険給付費等の影響を勘案し、健全で安定した国民健康保険事業の財政運営を図るためには、当面は現在の国民健康保険税率を維持すべきと考えております。よろしく申し上げます。

最後になりますが、繰越金等を基金に積み立てることは、突発的な病気の流行などによる医療費の増加に対応するための備えでもあり、国民健康保険事業特別会計の財政運営の安定化のためにも必要不可欠なものであると考えますので、議員におかれましてもこの趣旨を十分に御理解いただき、国民健康保険事業運営に対しまして格別なる御支援を賜りたいと存じております。

2点目の県下1位、2位にある我が町の実質公債費比率についてお答えします。

我が国では、平成18年4月から長年続いた地方債許可制度が廃止され、地方債協議制度に移行しました。地方債協議制度への移行につきましては、平成11年に成立しました地方分権一括法で法定化されたものであり、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る趣旨によるものでございます。

そもそも地方債とは、地方公共団体が資金調達的手段として金銭を借り入れ、または債券を発行することにより債務へ、その償還が次年度以降にわたるものを言います。地方債は、将来に債務を残すものでありますので、起債に当たりましては将来の財政運営に及ぼす影響を考慮し、慎重な配慮が必要とされます。

地方自治法第230条には、地方債は、地方税、地方交付税等と同様に歳入予算の一部を占

めるものであり、予算としての議会の議決が必要であり、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましても、予算で定められることとなっております。また、地方財政法第5条の3、第5条の4には、地方公共団体が起債をするに当たりましては、総務大臣、または都道府県知事の協議、または許可が必要であることが規定されております。

地方債協議制度におきましては、地方公共団体は協議という手続を経れば、総務大臣、または都道府県知事の同意がなくとも地方債を発行し得ることになりますが、実質公債費比率が18%以上である団体は総務大臣等の許可を受けなければならず、公債費負担適正化計画を策定し、当該計画の内容、その実施状況等を勘案し、地方債の許可をするものとされ、当該計画の内容が適当なものであれば、原則として協議団体の同意基準と同様の内容によりまして発行が許可されます。

このように、実質公債費比率は平成18年度から始まった地方債協議制度において、協議を要する団体と、許可を要する団体の判定に用いられる指標であり、平成18年度に公表されました当町の数値は21.6%で、県下で一番高い数値でございました。また、平成19年度に公表されました数値、平成16年度から平成18年度までの3カ年の平均値でございますが、21.1%で、前年より0.5ポイント下がり、県下で2番目の数値でございました。

この数値は、端的に分析しますと、これまで町が公共下水道や道路、公園などの社会資本整備を積極的に進めてきたことの結果であり、近年を振り返りますと議員の御指摘のとおり、公共下水道の整備や榛原総合病院の建設、中山三星建材（株）工場跡地の購入が、さらに数値を押し上げた大きな要因であることは間違いのない事実でございます。この公共下水道事業、榛原総合病院、中山三星建材（株）工場跡地の実質公債費比率への影響につきましては、現在の状況と今後の状況につきまして申し上げます。

最初に、公共下水道事業の影響でございますが、平成19年度に公表された実質公債費比率21.1%のうち、4.7%を占めております。これは、平成2年度から事業を進めてきたことにより、平成19年度末の地方債残高は約72億3,700万円になる見込みであります。これに伴う元利償還金は毎年5億円程度となり、今後の借入を償還元金以内に抑えたとしても、償還期間が長期のため、平成34年ごろまでは現在の状況が続くものと推測しております。

次に、榛原総合病院の影響についてでございます。新病棟の建設事業は終わっておりますので、今後新たな借入を必要とする要因としましては、医療機器の更新や新規の導入が想定されますが、既に借りている地方債の償還期間は平成47年までであります。平成19年度

からは財政支援費も負担しておりますので、これによる影響は、平成18年度の数値をもとに試算いたしますと0.2%ほどで、これを含めて1%ほどの影響になります。

なお、負担額に比べ、影響が少ないと感じられると思いますけれども、この負担額は病院の建設開業に要する経費を初め、救急医療の確保による経費や高度医療を利用する経費など、13項目の経費について、国が定める繰出基準に基づいて算出しております。実質公債費比率の算定におきましては、負担総額を対象として案分計算されますが、おおむね当町が負担する元利償還相当額が算入されることとなります。

次に、中山三星建材（株）工場跡地でございますけれども、平成15年度から平成17年度の3カ年平均の影響は1.9%でありました。しかし、平成16年度から元金の償還が始まったため、平成16年度から平成18年度の3カ年平均は2.6%ほどになりました。ちなみに、償還期間は平成24年度までであります。

当町の実質公債費比率の今後の見込みといたしましては、平成19年度決算見込みに伴う実質公債費比率を試算いたしますと、単年度で17.0%、平成17年度から19年度の3カ年平均では19.0%程度であります。町は、現下の厳しい社会経済情勢のもとで、より一層の財政の健全化を図るために実質公債費比率を早期に18%以下にすることを求められております。このため、平成18年度、19年度におきましては、地方債残高の繰上償還を実施し、公債費の軽減を図っておりますが、今後も継続して行う予定でございます。

なお、地方公共団体の公債費負担軽減対策として、平成19年度から21年度までの3カ年限り、政府資金など年利5%以上の地方債につきましては、公的資金補償金免除の繰上償還が認められましたが、残念ながら、当町は財政力指数1以上の不交付団体でありますので、この優遇制度の対象にはなりません。ただし、下水道事業につきましては、公営企業債を借り入れ、繰上償還ができる基準に当てはまることから、平成20年度に借りかえが許可されており、これを当初予算に計上したところでございます。また、普通会計におきましては、前段で申しあげましたとおり、政府資金の繰上償還はできませんが、県資金や縁故資金につきましては借入先との交渉により可能でありますので、財政状況を勘案しながら繰上償還を行い、実質公債費比率の低減や財政の健全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、それぞれの問題について、これからどう進めていくかについてお答えします。

まず、公共下水道事業でございますが、下水道事業の現在の認可区域は299ヘクタールであり、一般的に次の変更認可を得るには、認可区域面積の70%以上の整備が必要とされております。平成19年度末時点での整備済み面積が66%に達する見込みであることから、平成20

年度以降の3カ年の事業費をこれまでより抑えたとしても、変更認可に必要な整備面積は確保できる見込みでございます。

このような状況を勘案して、平成20年度から3カ年の交付金対象事業費をこれまでの3カ年、9億円から4億5,000万円に半減したことから、町単独事業とあわせた新たな起債額は償還する元金より低くなることが見込まれるため、起債残高を3カ年で約2億1,000万円減らすことができると考えております。現在の償還元金のうち多くを占めるものが、平成3年度から平成6年度にかけてつくられました浄化センターに際しての起債した分でございます。今後、管渠建設のための新たな起債額よりも償還額のほうが上回る傾向は、平成34年まで続くことから、その間起債の残高は減少し続けることとなります。

また、来年度は、平成2年度から3年度にかけて起債利率が5.15%から6.7%と、高金利時代に公営企業金融公庫からの借りに係る残高約1億5,300万円については、補償金なしの繰上償還が認められましたので、これを平成20年9月にその時点の利率で借りかえて、支払利息の節減を図る予定でございます。このように、下水道事業につきましては、財政状況を踏まえて適切に進めてまいりたいと考えております。

次に、榛原総合病院でございます。

近年多くの公立病院におきましては、経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小など経営環境や医療提供・供給体制の維持が厳しい状況となっておりますが、榛原総合病院も例外ではございません。

榛原総合病院は、昭和29年9月20日の開院当時から榛南地域の住民のために医療サービスを提供し続け、基幹病院として重要な役割を果たしてまいりました。しかし、医療制度改革による療養病床数の減少傾向により増床した病床が機能していないこと、医師が不足していることに加え、病院の増改築事業により費用負担が増加したことなど、さまざまな要因が重なり、資金不足に陥っている状況であります。

榛原総合病院組合を構成する市町では資金不足を解消し、病院経営の安定化を図るため平成19年度から一時借入金の返済及び病院建設にかかわる負担の不足分について、財政支援を行うこととしました。初年度の平成19年度は1億4,399万円、平成20年度は1億7,063万円、平成21年度は1億3,573万円を予定しております。当面3カ年の資金不足を支援し、平成21年度末に3カ年の経営状況等の評価を踏まえ、その後の支援策を検討することとしております。

なお、総務省におきましては、公立病院改革ガイドラインを策定し、病院事業を設置して

いる地方公共団体に対し、平成20年度内に当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方、3年を標準とした経営効率化、5年程度を標準とした再編ネットワーク化及び経営形態の見直しについての公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むよう通知しているところであります。榛原総合病院におきましては、本改革プランを策定するとともに、プランの実施状況を年1回以上点検し、学識経験者等の参加する委員会等に諮問し、評価していくことが必要と考えております。

最後に、中山三星建材（株）工場跡地についてでございます。

周知のことではございますが、中山三星建材（株）工場跡地は、平成14年度に11億6,610万円を借り入れて購入いたしました。この起債は、10年償還の縁故債として元利合計12億5,373万5,001円を償還する予定のものでございました。御質問にありましたように、実質公債費比率を大幅に押し上げた要因の一つでございます。

返済の状況を申し上げますと、平成19年度末までの元金償還額は5億1,826万6,670円、利子償還額は6,438万8,969円であり、未償還の元金は6億4,783万3,330円、利子は2,324万6,032円でございます。当初の借入契約に基づく償還計画どおりに返済するとすれば、平成24年度まで毎年1億3,000万円を上回る額を償還することになっておりますので、財政運営の硬直化につながっていることは紛れもない事実でございます。

こうした事態を打開するために、この用地に企業を誘致する方針を打ち出させていただきました。しかし、この方針は取得時点での議決に反するものでありますので、中山三星建材（株）工場跡地買収事務検証委員会で、その妥当性も検証させていただいたところでございます。町当局としましては、これまでの総合的な行政運営の観点に加え、検証の結果からも一層売却方針の妥当性を確信いたしましたので、ぶれることなく、この方針の達成に向けて邁進し、一日も早く繰上償還を行うとともに、新たな税収の確保を実現して財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

現在、この財産の売却には大変苦慮している状況であります。ただいま進めております企業誘致活動が功を奏し、売却の相手方が決まりましたら、売却のための議案を上程させていただきますので、ぜひともお認めいただきたいと思っております。ひとつよろしく願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 再質問します。

国保税の話ですけれども、町長、保険者ですのでその立場からのお話ですけれども、先ほ

ど私も中身をちょっと言いましたけれども、保険加入者は本当に今、この国保税が高いということに困っているというふうに言えると思うんですがね。私、高い、高いと一方的に言っているようですので、ちょっと数字を示しますので、それについて町長の考えを聞かせてください。

きょう朝ですね、ちょうど町民課のほうへ行って資料をもらったんですけども、これは県が出している全県下の資料です。その中身を見ますと、保険税は県下42市町で一番です。1人当たり調定額、1世帯当たり調定額、両方とも1位です。去年、おとしも、ここずっとこういう傾向が続いています。それから、逆に医療費、これ18年度の数字を見ましたら、全被保険者、一般、老人を除く全部最下位です。42位です。医療費が安いのに保険税は高い、吉田町が一番です。これ、町長どう思いますか。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） まず、保険税の税率の問題でございますけれども、私、詳しく数字は持っていないんですけども、ほかの市町ではいかがでしょうか。

国民健康保険事業がほかの市町ではかなりいろんな政治的配慮もあって、税率のアップにちゅうちょしているところがございまして、ほかの市町では国民健康保険事業が、財政運営という面からかなり窮屈であると私は聞いております。ほとんどゼロむしろ赤字、場合によっては、政治的配慮から一般会計からの繰り入れすらもやっているところがあると。このような税の負担の一般原則から外れたようなことを政治的配慮からやっている市町もございまして。むしろそれは、国民健康保険事業というものが基本的には独立採算を基本原則とする以上、やはり財政運営にはそれなりの、政治的配慮よりも、むしろ数字的に正常であるように運営していくのがそれぞれの市町の、いわばトップの政治的責任ではないかと思っております。そういう意味におきましては、私はいささかも間違っていないと思っております。

それから、もう一方の医療費の負担が県下で一番低いと、これはありがたいこととございまして、いろいろな健康づくりの事業であるとか、国保加入者の健康に対する配慮であるとかそのようなものが、結果としてそのような低い医療費の数字にあらわれていると私は思っております。そういう意味におきまして、それぞれの医療費を支払っている方々が、いろいろなことを考慮しながら自分の健康づくりというものに、いわば配慮していただされていると感謝しております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 結果、1年を通してみると、基金を積み立てする余裕があり、なおか

つ余裕があるということがここ何年か続いていると思うんです。去年の6月も私はこの問題を取り上げたもので、ちょっと議事録もまた読み直したんですけども、そのとき町長、こういうふうにも答えているんですよ。一般会計から繰り入れしたらどうかというお話のときに、私のそれに答えて、その後こう答えているんですよ。「私は、国民健康保険事業というのは特別会計でございますので、その中においてプラスマイナスゼロにしていく、それが基本的なものの考え方であると私は思っています」。こう答えているんです。これは私の勝手な解釈になるかもしれないですけども、ここのところずっと何年かゼロではないんですよ、ずっと余裕があるんです。基金も3億を超えているんです。これはもう明らかに取り過ぎというふうには私は思うんですけども。基金積み立ても多い、繰り越しも多い。ここはもうちょっと、私は考えていただきたいと思います。

それで、先ほど基金積立のことを、町長、あと1億何千万足らんというようなことをおっしゃっていますけれども、今、もう一つの観点から聞くと、私、先ほど聞いたんですけども、今滞納が1,000世帯を超えていると言いましたよね。そのうち、滞納すると短期保険証、3カ月とか短い保険証が発行されるんですよ。1年滞納すると資格証明書が発行されるんです。これ、私、去年の8月31日の資料をもらっているところでは、合わせて303枚でした。この3月11日付のやつを見ると406枚です。だから、103枚増えているんです、そういう方が。結局これは保険証の取り上げなんです。保険証がないんです、その方は。資格証明書発行の方は3.5倍になっています。私はこれは異常だと思うんですけども。保険証を取り上げちゃったわけですよ。ここは、町長、どう思いますか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず、最初に、議員が先ほど取り過ぎではないかと、自分だけの主張だけ言って、勝手な解釈を言って私に答えさせてくれないものですから、まずその部分からお答えしたいと思うんですけども。

確かに、現在繰り越しができる額がございます。それからいうと、1年の取ったものと払うものと差が出てきている、それがいわば繰り越されているといえるわけですけども、先ほど申し上げましたように約4億6,845万円という積み立てを基本的にしたいというふうなことがございます。したがって、その額に達するまでは、その超過額につきましては基金の積み立てに使いたいというわけでございますので、議員が一方的に解釈して、余っているんだからその分を平準化しようというのはまず当たらないと。前提として約4億6,845万円の基金積立を達成したいというのがありますものですから、その辺でもって御理解賜りた

いと思っております。

それから、2点目でございますけれども、確かに国保の、いわば運営において、国保税をお支払いできない方については、議員がおっしゃられたような措置を取られていることは事実でございます。しかしながら、確かにそういう事実は私も認めざるを得ないと思っておりますけれども、そのような方の中には、確かに払えない人もございます。しかしながら、一部には払わない人がいます。払えない人ばかりではなく、払わない人もいるというふうな事実も、議員、その辺よろしく御理解賜りたいと思っております。

確かに、そのような方々に対して、当然のことながら行政が手を差し伸べてもっと下げるといふようなことで、国民健康保険事業が運営できればよろしいわけです。しかしながら、運営できない場合、どういうふうなことになるのか、議員、その辺の対案をひとつお示しいただきたいと。そのような対案を示した上で、そこまで下げても国保の事業というものが運営できるというふうなことをお示しの上、我々の現在やっている国保の財政運営について問題があるといわれるようでしたら、当然のことながら議論はかみ合うわけでございますけれども、こちらでやっている国保事業の運営について、一方的にどうのこうの言うだけではなくて、対案を示した上でおかしいのではないかと、理非曲直をぜひとも議論していただきたいと、それが責任ある議員の言動であると思っております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 対案をということですが、保険者は町長ですので、町長の責任で運営していくわけで、私は細かい数値はわかりませんので、対案をなかなか出しようがないと思うんです。ただ、決められているいろいろな条例とかがありますので、その中できちんとやっていただきたいと思うんですけれども、盛んに町長が25%という数字で4億6,000万円と言っているんですけれども、これは私ちょっと違うんじゃないかと思うんです。基金のところですが、吉田町にも基金条例ありますよね。これを見れば、100分の5、3カ年平均の。それ、さっき言われた数字は9千何百万かでしたよね。私は、その程度この基金というのがあればいいということだと思っております。25%と言っていますけれども、その根拠が私はよくわかりませんけれども。

これ、平成12年当時に当時厚生省が出した見解というのがあって、25%以上というのは、もし取り崩す時の条件として25%という数字が使われているのではないかと思うんですけれども、この中身をよく読んでみると、これは平成12年ですからもう全然今解釈も違うと思うんですけれども、このときの新聞で、これ国保新聞ですが、ちょっと読みますけれど

も、「市町村国保が保有する基金について取り崩す場合の指針を初めて具体的に明記している。ただ、一方で、市町村国保は自治事務に移行するため、指針は目安的なもので、厚生省では、個別の対応は各市町村の裁量に任すと説明しているんです。事実上、基金を国保料の税の軽減に充当することも認める構えを示した」と、こうなっているんです。

ですから、町長、4億6,000万というのにこだわる必要は、私はないと思うんです。これは、25%と先ほどから言われていますけれども、それは取り崩すときの基準としてとらえるべきだと思うので、ですから私は基金のところについていえば、この吉田町の条例に書かれているとおりに、これは100分の5以上ですから9千何百万円以上あればいい、確かに3億1,000万円も以上ですけれども、これはだけれどもため過ぎです。私から言わせればため過ぎです。

先ほども言ったように、本当に払えなくて困っているんです。保険証がないんです、医者にかかれない。これ、命にかかわりますよ。ほかの市町では、町長の裁量で、特別な事情があれば発行していいわけですが、病気とかいろんな事情があれば。そうして減らしているという町もあるんです。これはもう町長の裁量でできる部分があるはずですので、ぜひこれは取り上げという言葉がいいのかどうか、返却させているわけですから取り上げですけれども、それはぜひやめるべきだと。

これは、1997年の国保を変えたときにこういう制度が入ったもので、その前の吉田町は資格証を発行していないんです、ゼロなんです、ずっと。そこで、自民党とか一部の党がそういう法律をつくって義務化してしまったんです、保険証を、資格証明書を発行するように。そういう義務化がされたために、事務的にやるとこういう結果になると思うので、でも裁量は認められているわけですから、基金のほうも、資格証明書のほうも、多少は融通がききますので、ぜひそれはそういう判断をしていただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 答弁はいりますか、これについて。

○1番（佐藤正司君） もう時間がないから次に移ります。

実質公債費のほうの下水道のほうですけれども、実質公債費を引き下げるために繰上償還したりとか、町債を抑えているというのはわかります。年々減っていくのもわかります。ただ、先ほども言ったように、公共下水道の事業が町の財政を圧迫しているのではないかと私は思うんです。このことは、町長、いろいろ、どこでも訪問しますDAYとか行かれていて、そういう意見も出ていたと思うんですよ、公共下水道について心配していると、税金の使い方心配しているというような意見もあったと思うんですけれども。さっき、町長は適切に

進めていくというふうに答えていたんですけども、この件で凍結をすとか見直すとかという計画は検討されたことはあるんですか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、そのようなことをおっしゃる場合、下田の例、御存じですか。

下田市の例、御存じですか。下水道事業をやめた場合の返還の問題について、非常に大きな、それが制約要因なんです。そのようなことにつきましても、ちゃんと自分で数字を押さえた上で、またそのような場合の返還金の問題についても、国等でどのような扱いになるかをよくよく調べた上で、そのような質問をしていただきたいのですけれども、確かに議員のおっしゃるとおり、この下水道事業というものが、実質公債費比率、我が町の財政運営について大きな問題なことは事実です。

しかしながら、平成2年に町民世論のアンケートをとった際に、町民の皆さんが、一番下水道事業をやってもらいたいという結果だと私は聞いております。それを、ときの町長が採用し、議会に諮ってオーケーになったということでございます。

それにつきましては、答弁の中でも申しあげましたとおり、適切に運営していくというふうなことで御理解賜りたいと思います。当然のことながら、今後の運営等につきましては、さまざまな場で、また議員等のお知恵を拝借したいと思っておりますので、またその節はよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） その辺の検討をされているかどうかというのが私に見えなかったものですからお聞きしたのですけれども、そういう補助金の返還の問題とかいろいろあるということは、どういうことなのか、私正直言ってわかっていないものですから、これからちょっと研究したいと思いますけれども、これ、先ほど町長も言っていますけれども、汚水処理の問題、これは、そういう法律に基づいてそういう交付金をもらいながらやっていくということで、この間の施政方針にも載っていましたが、それだけでは公共下水道のほうの方針が見えなかったもので。

ちょっと聞きますけれども、今二つの処理場が、二つの池でやっていますけれども、もしそこがいっぱいになってあと二つつくらなければならないというようなときは、費用は大体幾らぐらいかかるんですか。

○議長（吉永満榮君） 下水道課長、お願いします。

○下水道課長（山梨清一君） 処理場の増設費用といたしましては、おおむね22億円程度では

ないかなと考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 時間が来ましたね。

○1番（佐藤正司君） 後どうするかということは、ちょっとまた今後、議会とか建設委員会、その辺でも検討していただきたいと思います。

最後に一つ、三星の跡地の売却先……

○議長（吉永満榮君） 佐藤君、時間ですので。

○1番（佐藤正司君） 売却先は、見込みは、もうちょっと具体的にあればお話してください。それで終わります。

○議長（吉永満榮君） お答えはする必要ありません。時間ですので。

以上で1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 杉 村 嘉 久 君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、4番、杉村嘉久君、お願いします。

[4番 杉村嘉久君登壇]

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村です。

私は、さきに通告したとおり、二つのことについて町の考えをお伺いします。一つは、行政の情報化、いわゆるIT化への対応について、二つ目は、地球温暖化防止に向けた取り組みについての二つでございます。

最初に、行政の情報化、いわゆるIT化への対応についてでございますが、我が国のIT化革命は、欧米のみならず、部分的には韓国、インド、シンガポールなどアジア諸国に比べてもかなりおこなわれているといわれております。政府は、IT革命を推進するため、IT戦略を打ち出して、今世紀初頭に、高度に情報化された行政、すなわち電子政府の実現を目指すことを基本方針としております。基本方針の中で、自治体のIT化計画については、まず自治体の情報システムの基盤整備として、その職員1人に1台のパソコン、庁内LAN等の情報整備基盤を行い、インターネットに接続可能な環境を整備することが不可欠であるとして自治体を相互に結び、国の霞ヶ関LANとも接続する総合行政ネットワークを構築し、申請、届け出、報告、認可等にかかわる迅速な文書交換や法令、条例、基礎的な統計データなどの

情報を共有するとしております。

当町のIT化については、さきの第3次行政改革大綱の中で、高度情報化の推進、国の電子自治体構想や高度情報化社会に対応するため、情報セキュリティの確立を図りながら行政の高度情報化推進を積極的に取り組むため、事務処理体制の強化や情報のネットワーク化を推進し、効率的な行政運営と行政サービスの質の向上を目指すとしております。

第3次行政改革大綱の推進につきましては、行財政構造改革推進本部を設置して、平成22年度を目標に具体化されるとのことですが、この行政の情報化につきましては、既に当町におきましてもパソコンの1人1台配備と庁舎内及び関係施設へLANが導入され、インターネットに接続可能な環境も整い、高度情報化推進への基盤はもうでき上がっております。このような状況にありまして、業務の見直しを行わないでITの導入それ自体を目的としたIT化は、単に経費増を招くだけになるといわれておりますし、私も過去に経験したことがございます。行政IT化計画に基づいた早急な推進、いわゆる取り組みが求められると思います。行政内部の徹底したIT化は、今後数年の間に相当なスピードで展開されると考えられます。IT化の推進についての考えを2点、お伺いします。

一つ目は、今後は電子自治体における職員として、情報システムをこなす能力と情報モラルをあわせ持つ職員の育成に力を入れる必要があると思います。職員の研修についてどのように考えておられるのか伺います。その研修の中でも、管理職の研修についてどのように考えているか。

二つ目は、電子自治体の実現、いわゆる推進には、庁舎内業務に関する知識とITに関する専門的な知識も兼ね備えた職員が必要になると思います。情報政策担当セクションを置いて、明確な行政内部のIT化を目指す考えがあるか伺います。

次に、地球温暖化防止に向けた取り組みについてですが、さきの「広報よしだ」1月号に、この庁舎及び関係施設事業活動の地球温暖化防止実行計画に基づく実施報告書が掲載されました。地球温暖化に関する今後の取り組み等について伺います。

現在、最も困難な環境問題とされる地球温暖化は、これまで考えられてきた以上のペースで進み、このままいけば人間社会や生態系にはかり知れない影響を与えることになるといわれ、また多くの方が、温暖化はこれまで考えられていたより深刻だということを理解し始めているといわれております。

「暮らしと地球環境」をテーマに、朝日新聞社が昨年10月に実施した国民意識調査の結果からも、温暖化を切実で身近なものだととらえる市民の意識の高さがうかがえます。例え

ば、「地球温暖化を防ぐためなら何々のない世の中でも我慢できるか」に対しては、「我慢できる」とする答えが特に多かったのは、自動販売機の84%と、コンビニ店などの深夜営業の83%です。コンビニの24時間営業は75年に始まり、全国4万3,000店舗に広がったコンビニは、大半は深夜営業をしており、427万台ある自販機とともに手軽な買い物を実現した代表格といえるわけです。そのようなものであっても、いわゆるこの浸透ぶりを考えますと、地球温暖化に必要なとなれば手放すものもありという多さは注目に値するものと思います。

次に、生活改革意識に関しては、地球温暖化問題を考えたときに、「自身が無駄の多い生活をしていると感じたことがあるか」を尋ねたところ、80%の人が「実感している」ということです。「地球温暖化を防ぐには一人一人の生活習慣の改革がどの程度必要だと思うか」という質問では、「大いに必要」が54%で半数を超えております。「地球環境悪化を防ぐために、今より生活が不便になっても構わないか」と聞いたところ、「構わない」が51%で、「困る」の43%を上回っていると、このようなことが報道されておりました。自身の生活の中の無駄を理解している人は、必要に迫られれば変化を受け入れる自覚があるということで、地球温暖化への取り組みへの参考になるものではないかと思えます。

また、特に最近、環境省や経済産業省が、家庭や学校での省エネをテーマにしたコンテストなどを行い、また環境問題を知ることができるホームページがテーマ別に紹介されているなど、温暖化を防ぐアクションにつながる運動が盛んに行われています。

また、学校教育では、持続可能な社会に向けて環境や生態系などを学ぶ環境教育への充実が求められ、特に理科では環境に関する授業づくりが課題になっていて、先生対象のエネルギー授業のための環境学習セミナーなども開催され、環境教育推進校、エネルギー教育実践校として、環境保全活動に力を入れて研究、実践に取り組んでいる小学校、高校が増えておるといってございます。

静岡県におきましても、温暖化対策促進のための行動として、温室効果ガス排出量の削減、資源循環率の向上等を目指して、太陽光発電や文書リサイクル、屋上緑化などを導入して、県庁舎のエコ質化を推進しております。また、県内各市町でも、水環境の保全やごみの減量、省エネルギー、環境教育などの推進を目標とし、行政と事業者、町民が取り組むべき具体的な行動をまとめた環境基本計画を策定、推進するところが増えております。

以上のことから、次のことについての考えを伺います。

最初に、「広報よしだ」1月号の温暖化防止対策実施報告による役場と関係施設の事業活動の二酸化炭素の18年度排出量は、基準年である18年度比0.06%の減少でした。目標は、17

年度を基準として23年度までに5%を削減することになっておりますが、目標を達成するには、毎年18年度の実績を上回る対策努力が必要になってくると思います。また、二酸化炭素排出抑制の18年度に取り組んだ対策も計算されておりましたが、若干、記事と異なりますか、内容だけでは、具体性に欠けているところがあるのではないかと思います。23年度までの取り組み方と実績は、今後の町全体の地球温暖化防止活動の参考、また基準になるとともに、この数字の達成具合といたしますか、それは町民の関心事でもあると思います。平成23年度までの目標をクリアするための具体的な取り組みについて伺います。

次に、地球温暖化は遠い未来の話ではない、ことしを環境元年と位置づけた自治体もあります。今後、行政を中心に町全体で取り組む温暖化防止対策が必要になってくると思います。そこで、子供のうちから環境問題に関心を持ってもらうエネルギー環境教育は、今まで以上に大切なことではないでしょうか。子供たちが省エネなどを学ぶことが、生活につながる実践化とともに、家庭や地域、企業などとの連携も欠かせないものと思います。町の考えを伺います。

二つ目は、温暖化防止について、町民の理解、参加を求めると同時に、町内の各事業所、関係団体、地域、自治会等の取り組みも重視されてくると思います。現在町が把握している事業所、関係団体などの取り組み計画及びその進捗状況などについて伺います。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御質問の一つ目、行政の情報化への対応についてのうち、1点目の職員研修についてどのように考えているのかについてお答えします。

近年、インターネットに代表される情報、通信技術の発達と、それに伴う高度情報化社会の進みは、行政に対しても構造的変革をもたらしております。当町におきましても、行政サービスの向上及び業務の効率化、町民の行政参加への基盤として、情報通信技術を活用すべく、情報通信基盤の整備や申請手続の電子化等、情報化社会の進展に対応した情報システムの構築を進めております。

総務省が策定しましたIT戦略であるu-Japan、いわゆるユビキタスネット・ジャパンにおいては、いつでも、どこでも利用者が意識することなく、コンピューターやネットワークが利用できるユビキタス社会を目指しております。このユビキタスは、あらゆる人や物が結びつくことを意味しており、ICTが日常生活のすみずみまで普及し、簡単に利用で

きることで、コミュニケーションがより重要な役割を担う時代を目指すものであります。

なお、ICTといたしますのは、インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジーの略で、日本ではこれまでIT、インフォメーション・テクノロジーが同義で使われ、よく耳にする用語でございますが、最近はITにコミュニケーションを加えたICTのほうが、国際的には定着してきております。

現在、我が国におきましては、このu-Japan政策に基づき、電子政府、電子自治体の構築が進められておりますが、構築に当たりましては、十分な情報セキュリティ対策が必要不可欠であり、特に町民の皆様の個人情報を多く扱う地方公共団体においては、情報セキュリティ技術や個人情報の取り扱いに関する専門知識を有する人材を計画的に育成することが求められております。このため、総務省及び財団法人地方自治情報センターは、地方公務員を対象に最新のセキュリティ技術や個人情報の取り扱いに関する専門知識を習得する場として、通信教育の一形態であるインターネットを利用し、都合のよい時間、無償で受けられるeラーニングによる情報セキュリティ研修を初め、情報化施策の企画、立案、情報システムの適正な調達、運用、管理などをテーマとした幅広い研修を行うことにより、行政の情報化推進の中核を担う人材を育成する支援活動を行っております。

また、国が平成19年8月に策定しました平成20年度ICT政策大綱では、平成20年度の重点施策の一つとして、ICT人材育成等の推進を掲げておりますが、国は、トップレベルの高度ICT人材を年間3,000人育成することを目指して、大学や企業等に対して支援するとともに、それらを総合するナショナルセンター的機能を有する高度ICT人材育成官のあり方などを含む抜本的な高度ICT人材育成策について、産・学・官で検討しているところであります。

当町におきましては、平成8年度に役場庁舎内外のOA化及び情報化施策を積極的に推進し、事務の効率化や町民に対する行政サービスの一層の向上を図るための具体的な施策を協議する場として、各課から1名、課長が選任した職員をもって構成する吉田町OA化推進委員会を設置し、役場の窓口業務に当たる総合行政情報システムや財務会計システムなどの機関的業務における電算化の検討を初め、庁舎内覧を検討した文書管理システムの構築、職員1人1台パソコンの導入やホームページの更新等について検討し、電算機器の有効活用による事務効率と改善に努めてまいりました。

今年度、このOA化推進委員会の協議の場におきまして、庁舎内においては、これまでの活動により当初の目的を達成することができたのではないかと、今後は地域住民に対して情報

化の推進を目的として活動していくべきとの提案があり、O A化推進委員会の名称を、平成20年度から情報化推進委員会に改称し、情報通信技術を利用した効率的な事務処理の推進や、情報通信技術を活用した行政サービスの検討、情報化に対する職員養成を目的として活動することといたしました。

職員研修の取り組み状況を具体的に申し上げますと、昨年度におきましてはO A化推進委員会を対象に、吉田町ホームページの更新作業に係る研修や電子申請システムの操作研修、情報セキュリティ研修を実施しましたが、今年度におきましても、昨今の個人情報漏えい防止対策の一環として、電算機器等の使用に伴う職員の情報セキュリティ意識やモラルを高めるため、全職員を対象に情報セキュリティ研修会を開催いたしました。

この研修では、課長職から保育園長、園長補佐を含む職員174名が参加し、我が国のIT戦略、事例から考えるセキュリティ、情報セキュリティの重要性、基本的な心構え、情報セキュリティポリシーを考えるなど、セキュリティ事件から見る情報セキュリティ基礎知識などの講義を受講いたしました。情報セキュリティの問題は、技術よりも電算機器等を使用している人の意識にある場合がほとんどであることから、多額の予算をかけなくても、職員が情報のセキュリティを意識しながら日々の職務に取り組むことにより防止できることを学びました。

さらに、事務効率の改善を図る目的で、財務会計システム操作研究研修会を開催し、職員136名が同研修に参加しております。議員が言われますように、進展する高度情報化社会に対応するためには、職員が事務処理に速やかに対応し、情報システムを使いこなす能力を高めるとともに、情報セキュリティに関するモラルを吸収することが求められてきております。今後も情報セキュリティ研修を定期的に行うなど、高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、職員の研修に力を入れてまいります。

次に、2点目の、中でも管理職の研修についてどう考えているのかについてお答えします。

吉田町役場が取り扱う情報には、町民の皆様の個人情報を初め、行政運営上の周知の重要情報が多数ありますので、職員は情報セキュリティ対策の重要性を認識し、厳格に管理、運用するとともに、重要な情報の保護に努めなければなりません。当町では、平成16年3月に全庁的な統一方針として、吉田町情報セキュリティポリシーを策定し、職員が遵守すべき行為及び判断等の基準を明確にしております。

吉田町情報セキュリティポリシーでは、管理職は情報セキュリティ確保の責任を負い、職員及び委託会社社員に対して、セキュリティポリシーを理解し、遵守することを徹底し、

かつ管理しなければならないとうたわれており、管理職の役割と責任を明確にしております。また、管理職でない職員につきましては、情報セキュリティポリシー及び管理職の指示を遵守し、情報が不正な手段で取得されること、または不正に使用されることを防止しなければならないとしております。

このように、役職によってその役割と責任は異なりますので、特に責任の重い管理職に対する情報セキュリティ研修の実施は、大変重要なものであると考えております。しかしながら、情報化という分野は、管理職世代にとりましては苦手意識がありまして、若い世代に任せておけばいいといった先入観も正直見受けられます。今後は、職員それぞれの役割分担を明確にするとともに、管理職の情報化にかかわる研修の実施にも力を入れてまいりたいと考えております。

次に、3点目のITに関する知識と庁舎内業務に関する知識をあわせ持つ職員が必要になる。情報政策担当セクションを置く考えはあるかについてお答えします。

現在の状況を申し上げますと、当町における情報化の分野におきましては、企画課の職員が他の業務と兼任して職務に当たっており、県や市のように、例えば情報政策課などの情報政策担当セクションは設置していません。地方公共団体における人材育成の基本方針は、特定の分野ではなく、広範な分野に通じるゼネラリストの育成と、特定な分野に関する深い知識や専門的な技術を持つスペシャリストを育成することではありますが、多様化する市民のニーズに対応するためにも、両者の育成は重要かつ不可欠と考えております。情報化を推進するためにはスペシャリストの育成が必要だと思われがちではありますが、限られた人材でより高度なサービスを求められる行政におきましては、防災、医療、福祉、教育分野のみならず、あらゆる分野において情報化は密接に関連しておりますので、私は広範な分野に通じるゼネラリストの育成が大宗を占めていくものと考えております。

情報化に対応できる職員の育成は大変重要な課題ではありますが、当町は汎用大型コンピューターを導入せず、クライアントサーバーによる運用を行っており、より高度な専門知識を必要とする業務につきましては民間に委託しております。汎用大型コンピューターにつきましては、全国的な傾向を見ても、施設整備や維持管理に加え、人件費などに膨大な資金が必要となることから、その導入を見合わせたり、廃止する方向へ進んでおります。また、職員を配置した場合、専門的になることから、人事異動に支障を来すということも聞いております。

当町では、出先機関を含む役場庁舎内の電算機器等の運用管理や保守等につきましては、

事務改善対策事業費として、平成19年度におきましては約6,000万円程度の予算を計上しております。費用対効果を考慮しましても、この予算は十分妥当であるものと判断しており、情報政策担当セクションを設置しなくとも、その機能は十分確保されていると考えております。

また、当町におきましては、各課から選任されたOA化推進委員が情報化のリーダー的存在として、各課の情報化に対し大きな役割を担っております。今後は、防災、医療、福祉、教育等の各分野において情報通信技術の活用を推進し、町内各地域の住民の皆様方の安心、安全な暮らしを確保するための活動をさらに進めてまいり所存でございます。

情報化を推進することは、役場庁舎内の事務処理効率の向上を図ることだけが目的ではありません。町民が行政に参加でき、行政からのサービスを受けられ、行政と町民が協働し、一体となった町づくりへとつながるものと考えております。そのようなことから、情報システムを活用できる能力と情報モラルをあわせ持つ職員の育成に一層力を入れ、今後におきましても職員研修を継続してまいり所存でございます。

次に、二つ目の地球温暖化防止に向けた取り組みについてお答えします。

地球温暖化とは、太陽の日差しや地表面からの放射熱の一部が、あらゆる人間活動の影響を受けて濃度を増した大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスに吸収されることによって、地表面の温度が上昇する現象でございます。この現象に伴い、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業・水産や水資源への影響などが危惧されているところであり、世界的な環境問題として指摘されておりますことは御承知のとおりでございます。

地球温暖化防止対策を講じるために、国際的には1992年に国連気候変動枠組条約、1997年には京都議定書が採択され、日本は温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の第一約束期間に1990年レベルから6%削減するとの目標が定められ、さらに平成11年4月には地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されております。この法律におきましては、地球温暖化対策の取り組みとして、国、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの責務を明らかにするとともに、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされております。

次に、役場並びに関係施設の平成23年度目標、17年度比5%削減達成の取り組みについてですが、さきに申し上げました地球温暖化防止に係る国際的な背景の中で策定された計画が、

御質問の吉田町地球温暖化防止実行計画であり、この計画では、町の事務及び事業から排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素の削減目標を、平成23年度には、平成17年度比で5%削減するものとしております。

また、目標達成に向けた取り組みとして、戦略的取り組みと個別取り組みに分け、戦略的取り組みでは、各課、局単位、または電気、ガソリンなどのエネルギー使用量の多い施設単位で、毎年度の温室効果ガスの削減目標、いわゆる小単位計画を策定し、この目標に向かってそれぞれの単位ごとに取り組みを行うこととされており、個別取り組みでは、照明やパソコン、冷暖房、エレベーターなどの温室効果ガスの発生ポイントごとに職員がそれぞれ取り組みを行うこととされております。

本年度の小単位計画の一例を申し上げますと、庁舎内のある課では、公用車ガソリン使用料を平成18年度の4,857リットルから平成19年度には4,500リットルに削減する。町内の学校の一つでは、電気使用量を平成18年度の23万3,990キロワット時から平成19年度には22万2,291キロワット時に削減するというように、具体的な目標を掲げております。

また、これらの目標に向けての活動状況の点検といたしましては、年度を上半期と下半期に分け、それぞれの課、局及び施設ごとにエネルギー及び二酸化炭素の発生源を把握し、検証結果に基づき、必要に応じて改善を行うこととしております。

これらの取り組みが相互に作用し合うことによりまして、温室効果ガスの削減はもとより、燃料費も削減され、財政負担の軽減などにつながることを期待しているところであります。

また、吉田町地球温暖化防止実行計画の目標値に直接的には反映しませんが、町が取り組んでいる施策について紹介させていただきますと、平成19年12月からウォーキング通勤奨励事業と銘打って、職員の健康づくりと地球温暖化防止の効果をねらった事業を実施しております。この事業は、毎月15日を徒歩通勤の日と定め、職員に対し可能な限り徒歩または自転車で通勤することを促し、職員の健康づくりと自動車を使用しないことによる温室効果ガス排出量の削減に貢献しようとするものであります。

それでは、12月及び1月に全職員を対象に実施しました結果を申し上げますと、職員全体で約1,200キロメートルの距離において自動車を使わずに通勤したことになります。事業の効果としましては、ガソリン1リットル当たりの走行可能距離8キロメートルの自動車に換算しますと、ガソリン約150リットルの節約、樹齢50年の杉の木が1年間に吸収する二酸化炭素量で換算しますと、約25本分の節約効果が得られたことになります。今後、この事業の趣旨につきましては、町内の事業所等の御賛同をいただければ、効果はますます拡大してい

くものと期待しております。

その他には、吉田町役場庁舎における飲料用自動販売機設置事業者募集要項におきましては、役場庁舎における自動販売機の設置事業者の募集に当たりまして、地球温暖化防止対策に貢献しているものを優先的に採用することとするなどの施策に取り組んでいるところであります。

次に、子供に対してエネルギーの環境教育についての考えについてですが、教育の中でエネルギーの理解が重要だという議員の御指摘は全く同感でございます。エネルギー教育は、我々が自然と触れ合ったり、身の回りの生活を見つめ直したりすることを通して、美しいものに素直に感動したり、自他を大切にしたりする豊かな感性や心を持つことにより、生物がともに生きていくことのできるよりよい環境づくりにつながっていくという教育の基本そのものであると考えております。素直に申し上げました。これまでも中学校での総合学習への担当職員による、校外や夏休みにおける小学生対象の環境学習教室の実施などを行ってまいりましたけれども、必ずしもエネルギー教育につきましては十分ではなかったというところは、深く反省しているところであります。

学校におきましては、住吉小学校及び自彊小学校の体育館における太陽光発電、中央小学校体育館におきます雨水の再利用などを行っております。また、学校ではありませんが、町営図書館におきましても太陽光発電の設置し、エネルギー教育を図っております。さらに、学校現場におきましては、節電、節水の励行、あるいは古紙回収等のリサイクル活動の実施、さらには総合学習における環境をテーマとした授業の実施などを行っております。

次に、町内の事業所、関係団体、地域、自治会等でございますけれども、それらの活動状況についてですが、事業所における地球温暖化対策につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第5条に規定されました事業者の責務として、事業者はその事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力しなければならないとされており、これに基づき町内の事業所では既に取り組みを行っているところもございます。

町内事業所における取り組みの一端を紹介させていただきますと、大手製造業者における温暖化対策では、全社的に環境配慮型の経営に取り組んでおり、これまで、工場の電気、熱の供給源として使用してまいりましたボイラーの燃料も、重油からより環境負荷の少ない天然ガスに転換し、二酸化炭素の排出量を約30%削減するといった事業を進めているほか、環境配慮型製品の開発、製造の推進、さらに独自の環境教育を初め、その他多くの先進的な取

り組みを実施していると伺っております。

さらに、同じく大手の製造業者でございますが、2006年から2010年の5年間で、温室効果ガス排出量の絶対値で7%以上削減するという目標を掲げ、例えば、熱の拡散を防ぐための工程の細部にまで目を向けた改善を行い、初年度である2006年度には既に当初の目標を達成したと伺っております。

次に、関係団体や地域における活動についてであります。町における消費者団体では、ごみ減量のためのマイバッグの推進など、効果的に地球温暖化防止につながる行動を積極的に進めております。このような団体や自治会に対しまして、町としても可能な限り情報を提供するとともに、町の施策への協力を求め、より効果的なものとなるよう努力してまいり所存でございます。

最後に、地球温暖化防止対策につきましては、人間一人一人、事業者の一社一社が生活や事業活動の中の細かい部分まで配慮し、着実に対策や改善を行っていくことが重要であると考えております。町といたしましても、これからも住民や事業者の皆様にとりまして、参考、手本となるような地球温暖化対策を実施してまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても御理解、御協力、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 再質問させていただきます。

今、ITの関係ですけれども、IT化、いわゆる導入の第一目標というのは、先ほど町長さんも言われましたけれども、町民サービスの向上というのが第一の目的だと思っております。基礎的な設備といいますか、ものが整備されて各課内で職務の内容というのはかなり簡素化されたとか、また、高度化されたところがあるかと思うんですけれども、そういったものをわかりやすく具体的に、これがこのようにで、職員の数も減らすことができたとか、そういった点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 仕事の質というようなことでよろしいでしょうか。

○4番（杉村嘉久君） はい。

○企画課長（藤田光夫君） 平成19年1月から、電子申請の届け出サービスを開始いたしました。従来、初年度の申請に加えて、インターネットで24時間、365日、いつでも都合のよいときに届け出ができるようになりまして、町民サービスの向上が図られているという方向で考えておりますが、ただし利用者がまだまだ少ないというのが現状でございます。現在行っ

ておるシステムを今、八つほどの利用可能な手続があるわけなんですけど、まだまだ住民にも行き渡っていないという点がございまして、そこら辺の啓発活動もしていかなければならないというふうに考えております。

また、コストの対応のことでよろしいでしょうか。

○4番（杉村嘉久君） はい。

○企画課長（藤田光夫君） コストの関係でございまして、当然、年間予算を組む場合には、当然、事業者と各課の担当者、それから財政担当、それから情報化の担当、それぞれ打ち合わせを同じテーブルで行いまして、事業の内容を精査しまして、コストの削減の意識を高めているという状況でございまして。ただ、人数的にどうかという点では、吉田町役場の場合、非常に職員数が少ないということがございまして。人口1,000人当たりの職員数というのが、吉田町役場は6.54人でございまして。県内平均でいきますと7.20人、それから類似団体でいきますと8人ほどということになってございまして、非常に少ない人員で業務をこなしているという実態がございまして。

以上でございまして。

○議長（吉永満栄君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） これも導入されたとき、よく言われますことに、従来いわゆるコスト、今同じものが出てきましたけれども、人的資源は、非常に職員数は平均よりも少ないと、類似団体に比べて少ないということですけども、IT化、基本的なものが整った段階で、課ごとといいますか、部門ごとの所属の業務の棚卸しとか、これもう一步進んで、職員自体の棚卸しといいますか、その辺のことは取り組まれたんですか。

○議長（吉永満栄君） 企画課長、藤田君。

○企画課長（藤田光夫君） 職員の棚卸しとか、業務の棚卸しというのは、事業評価のことでよろしいんですか。

○4番（杉村嘉久君） はい、そうです。

○企画課長（藤田光夫君） 事業評価の関係は、議員さんおっしゃるように行革大綱、それから集中改革プラン、それらを受けまして、18年度から予算的には枠配分予算ということで進めてまいりまして、19年度に入りまして、20年度の当初予算を策定するときに、通常の前算要求の資料に付表をつけまして、予算科目事業を細分化いたしまして、その事業の意図とか、対象をどのようにしていきたいのか、どんな手順で行うのかと、そういうのを明確にするようにいたしまして、それを事業評価につなげていきたいというふうに考えてございまして、こ

の事業評価につきましては、その資料を使いまして20年度から導入していきたいというふうに考えております。ただ、すべての事業を事業評価するというと、それが仕事になってしまいますので、課ごと何点かの事業を選定をして事業評価に取り組んでいきたいと。当面は試行でいきたいというふうに考えております。

そういう形で考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉永満栄君） 4番、杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 職員に1人1台パソコンが配備されまして、特にこの役場の職員といえますか、事務職員ですね、事務担当の方が多いわけですがけれども、一般の民間の場合ですと今、ワード、エクセルはもう採用の必須条件になっているわけですがけれども、役場ではその辺のことは、新人を採用するときにはどの程度のパソコン能力があるかとかその辺はどうなんですか、どのように決められておるんですか。

○議長（吉永満栄君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 職員の採用の時点における情報関係の専門的な面というようなことですので、総務課のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思います。

現在、職員の採用については、いろんな観点から検討させていただいて採用していることではありますが、特に情報化関係だけを絞って、それをいろんな専門的な学校を出たから採用しているということにこだわっておりません。先ほど町長の答弁からもありますように、我々の管理職の時代、情報ということで意外と苦手というタイプはもちろんあるわけですが、今の若い職員につきましては、どんな職員でも、文科系を出た職員でも、携わっていなくても、すぐ飲み込んで対応できるという若者特有の好奇心というんですか、やる気、その辺が十分見られますので、別に、取得して特別な資格を持っていなくても、指導により十分、一般的な事務については、情報の機械類については操作できるということがありますので、特別問題にはしておりません。

それと、先ほど企画課長のほうからもお答えさせていただきましたが、定員管理の関係に絡みます情報化を、機器を導入した時点において削減できるか、確かに費用対効果を考えますと、文書化の関係、それと時間の関係を考えますと相当効果は出ておりますが、即人間的な削減ということを申し上げますと、そこには結びつかないと。いわゆる職員は兼職、いろんな業務を持っております。余った時間についてはほかの業務へより深く追及しているというような兼ね合いがありますので、より職員の高度といいますか、あるときはスペシャリスト、あるときはゼネラリストというような兼ね合いを職員に多く取得しているという兼ね合

いで、日々の業務を行っているというのが実態でありますので御理解いただければと。

○4番（杉村嘉久君） 私は質問の中で、職員研修の中で特に管理職の方の研修はということを行いましたけれども、これは、私議員になってから一通りといいますか、約1年になりますけれども、いろんな会議とかありまして、いろんな質問が議員から出たりした場合に、今資料を持っていないから調べて後日報告しますとか、そういうケースが非常に多く、ちょっと気になっていたんですけれども、管理職の方にもパソコンはあるわけですね。そうしますと、いわゆるデータベース化といいますか、いろんな仕事に関すること、そういったものがパソコンに入っているのかどうか。

それから、会議がありますと、私の経験ですけれども、見かけはほとんどだと思っておりますけれども、パソコンを持って参加するわけです。発言も自分に関連するところは、そこで入力していくと。ですから、終われば繰り返して、その関連する資料というのがぱっと自分でこう出せる状態もかなり行われているわけです。ですから、速記に出す必要がありませんし、この間も町長の行政報告会がありまして、新聞社の方が取材に来ました。朝10時か11時ごろの時間だと思っておりますけれども、それが夕刊にもう出ていました。あれは、女子の社員がパソコン通信しているわけですね。持って行って記事にしているのではないと思うんですよ、瞬時に。それと同じように、もう少しデータベース化される、文書共有化といいますか、いろんな関係するものはパソコン、ご自分のあれに取り込んでおいて、こういうところに持ってきて、何かあったらそこをちょっとこうやればすぐ答えられるといいますか。その辺のところが私、全員でなくても、苦手意識の方も非常に多いと思いますけれども、そういうあれを見たかったといいますか、そういうのがなかったんですかね。特に、そういう何をやるにしても、職場の管理をされる人がとにかく行動を起こしませんと、部下というのはなかなかついてこないという経験も、かなり私も失敗の例があったものですから、ずっとそれを意識して見ておったんですけれども、ぜひそういうのを期待して、今後も会議には参加させてもらいたいと思います。

○議長（吉永満栄君） 答弁はありますか、それについて。

○4番（杉村嘉久君） 結構です。

○議長（吉永満栄君） 挙手をして質問をしてください。

○4番（杉村嘉久君） はい。

○議長（吉永満栄君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） 地球温暖化の防止の関係ですけれども、町が主催をしてエココンテス

トとか、いろんなところで自治体でやられておりますけれども、そういうものとか、代用ディーゼル燃料、いわゆる天ぷら油などの植物性廃油を再利用したこのバイオディーゼル燃料をつくることとか、いろんな自治体なんかやっておりますけれども、吉田町としてはその辺への取り組みというのはどうですか、お考えになっているのかどうかお聞きしたいんですけれども。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 概括的な問題でございますので私がお答えいたしますけれども、基本的にさまざまな事業をする際のアイデアはございますけれども、それはまだ具体的な事業として落とすまでには、まださまざまなレベルもございますので、まだ一部の対象の中にあるだけで、具体的なそれを事業化するまでのレベルまでいっておりません。そういうものも概括的に取り上げて、できるものから事業化をしてまいりたいと思っております。

先ほど紹介させていただいた例の徒歩通勤なんかも、今考えてみたら健康づくりと地球温暖化と合体しておるようなもので、ささいなものでございますけれども、そういう形でやっておりますし、身近なできるところからやってもらいたいと思っております。また、議員も議会のある日は徒歩通勤なんかもよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 4番。

○4番（杉村嘉久君） 私、歩いてきます、ときもあります。前も歩きましたし。

では、終わります。

○議長（吉永満榮君） ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（吉永満榮君） それでは、時間になりましたので、引き続き一般質問を行います。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

さきの一般通告書に挙げた富士山静岡空港について、一般質問を行います。

ちょうど1年後の平成21年3月に開港をを予定されている富士山静岡空港は、我が町の今後の施策に大きな影響を与える一つの要因となると考えます。

我が町は、東名高速道路吉田インターチェンジの誘致などの、過去の施策により工業立地が進み、豊富な水資源の利用と交通アクセスの有利さ等で、第2次産業などが発展いたしました。現在の町の財政基盤をなす結果となっております。

富士山静岡空港は県営空港で、空港本体部は他市に属し、我が町は直接的な恩恵を享受することはできません。航路直下や空港アクセスとしての吉田インターを有し、さまざまなかかわりがございます。富士山静岡空港は、平成3年11月、第6次空港整備5カ年計画に予定事業として組み入れ、平成5年に新基準へ格上げ、翌平成6年に政府予算へ組み入れされました。その後、吉田町は、空路侵入直下の町としての対策で、県交付金事業の静岡空港隣接地域振興事業を平成7年度より組み入れ、平成19年度までに総事業費約44億9,000万円の幹線道路改良工事や施設建設などの合計24本の事業を行い、町づくり振興を行ってまいりました。そのうち、空港対策補助で総事業費の約37%、約16億6,000万円の交付を県により受けております。今後は、平成25年までに約1億4,000万円予定されていて、総額18億円交付を受ける予定でございます。そのように、県より積極的な対策を我が町は講じられております。

今後は、将来にわたり継続的な対策として、昨年11月に町が県に要望し、さらに我が議会としても12月に要望いたしました（仮称）空港周辺地域交付金制度の創設を期待するが現状はいかがかお伺いいたします。

次に、開港による影響として、都市整備についてお尋ねいたします。

平成18年3月に策定された第4次吉田町総合計画は、「人と人、心やすらぎ健康で住みやすいまち吉田町」を将来都市像として、地域の特性に応じた良好な住環境の実現を目指し、都市整備を挙げております。その中に、富士山静岡空港との関連に配慮しながら都市計画マスタープランを策定し、計画的な都市利用を推進しますとある。総合計画を推進する一つの柱であります第2次国土利用計画が昨年12月に策定され、開港を控え長期的視野に立ち、合理的な整合性ある土地利用の形成がうたわれました。

また、今もう一つの柱でございます吉田町都市計画マスタープランの策定が、平成18年1月より始まり、平成20年度中の公表に向け、現在作業検討中であります。折しも平成20年度

は、吉田町農業振興地域整備計画の見直し年度でもあり、農業利用計画で土地利用区分の方向などの検討も行われます。その計画によりますと、吉田町全域の2,084ヘクタールは都市計画区域であり、そのうち約568ヘクタールが用途指定地域であります。残りの地域はいまだに未線引き地域であります。用途指定がされてございません。約454ヘクタールの田畑があり、農地としての農用地に利用されている現状を踏まえ、将来に向けた総合的な施策の重要性を感じます。

富士山静岡空港という大きなインフラが整備され、それに伴い、空港アクセス大井川新橋など周辺道路整備が進められる中、計画的な土地利用施策の推進のため、我が町の用途未指定地域や用途地域の見直し、農用地の土地利用転換の適正化を含めた具体的な検討を早急に行い、町の方向性を町民に明示する必要があると考えます。その上で、吉田町の土地利用の規制と誘導策を町民とともに協議し、将来への布石を行うべきと考えるが、いかがか。

さきの3月4日、平成20年第1回吉田町議会定例会において、冒頭、町長より施政方針が述べられました。県営空港であるがゆえ、残念ながら富士山静岡空港については触れられませんでした。町長として富士山静岡空港の位置づけと、開港を控え、土地利用施策をどのようにお考えかお伺いいたします。

最後に、環境監視計画案が過日、県より示されました。航空機騒音と電波障害の調査地点や時期、回数などの計画案でございました。町独自の環境監視施策を検討されているようでしたらお伺いいたします。

また、開港までの間、町民にとって大きな関心ごとである頭上を通る実際の飛行テスト、国土交通省の飛行検査や就航予定航空会社などのデモフライトなどが予定されていると考えられますが、そこで、今後の町の取り組みと県の今後のスケジュール等、把握している事柄をお伺いいたします。

以上、富士山静岡空港について質問いたしますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君、答弁をお願いします。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 富士山静岡空港についてのうち、1点目の（仮称）空港周辺地域交付金についてお答えします。

平成21年3月の富士山静岡空港の開港まで、残すところ1年となりました。議員の皆さんも御存じのことと思いますが、空港施設者であります静岡県は、空港利用者の利便性の向上を図るため、より多くの路線、便数の確保に努め、現在までに各航空会社から富士山静岡空

港の開港時に国内線では福岡空港への1日3便、新千歳空港への1日1便、沖縄那覇空港への1日1便の3路線と国際線での韓国の仁川国内空港への1日1便の1路線を就航させることが表明されております。

富士山静岡空港が開港することにより、地域にもたらされる恩恵にはいろいろな期待が持たれているわけですが、富士山静岡空港が発展することでより多くの恩恵を享受できるのは、航空機燃料譲与税等の税収が見込まれる空港所在地である島田市、牧之原市ではないかと推察しております。

一方、当町は、空港が開港することで航空機の航路直下の町となり、騒音等の影響を受けるにも関わらず、継続的な税収は見込まれておりません。このことから、当町では空港所在地と同様に、富士山静岡空港と調和ある発展を図っていくためには、当町に対して継続的に交付金を交付していただくことが必要不可欠であると考え、静岡県に対しまして交付金制度の早期創設を求める要望書を昨年11月に提出いたしました。この要望は、旧金谷町と連名で平成7年度から続けているものでありますが、金谷町が平成17年5月5日に島田市と合併したことから、空港所在地以外で航空機の影響を受ける空港隣接町が吉田町だけになってしまったことから、吉田町単独で県に対して要望を実施いたしました。

また、(仮称)空港周辺地域交付金の要望につきましては、町議会におかれましても、昨年の12月に同様の要望書を静岡県に提出していただきましたことは、町といたしましても大変心強い限りでございます。さて、(仮称)空港周辺地域交付金制度の創設の状況でございますが、当町ではこの制度の実現に向け、事あるごとに要望を投げかけているわけですが、その中の一つに、静岡県町村会を通じて行っております、この件に対する要望に対しまして、静岡県から開港後における空港周辺地帯の地域対策につきましては国から譲与を受ける予定である、航空機燃料譲与税の活用を検討していきたいと考えているとの回答をいただいております。

また、平成19年9月、静岡県議会定例会における大石裕之県議会議員の代表質問に対しまして、知事は「新たな交付金制度の創設について開港後も実施される隣接地域振興事業費、補助金制度の実績、効果等を見つつ、関係自治体との公平性確保の観点も踏まえながら検討を行うことは必要であると考えております。」と答弁されております。

今後の当町の動きといたしましては、この交付金制度が早期に創設されるよう引き続き検討しまして、強く要望してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の開港を控え計画的な土地利用策は、一つ目の吉田町都市計画マスタープラン策定についてお答えします。

当町では、今年度策定しました第2次吉田町国土利用計画において、土地利用の方向性を示しておりますが、より詳細な土地利用の方向性を示す必要があるとの観点から、現在その役割を担うものとして吉田町都市計画マスタープランを策定中であります。吉田町全域、あるいは地域単位のあるべき姿や町づくりの方針などを検討し、将来像を示すことが都市計画マスタープランの役割であります。策定に当たりましては、当町の自然条件、歴史、産業の動向などの地域特性や、平成21年3月に開港が予定されている富士山静岡空港の影響などを踏まえつつ、アンケート調査、地域別会議や町づくり会議で出された町民の皆様の御意見などを反映させながら、具体的な町の将来像を明示することが重要であると考えております。

現在、富士山静岡空港や空港関連アクセス道路などの社会資本の整備が進められている状況から、将来的には当町全域の開港が急激に進む可能性もあることから、秩序ある土地利用の推進が当町にとって最重要課題の一つと受けとめております。吉田町都市計画マスタープランでは、富士山静岡空港を生かした地域振興に資する土地利用につきまして、自然環境の保全や第1次産業、特に農業における土地利用と調整に配慮し、また広域的な地域づくりも視野に入れ、可能な限り土地利用の方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の吉田町農業振興地域整備計画見直しについてお答えします。

初めに、農業振興地域整備計画について、総括的な内容を御説明いたします。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律第6条により、静岡県知事が農業振興地域整備基本方針に基づき、農業振興地域を指定いたします。これによりまして、市町村は、区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならないと同法第8条第1項に規定されておまして、おおむね4年後ごとに計画の見直しを行うことになっております。

市町村が定める整備計画の内容といたしましては、農用地等として、利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項など8項目が掲げられております。平成16年11月の見直しから5年目に当たる平成21年度中に見直しを行う予定で、現在スケジュールを調整しております。

今後の作業といたしましては、平成20年度におきまして農用地等の面積及びその利用状況、農業就業人口、農業生産などの農業の現況及び将来の見通しについての基礎調査を実施し、

この結果を踏まえ、平成21年度中にとりまとめる2カ年にわたる作業により整備計画の見直しを行うことを予定しております。こうした中で、藤田議員がお示しになりました農用地の土地利用転換の適正化を含めた具体的な検討を早急に行い、町の方向性を町民に明示する必要があるとのお考えにつきまして、町の考えを述べさせていただきます。

農林水産大臣は、農業振興地域の整備に関する法律第3条の3第1項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を定めており、この基本指針の中で、農地については食料・農業・農村基本法第4条及び第23条において、必要農地の確保及びその有効利用を図ることとされております。さらに、農業振興施策を集中的に実施する一方で、転用を原則として認めない区域である農用地区域においては、今後とも農用地等をできるだけ保全、確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要があると規定されていることから、農業振興地域のうち農用地区域、通称青地といっている農地の転用は、基本的にはできないものとなっております。

当町の玄関口である吉田インターチェンジ周辺は、過去において圃場整備事業による整備や水路整備等を実施した優良農地である青地がほとんどであります。この地域は、現在、実施中の国営大井川用水農業水利事業の受益地でもあり、当面は優良用地として保全してまいりたいと考えております。

次に、三つ目の用途地域の見直しについてお答えします。

用途地域の指定は、土地利用計画の基本となるものであり、それぞれの地域の特性に合わせて建築物の用途及び形態の制限を行うことにより、適切な都市機能と良好な都市環境を有する市街地の形成を図るものであります。

我が町は、行政区域2,084ヘクタール全体が都市計画区域となっており、そのうちの568ヘクタールに用途地域の指定がなされております。町内におきましては、用途地域が指定されている区域は住吉区が7割弱、川尻区が4割強、片岡区が1割強であり、北区につきましては1割未満という割合となっております。

富士山静岡空港の開港を控え、秩序ある土地利用の推進が必要となってくる中、用途地域の指定が果たす役割は、より大きなものになることは容易に想像できるものであります。当町における用途地域の指定の見直しにつきましては、既存の用途地域の変更や、用途地域の指定のない地域への新たな用途地域の指定が考えられますが、十分に時間をかけて協議をする必要があるため、中長期的に取り組むべき施策として盛り込み、早急には決定することができないものと考えております。

この地の取り組みとしましては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる地域レベルでの地域町づくり計画を策定できる仕組みなどを構築することが考えられますので、関係する皆様と協議し、最善の方法で計画的な土地利用策を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の空港直下——議員、空港直下と書いてあるんですけども、これは航路直下ですね、航路直下の町としての独自の環境対策についてお答えします。

富士山静岡空港の事業主体である静岡県では、静岡空港環境影響評価書を作成し、その空港の利用の中に開港後の環境保全目標を定め、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、電波障害などの公害関係に関する調査と、植物や動物など自然生態系に係る調査を行い、空港周辺環境への影響を及ぼした場合、必要に応じて適切な対策を講じることとしております。

富士山静岡空港の事業者である静岡県についても、他の工場及び事業所と同様に、事業者みずからが環境に係る基準を守り、住民の皆様の生活環境を保全することが原則であると考えておりますので、現時点において当町といたしましては、特に独自の環境対策を実施する予定はございません。

しかしながら、当町を取り巻く環境を総合的に把握、監視することを目的として、当町が毎年実施しております吉田町環境調査分析業務委託事業では、大気や水質、騒音、振動などさまざまな分野において、環境基準の監視や、事業所から排出される大気や水質の測定等を実施しておりますが、当町が行う環境調査事業の内容を県が実施する環境監視を補足する形に一部変更し、県に対しましては調査結果に応じて是正を要請していくことで、住民の皆様方の生活環境の保全に寄与してまいりますので、議員におかれましても御理解を賜りたいと思います。

次に、4点目の開港に向けて県と町の取り組みのスケジュールは、についてお答えします。

まず、富士山静岡空港の施設建設のスケジュールであります。今年度末までに空港内の火災等に対応するため配備される化学消防車等が格納される消防庁舎及び国の直轄事業である管制塔、電源局舎が完成すると聞いております。また、航空機が離着陸する滑走路等の舗装は、本年7月までに完成を予定し、航空機の燃料補給施設である給油施設と富士山静岡空港株式会社が建設を進めております旅客ターミナルビルは、平成21年1月に完成予定と聞いております。

次に、町民の皆様も大変関心が高いと思われまして試験飛行のスケジュールについてでございますけれども、空港の本体工事の完了が予定されている8月以降、国の照明検査や無線検査等の現地検査を受けていく中で、飛行機を運航させた検査が秋ごろに予定されていると聞

いております。試験飛行の詳細な時期につきましては、国とのスケジュールを調整した中で決定されていく事項になりますので、県から明確な時期等の報告が示された時点で速やかに町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

最後に、空港のイベントについてでございますけれども、富士山静岡空港の開港日やその直前には、記念式典や初便式などの開港イベントが行われるわけでございますが、平成20年度の空港事業の最大のイベントは、国内唯一の航空スポーツイベントであるスカイレジャージャパンが開港前イベントとして開催されることが予定されております。このイベントは、財団法人日本航空協会等が企画、運営するイベントで、航空スポーツの健全な普及、振興、安全運航の啓発を図ることを目的に、全国各地で開催している熱気球やグライダーなどさまざまなジャンルの航空スポーツが一堂に会して行われるものであります。イベントの実施日につきましては、本年11月8日、9日の2日間が予定されておりますが、これにあわせてエアポートフェスタも同時開催されると聞いております。

ちょうどこのころには、ターミナルビル以外のほとんどの施設が完成していると聞いておりますので、来場者の皆様には空港施設をお披露目するイベントになるものと思われま。当然のことながら、当町といたしましても、空港周辺市町としてこのイベントに参加、協力し、イベントに訪れる県内外の方々に対して吉田町をPRしてまいりたいと考えております。

また、吉田町の取り組みといたしましては、来年度において、当町で行われる予定の各種イベントにおいて、引き続き富士山静岡空港のPR活動を実施してまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員、再質問をお願いします。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田、再質問を行います。

ただいま御答弁いただきました富士山静岡空港についてでございますけれども、空港の利活用につきましては来る24日に同僚議員が行いますので、私は富士山静岡空港を起爆剤に、将来に向けての町づくり構想について再質問を行いたいと思います。

第4次総合計画内の吉田町の土地利用についての資料の引用ではございますけれども、その中に町づくりアンケートがございます。町民に対するアンケートでございますけれども、その中に、「農地と宅地の混在が目立つ」、複数回答ではございますけれども50.3%、「無秩序な開発が目立つ」38%、「全体として調和がとれていない」27.4%、このアンケートはあくまでも第4次総合計画を策定するに当たって町民に対して行われた町づくりアンケートでございますので、今がどうかということではございませんが、そのような意見があります。

そうした中、地方自治法に基づく第4次総合計画、国土利用計画法に基づく第2次国土利用計画、そして今、まさに策定中であります都市計画法に基づく都市計画マスタープラン、こうしたものは、町の建設にかかわる三つの大きな計画体系であると思います。今、町長が答弁されたとおり基本的な指針ではございますが、町の方向性をあらわす大変重要な作業の真っ最中だと確信しております。そうした意味で、農業地域振興計画、先ほど答弁ありましたとおり青農地の保全、農業振興の保全という、また違った角度での縛りの見直し時期が来年度、20年度あるわけであります。

先ほど、同僚議員の一般質問の中でもございましたが、ゼネラリストとスペシャリストというお話がございました。確かに、それぞれの法律の縛りの中ではスペシャリストの考えが必要かもしれませんが、広く今後の吉田町を考えるに当たり、将来の吉田町をどのようにするかと考えるゼネラリストの考えが今必要だと私は考えます。

そこで、町長に、東名吉田インターができ、今の吉田町の繁栄があるわけがございます。富士山静岡空港は当初計画よりも半分の需要予想だと、さきに空港ビル社長の吉岡さんのお話の中にありまして、当初50万人規模の需要予想だというお話がありました。しかしながら、5年先、10年先、20年先の我が町にとりまして、一つの大きな起爆剤である富士山静岡空港を来年に控え、折しも町の中では今後の吉田町の施策を考える大きな大綱をつくり、決定するさなか、その大きなかじ取りをする年度にある町長として、方向性をより具体的に示す責任が今、町長にあると私は考えます。

先ほど検討する、方向性を示す、鋭意努力するというようなお話もございましたが、やはり具体的な施策が今、吉田町にとりまして大変重要なときだと思えます。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員がおっしゃられましたように、空港の当初見積もりの人員でございますね、あれともかなり変わってきておりますし、今、基本的に変動しているというのが原因だと私は思っております。そういう中で考えたときに、吉田町が具体的に施策を構想し、またそれを事業化し、先行的に10年、20年先を見越して事業化していくというようなことは、なかなか非常に難しいところがあると思っております。

一つには、先行きの見通しというものが当町としてはっきり出ていれば、それが確実な裏づけがあれば、それに対して例えわずかであるとしても、その財政を導入していくということも可能かもしれませんけれども、まず一つには、そのようなことはなかなか難しいと、そ

れと同時に、申し上げたことをよくよく考えれば、10年、20年先のことを見通すほどの明確な見通しというものはなかなか立てにくいと考えれば、むしろ、ここでは一たん慎重に考えながら、ある程度の見通しが確実になるのを踏まえて事業化しても私は遅くないと思っております。

そのような意味において、当町が空港の開設に伴って、議員がおっしゃるように、この10年、20年、30年先を見越して具体的な施策を立て、それに財政を始動させるというところにつきましては、やはり慎重に見通しを考えながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

確かに、事業においてはそのような考え方は盛大あると私も思います。やはり、今現在いろんところで、施策の間違いによりその後処理に苦勞しているところがあるわけですが、これからの吉田町をどのように運営していくかというようなプロジェクト等は必要ではないかなと考えます。

一つ、そうした中で、今我が吉田町は農業振興法の青農地の縛りはありますし、用途指定した地域もございます。しかしながら、無指定の地域も多々あります。現在ですけれども、細かい数字はちょっとあれですけれども、約52%の方々が用途指定された地域にお住まいです。用途に指定されていない方が約47%ぐらいですか。ということで、当初計画で昭和59年に用途地域を策定して、平成5年に最終決定されてから現在15年たちまして、土地の開発等さまざまところでその有効利用が検討されながらなされているわけではございますが、町民の、四捨五入しますと半々が用途指定された地域と無指定の地域にお住まいの現状があるわけで、この問題というものは非常に神経を使わなければならないというのは十分理解しております。

さきの同僚議員の議会の御答弁で、町長がこんなことをおっしゃられました。「議員は地図を見られるのは好きですか」、これは東名吉田インターチェンジから三星建材（株）工場の跡地を結ぶ町構想についての同僚議員に対するお答えなんですけれども、この言葉を私も見まして、吉田町の農業振興地域の青農地の地図がありまして、用途指定された地域があり、全く塗られていないところが無指定であるということでございます。どこかの国会みたいで申しわけないですけれども。こんな形であえて、全く指定されていない地域があると。確かに私も、人様の土地の上に色を塗るというのは非常に勇気のいる作業で責任があるとは思いますが。

しかし、ここにだれが住んでいる、どこの持ちものだということではなくて、やはり町として今後この限られた面積である吉田町をどのように運営していくかということの、一つの、今回の静岡空港というものはきっかけになるのではないかなど考えるわけであります。そのためにも、町の中でスペシャリストを養成して、それを管理できるゼネラリストの養成等も含めて研究をどのような形で今、なされているか。ちょうど、その同僚議員の答弁が2年前でございました。そのときの答弁でございますけれども、「特に現在、東名吉田インターチェンジ付近につきましては、農業振興地域整備法に基づいて農業振興地域と位置づけられた地域であります。今後土地利用も大きく変化することが予定され、将来的に限りなく発展の可能性を持った地域と考えております」というような御発言があったわけでございますが、先ほどの答弁によりますと、優良農用地であるから今は難しいという御答弁でした。

しかしながら、第2次国土利用計画の計画の中に基づく文章としまして、その地域が商業流通拠点ゾーンと位置づけし、富士山静岡空港や東名高速道路等とアクセスする立地の優位性を生かし、商業、流通業業務系の土地利用が集積されるような計画的な誘導を図るとともに景観等に配慮しつつ、本町の新たな拠点として対応した土地利用を推進する。また、将来的な対応として用途地域の指定の可能性についても検討すると。これは、方向性ではございますけれども、うたわれているわけで、このようなことで、長期的に考えるという、確かにそういったお話もあるわけではございますけれども、やはり具体的にはプロジェクトを組んで、庁舎内の横断的な組織で、今後の吉田町の設計をどのようにやるかと。私としましては、40歳以下の若い職員に号令を出して、ちょっとそれぞれの夢を語って検討して見ろというようなプロジェクトが、ぜひとも人材育成の見地から必要だと考えますが、そのようなお考えはありますか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員の御提案でございますけれども、一つの案として考えてみたいと思います。

それから、議員、先ほどちょっと気になる御発言があったと思うんですけれども、空港というものがこの町の様子を変えてしまうと、空港の開港を機に、この町の土地利用について根本的に変えなければならないというふうな御発言があったと思いますけれども、私はこの町が発展してきたものは、基本的に大井川の伏流水と交通インフラの整備があったものと思っております。それが基盤でありますので、空港ができることによって、まさに今までのこの町の基盤を整備したものを後ろに追いやって、空港そのものがこの町の土地利用を全部変

えてしまうと、そういうことは私はないと思っております。むしろ、空港もそのうちのひとつとして考えていかなければならないと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、この地域の交通インフラの整備の方向性を見ながら、また大井川の伏流水の利用につきまして考えながら、やっぱりやっていかなければならないと思っております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 確かに、空港で変わるというような、空港だけで変わるようなことではないとは思いますが、きっかけとして、やはり非常にナーバスな問題をはらんでいるものでありますので、ちょうど今年度、平成20年度がそれぞれの、先ほど申しました施策の法律の計画を出し、ましてや第4次総合計画は現町長が1期目に掲げた総合計画でございます。その総合計画にらんで国土利用、マスタープランと、自由な形で計画を立てられる時期に今あるわけでございまして、ぜひとも前向きな御検討をお願いしたいと考える次第でございます。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、議員、青地を転換するのに何年かかるとお思いますか。基本的に、町のいわば行く末、10年、20年後を見た場合、当然のことながら今打った手が実際に効果があらわれるのは10年後でございます。10年後を目指して、当然のことながらそれなりの手は私のほうで打ってありますけれども、そのことが功を奏するかどうかは、それは今の時点では簡単に見通すことはできないということがあります。10年後を見越して当然、永田町、霞ヶ関をお願いしていることはございます。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

なぜ今かといいますと、国とのパイプがあるというお話であります。やはり農業施策、いろんな施策を策定するに当たり、吉田町の直接的な相手というものは県であります。正確な部署名はちょっとあれなんですけれども農政部というんですか、そういったところであるわけで、今、吉田町がどういう立場にあるかという、先ほども言いましたとおり、県が設営する富士山静岡空港が来年できる。その我が吉田町の上を飛行機が、まだ便数は少ないですけれども通るといような負のものを享受するわけで、ここはひとつ、県に対して交渉する、十分優位的なものが今あるのではないかなと、吉田町においてですね。

確かに、かんがい用水等の国の方策で農用地を担保しなければならないという政策があるわけではございますが、我が吉田町は静岡空港を開港するに当たって、ある面、騒音等環境

的なもので負の遺産を背負う可能性があります。そこをやはり前面に出して、我が町の計画立案をスムーズにできるような交渉ができる今、開港の前が非常に、交渉するというと語弊があるかもしれませんが、対等な立場での交渉が優勢に運ばれると思いますがいかがですか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員、基本的に間違いをされておりますので注意していただきたいと思うんですけども、では現在、例えば先ほど私の答弁の中で入れましたけれども、当面、優良な農用地の保全に努めてまいりたいと思っております。当面という、いわば限定する字句を入れております。現在、では例えば、県と調整して青地がいわゆる別のものになるかといえば、簡単になるものではありません。だから当然のことながら県にもお話ししますけれども、さまざまな角度から言われる国とか、そういったところからもお願いしていると、そういうことでございます。

だから、単純に、今申し上げたように、県とお話すれば青地が別のものになるという単純なものではありません。先ほどお話ししたように、そのようなものは10年かかるということは、議員、ぜひとも御了解賜りたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 藤田でございます。

10年かかるならば、早速やって10年後には対応できるような形で、今やれという話ではなくて、そういった施策を実際的に職員一人一人の日々の仕事の中での意識づけとして持っていただきたいなと考えるわけであります。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、何か答弁を。

○企画課長（藤田光夫君） 農振の整備計画、それから都市計画のマスタープランの見直しをきっちり、今がやりどきだよというような趣旨の御発言だと思いますが、ただ農振の整備計画の見直しの問題でございますが、以前の見直しは、町の意向とかそういうものが割と受け入れられていたという状況でございます。ただ、今の見直しの制度的な手続としてはそこら辺が非常に、要は「一件審査」といまして、ここを開発する起債から外してもらいたいというような趣旨で手続が始まります。そういうことで、明確な開発計画がないと除外の手続がとれないという状況でございますので、そこら辺で、当面という言葉を使いまして見直しをしていきたいという表現になっておりますので、そこら辺を踏まえてうちのほうは考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 用途の内容ですね。

はい、5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

農業振興地域につきましては、そのようなお話しでございますが、鋭意努力していただきたいなと思います。

他方、吉田町の土地利用についてでございますけれども、1,000平米以上につきましては吉田町土地利用事業適正化に関する指導要綱というものがございまして、町長以下当局職員によります土地利用委員会が開催され、土地利用に関する指導を行っているわけでございます。さまざまな土地利用に関しまして、規制、誘導策が図られているわけではございますが、昨今、そのような政策はなかなか指導が十分にいかないような裁判事例があると聞き及んでおりますし、そのような判例もあるということです。

そうした中、その誘導策に対する方策を事前に打っている市町もあると聞いております。過去の行政指導要綱が無視され、開発ができてから問題になるよりも、今後どのように土地利用の誘導、規制を図るか、他市町では自治体独自、町でいうと町独自の条例などを制定して、住民の意向を反映した地区レベルの町づくり計画を策定している仕組みを準備し、行っているところがあります。先進地で行きますと湯布院、近隣で、県内で行きますと掛川、熱海などがその地区レベルではございますが、条例をつくり、政策誘導をしているというような考えがあるわけでございます。

我が町にみどりのオアシス条例等はございますが、そのような条例で、限られた町の財産である土地利用を条例として考えて整備するお考えはあるかお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 土地利用の指導の仕方、規制の仕方だと思うんですが、条例で確かに定めているところもございます。それから、うちの町の場合は、土地利用の指導要綱で規制をかけさせていただいてあるわけですが、この土地利用指導要綱というのは御存じのとおり、都市計画法の開発行為を補完するような役目を持っておりまして、そういう意味でうちのほうはやっております。ただ、都市計画法の中にも、町づくりの手法としては、この答弁の中にも入っておりますとおり、地域計画という制度がございます。そういうこともございまして、条例のことも当然考えられますが、地域の皆さんと話し合って地域づくり計画をつくってやっていく方法もあるというようなこともございますので、両面から、皆さんとこれから、たまたま現在マスタープランの策定をやっておりますので、そういう面でもそう

いう検討・協議、話し合いをしていったらどうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） はい、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今回の一般質問をするに当たり、多少自分なりにいろいろ調べたりして、帰宅もおそくなるわけで、夜食事をしながらテレビをつけますと、最近、富士山静岡空港のCMがスポットで流れております。折しも、町の広報紙の16ページ、3月の「広報よしだ」でございますけれども、富士山静岡空港に関しましてページの半分ではございますが、開港まで1年ということで予定、先ほど町長からお話がありました内容について記載されているわけでありまして、

そうした中、町民が具体的に、富士山静岡空港はどういうものかということ、今インターネットも発達しておりますので、ホームページ等で見る方もいらっしゃると思います。吉田町はどのようなことを空港に対してやられているのかなということで、私もホームページを訪ねさせていただきました、中に入っている事柄を拝見させていただきました。コピーライトというんですか、つくったのが2006年か2007年度でありますけれども、吉田町のホームページの中でいきますと、空港の概要、富士山静岡空港ってどんな空港だろうというもの、挙がっております。それに伴いまして、町の考える基本コンセプト、目標等がずっと入っておりまして、空港を活用した町づくり、基本構想概要ということでプロジェクトが1から12項目挙がっているわけでありまして、

その中に、具体的な施策が12項目の中に挙げられているわけで、これをつくったのが2006年か2007年ということでありまして、去年かもしれません、18年度というように解釈でいいと思うんですけれども、20年度の今、当初予算を行っているわけでございますが、予算措置をされていないような形で考えるわけでございますが、その辺のところは、この構想というのはあくまでも構想だけであって具体的なものはないということなんではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） それについては先ほど答えております。

空港というものが今後どのようなものになるかというのは、見通しがなかなか難しい中において、財政といっても、うちの町はそれほどたくさんお金があるわけではありません。そういうものに対して、事業化というものなかなか難しいというようなことで、当然のことながら、一つの構想というものを事業化していくというのが、それなりの見通しがそれなりに

なってからで私は遅くないと思っております。むしろ、さまざまな事業のほうは県のほうにお願いしてもらいたいと。町はそれを補完するような形で、そのもうけを享受できるような形で施策を事業化していけば、当面はよろしいのではないかと思っております。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、補足をしてください。さっきの12項目の関係。

企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 平成9年につくられた空港活用した町づくりの基本構想のことでしょうか。

○5番（藤田和寿君） 最後に、コピーライト2006から2007吉田町と書いてありますので、その間だと思いますけれども。

○企画課長（藤田光夫君） 平成9年に、確かに基本構想をつくっておきまして、現在の4次の吉田町の総合計画の中に含まれているものがほとんどでございまして、例えば能満寺山公園、ちょうど航路直下になるということで、整備が中途半端な形でいるんですが、そこら辺を整備をしていきたいと。観光施設の目玉にしたいなというようなことは前々から入っております。そういうことで、財政の状況から現在の基本計画のほうにはまだ載ってこないというところがございます。財政の状況を見ながらやっていかざるを得ないということがございます。

以上です。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

○議長（吉永満榮君） 最後、お願いします。

○5番（藤田和寿君） 過日、大事と小事というお話が、吉田中学校の卒業式で話がございましたが、やはり実際的にテレビでCMが流れる富士山静岡空港、女性のモデルの方がいて、青いお茶の葉みたいなものがざあーとときてイメージ的にいい感じなんですけれども、実際どうなんだろうといったときに、情報を得る手段として、町のホームページというものは非常に重要な位置づけで現在あると思います。

確かに、「広報よしだ」という紙媒体でのPRではございますが、今若い人たちにとってみると、このホームページの存在というのは非常に大きな意味があるわけで、我が町のホームページも非常に、前に比べれば格段の差でよくなっているのは重々承知ではございますが、そういった調べたときに平成9年の資料が載っていると。今、町長の御答弁で、検討するというのであれば、この項目は少し削除するかそういったような整合性が一つの、細かいことで申し訳ないんですけれども、町の行政に携わることに於いて、細部における管理と

いうものが必要で、そういったものが今後の町の方向性にかかわることでの大きなものになると考えます。そういった配慮が必要であると考えます。

10月以降になりますと、飛行機が飛んで、町民のところにも、県下の情報を十分に開示していただき、町民にとって、吉田町にとっても、この富士山静岡空港が新たなきっかけの一つとなるように、前向きな形での対処をお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田和寿議員の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は24日月曜日、午前9時から本会議一般質問です。よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後12時08分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第21日目でございます。

ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉永満榮君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 市 川 陽 三 君

○議長（吉永満榮君） 3番、市川陽三君。

[3番 市川陽三君登壇]

○3番（市川陽三君） 3番、市川陽三でございます。

それでは、通告に従いまして、我が町の大災害に対する防災体制と、我が町における教員

のICT活用指導力の2項目について質問をさせていただきます。

まず初めに、我が町の大災害に対する防災体制について伺います。

吉田町地域防災計画平成16年度修正によりますと、この計画は風水害、大火災、大爆発、大事故等による災害対策についての一般対策編と、東海地震を初めとする地震対策についての地震対策編とから構成されており、災害対策基本法に基づき町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、吉田町の地域にかかわる防災対策について策定されたものとなっております。

一般対策編では、町民が生活している上でのさまざまな分野において、災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策について記載されております。

一方、地震対策編では、予想される東海・東南海・南海地震等の地震において、地震防災対策強化地域判定会における東海地震注意報や、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策や災害応急対策、復旧復興対策等について記載されております。

今回、私はその中でも防災体制、防災訓練、同報無線の3点について伺います。

まず、防災体制についてであります。

私は、防災体制について考える時、町としてどのレベルの災害を想定して対策を講じていくのかという視点が、大事ではないかと思うところであります。

地域防災計画の組織計画によると、災害対策本部の設置基準として2つ上がっており、1つ目は、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるとき。2つ目は、災害救助法による救助を適用する災害が発生するときとなっております。つまり、地震を含む大規模な自然災害や突発的な大災害のレベルを想定し、地域防災計画を策定し取り組んでいると理解するところであります。

これから、特に近い将来必ず発生するであろうと言われている東海地震を想定し、質問を進めさせていただきます。

平成7年1月17日、午前5時46分、淡路島北淡町野島断層を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生いたしました。淡路島、神戸市など震度7の激しい揺れに見舞われ、死者6,434人、重軽傷者4万3,792人、避難者は実に35万人という大惨事となった地震です。皆さんもまだ記憶に新しい大災害ではなかったかと思うところであります。

昨年1月17日にNHKの番組において、「情報テクノロジー（IT）は命を救えるか 阪神・淡路大震災の教訓は、いま」と題してスペシャル番組を放映していました。その内容によると、生死を分けたのは情報だった。多くの人たちは救助を待ちながら生き埋めとなっ

て死んでいったとのことでした。後のこの地震で亡くなった方々の死因の分析によると、犠牲となった6,434人の死因は建物の倒壊、家具や家電品の下敷きによる圧死、窒息死などで83.9%、火災等で15.4%だったそうです。また、犠牲者の過半数が65歳以上の高齢者で、被災地はひとり暮らしの高齢者が多く逃げ出すことも困難な状況で、家族と同居の方でも1階に住んでいて逃げる間もなく押しつぶされた人が多数いたとのことでした。これはどういうことかといいますと、阪神淡路大震災クラスの大地震になると多くの住民は倒壊した家の下敷きになるということです。

昔から地震が来たらすぐ火を消せといいますますが、それはそれで正しいことだと思いますが、直下型の地震のようにいきなり激しい揺れに襲われたときには、古い家に住んでいたら、または耐震されていない家に住んでいたら、直ちに家から脱出すべきという教訓を得たということになると思います。

地震発生当初、警察には住民から直接多くの情報が寄せられたそうです。が、その情報は警察署から半径1キロ以内の住民からの情報しか入ってこなかったそうです。警察は空からヘリを飛ばして被害状況を調査したとのことですが、被害の大きさから位置を把握するための目印となる建物がわからず、正確な位置情報を特定することができなかったそうです。

自衛隊に救助派遣要請をするためには原則として行政が集めた被害状況等により、町長が県知事に文書をもって行うとあります。県知事から自衛隊に要請するという流れのことですが、阪神淡路大震災の時には県知事に自衛隊への救助要請をするための災害場所、経路等の詳細な情報が入らず、結果的に自衛隊へ要請することができなかったとのことでした。

また、自衛隊が救助に入っても、被害の大きさから、どこに埋まっている人がいるのか情報がなく、近くの住民に聞くしかなかったという状況だったという内容でした。つまり、情報さえ伝わってれば救えたかもしれない命がたくさんあったという状況だったとのことでした。

この番組の司会者は、人を助けるためには2つの情報の目が必要だとも言っておりました。1つ目は、全体、広域な情報を把握するための鳥の目による情報です。この情報により被害の全体像がわかり、救助の体制を直ちにとることが可能となるということでもあります。この鳥の目を、情報を入手するためのICT機器とは、夜の災害も踏まえ高感度赤外線監視カメラやGPSの活用が当たるとのことでした。

2つ目は、細かな情報を把握するための虫の目による情報です。被災に遭った住民からの情報がこれに当たるそうです。この情報により災害対策本部は正確な情報に基づき、迅速的

確な救助体制や防災体制をとることが可能となるということでもあります。この虫の目の情報を入手するためのICT活用した仕組みで言うと、携帯電話、携帯メールの活用や日ごろからの住民によるコミュニティー、例えば地域SNS等がこれに当たるとのことでした。

大きな災害になればなるほど発生直後の情報は極端に少なく、時間の経過とともに情報量が膨大に増えていくのが大災害時の特徴だそうです。この時間の経過とともに増えていくさまざまな情報をいかに収集、整理、分析し次の行動に移せるか、救える命をいかにふやしていけるかが町民の生命、財産を災害から守るという本来の地域防災計画の目的に通ずるものだと考えるわけであります。

そこで伺いますが、東海地震のような大災害時に備え、災害発生時の情報収集体制、災害対策本部における救助救援指示体制がどのようになっているかお伺いいたします。

次に、防災訓練についてであります。

近い将来必ず起こると言われている東海地震はマグニチュード8、震度6以上とも言われておりますが、最近では東南海地震、南海地震が連鎖して起こる可能性まで指摘され、万一現実に起こった場合、その被害は未曾有の結果になると言われています。

政府の地震調査委員会が発表した地震度予測地図によりますと、今後30年以内の震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は東海地震が87%の確率で、マグニチュード8クラス、また東南海地震では60から70%の確率でマグニチュード8.1クラス。南海地震では50%の確率でマグニチュード8.4クラスという予想がなされております。

これら3つの地震が連動して起こった場合、死者は3万人近くにも及ぶと言われております。

地域防災計画によると、我が町の東海地震における予想される被害の試算結果は、地震予知がされず突発的に発生した場合の物的被害は、建物被害棟数で3,323棟、建物被害率は25.1%となっております。また、人的被害は死者52人、重傷者148人、中等傷者752人と推定されておるわけであります。

一方、地震予知がなされ警戒宣言が発せられた後に地震が発生した場合の物的被害は、建物被害棟数で3,317棟、建物被害率は25%となっており、地震予知がされない場合とほぼ同数となっておりますが、人的被害は死者16人、重傷者27人、中等傷者162人と推定され、地震予知がされない場合より人的被害は20から30%以内に抑えられるだろうという数値が出ておるわけであります。

この数値は、平成7年の人口2万6,475人をもとに推定した数値ですので、現在人口が3

万人を超えておりますので、人口比を考えると12%前後増えている可能性のある数値となります。

そこで、このような背景の中で、防災訓練について質問を進めてまいります。

東海地震を想定した地震防災訓練の実施について、地域防災計画の中で記載されております。それによりますと、総合防災訓練、これは県と同時に9月1日に実施するものです、それと地域防災訓練、12月に実施のものです、個別防災訓練についてそれぞれ年1回以上実施していくこととなっております。また、防災訓練においては各町内会単位に組織されている自主防災会や県、消防、警察等の関連機関と情報収集、報告、連絡といった連携が必要となるわけでありますが、特に自主防災組織においてはどの町内会や隣組でもおおよそ2年で役員が交代しているのが現状だと思っております。

そのような中で防災訓練内容について、マンネリ化してきているのではないかと常々感じております。地域防災計画における自主防災活動の中には、地震の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するためには、吉田町を初め防災関連機関が総力を挙げて対策を講ずることが必要である。しかし同時に、住民一人一人が地震について十分な防災意識を持ち、訓練を積み重ねることにより防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職場等で実践し、さらに地域住民が双方に協力し消防団を初めとする各種団体等と有機的連携を保ち、自発的な防災体制、防災活動により、より効果的なものになる趣の記載がされておるところであります。

私は、この自主防災活動に記載されていることを、平常時において訓練の中で体験するのが地域防災訓練や総合訓練だと理解しております。

災害が発生した場合、町として何よりも重要なことは、今、町がどのような状況になっているのか、住民がどのような被害に遭っているのか、さらに被害が拡大するようなおそれのある場所があるのか等の被害状況を把握することだと思うわけであります。

災害は、忘れたころにやってくるということわざもあるように、先ほどの防災体制でも挙げました阪神淡路大震災で与えられた教訓を無駄にしないためにも、平素からの災害に備える心構えを防災訓練や防災研修の中で養っていくことが重要であると思うわけであります。

その中で住民が地域における自分の役割を認識し、それを維持向上させていくことがひいては自分の身は自分で守り、近所の救える命を救えることにもつながっていくものではないかと思うところです。

そこでお伺いをしますが、現在行われている防災訓練における訓練内容とその課題について、また自主防災組織における活性化策についてお聞きします。

次に、同報無線についてであります。

町民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法として、地域防災計画ではラジオ、テレビ、同報無線、広報車、自主防災会を通じた連絡、サイレン、半鐘により各人がそれぞれ正確に情報を把握し、自分の命を守るために的確な防災活動を行うと記載されております。

これは、災害時における流言飛語に惑わされることなく、正確な情報を行政から広報し、町民はその情報をもとにした状況判断と行動が自分を守り、地域を守る最善な道ではないかと思うところであります。

町内には同報無線基地が、役場を入れて40カ所整備されているとなっておりますが、各地区において同報無線が聞こえない、何を言っているのかわからないといった住民の声も多数耳に入っておるところであります。

町が、設置を検討する際には、設置基準を設けて設置したと思いますが、気象条件や最近の建物の気密性の向上により聞こえない、または聞き取りにくいという場所もかなり発生しているのではと推測するところであります。

地域防災計画によると、町として広報活動の中で正しい情報を迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報すると記載されておるわけでありまして。

住民に対する広報、伝達する方法は、さまざまな通信メディアにより正確な情報を確実に住民に提供することは大変重要なことだと思うわけでありまして。その提供する際には、高齢者、障害のある人、外国人等にも配慮することが必要です。現在、町民が地震防災活動上、必要な情報を入手する方法としては、先ほど述べたように防災ラジオや同報無線、広報車、自主防災会を通じた連絡等の片方向の方法による通信メディアによる手段となっております。

また、第4次吉田町総合計画前期基本計画の平成20年度から平成22年度の実施計画によりまして、情報伝達手段の充実という事業内容の中で、防災ラジオ等の配備と関連機器の保守点検費用として1,458万8,000円の予算が計上されているところであり、防災ラジオについては各隣組組長宅へ配備されると伺っております。

私が調べた情報では、近年の情報化社会において従来から用いられている防災ラジオや同報無線を補う強力な情報手段として、某携帯電話会社から緊急速報エリアメールというサービスが昨年末提供を開始しております。このサービスは気象庁が配信する緊急地震速報や、自治体が配信する災害避難情報を携帯電話で受信することができるものであります。

受信できる機種に制限はあるものの、住民にとっては災害などの情報をすばやくキャッチ

でき、無料で受けられるサービスであり、自治体にとっても伝えたい情報を確実に伝達できる新たな通信メディアとして脚光を浴びているとのことであります。

また、このほかにも住民に対してより確実に自立的な双方向通信で情報伝達ができ、情報伝達システムも既に実証段階に入っており、某自治体における防災訓練において検証がなされているとのことです。

このようなICT活用をした新しい仕組みをお話しした意味は、行政として防犯、防災情報を初めとする町民の安全・安心を確保するための情報は、町民に確実に迅速に正確に伝えることが大事であり、かつ行政側としては町民に伝わったかを確認でき、その仕組みが災害時だけでなく日常の行政サービスの中でも活用できることで、費用対効果がより得られるのではないかと考えるところでもあります。

既存の情報伝達手段と併用して、住民により確実に伝達することにより、住民の安全・安心に大きく貢献でき、住んでよかった町を実感できると考えておるからであります。

そこで伺いますが、我が町において同報無線から流れる情報が、町内全域においてくまなく伝達されているかについてお尋ねします。

次に、我が町における教員のICT活用指導力について伺います。

近年の著しいICT情報通信技術の発達に伴い、社会のあらゆる分野において情報化が急速に進んでおり、教育分野においても例外なく情報化の潮流が押し寄せてきているわけです。この情報化社会の中で、子供たちだけでなく子供たちを指導する側の教員みずからも、この情報化の流れを避けて通ることはできない状況下に置かれているわけでもあります。

このような中、文部科学省ではIT新改革戦略に掲げられた教育の情報化の目標の達成状況等について把握するため、昨年3月現在での学校における教育の情報化の実態等に関する調査を実施し、その調査結果を昨年7月に教員のICT活用指導力に関する速報値という形で公表しております。

この調査がどのようなものかといいますと、従来だと大きなくくりでの教員のICT活用指導力の有無についてのみ調査を行ってきたとのことですが、今回は新たに教員のICT活用指導力の基準の具体化、明確化に関する検討会で取りまとめたチェックリストに基づき実施されたとのことであります。

具体的には、1、教材研究、指導の準備、評価などにICTを活用する能力、2、授業中にICTを活用して指導する能力、3、児童・生徒のICT活用を指導する能力、4、情報モラルなどを指導する能力、5、公務にICTを活用する能力、という5つのカテゴリーに

分け、全18項目について、割にできる、ややできる、余りできない、ほとんどできないの4段階の回答欄に教員みずからが自己評価を行う形で実施したものです。

この調査結果によりますと、静岡県の教員の順位は全小学校から中、高校のクラスをまとめた数値で、47都道府県中ほとんど後ろから5番目くらいまでに入っているという、惨たんたる結果だったということでございます。

この結果を見る限り、教員のICT活用指導力は惨たんたる結果と映るわけではありますが、我が町の小・中学校で教鞭を取っていただいております教員の調査結果はどうだったのか、保護者だけでなく住民の一人として大変気になるところであります。

私は、今の情報化社会においてすべての授業でICTを活用して、指導しなければならない、指導する必要があるとは思っておりませんが、世界的な規模でインターネットに代表されるネットワーク化社会が進む中、文部科学省が推進しているように、子供たちがコンピューターやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身につけることは、大変重要なことだと感じております。

この進展著しい情報化社会において学校教育に携わる人の中で、だれよりも長く生きていくのは子供たちなのです。その子供たちに指導すべき立場である教員のICT活用指導力の差により、子供たちの情報活用能力の格差や学校間格差が生じてしまうことに危惧しております。

仮に、この分野において格差が生じているならば、それは子供自身の責任ではなく、厳しい言い方をすると教員の責任、学校の責任、もっと言いますと、教員に対してICT活用に向けてさまざまな環境を提供すべき行政、教育委員会の責任であるとも言えるかもしれません。

聞くところによりますと、町内の小・中学校には既に校内LANを昨年度整備し、パソコン教室にパソコンを整備したとのことですが、文部科学省が目指している普通教室等へのパソコンの整備、及び教員1人1台のパソコンの整備はまだとのこと。

国が推進している情報教育の位置づけについて考えますと、平成10年の学習指導要領改訂を経て、小・中学校においては平成14年度から全面実施しており、既に5年を経過しているわけであります。この情報教育について、育成することを目指している情報活用能力には次の3つの観点があるとのこと。1、情報活用の実践力、2、情報の科学的な理解、3、情報社会に参画する態度の3つです。それぞれのものについて、文部科学省は具体的な能力について説明しております。

まず、1つ目の情報活用の実践力については、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集、判断、表現、処理、創造し、受け手の状況などを踏まえて、発信、伝達できる能力となっております。

2つ目の、情報の科学的な理解については、情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、みずからの情報活用を評価、改善するための基礎的な理論や方法の理解となっております。

3つ目の、情報社会に参画する態度については、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度となっております。

また、これら3つの観点、相互の関係を考え、児童・生徒の発達段階に応じバランスよく身につけさせることが重要であるとしています。

このような内容の情報教育は特定の教科のみではぐくまれるのではなく、各教科の指導を担う教員がみずからが指導する内容の中に、子供たちの情報活用能力の育成を念頭に置いた情報教育のねらいや内容が含まれていることを認識しつつ、日々の授業を進めていくことが重要だと思っております。

つまり、さまざまな授業の中で、先生みずからが情報機器を活用した授業を実践したり、子供たちがコンピューターを使いインターネットによる調べ学習や、学校間交流による交流学习をすることによって、魅力ある授業やわかる授業が実現される中で、子供たちの情報活用能力が培われ、学力の向上に結びついていくものではないかと考えております。

このように考えていきますと、ICTを効果的に活用してわかる授業を組み立てたり、児童・生徒のICT活用能力を向上させるためには、教員のICT活用指導力の向上が不可欠ではないかと思っております。

教員は単にICT機器の操作ができるだけでなく、ICTを活用して指導の効果を引き上げ、児童・生徒の学力の向上を図ることが求められていると思っております。そのためには、教員のICT活用指導力の向上に加え、学校内におけるICT環境の整備、充実が不可欠であると感じております。

そこで伺いますが、学校における教育の情報化の実態等に関する調査の結果はどうだったのか。また、その結果を踏まえて今後、町として教員に対してどのような環境を整備し、教員のICT活用指導力を高め、我が町の子供たちの情報活用能力の向上と学力の向上を図っていくのかについてお聞きします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 答弁お願ひします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 我が町の大災害に対する防災体制についてお答えします。

最初に、防災体制の現状とその課題はありますが、町民の生命、身体、及び財産を災害から保護するために、吉田町の地域にかかわる防災対策の大綱として、吉田町地域防災計画を定めております。この地域防災計画は暴風雨や豪雨などに備える一般対策編、東海地震などに備える地震対策編及び資料編の3編構成となっております。

暴風雨や豪雨や洪水による災害に対しましては、町のその状況に応じて初期段階の情報収集配備体制に始まり、第1次配備から第3次配備の3段階の体制を取ります。また、東海地震の予知情報や警戒制限が発令されると、地震災害警戒本部を設置し地震に備える対策を始めます。

このように、暴風雨や豪雨、洪水、地震などにより災害が発生したときには、災害対策本部が設置され、救助活動や2次災害の防止対策などが開始されます。

さて、災害発生時の情報収集、情報提供、及び災害対策本部における救済救援指示体制はどうなっているのかにつきましては、町の災害対策本部の設置に伴い、地区連絡部の職員が各地区本部に配備されることとなっております。

この各地区本部の連絡担当員が、担当地区の避難や災害状況の調査に当たり、連絡班長を通じ本部の情報班に情報を伝達することとなります。災害対策本部に集められた被害状況等の情報に応じて、本部長が県の対策本部や自衛隊などの関係機関に対して応援要請を行います。

次に、地域防災訓練についてであります。初めに、本年度の吉田町における訓練内容について説明をさせていただきます。

人事異動により防災要員の構成に変更が生じる年度当初の4月には、防災要員の初動体制を確立するために、全職員を対象とした職員動員訓練を実施しております。この訓練は、突然地震が発生したことを想定し、その場合における的確な情報伝達や災害対策本部の初動体制の確保を目的に予告なしで行っております。

次に、7月の第1土曜日には、突然発生しました地震を想定して、地震による津波の災害を未然に防止するための津波避難訓練を実施しております。この訓練は「地震だ、津波だ、

すぐ避難」の周知徹底を図るとともに、津波情報の早期伝達と避難体制の確立を図ることを目的に行っているものであります。

町では、災害対策本部の設置、津波情報の伝達、津波堤陸閘の開閉鎖等の訓練を継続し、海岸付近の自主防災会の皆様には津波情報の伝達、海岸一帯及び漁港周辺からの避難と避難誘導等の訓練を行っていただいております。

9月1日には、東海地震を想定して地域の防災体制の確立や防災意識の高揚を図るために、観測情報から判定会の招集、発災直後の応急対応策までの総合防災訓練を行っております。

また、12月の第1日曜日には、突然発生しました地震を想定して自主防災組織を主体に、発災時に地域が実際に行うべき一連の応急対策行動について再確認するとともに、救出救助訓練や避難生活体験訓練や自衛隊との協働を目的とした地域防災訓練を行っております。

これらの訓練は、繰り返し行うことが重要であると同時に、実施結果を十分吟味し、それをもとに次回の訓練内容を工夫することによって、より効果的に実践的な訓練が可能となります。

次に、自主防災組織の活性化策であります。それぞれの自主防災会が年間を通じて実施される訓練の分析評価を行い課題を明らかにした上で、必要に応じた訓練のあり方の見直し等を行っていただくことはもとより、自主防災組織を専門的かつきめ細やかに指導することのできる防災リーダーの育成に努めるとともに、実践的な防災体制の整備の推進を図ること及びみずからの命はみずから守る、みずからの地域は皆で守るという、一人一人が自主防災組織のメンバーであるという自覚が大切であると考えております。

次に、同報無線についてであります。災害発生時に町民の皆様方に対し必要な情報を提供することにより、人身の安定を図る目的で吉田町地域防災計画では災害広報計画について定めております。

町民の皆様方に対する広報の方法には同報無線、広報車による広報のほか消防団、自主防災会、自治会などを通じての周知があります。

なお、広報の内容は災害の推移、被害の防止に必要な注意事項、避難の準備、避難の指示、応急措置の状況などとなっております。

一時災害では火災、山崩れ、河川のはんらん、増水などにより住民に危険が切迫していると認められたときは、その危険地域の住民に対して避難の勧告、または指示を行い、勧告または指示の趣旨、地域名、避難所、避難経路などを広報することになります。

地震災害では、地震発生時の注意事項や出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起、地

震情報、道路などの被害状況を広報することになります。

災害時に迅速かつ適切な初動活動を展開するために定められた災害時等の初動活動マニュアルにおいては、震度4以上の突発地震が観測された場合や静岡県沿岸に津波注意報以上の津波情報が発令された場合には、町の職員が同報無線により町民の皆様方へ瞬時に広報することとなっております。

この地震津波情報につきましては、当町に設置された計測震度計からの震度データや、気象衛星を利用して配信される気象庁の津波情報データを利用し、地震発生時の震度や津波情報を町民の皆様方へいち早くお知らせし、津波対策や行動に対する注意を促すため、同報無線による放送を自動で行うシステムの整備も進めてまいりました。

同報無線による放送を受信する装置といたしましては、町内全域に同報無線、屋外子局を42局設置しております。

また、町内の主要公共施設には屋内において受信するための個別受信器を55台配置しておりますが、平成18年度において地域の皆様方に対する情報伝達の役割を担っていただく各町内会や自主防災会に対し、同報無線の個別受信機能を備えた防災ラジオを配備させていただいているところであります。

同報無線の情報が町内全域にくまなく伝達されているかについての御質問でございますけれども、現在のところ気象条件や周辺環境、建物の構造などにより情報の伝達状況は相当異なることを確信しております。

こうした中、本年度地元からの要望も強かった湯日川河口の親水公園と、北区の神戸日の出公民館の敷地内の2カ所に同報無線屋外子局を増設いたしました。また、隣組単位で情報を共有していただくことを目的に、各隣組の組長さんを対象に防災ラジオを配備することについて現在各自治会と調整しているところであります。今後は、同報無線の難聴地域の特定と地元の要望等を勘案し、よりよい情報伝達手段を検討してまいりたいと考えております。

続きまして2点目の我が町における教員のICT活用指導力についてであります。この質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

○議長（吉永満榮君） 教育長、お願いします。

○教育長（黒田和夫君） 私は今、議員の質問を聞きながら、学校の教育現場を想像しながら、かつてなかった教育の情報化とかICTの活用というものを、これから50年後、100年後教育の中でどう位置づけるのか、非常に難しい問題で、ここで限られた時間の中で説明できる問題ではないだろうと、そういうふうに思いながら伺っておりました。

それでは、我が町における教育のICT活用指導力について、まずお答えします。

文部科学省では、IT新改革戦略に掲げられた教育の情報化の目標達成状況等について把握するため、学校の実態等に関する調査を実施し、平成19年7月31日、調査の速報値を発表しました。

従来は教員のICT活用指導力の有無についてのみ調査を行っておりました。18年度は従来より詳細な調査を行っております。

調査の大項目は、先ほど議員から説明があったとおりです。

この調査結果では県・町ともに全国平均を下回っており、相変わらず教職員のICT機器に対する苦手意識が強いことが明らかとなっております。

しかし、この調査はICT機器に関する教職員の活用能力を、先ほども質問の中にありましたが、割にできるとか、ややできる、余りできないなどといった自己評価で示すものであって、この数値が教育の充実の度合いをあらわすものではないことをつけ加えておきます。

ここの部分が非常に大切なところであろうというふうに思っております。

町教育委員会では静岡県総合教育センターで行われた平成18年度の情報モラル指導法研修会に1名、校内LAN担当研修会に1名、平成19年度には情報モラル指導法研修に1名の教職員を派遣するために、教職員初任者研修においても情報化に対する教員という内容の講義が行われ、平成18年度に5名、平成19年度に5名をそれぞれ派遣しました。

また、平成19年度は吉田町教育委員会主催事業として、町内小・中学校教職員を対象とした授業のためのIT出前講座を実施しました。この講座は、授業でコンピューターを使用できるようにするための知識と技能を修得するため、静岡県総合教育センターより講師を招き、プロジェクターの使用法、デジタルカメラ、ビデオカメラの活用法、ウェブ上のコンテンツのダウンロード、パワーポイントの作成法、授業構想案に基づく授業のための教材作成などの内容でありました。

2日間にわたり実施し、町内16人の教職員が出席し、授業でコンピューターを使用して指導するための知識及び技能の習得を図りました。また、各小学校におきましては、第1学年のパソコンの使い方から始まり、第6学年における総合的な学習での調べ学習まで、あらゆる教科においてICTを活用した授業の導入や、全学年を通じて行う情報リテラシーについての学習など、ICTを活用した授業の展開を図っております。

中学校においては、小学校の学習をもとにデジカメ、スキャナー等の周辺機器の活用法、パワーポイント、エクセル等のソフトウェアの活用法、プログラムの作成、インターネット

の使い方や情報モラル教育等を行っております。

さらに、学校事務の合理化のため、平成18年度からは教育用パソコンの更新と校内専用サーバーの導入を行い、これらを活用した情報の一元化、印刷物の削減、及び情報の共有化を図るとともに、成績関係事務などで電算機の活用も図っており、ICT機器を活用することにより、従来からICT機器を敬遠しがちな教職員にもICT機器になれる環境づくりに取り組んでおります。

今後、引き続いてこれらの研修会を実施し、ICTを活用した授業の展開とICT機器の整備を図り、教職員の意識を、余りできないからややできるに、さらに割にできると引き上げ、苦手意識の払拭に取り組むとともに資質の向上を図ってまいります。

以上であります。

○議長（吉永満榮君） 3番、市川君。

○3番（市川陽三君） ちょっと時間が短くなってしまいましたけれども、再質問させていただきます。

まず、防災訓練でございますが、4防災会があるわけでございますが、その中でも地域によって大変、訓練の内容にもよろうかとは思いますが、住吉地区あるいは私どもの居住しております北区において、防災訓練の参加等について大変な温度差があったり、真剣さという失礼ですけれども、そういったものがちょっと欠けるというふうにも考えておるわけでございますけれども、その辺についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 議員さんの御質問であります。確かに地域差によって温度差はあるということを考えております。参加人員の関係、それと各自主防災会がそれぞれ行う訓練内容を見ましても、積極的に取り組む自治会とただ集合だけの自治会、それぞれ温度差があることは実態は否めません。

昨年度そのようなことで自衛隊の派遣をお願いいたしまして、2年連続なんですけれども、北区のほうの自治会を中心に再度の意識改革をモットーに訓練をいたしたわけでありまして。そういうような格差はありますが、それぞれ自主防災会の情報の伝達関連、それと訓練の内容のあれは本部としては同一的にやっておりますので、そのような意識づけは今後も十分図ってまいりたいとそのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 3番、市川君。

○3番（市川陽三君） それこそ、今、課長からの答弁ありましたように、今後もそういった

訓練のほうを引き続きやっていただけるようお願いをしたいと思います。

同じ防災訓練の中で、医療機関関係者とか自主防の協力のもとに、トリアージ訓練の検討はされているかどうか伺いたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 第1点目に、トリアージの関係の御質問であります。御承知のように災害が発生した場合の医療活動において多くの負傷者を対象として、負傷者の手当の緊急度とか重症度に応じて治療の優先順位を決定するもので、この決定に従って応急処置や患者の搬送をするわけであります。御承知のように、一般の職員では対応できませんので、これは専門医の協力というものが必要不可欠であります。

そういうようなことで、まずトリアージとはどういうものかというものを、地域の住民に正しく理解していただくことが、まず第1点必要ではなかろうかと思えます。トリアージの関係はこうですよというものを、昨年も北区の自衛隊派遣のお願い時には説明しておりますが、十分なかなか認識ができないという点がありますので、この認識を深めるための方法として今後研修会等の必要性は強く感じております。

○議長（吉永満榮君） 3番、市川君。

○3番（市川陽三君） 質問、次に移りますけれども、地域防災計画の中の吉田町災害対策本部編成表、それから吉田町災害対策本部組織等事務分掌という欄があるわけですが、その中に載っております行政組織図が両方のものが実際にはないか、そういったものが載っておったりしまして、それをもっと明確化して、リンク図を同じようにするというわかりやすい組織づくりというものをつくっていただきたいと思いますが、その点についてお尋ねします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 議員さんの御質問の、行政組織と非常事態における組織とは根本的に目的が違いますので、必ずしも一致させる必要はないかと考えております。それぞれの部署において配属された職員が事務分掌を十分理解することで対応できると考えておりますので、今後も訓練を通じて確認して指導していきたいとそうように考えております。

○議長（吉永満榮君） 3番、市川君。

○3番（市川陽三君） 次の質問に移りますけれども、同報無線につきまして、現在は発信する一方通行というような形のものでしか機能していないような感じでございますが、今後発

信したものに対して答えが返ってくるというような、双方向性を確保した自立的な伝達メディアについての検討をされているかどうかお尋ねします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 情報関係の収集という関係で言いますと、双方向性も重要であります。確立された情報を的確に伝えるということも大変重要な問題だと考えております。こうした観点から、平成19年度に無線機を各自主防災会、19の自主防災会を対象に出しております。それは従来の無線機だと一方通行方の通話しかできないということですが、双方性の通話いわゆる携帯無線用の通話が可能になるということで、さらに情報をそこでより確認できるということの中から、そういう面について充実していくという方向であります。

議員さん御指摘のように、こうした観点から今後各自主防災会と災害対策本部がより情報を交換、確認できるというような双方向性のルートの確保は、今後より充実していきたいとそのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 3番、市川議員。

○3番（市川陽三君） ちょっと時間もなくなりましたので、以上で終わりたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 以上で、3番、市川陽三君の一般質問は終わりました。

大変、一般質問の要旨が長いということで、60分を有効に使うように、また研究してください。

◇ 八 木 栄 君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、10番、八木 栄君。

[10番 八木 栄君登壇]

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄でございます。

私は、平成20年3月の第1回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、空港を活用した産業と観光事業の取り組みについてお尋ねをいたします。

富士山静岡空港の開港、最近テレビでも盛んに宣伝していることは御存じであると思います。来年3月開港と宣伝しています。この富士山静岡空港の開港によって、我が吉田町の未

来像も大きく変わるのではないのでしょうか。開港についてはいまだに賛否両論あり、来春開港に至るまでにどれだけの時間が費やされたことでしょうか。

我が町においては、これまでにいろいろなイベントを通し、また町の事業として空港の推進やPR活動に努めてきたと思いますが、開港後の吉田町のビジョンについてはお話を伺った覚えがありません。町内に空港を活用し未来をつくる吉田町、このような巨大看板が何か所かに設置されていることから、吉田町においても空港を活用した将来の町の様子を思い描いていることと考えますが、いかがなものでしょうか。

吉田町は大井川の豊富な地下水に恵まれ、食品加工業や繊維業を地場産業としてさまざまな企業が立地してきました。東名高速道路の開通、吉田インターチェンジの開設により町の立地条件が飛躍的に向上し、企業進出が活発化しました。大手の優良企業の進出もあり、今日の吉田町があるものと考えます。

このような立地条件のよさは、富士山静岡空港という新たな社会資本整備により、一層向上することとなり、今後の企業進出の受け入れや新たな産業の育成への効果も期待されるところです。

昨年7月の吉田町議会行政視察において石川県穴水町を訪れました。ここ穴水町は我が町と同様、航路直下の町です。この町では能登空港を利活用した町づくりの計画を立案するために、能登空港利活用検討委員会を立ち上げ地域活性化策を深めていました。

平成15年7月の開港から4年が経過していたわけですが、空港を活用した町づくり計画を立案し、それを実施し、その成果も上げているようでした。企業誘致に対しては条件によりますが助成金など優遇措置の実施、空港を利用した地場産品の振興策としては、農業振興の観点からブドウ園を整備しワインの製造を行っています。

富士山静岡空港の開港もあと1年後となりましたが、空港を活用した新しい産業の展開を目指した調査、研究などどのように進めているのでしょうか。富士山静岡空港という新たな社会資本の活用を目的とした物流産業その他の企業進出についてどのように考えているのでしょうか。

近年、観光産業においては景気の低迷により各地で観光客の減少が見られます。私たちの吉田町はどうでしょう。我が町は観光資源が乏しい上に、静波や御前崎への通過点でしかありません。しかし、小山城を中心とする能満寺山公園や吉田港に隣接する海岸、親水公園や県営吉田公園など自然あふれる観光資源があると思います。

このように貴重な観光資源を有効利用し、集客を考えなければならないと思います。

また、たこ揚げ大会や港まつり花火大会、小山城まつりなどの観光事業のあり方についても検討が必要ではないでしょうか。

開港に伴い外国人の観光客もどくなるのか気になります。このようなことから、以下の点についてお伺いします。

- 1、空港を活用した吉田町のビジョンは。
- 2、空港を活用した産業の振興策について。
- 3、空港を活用した観光振興策について。

以上、3点です。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 空港を活用した産業と観光事業の取り組みについて、1点目の空港を活用した吉田町のビジョンについてお答えします。

空港を活用した吉田町のビジョンを語る上で、富士山静岡空港の開港が地域にどのような恩恵をもたらすのかが重要であると受けとめておりますので、既に議員の皆様方が御承知のこととは存じますが、初めに静岡県が策定しました計画について触れさせていただきます。

首都圏では静岡県総合計画、魅力ある静岡2010年戦略プランにおける、世界に広がる出会いと交流の基盤づくりに示された空港を活用した地域振興の推進に基づき、具体的な振興策を明示する計画として、富士山静岡空港を生かした地域振興計画を平成18年3月に策定いたしました。この計画の中で、各分野ごとの地域振興の可能性として6つの振興策を明らかにしております。

1つ目は、空港が開港することにより、国内各地や東アジアと直接結ばれることで観光客が飛躍的に増大され、国際的な観光地として新たな発展が期待される観光振興。

2つ目は、地域特性や産業、文化などを生かしたさまざまなコンベンションの開催により、地域の活性化が期待されるコンベンションの振興。

3つ目は、観光との連携による食をテーマとした旅行商品づくりを初め、空港内レストランや機内食等での地域産品の活用や空港利用客を対象とした物産販売など、農林水産物の消費拡大や販路の開拓につながることを期待される農林水産業の振興。

4つ目は、東アジア等からの外国資本を含む企業立地の可能性や、交流人口の増大による商業の活性化が期待される商工業等の振興。

5つ目は、国内外の就航先との文化やスポーツ、教育交流などが期待される国内外との友好交流と、6つ目は災害時における航空部隊の集結基地や緊急物資等の受け入れ拠点、重症患者等の広域搬送拠点等としての活用も考えられる防災対策を上げております。

また、当町におきましてもこのような地域振興の実現に向け、第4次吉田町総合計画の中で静岡空港に関連して3つの施策を上げております。

1つ目の施策といたしましては、静岡空港へのアクセスルートと同様に周辺生活道路の整備を図り、交通の利便性の向上に努めていくことや、騒音害等の環境保全対策を検討する空港周辺の環境整備です。

2つ目の施策といたしましては、静岡空港という新たな社会資本の活用を目的とした物流産業、先端技術産業等の進出を積極的に推進するとともに、当町の地域状況を十分に配慮した土地利用への誘導を図っていく、空港周辺資源を活用した産業の育成です。

3つ目の施策といたしましては、空港ターミナル内において町の産業観光文化などの情報発信に努めていく、吉田町のPR活動の推進です。

これらの施策を実現することは、ひいては町の将来都市像である「人と人、心安らぎ、健康で住みやすい町、吉田町」につながっていくものであると考えております。

昭和44年に開設された東名高速道路吉田インターチェンジが当町の発展に大きく寄与しているように、静岡県の空の玄関口となる富士山静岡空港の開港により、県の策定した富士山静岡空港を生かした地域振興計画の中にある、各分野ごとの地域振興策の効果が当町にももたらされ、当町のさらなる発展につながるものが空港を活用した町のビジョンにあるものと考えております。

次に、空港を活用した産業の振興策についてお答えします。

当町は大井川の豊富な地下水に恵まれ、また東名高速道路吉田インターチェンジの開設などインフラ整備の充実により、町の立地条件が飛躍的に向上したことから、企業進出が活発化し町の発展は持続しておりますが、他方、第1次産業の農業・漁業の低迷が続いているのが現状であります。

ここに来て、富士山静岡空港という新たな社会資本が加わることにより、交流人口の増大による商工業の活性化や地域の魅力とにぎわいの創出等が考えられるとともに、農産物や水産物においては付加価値の高い地域特産品の販路開拓など、空港を活用して地域の特産品を遠隔地へ直送することが可能となることで、新たな産業展開が期待できるものと考えております。また、空港の開港が当町の企業立地における優位性をさらに高め、企業進出がより一

層活発化するものと確信しております。

このようなことを背景に、交通の利便性の向上や交流人口の増加、観光等の連携による地域産業への好影響が期待されている中、地域資源を活用した商業の育成や異業種の連携を促進し、新産業の育成のための早急な基盤づくりが求められております。

今後は地域産業の高度化、多様化を初め、地域経済の持続的かつ健全な発展を図るため、県やNPOを初めとする民間団体、企業等とともに共通の目的に向かって共同連携していく必要があるものと考えております。

次に、空港を活用した観光振興策についてお答えします。

町が富士山静岡空港を活用して観光振興を図るためには、産業4団体を初めとした関係団体が、観光振興を図ると同じ目的意識を持って連携を取り合うとともに、空港周辺地域の広域的かつ地域に密着した活性化方策が必要であると考えております。

現在、町ではたこ揚げ大会、港まつり花火大会、小山城まつりを町の3大イベントとして吉田町観光協会へ委託し、イベントを中心とした観光振興を図っているところでありますが、観光資源に乏しいと言いつつ、展望台小山城、能満寺のソテツ、県営吉田公園、吉田漁港を中心とした海岸線はもとより、ウナギの直売所、シラスの加工品など食の魅力も存在価値があります。

このような中、周辺地域における空港開港時に向けた対応としまして、吉田町観光協会を含む富士山静岡空港周辺地域の8市5町13の観光協会が観光振興を図ることを目的に、富士山静岡空港周辺地域観光協会連絡協議会を平成18年3月に設立し、空港を核にした広域的な観光PRを推進するための各種事業研究に取り組んでおります。

本年度につきましては、空港周辺地域の観光ガイドマップを作成するとともに、その観光ガイドマップを多言語化したものを作成しております。

また、行政レベルでは吉田町を含む6市1町が富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会を平成18年10月に設置し、空港周辺市町の広域的な観光ルートの開発や商品化、観光振興に関する調査研究を実施しております。

本年度につきましては、県費補助の電源地域振興指導事業を活用し、空港着地型旅行商品の企画やモニターツアーを実施するとともに、先ほど申し上げました富士山静岡空港周辺地域観光協会連絡協議会の多言語化観光ガイドマップの作成を支援しております。

富士山静岡空港は、国内外の就航を予定しており、開港することにより国内各地の交流はもとより、東アジア圏を中心とした国際的な交流が増え、吉田町においても交流人口が増加

していくことが予想されます。このため、当町のシンボルである展望台小山城を含む能満寺山公園周辺部や県営吉田公園などを町の交流拠点の1つととらえ、国内外から訪れる観光客が立ち寄り、食し、楽しめる場所を提供するとともに、この地域に新たなにぎわいが創出できますよう、富士山静岡空港と関係する団体と広域的に連携しながら観光事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄議員。

○10番（八木 栄君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、産業の振興策ですが、養鰻業が衰退してしまった今、地方に対して吉田町をPRできる主な産業は何であると考えられるでしょうか。

○議長（吉永満榮君） どなたか答弁できますか。吉田町の重要産業。そちらのほうですけれども。

企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 重要産業といいましても、すべて重要でございまして、農業からですね、今の言われた養鰻業、当然重要な産業ととらえております。

金銭的に大きなものといいますと、当然製造業になりますので、化学工業等々が一番金銭的に見れば大きいということでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄議員。

○10番（八木 栄君） 今、養鰻業と言っていたのは、養鰻業が全国的に名をはせたということで、吉田町というのはウナギということで有名になったものですから、今それがだめになってしまったというか、現実的に衰退してしまったので、それにかわるものが何かあるのか、それとも何かこれから見出していくというか、そういうようなことがあるかどうかということでお伺いしましたが、いま一度、何か。

今、金銭的には製造業というのは、大きな企業が来ているということで十分理解ができました。あと、農業も養鰻業も今やっているものですから、それも町の産業ということでわかりますけれども、地方に吉田町はこうだよという、何かアピールできるというんですか、そういうような形のものがもしある——なければないって返事でいいですけどもね。あるようなら教えていただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 産業課長、いかがですか。

○産業課長（田村政博君） ただいま言いましたように、現在、異業種交流会というのを平成

17年度から発足しまして事業を進めているわけですが、その中で中小企業の共同的とか集団的な取り組み情報化の促進などを行っているという状況の中にありますので、中小企業の安定した経営を今後も支援していきたいというように考えております。

特にこれといったものは、重要なものというのは特にはないんですけれども、先ほど言ったシラス等もありますものですから、それも含めていきたいと考えております。

○議長（吉永満栄君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） それでは、我が町の資源——資源と言えば大井川の地下水ですが、それを利用した、また空港を活用した新たな産業について何かお考えはあるでしょうか。

○議長（吉永満栄君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 豊富な水が、町としては重要なものでありますけれども、特にこれといったものは特に考えておりません。

○議長（吉永満栄君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） それでは、空港を利活用した産業の振興策を考えるに当たり、当局だけで考えていくのか、それとも、そのほかどこか団体等交えて今後空港を利活用した産業の振興ということで、何か検討委員会とかそういうものをつくって検討していくのか、その辺をお伺いしますけれど。

○議長（吉永満栄君） はい、検討委員会についての答え。

企画課長、お願いします。

○企画課長（藤田光夫君） 答弁の中で3つの、空港活用をした町づくりというようなことで3つの事業を言いましたが、これはここに総合計画、基本計画もございしますが、例えば最初の環境整備といいますと、例えば計画的な土地利用に関係してくるとか、それから街路整備、それから環境整備、それから産業の育成となりますと新産業の育成とか、空港を活用した産業の育成等々、すべてこの基本計画の中に関連をしております、この計画を推進していくのが私どもの仕事というふうに考えておまして、組織を考えるかというようなことですが、改めて今から、この総合計画を作るときには住民の皆さんの意見をたくさんお聞きしてつくったものでございますので、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（吉永満栄君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 今聞いたのは、先ほど自分が話した中に能登空港のある航路直下の穴水町のところが能登空港利活用検討委員会と、こういうものを立ち上げてその利活用の検討をしたということで、これが各種団体とかいろいろな著名人とか有識者とかいろいろの方によって5つの検討委員会をつくって、それぞれがいろいろ、こう別々に考えて、それぞれで審議してその結果を出しているという話を聞いて、行政視察行ったときにその話聞いたものですから、私たちの町と大分条件が似ているというか、航路直下ということで似ているだけですけれども、そういうことでその町も吉田よりも小さい町だったものですから、それでこういうことでこういう委員会をつくって積極的に空港を利用して、町のこの活性化というか、発展につなげようというような、そういうことをやっていて成功しているようだったものですから、その辺で私たちの吉田町はどうかと。あと1年後の開港ということでどうかと。ということでお聞きをいたしました、そういうような形でのそういう検討委員会というものを全然考えていないのかどうかお伺いします。

○議長（吉永満栄君） 企画課長、お願いします。

○企画課長（藤田光夫君） 現在、先ほどの答弁の中にもありましたとおり、観光関係とか空港、農業の活性化連絡会、これ、単独の町でなかなかできないものですから、連携をしながらやっていくということで御答弁をさせていただきました。

町単独でやっていくというようなことは特に今考えておりません。

○10番（八木 栄君） 了解です。

それでは、空港の活用と地場産品のPRについてで、先ほど空港の中にそういったコーナーを設けて町の特産物をPRしていきたいというお話がありましたが、それ以外に何か、ただ空港の中にそういうコーナーを設けて、それだけでPRしていくのか、ほかに何かお考えがあるかどうか。

○議長（吉永満栄君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） ターミナルビル内のコンセンションの出店の募集でございますが、これ、年度が変われば静岡空港株式会社のほうから調整をしてしっかりした募集が出てくると思います。ただ、公的利用スペースにつきましては、これも先ほど言ったように吉田町だけでやるというようなことは考えておりません。連携をして、これは当然静岡県全体を観光PRすることになりますので、吉田町だけ独自でやるようなことは考えておりません、連携をしてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） ありがとうございます。

それでは、観光振興策について再質問させていただきますけれども、今現在、我が町を訪れる観光客は年間どれくらいいるのかどうか、お伺いします。

○議長（吉永満榮君） 観光客の数を。

産業課長、お願いします。

○産業課長（田村政博君） うちの町の観光客の資料というものがちょっと把握したものがございませんものですから、ちょっとお答えできません。

ちなみに、観光協会で行っています3大イベントのたこ揚げ大会とか港まつり花火大会、小山城まつり等やっておるわけですが、それに対しての人数的なものは小山城まつりにつきましては年間1万5,000人ぐらい参加しているような状況で、たこ揚げ大会につきましては2,000名くらいですか、そういうような状況の中で推移しておりますけれども、町を訪れる観光客の数というのはちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） できれば、そういうものをチェックしてもらって、今後空港ができてから観光客も来ると思いますが、その辺の参考になるというか、これからの資料というか、そういうものになると思えますものから、できればまたどうにかして調べておいてもらいたいと思えます。

それから、今後開港によって、また観光客の数が今把握できないということですが、その観光客の増加というのはどれくらいの割合で考えられるか、また、そういった観光客の誘致についてはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 当市としましては、静岡空港の開港後の状況を見て検討を図っていきたくと思えますけれども、先ほど言いましたように観光資源も非常に乏しいという町でございますので、現在観光協会が行っているイベント等を中心に観光振興策を図っていきたくというふうを考えております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 能満寺山公園とメロンの温室団地、これらを連携して観光施設事業として利用ということが、随分昔、こう議会でも話——だれかの過去において一般質問の答弁なんかでもそういうことが出たと思えます。自分も古い議会だよりなんかを見たりすると

そういう一般質問の答弁が載っているものですから、そういうことは一般質問の答弁であるわりには全然そういうことが進められていないんですけれども、小山城の展望台の入場券と、それとメロンの温室、その辺のものをうまく合わせてセットでチケットを発行するとか、そういうもので観光農園というんですか、そういうものもまた考えられるんじゃないかと思っておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 特に担当課としてはそのようなものはまだ今のところ考えていない状況であります。それこそ能満寺山公園につきましては、計画決定されている中でつくっている展望台ということで、現在ですと健常者でしたら上まで上がっていただけるような状況でありますけれども、健常者でない方はちょっと上まで上がるのは大変だと思いますものから、なるべく早く、上のほうへ駐車場のような形の中に整備できればと考えておりますけれども。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 能満寺山公園ですけれども、民族資料館が全然、今閉ざされちゃって使われていないですけれども、今後そういうものもお客さんが来れば何とかかなというふうにも希望を持てると思うんですけれども、今言ったように上にも駐車場がないものですから、幾ら観光バスが寄りたいと思っても下でバスを降りて階段を上っていく中、横のスロープをこう上がっていくという結構大変だし、その辺のことについて、民俗資料館の有効利用と、あとその辺の駐車場の関係ですか、その辺のことについて、いま一度お聞きしますけれども。何か民俗資料館の有効利用は考えているのかということと、駐車場は今後どのように考えているのか。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 民俗資料館につきましては、現在ちょっと休館のような状態になっておりますけれども、担当課としましては終日というわけではないんですけれども、土日くらいはあける方向で検討を図っていきたいということで20年度考えております。

駐車場の整備につきましては、うちの課ではちょっと把握できかねますので、あれだと思っております。

○議長（吉永満榮君） その辺はどうしますか。

企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 観光関係で小山城周辺の利活用、いわば整備をということで、

前々のこの基本構想の中、また基本計画の中に入れておりますが、なかなか整備できないというのが現実でございまして、あそこは都市計画公園になってございまして、まだまだ西へ拡張する予定ではいるんですが、当初の都市計画決定した時のボタンの掛け違えで、なかなか開発できないという現実がございまして整備できない状況にあると。また、そこら辺がありまして整備できないでいるんですが、基本的には町が計画した事業でございまして、できるだけ早めに工事のほうを再開して整備できるような努力をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 先ほど吉田町の3大観光事業、小山城まつり、たこ揚げ、それから花火大会ですか、その辺の話が出ましたけれども、これらも町にとっては3大観光事業ということで大変大きなイベントだと思いますので、この辺を空港を利活用して絡めて、何とかいい方向に持っていきたいなという考えもあるんですけれども、その辺についての、空港を利活用した吉田町の3大観光事業のあり方について、どのように考えているかお願いします。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 今の3大イベントにつきましては、観光協会に委託している事業でございまして、今後観光協会とも相談していきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 先ほど産業の振興のほうで、いろんな振興策のことで8市5町でいろいろ考えてやっていますよということでお話を伺いましたが、観光の振興策ということに対しても8市5町で考えていくのか、それとも町単独としての考えはないか、あるのかないのかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） これについてお答えをお願いします。

産業課長。

○産業課長（田村政博君） 行政関係では先ほど言いましたように6市1町の観光担当職員をもって組織した中でやっておりますけれども、町として独自でやるというのは特に考えておりません。

○議長（吉永満榮君） 10番。

○10番（八木 栄君） 今、6市1町という言葉で、先ほどは8市5町と言いましたが、これら、もし詳しい市町名わかりましたらお伺いしたいんですけれども。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 先ほど言いました8市5町というのは観光協会が主体となっているもので、この観光協会の8市5町につきましては焼津市、藤枝市、島田市、御前崎市、あと岡部町、大井川町、吉田町、それから牧之原市の榛原とか牧之原市の相良、島田市金谷、川根町及び川根本町という形の中で、その観光協会が8市5町ということで13の観光協会がやっているものでございます。

行政関係のほうにつきましては、御前崎市、掛川市、菊川市、島田市、袋井市、牧之原市、吉田町の6市1町でございます。

○議長（吉永満榮君） 八木議員。

○10番（八木 栄君） さきに言った8市5町、これ合併する前のことでしょうか、それとも合併してまた変わったんでしょうか。

○産業課長（田村政博君） 19年度からは8市5町の13体ということになりまして、掛川市と菊川市と袋井市が加わって8市5町の13の観光協会になっております。観光協会ですので、牧之原市なんかにつきますと榛原と相良ということがありますものですから、ちょっと数のあれが難しいかもしれないですけども。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 町にも観光パンフレットというのがあって、これはちょっと産業課に寄ったら何かパンフレットをつくりかえるような、そんな作業をしているような感じがあったわけですけども、観光パンフレットの作成ということで、これも先ほどの8市5町でやっているのかどうかちょっとわかりませんが、吉田町の観光パンフレットがあるとしたら、その中にやっぱり富士山静岡空港、写真でも絵でも何でもいいですけども、そういうものを入れて空港に関連して、その観光というものをさせていただくということのパンフレットの作成と、そういうことの計画というんですか、そういうものを1年後に控えてできているのか、これからつくるのか、その辺をお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） うちの町でいいますと、吉田町よくばりまっぷというものをやっておるんですけども、現在増刷といえますか新しくしているんですけども、それにつきましては特に空港のことがうたわれていないような状況でございますので、今後その面も含めた中でマップのほう、また検討していきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 1年後に開港されるものですから、今のうちにその観光マップですか、よくばりマップですか、そのようなものが空港から見たもので空港を取り入れてつくって、それでできちゃってから配布するの也不错ですけども、事前に配布すればそれこそ町のPRになると思いますけれども、それは予算にはなかったかも知れませんが、補正でもしてそういうものをつくって配布するなり何なりしていただきたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか、可能でしょうか。

○議長（吉永満栄君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） よくばりマップ等につきましては、無論空港ができますればそういうブースを置くと思いますので、特に空港のためにとというのは特に考えておりません。

○10番（八木 栄君） 了解。以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（吉永満栄君） 以上で、10番、八木 栄君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（吉永満栄君） それでは、時間もまいりましたので暫時休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

◇ 大塚邦子君

○議長（吉永満栄君） 引き続き一般質問を行います。

13番、大塚邦子君。

〔13番 大塚邦子君登壇〕

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚邦子です。

私は平成20年第1回吉田町議会定例会の一般質問に当たり、さきに通告してありますとおり町職員の定員管理計画について町長に質問いたします。

さて、本格的な分権時代に入り、我が町でも少子高齢化や情報化、国際化、経済格差、地球温暖化などによって生み出される諸問題に対応すべく、行政改革を初め財政の健全化や地域の活性化に向けて着実な取り組みがなされているものと承知しているところです。

平成19年5月30日に、地方分権改革推進委員会が取りまとめた地方分権改革推進に当たっ
ての基本的な考え方、地方が主役の国づくりの中には経済高度成長時代を終え、国、地方を
合わせた未曾有の債務残高という負の遺産を抱える中、21世紀の人口減少社会において一層
加速する少子高齢化やアジアにおける競争激化などの大きな変化に的確に対応していくため
には、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する住民本位の分権型社会
へ抜本的な転換を図らなければならないとあり、現代社会に生きる私たちの位置づけを知る
ことができます。

また、それをなし遂げるためには住民にもっとも身近なところで行政のあり方を、住民が
すべてみずからの責任で決定、制御できる仕組みを構築しなければならない、またそれには
情報の共有と住民参加の促進を通じて多様性と創造性にあふれた住民本意の地域づくりを進
めることが必要となるとあり、まさしく時代が大きく変化する中で、我が町が自立していく
ために何をなすべきかということを示唆してくれているものと受けとめることができます。

本取りまとめでは多様性と創造性にあふれた住民本意の地域づくりを進めることにより、
真の民主主義の確立とともに町民が安心して暮らすことができる確かな持続可能性を備えた
社会を実現することができる点についても、私としては大いに共感を覚えるもの
であります。

こうした時代背景の中、平成17年11月に策定された吉田町定員管理計画は平成22年までの
5年間に常勤一般職員を11人削減し213人にするもので、国が示す4.6%を上回る4.9%の削
減目標になっています。現在の職員数は214人と伺っており、本計画に対して大幅な前倒し
で進んでいることに住民サービスの低下を招くのではないかとの危惧の念を抱きます。

平成19年度の退職者は8人、定年退職者が3人、勸奨退職者が5人であり、また平成20年
度の新規採用内定者は7人と伺っていますが、いずれにしても本計画と比べると常勤
職員数が少ない状況となっています。

そこで、町長に以下の点についてお伺いいたします。

1、3月議会初日には町長の施政方針として平成20年度の当初予算案並びに事業計画案の
概要が述べられました。その中で少子化対策として不妊治療費や妊婦健康診査の助成を初め、
乳幼児から中学3年生までの医療費の無料化や障害児放課後児童クラブの開設、さゆり保育

園の建てかえなど、子供の成長に合わせた、そして各課横断的に展開される子育て支援事業について、また新しい町のオリジナルダンスの普及やソフトランニング教室の開催、高齢者の方々が元気で住みなれた町で健康でいきいきと暮らせるための事業など、健康づくり事業について。

教育吉田21に掲げられている、子供たちの夢をはぐくむ学校教育を実現するための特色ある学校づくりや、子供たちの心に自然への関心を喚起するために建設準備が進められているちいさな理科館事業並びに教育吉田21の理念でもある生涯学習の中核となる町立図書館について、それぞれの事業推進に向けての職員体制とその配置はどのように行われたのか伺います。

2、各課、各部門で業務に従事する非常勤職員が、町民の多様なニーズにこたえるため活躍されている場面を日常目にします。今後常勤職員が削減される中で、よりよい人材を確保するためにも、非常勤職員の処遇改善の考えはありますか。

3、平成18年3月に吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例が制定されました。これにより町長は高度な専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有するものを任期を定めて採用することができることになりました。本制度にのっとり一般職の任期付職員の採用について考えはありますか。

4、平成17年11月に策定された定員管理計画は、平成22年までの5年間で常勤職員の総数を11人削減し213人にするものですが、平成20年度において既に前倒しで削減が進んでいます。途中退職される方の予測は難しい面もあるかと思いますが、今後の定員管理計画の考え方と進め方を伺います。

5、最後に公共サービスの民営化についての基本的な考え方と計画について伺います。

以上が、私の質問の要旨です。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町職員の定員管理計画についてお答えします。

議員も御承知のとおり、地方公共団体を取り巻く状況は地方分権の進展により財源を伴わない事業の権限移譲や少子高齢化の進行に伴う新たな事業展開が求められ、なお一層厳しい状況にあり、当町を含む地方公共団体はこれまで以上に効率的な行政の展開が求められています。

この効率的な行政を展開していくためには、行政の担い手である職員の適切な配置や行政

需要に柔軟に対応できる人材の育成とともに、職員の定数管理が重要な課題となりますが、当町では団塊世代の大量退職時期が平成20年度に到来するため、経験豊富な人材の減少が避けられない状況となっております。

このような中、国では平成17年3月29日付総務事務次官通知、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針において、平成17年4月1日時点を基準として平成22年4月1日時点の定員に対する明確な数値目標を掲げ、この数値目標に基づき職員定数の削減を行うことが求められるとともに、その数値目標につきましては全国地方公共団体の総定員の過去5年間の純減実績であります4.6%上回る目標値を掲げることが条件とされておりました。地方分権時代に対応した簡素で効率のよい行政の実現、複雑化高度化する行政需要への対応、幹部職員の大量退職によるベテラン職員の不足への対応、あるいは国が示す4.6%を上回る削減目標の達成等を視野に入れ、今後の町における計画的な定員管理を行うため、平成17年11月に平成22年4月までに4.9%にわたる11名を削減し、職員数を213名とする定員数値目標を掲げた吉田町定員管理計画を策定いたしました。

これまでの進捗状況を御報告いたしますと、平成19年4月1日現在では計画目標数値222名に対しまして職員総数は215名となっており、計画よりも7名も少ない状況であります。

また、平成20年4月1日の見込みとしましては、計画目標数値219人に対しまして職員総数は214名を見込んでおりました。計画数値よりも5名少ない状況であります。

各年度の計画目標数値は定年退職による減員数と新規採用職員数の均衡を図りながら、長期的な展望に立った計画数字となっているため例年定年退職に加え、予期せぬ勸奨退職等による減員が生じていることから、計画数値よりも早いスピードで職員が減員しているもので、このまま進みますと1年前倒しの平成21年4月には最終目標数値を達成する状況にあります。

このような急激な職員の減員にもかかわらず、職員は町民の負託に答え、急激な地方分権の進展による権限移譲や複雑化高度化する行政課題に的確に対応していかなければなりません。このため限られた職員で最大の効果を図るため、さらなる職員の資質向上を図るとともに、効率的でかつ機動的な組織体制づくりも合わせて行う必要があります。その年ごとに重点的な施策を中心に職員配置体制づくりを行ってきているところでございます。

さて、第1点目の平成20年度事業の推進に向けての職員体制と配置について、特に子育て支援、健康づくり、特色ある学校づくり、理科館、図書館の各事業についての職員体制と配置についてお答えします。

まず、平成20年度の重点施策といたしましては、過日3月4日の施政方針によりまして御

理解いただけたものではないかと思いますが、議員からの御質問のとおり、当然その体制につきましても、それぞれ施策に応じた職員体制を整えなければなりません。

今回の重点施策に関する職員体制につきましては、3月19日に発表しました平成20年度の人事異動内示をごらんいただくと御理解いただけることと思いますが、まず子育て支援事業の体制といたしましては、安心して子供を生み、健やかに育てる環境整備を主眼として、妊婦健康診査費の助成及び児童医療費の助成事務の拡大などに対応するため、健康づくり課を実質的に1名増員し、また平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導が新たに実施されることから、専門職である保健師1名を町民課国保部門に配置し、町民課と健康づくり課の連携のもとに特定健康診査及び特定保健指導の充実を図ろうとしております。

次に、特色ある学校づくりにつきましては、教職員がみずから創意工夫を凝らした特色ある学校づくりや教育活動に対して活動助成をするほか、町内の小・中学校に教員補助を各1名ずつ配置するとともに、子供と親の相談員を教員補助と同様に町内の小・中学校にそれぞれ配置し、義務教育の支援充実を図ろうとしております。

次に、ちいさな理科館事業につきましては、建設関係に経験豊富な職員を配置するとともに、建設委員会及び建設委員会の下部組織である運営部会を新たに設置し町民の期待にこたえようと考えております。

次に、図書館につきましては、今まで非常勤の図書館長を配置しておりましたが、館長が退職することに伴い、今回図書館長に常勤職員を配置するとともに、昨年10月から施行しております図書館閉館日を週1日に変更したことへの対応として正規職員1名を増員し、さらなる図書館サービスの充実を図ろうとしております。

このように、議員の御質問にありました平成20年度の重点施策につきましては、その実施体制の充実を図っておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の非常勤職員の処遇改善の考えはあるかについてお答えします。

さきの御質問でも答弁させていただきましたとおり、急激に職員が減員していくにもかかわらず、地方分権の進展による権限移譲や複雑化、高度化する行政課題はますます増加していくものと推察しておりますが、行政改革や定員管理の関係からは職員を増員することはきわめて困難な状況にあります。法令等により一定数の職員配置や有資格者の配置が求められる事務もありますので、職員の増加要因は依然高い状況にあります。

このような状況下においても新たな行政需要に対応するためには、事業をスクラップ・ア

ンド・ビルドによる職員配置の適正化を図る必要があり、定員管理計画におきましても定員適正化の手法として10項目の方策を示しており、再任用職員の活用や任期付職員の活用、臨時職員の活用など多様な雇用形態の職員を効率的、効果的な組み合わせを検討し、それぞれの雇用形態の特徴を生かした活用を図り、行政サービスの低下を招かないよう定員の適正化に努めることとしており、御指摘の非常勤職員は行政運営を進める上で欠かすことのできない職員であると認識しております。

非常勤職員は正規職員と雇用形態は違いますが、町の職員ということにはかわりはありません。そのため、正規職員と同様にやりがいを持てる職場環境づくりを考えていかなければならないと思っております。

このやりがいといいますか、非常勤職員の勤労意欲を高めていくためには、非常勤職員の処遇改善は必要なものと考えますが、特に昇級による処遇改善につきましては、まず越えなければならないハードルとして地方公務員法があります。

平成20年1月25日付静岡新聞の朝刊に掲載されていた記事ではございますけれども、東京都港区では非正規職員の待遇改善に向け勤続年数に応じた昇級制度の創設を予定していたわけですが、総務省と東京都から非正規職員の継続雇用を前提としていない地方公務員法に抵触する可能性を指摘され、昇級制度の導入を見送ったという記事がございます。これは地方公務員法では非常勤職員等の任用につきましては、もともと継続雇用を前提としたものではなく、昇級がない1年程度の短期雇用が前提であるとの見解から、勤続年数に応じた昇級制度は認められないということでございます。

しかしながら、当町だけではなく全国の地方公共団体におきましても同様で、行財政改革により職員が削減される中、常勤職員の不足を補う形で非常勤職員の複数年勤務の実態がありますことから、これら非常勤職員の意欲を向上させていく上で処遇改善を図ることは必要なこととございます。今後、他の先進的な地方公共団体の情報を収集していくとともに、当町としましても地方公務員法の趣旨に即した形で給与面や勤務条件等を総合的に見直し、非常勤職員の処遇改善を検討していきますので御理解のほどよろしく願いいたします。

続きまして、3点目の一般職の任期付職員の採用についてでございますが、この一般職の任期付職員の採用につきましても定員管理計画の適正化手法の一つでありまして、特に専門性を有する資格者の確保と、短期中期的な行政課題に対応する職員の確保を目的としており、当町におきましても平成18年第1回吉田町議会定例会で、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を御承認いただき制度化をさせていただいております。現時点ではこの任期付職員

の採用はございませんが、緊急かつ時限的な行政課題に対処する場合など専門的な人材を確保する点におきましては非常に有効な手段でございますので、今後も引き続き行政課題を見据えながら効果的な雇用を考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、4点目の御質問にお答えする前に5点目の公共サービスの民営化についての基本的な考え方と行動計画についてお答えします。

まず、公共サービスの民営化の基本的なスタンスとしましては、やはり民間にできるものは民間に委託することを基本ベースと考えます。これまで公共サービスの民営化につきましては、平成16年度におきまして吉田町行財政構造改革推進方針（第1次）の中で方針を示し、さらに平成17年度には、吉田町集中改革プランにおきまして、平成21年度までの公の施設の管理のあり方や事務事業等につきましては、各施設事業ごとに指定管理者制度への移行や民間委託の基本的な考え方をそれぞれ示し、また具体的な行動計画として実施目標年値を定め、毎年検討を重ねてきておりまして、既に公の施設の管理につきましては一部指定管理者制度へ移行しております。

今後も民間でできることは民間にゆだね、行政として行わなければならない事務事業を明確化し、効率的な行政運営を進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、4点目の今後の定員管理の考え方と進め方についてお答えします。

議員の御質問に対するこれまでの答弁と重複する点が幾つかあるとは思いますが、まず現段階におきましては、定員管理計画で定める平成21年4月1日の定員目標数値213名を達成するため、異なる雇用形態の職員の活用、計画的な職員の配置、委託可能な事務事業の民間委託を積極的に進めるとともに、行政事業に対応した組織のスクラップ・アンド・ビルドなどの各定員適正化手法を効果的に組み合わせ、定員の適正化を図っていくことが課題であると思っております。

しかしながら、今回の定員管理計画につきましては平成17年4月1日を基準として、職員数を一律に4.6%以上削減するという国の求めに応じて進めてきているものでございますが、当町ではこれまで少数精鋭を合い言葉に、最小の経費で最大の効果を得るため、他の類似団体より少ない職員数で行政運営を行ってきておりまして、これらの従来からの行政改革の成果や、また人口が右肩上がりに増加している当町の現状などを一切考慮しない全国一律の削減につきましては、いささか疑問を抱くものではあります。定員の適正化は直接町民サー

ビスに影響を及ぼすものでございますので、今後も引き続き効率的な行政運営に資するため、定員管理に限らず事務事業の見直し、組織、機構、人材育成、町民参加の町づくりなど、平成17年11月に策定しました吉田町行政改革大綱に沿いまして総合的に行財政改革に取り組んでまいりますので、議員におかれましても御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 御答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

先日、平成20年4月1日付の人事異動が発表されました。それで見ますと新規の採用職員が6人、事務職が4人、保育士が2人というふうになっていました。退職者は9人ということでありましたけれども、昨年12月の議会で伺っていたのと、新規採用者の方についても退職者の方についても数値がちょっと違っておりますので、その点の関係を伺いたいと思います。

それから、あわせまして4月1日に予定しております臨時職員の数というのがわかっておりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、お願いします。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） まず、第1点目の新規採用者の関係について御報告させていただきますが、内定した時点ですので議員さん、12月定例議会におきましては7人と申し上げました。内定した後、本人から辞退を申し出て1名減ということで6人になったということであります。

退職者の関係につきましては、12月時点においては一般職、いわゆる吉田町役場の関係の職員について8人ということで申し上げました。実際、広域のほうへ1人派遣が行っておりまして、その人事が返ってきて退職という形になりますのでプラス1という形になりますので御理解いただきたいと思います。

それと、現在の臨時職員の人員ということですが、現在平成20年3月1日現在では122人臨時職員を採用しております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） この臨時職員数を122人とお聞きしたんですけれども、この122人という数字が最近においてはどのような傾向をたどっているかについてお願いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、お願いします。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 傾向と申しますと、昨年度と比較してよろしいですか。

18年度が97人、19年度前半がいわゆる4月1日現在で105人という形で推移しております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 20年度に重点的に力を入れたいという町長の施策の体制をお聞きしました。その中で図書館について述べられたものの中に、館長についてはこれまで非常勤の嘱託職員ということで館長が配置されておりましたけれども、20年度は常勤の職員になったということで、これは大変評価をしたいというふうに思います。

町立図書館について伺っていきたいと思います。

職員体制についてですけれども、その平成20年度、正規の職員が4人、それから臨時職員が6人、これは全協の時に同僚議員の質問の答えとしてありましたけれども、ただいまの町長の話では今回正規の職員を1人ふやしたということで伺いました。このうち司書の資格を持っている方が何人おられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 司書の資格を持っているというより、司書の資格を持っていない者が今の段階で1名ですかね。もう1名も持っていないんですけれども、今取得中といひましようか勉強中です。臨時の職員の場合には司書資格を持つということが条件であります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） そうしますと、今現在では臨時職員の数がちょっとわかりませんが、そこはちょっと確認させてもらいたいんですけれども、正規の職員が4人で臨時職員が6人、10人という体制は平成19年度と変わらないということであるかどうか。

それからもう1点は、ただいまの御答弁によりますと司書は全員司書の資格を持っているということで、その図書館の業務に対応するには、この正規の職員のうちやはり司書の資格を持って対応できる職員ということが望ましいと思いますが、その点についてもちょっと教えていただきたいと思います。正規の職員の4人は司書の資格をお持ちかどうかということです。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 今、町長の答弁の中で正規の職員は5名という、答弁で申し上げたと思いますけれども。いいですね。

今の答弁の中では正規の職員5名で臨時職員5名、10人体制ということになります。

それで、先ほど申し上げましたように2人、現在は正規の職員で司書資格を持っておりませんが、そのうちの1人は非常に意欲的で今通信教育で取得中であります。5人のうちの4人は司書資格を持っているわけでありまして、1人はたまたま司書資格がないわけがありますけれども、図書館の仕事の中にはいろんな役割がありますので、もちろん全員が司書資格を持つことは、望ましいわけがありますけれども、これは限られた人員の中でありま

すのでいたし方のないことであるというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 今後司書の常勤職員化について考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 常勤職員化というのは、どういうことですか。全員を正規の職員にするというそういう質問ですか。

○議長（吉永満榮君） 13番。

○13番（大塚邦子君） 一度にということは難しいというふうに考えますけれども、やはり図書館における司書の役割というものは大変重いというふうに思っております。また、図書館を機能していくためにはそこに専門職としての司書の配置というのが望ましいと考えます。ところが、臨時職員となりますと正規の職員とは違って身分が不安定であるという一面はぬぐい去ることができないものでありますので、できれば司書の継続性、そして専門性を高めていく、吉田町の図書館に専門職としての司書をきちんと配置していくことが、今後の吉田町立図書館の十分な機能が発揮できるということにつながっていくと考えることから、今は司書の方が臨時職員で対応されていますけれども、一度にということではありませんけれども、意欲のある、また能力のある司書に関しては常勤職員の道、正規の職員の道というのは開かれているかどうかと、そこをお聞きしたいわけでございます。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） これは吉田町の図書館に限りません。全国どこでも職員がすべて正規の職員で司書資格を持つというのは理想であらうと思っておりますけれども、これは人員の配置等の関係で一部臨時になることはやむを得ないことだというふうに私は考えております。全員が正規の職員でということも理想であります。ただ、現在の臨時職員の名誉のために言いますと、この臨時職員の中にはもう開館当初ころからずっとやられている方もおりますし、それから新たに臨時職員になった方でも正規の職員と変わらないくらい熱意を持ってこの仕

事に臨んでいるということでもありますので、そのことだけはつけ加えておきます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 町長に伺いたいと思います。

ただいま図書館の話をさせていただきましたが、町長がこの図書館というものを、この町の町づくりの中でどう位置づけられているかということをお聞きしたいと思います。

確かに、図書館サービスというのは貸し出し、カウンターサービスというだけではなくて、先ほども町長最後のほうで御答弁ありましたけれども、町民参加の町づくりを進めていくためには、情報の発信、情報の提供が必要になるわけで、以前の町長の答弁の中でもありましたけれども、吉田町立図書館を情報発信の基地にしたいというような趣旨の御答弁もいただいています。そういう意味において、町立図書館の役割というのが、ただ本の貸し出しだけではなくて、吉田町が町民参加の町づくりを進めるためには必要だということになるかというふうに考えます。

したがって、司書というのはやはり専門職でありまして、個人の情報の求めに応じてそれに答えていくということがありますので、やはり継続性と高度な専門性というのが備えられているのが理想だと思います。

そういう点におきまして町長が図書館というものをどういうふうに位置づけているのかということをお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 私ごとで申しわけないですけれども、私、東京におりました時にずっと研究系統にいたわけですけれども、ほとんど国会図書館に行っていたというふうなところがあります。特にまた頼るのはレファレンス機能でございまして、単純に本の貸し出しが普通は図書館の業務と考えられておりますけれども、図書館の生命はレファレンス機能でございまして、当然のことながらこの町の町民の皆様に対して必要な情報についての的確にレファレンス的な機能を果たしているというのは、吉田町の図書館の、まず最低の主要な基本であると思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 町長が図書館の最大の機能はレファレンス機能だということをおっしゃいましたけれども、私は、その町長がこれから町民参加の町づくりを進めていくのであれば、1963年に図書館法に定める公共図書館のサービスの方向性というものが出されて

います。その中で考えて見ますとやはりそこにはこのように書かれています。「平和的、民主的國家には国民一人一人の自由な思考と判断が必要。一つ、国民の思考と判断には記録資料の積極的確保が必要。一つ、図書館の任務は必要な資料の提供でこれによって国民は必要な資料を入手できる」というふうにその方向性が示されています。ですので、これから分権が進むに従うほど、吉田町立図書館の役割、存在価値と意義というのが高まってまいります。

そして、吉田町に町立図書館があるということは、それだけ町民にとっては財産だと資源だというふうに考えますので、レファレンス機能だけではないということを、町長に今頭の中に入れていただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 私は、図書館の主要な機能、図書館が基本的に持っている本来の主要な機能というものはレファレンスです。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 町長がそうおっしゃるのであれば、次の機会にさせていただきます。

ですので、その町長がこれから20年度の事業推進の中で組織のスクラップ・アンド・ビルドをしながら、限られた職員で対応していくという中で、やはり必要なところには専門職員というのは基本的な考え方として臨時職員対応ではなくて、正規の職員を備えていくというところに考えを少し入れていくべきだというふうに考えます。

その点、先ほどの20年度事業の中で、確かに子育て支援に関しては保健師を町民課へ配置をしたという点については、これは大変評価できる配置だというふうに思っています。

それから、もう1点ですけれども、理科館事業のことについてお伺いします。

町長がこの理科館というものに対しては子供たちに自然体験を通じて創造性だとか、そこで体験する自然回帰のそういう体験を授けたいということで、町長の思いでこれが実現に向かっていくわけですが、町長が描いているちいさな理科館、これはもう一度聞くわけですが、だれのために。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） これは丹沢先生が申し上げたところでございますけれども、基本的に理科館をつくる究極の目的というものは、吉田町に生まれた子供たちが自分の足で考えることができる、自分の足で立つ、自分の頭で考えて、自分で行動できる、そのような人に育ててもらいたいと、そのための一つのプラットホームでございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） そうしますと、そこには子供とともに地域の大人も当然かかわって
いかなければ、そういった町長の究極の思いというものが達成されないというふうに思いま
す。子供も大人も地域の中で一緒に自然科学に触れて体験して学ぶのであれば、これは本来
なら生涯学習、生涯教育ではないかと。子供だけではなくてそこにつながる大人たちも学ぶ
場であるというふうに、学び育てる場であるというふうに考えられるのではないかとこの
うに思います。

そうしますと、今、学校教育課の窓口になっておりますけれども、町長はこのところで
本来ならこれは社会教育課の範疇だというふうに思いますけれども、ここをあえて町長が学
校教育課のほうに預けたというのは何か特別な理由があったのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 別に特別な理由はございません。

ただ、もちろんのことスタート時点でございますので学校教育課に担当してもらって
おります。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） そうしますと、今後についてというのは、まだ考えがほかにござ
いますか、ということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 先ほども申し上げましたけれども、基本的に理科館の主要な目的とい
うものは、この町に生まれた子供さんが自然科学を通じて自分で物事を考えて、自分で判断
できると、そのような資質を身につけてもらいたいというふうなことで考え出したものです。
そこに当然のことながらさまざまなこの町の大人たちが関与していくことは、当然のことな
がら考えられているわけで、そういう意味においてはいわば生涯教育の性格を持ちますけれ
ども、それはむしろ付随的な問題であって、主要な性格というものは今も申し上げたように
子供さんでございます。

そして、当然のことながら、教育というものが単に学校教育だけの問題ではございませ
んので、それをもっともっと大きな形で吉田町の教育の中で考えていけばよろしいと思っ
ております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） そうした子供たちへの思いというのは、そこを膨らませていきま
すと、将来の吉田町を担う子供たちということになります。

今の子供たちに私たちが足りない部分というものを気がついてもらうことによって、その子供たちが10年後、20年後、30年後にはここにいるかもしれないということですよね。吉田町を担う人材育成ということで考えられるというふうに私は思います。そういう意味において、今、町長の中で、大きく言えばその大きい意味の教育の中で展開をしていくものであるという趣旨が述べられましたけれども、それはもう少し町長の考えていることを、今のことを具体的に示してもらおうとするならば、本来その全体的な人づくり、吉田町を担う人材育成という意味において、その教育というところはどこが担うというところの、町長の今の答弁の、具体的にもう少し示していただければ、その大きな意味の教育というふうに答えられたので、大きな教育はどこで担うのかというところについて。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問がよくわからないものですから、的確に答えられるかどうか、ちょっと私わかりませんけれども、何度も申し上げますけれども、ちいさな理科館の本来主要な、設立しようとした目的というものは、この町に生まれた子供さんが、いわば頭が非常に若いうちに、自分で物事を考え、自分で判断できる、そのような資質というものを身につけてもらいたいと、そして、この町から、当然のことながらこの町に残られる方も多いでしょうし、この町から巣立って、当然のことながら県に、または国に、または全世界にそういう意味での人材がこの町から、いわば巣立っていく、そのためのプラットフォームであれば私はその目的を達成したと思っております。

学校教育との関係は当然のことながら今申し上げたように、子供さんのいわば自立した頭で自立した判断ができるというふうなことでございますから、基本的に学校教育と別に相反するものではないと私は思っておりますし、学校教育と本当に整合性を持っていけるものであると私は思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 理科館建設については、その今、町長が語られた部分が町民に伝わっていないというふうに思います。町長はもっと町民におろして、もっと議論をしながら議論を深めて、この理科館に対する思いというのを、町民と共有してつくられる時間はあるのではないかなというふうに今思いました。

一つの公共物を建てるためにはワークショップという方法があります。ワークショップを何十回も開催して集まることから始まるというのが、公共建築物がその後閑古鳥が鳴いたり、利用価値が見出せなかったりするということはないそうであります。それは事例として聞き

ました。ですので、町長は、やはり町民が理科館のことについて、その本質のところはまだ十分伝わっていないところがあります。そこを私は教育委員会のほうにもきちんとそのビジョンを伝えてほしいと思いますし、同じく町民にもっと議論をさせてもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、議員がおっしゃられるように、今私が申し上げたようなちいさな理科館に対する一つの私の夢でございますけれども、教育は基本的にはロマンでございますので、そういう部分があると思いますけれども、その部分についてもう少し町民の皆さん、各層、各界の皆さんにもっともっと今より心を込めて語っていけということは激励だと思いますので、今後とも頑張ってもらいたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 臨時職員の処遇のことについて御答弁がありました。

地方公務員法の壁があるということも一方では理解するわけですがけれども、県内の市町に問い合わせますと、その昇級の部分についてはありませんけれども、勤勉手当という部分でございます。殊さら専門知識を持って臨時で正規の職員と同様にこの町のサービスを担っていただく方については、特にだというふうに思いますけれども、やはりその勤勉手当というのを、例えば正規の職員の支給日と同じ日に工夫をしまして独自に出しているという例がありました。ただ、もちろん人件費のコストが上がるというふうに考えればその点は否めませんが、しかし今人材が流動化しています。やっぱり専門職、資質、やる気のあつた職員をこの町にとどめておくというのも、一つの人材確保の意味では有効だというふうに思います。

企業で最近ですと、非常勤、臨時、パートを正規の職員に移行していくという、こういう動きもある中で、そうした臨時職員の処遇の改善についてはぜひ人材確保の面で積極的に、前向きに検討してほしいと思っておりますが、課長いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 臨時職員の関係についての御質問であります。工夫してやっている市町村もある。地方公務員法を違反してやっている市町村はいかがかと思っております。公務員法は公務員法でありますのでその趣旨に沿って地方自治体はやるべきであると、そういう基本的な姿勢は変わっておりません。

臨時職員の方々も大勢考え方があります。自分の余暇の時間を、ある程度行政への一端を担いたいという方もありますし、扶養の範囲内でやっていきたいという方もあります。議員さんの御指摘のように、全員がすべて高額な収入とは申しませんが、それを要求しているものではありません。

地方自治体でボーナスを払っている市町村は、調べた範囲内では一、二あるように聞き及んでおりますが、ちょっと公表は差し控えていきたいと思えます。

臨時職員の金額につきましても、現在790円が一般事務の関係でありますし、保育士との関係は1,050円、いわゆる保育士の免許を取得している。保健師の関係については1,171円というような形で決して他町村に劣っているわけではありません。

それで1点、私まだ上司にも報告してありませんが、勤務手当の関係、通勤手当、若干その辺も考慮して検討にいききたいなということは個人的には思っておりませんが、その点については上司と相談して対応してまいりたいとそのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 今の課長の答弁の中で、すみません、確認しますけれども、課長、今、通勤手当については個人的には考えてはいないと。いるんですか。

〔「検討をしたいと思っています」の声あり〕

○13番（大塚邦子君） 検討をしたいということでいいですね、はい。

続けます。

最後の質問になるかと思えますけれども、確かに臨時職員の処遇の改善の話をもう少ししたいと思えますけれども、法律の壁があるということも一方では十分理解をしています。そういう中で現実、臨時職員の方がこの吉田町の住民サービスの提供、向上に寄与しているという部分はあると思えます。その恩恵をここの正規の職員が受けているというふうに理解するとすれば——わかりませんか。もう一度言います。

臨時職員がこの役場の事務事業を担っているということはありますよね。その担っている分が結局この吉田町の正規の職員さん、そこにその分の利益と申しますか、利益はお金じゃありませんけれども、臨時職員の担う部分が正規の職員さんにとってはプラスになるわけですよ。

〔発言する人あり〕

○13番（大塚邦子君） じゃあもう一遍言います。続けます、続けます。

町民サービスを向上するために臨時職員さんが貢献している部分は大きい。それはよろし

いですか。それは正規の職員さんにとってもプラスです。住民に対して役場はよくやっているねと言われます。サービスいいね、窓口の応対いいね、それは臨時職員さんだとすれば、それによって正規の職員さんたちの評価は上がります。そういう意味で利益という言葉を使いたいと思いますが、そういう中で臨時職員さんのその位置づけ、その部分で組織の中ではパートも臨時も同じとありながら処遇の違いがあるというところは、法律の壁はあったとしてもそこをどうしたらくりぬけることができるかという知恵を働かせてほしいということと思うんですけども、総務課長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 正規の職員が恩恵を受けているというような表現いただいたものですから、ちょっと疑問を呈したわけであります。吉田町の住民のために正規の職員も臨時職員もその目的ははっきりして、その働く喜びを感じてやっていると。ともに手を取り合ってやっているとということでありますので、先ほどちょっと申し上げましたように、臨時職員もいろんな考え方があります。自分の生活の一部を協力したいという方もありますし、中には生活の糧としてやっているよという方もあります。議員さんも御指摘のように任期付職員の関係もありました。専門的な関係でぜひこの人は採用したいということであれば、その専門的な技術を生かして採用するというのはやぶさかではありません。その点についても上司にもどんどん進言していきたいと思っておりますし、役場のOBの中でもそのような知識を持たれておる方がありますので、そういう知識も活用させて、また私たち正規職員ともども、住民の福祉のために、町民のために働いていただくという共通の目的を持って対応してまいりたいとそのように考えております。

○議長（吉永満榮君） はい、最後になりますね。はい、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 総務課長にお聞きしたいと思いますけれども、今後定員管理計画の中で正規の職員をどうしてもこれは減らしていかなくちゃならない。そういう中で役場の組織力、それから技術力、これをどういうふうに維持していくのかと。それは、住民サービスに大きく影響してきます。それが1点と——それだけにします。よろしくをお願いします。

○議長（吉永満榮君） じゃあ1つだけ。はい。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 今後の将来の関係について大変難しい御質問をいただいたわけですが、先ほど町長からも我が町の人口の動態ということ、それと若年層が多いというような特殊性を何にも加味せずに財政力指数も加味せずに一元的に国から何%削りなさいと、そういう御指導というのはいかがなものかというのは提言させていただいたわけであ

りますが、全くそのとおりであります。

今後、どのような需要が拡大するかわかりません。まず減ることはないと思います。現人員を確保していき、定員計画を守っていく場合について、需要が拡大すればそれはどうするかということになれば、個々一人一人の資質をさらにアップするそれを補うべき、先ほど言ったいろんな制度がありますので、いわゆる国でも市場化テストの促進というものが生まれております。民間委託でできる、受付とか交付の書類の関係については民間委託ができるという方向性も示しておりますので、そういう分業というんですか、言葉が今ちょっと思い浮かびませんが、主要施策は正規の職員であると。それで、そういう業務、サービス業の業務の関係については民間委託へお願いして、分業的な面を図るといような面も1つの方策の中に入れていく必要があるかと思えます。

ここだけの関係ですので、一概にどのような方向になっていくかつかみにくい点がありますが、いずれにしても吉田町の役場の職員はそれぞれ個人的にも自分を磨くということを最前線に置いておりますので、その点をぜひ御理解いただきたいというようにしたいと思えます。

○13番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚邦子議員の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は明日、25日火曜日、午前9時から本会議最終日であります。よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会します。

なお、傍聴された皆様方におきましては、足元の悪い中、大勢の御参加をいただきましてありがとうございます。次回もよろしくお願ひしまして散会いたします。

散会 午前11時56分

(3月25日 本会議：閉会日)

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会22日目、最終日であります。

ただいまの出席議員は14名全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉永満榮君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

◎議案第1号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第1、第1号議案から日程第9、第18号議案までの、総務文教常任委員会へ付託した9議案について、これを一括議題といたします。

初めに、この9議案について委員長から審議結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、勝山徳子君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（勝山徳子君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました9議案につきまして、その審議の過程と結果について報告いたします。

平成20年3月11日、午前9時より役場4階第2会議室におきまして、委員7名と議長の計8名、当局より町長、副町長、教育長をはじめ、所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開催いたしました。

ここで、審議する議案に関係されない課長には御退席いただき、審査の方法を説明した後、

早速付託されました9件の議案審査について協議に入りました。

日程第1、第1号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

委員。出産育児一時金と葬祭費の件数を伺います。

当局。出産育児一時金ですが、2月末現在54件、葬祭費ですが、2月末現在152件です。

委員。保健事業で平成20年度に対象となる特定健康審査の対象者数をお伺いします。あわせて第9条の4に、その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業とありますが、どのような事業があるのかお伺いします。

当局。特定健診では確定数ではありませんが、2,800程度と考えています。その他の事業1号から3号が健康教育、健康相談、健康審査。今回の4号が特定健康審査になりますので、これ以外に特に保険者が必要と認めたもので、従来のは町が基本健診等を行ってきたのですが、今回特定健診が加わることで、保険者がやることで、保険者の中で必要と認めたもので、今具体的にはありません。

委員。現行の9条の中に(4)から(7)までが削除されるわけですが、その内容については、国保に限らず全体の町民が行政の中でそれぞれの保健事業を受けるという解釈でよろしいのか。

当局。現在保健センターの保健事業の中で全町民を対象に行われている事業もございます。従来からの国保でやるべき事業については一般財源の繰り入れをやってきました。現在も健康づくり課のほうで行っている事業もございますので、全町民対象の事業がなくなるというわけではありません。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第2号議案 国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第3号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

委員。この条例の改正は、税源移譲されて住民税が上がって、介護保険料が上がるところを緩和措置というところで、介護保険料の決まり方は1段階から6段階あるわけですが、そ

のうちの4段階、5段階の対象者だと思います。19年度の4段階、5段階の7つの緩和措置の金額がありますが、対象者が19年度把握していたらお伺いします。

当局。第4段階の方で、第1段階から第4段階に上がる方は0名、第2段階から第4段階に上がる方34名、第3段階から第4段階に上がる方57名、第1段階から第5段階に上がる方0名、第2段階から第5段階に上がる方6名、第3段階から第5段階に上がる方204名、第4段階から第5段階に上がる方608名、合計909名の方が激変緩和の影響を受けています。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第4号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

委員。平成19年度の育児休暇の実績と20年度からのこの制度にかかわる対象者の人数をお伺いします。

当局。19年度に育児休暇を取得している職員については10名おります。そのうち平成20年3月31日までに復帰するというので、4月1日から職務につく予定の方は3名。今回の育児休暇条例改正に伴いまして、小学校に上がるまでの児童を養育する職員に対して対象になるわけで、現在取得したい職員は聞いていない。仮に認めていただいて、4月1日から施行する場合において積算した場合、対象となる職員は男性も対象になるということですので、現在男性24人、女性19人ということで、43人の職員が対象となります。その中には親がいたり、要保護している方がおりますので、全員とすることは考えられませんが、何人かはとられることを予想しています。

委員。子育て支援の中で吉田町は他町に比べて育児休暇をとられている方が多いと聞くわけですが、行財政改革の中で定員、危機管理の関係も出てきますから、相反するととらえますが、どう考えていますか。

当局。若者のバリバリの現役の職員が休暇するというので、行政にとっては大変進めるには苦しい台所事情というものが実態であります。それを補うのにどうしたらよいのか。今回の法改正もその点について触れているわけではありますが、やはり任せられる部分については臨時職員で対応するという。任せられない部分、法的な関係もありますので、その点については職員でカバーし合ってやるというような仕事上、いろいろな分析をしてみないと一概には言えませんが、そのような対応で今後進めていかざるを得ないというのが実情であります。

委員。職員の年次有給休暇についてでありますけれども、公務の中でどんな現状が取り組まれているのか。

当局。18年度で報告させていただきますが、取得日数は平均的に職員が1人9日、取得率は23%の実態でございます。

委員。初めて有給をいただくという方については20日あると思いますが、1人平均9日しかとらないとすると、過半数の人が翌年へ繰り越していると思います。繰り越す状況もお伺いし、管理職の場合は休みをとりづらいという一面があると思う。休みたいけれども、休めない状況の中で、どんな手当をしているのか内容について、扱いについてお伺いします。

当局。毎年繰り越しで最高積み重ねで40日が有給休暇を取得できる対応策になる。取得の状況ですが、町長からは、めり張りをつけて仕事やる。忙しいときは休めないときがありますので、担当課長にはその点を憂慮して休むように。また、部下の職員については、健康状態をよく管理して、適切な指示を与えるように指示をいただいております。特別この時期をとりなさいということは指示しておりませんが、夏季の集中で3日間の取得ということで、7月から9月までの3カ月間は年間の有給休暇取得の消化ということでもありますので、特別休暇3日間と7日間の有給休暇の取得で10日間はとるよう指示はしています。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第10号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について。

委員。第三者納付金729万円は交通事故代位取得分の件数と1件の最高金額をお伺いします。

当局。第三者納付金の729万円ですが、5件です。最高金額は341万7,510円です。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、第15号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計予算について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は可決されました。

日程第7、第16号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について。

委員。4月から後期高齢者医療制度の導入が予定され、75歳以上の国保加入の方が約

2,100人移動するに当たって、国保加入者は約7,640人に減っていますけれども、人数の減により国保会計予算にどのように影響があるのか伺います。

当局。国民健康保険税、前年に比べますと、後期高齢者分が減って減になっています。前期高齢者交付金ということで、他の被保険者から前期高齢者分の負担をしてくれる。それによって後期の分の少なくなった分がそちらからいただけるようになった。これが大きく変わったところです。従来老人保健のほうへ拠出した分が後期高齢者のほうへ拠出するようになる。葬祭費が後期高齢者分が減る見込みがある。保険給付金については前年度と変わらない。

委員。今まで基本健診では国保の負担金と町の一般財源から出している。特定健診の負担金を町が出すが、国保会計から出すことは被保険者は自分で出しているお金でやっていると考えられるが。

当局。特定健診については法律の改正もあり、従来の基本健診が市、町、村が全住民を対象に行ってきた事業で、一般会計から出ていたわけです。今度法改正に伴って各医療保険者に義務づけられたことで、国保会計の中で自己負担をゼロにするということでございます。社会保険とか他の医療保険者がそれぞれ考える国の方針で国保の医療保険者である町としましては負担なしということとさせていただきます。後期高齢者については、全住民が対象であるので、広域連合で行うのですが、一般会計から出します。

委員。調整金の拠出金に当たっては、全国の平均が左右されると解釈されると思ってよろしいのですか。

当局。そうです。

委員。特定健康審査の実施率。いつから健診を開始するのか。どこで、どのような構成で実施するのか。

当局。最終的な目標数値4,500の対象者がいる、そのうちの1,500が約30%弱になりますので、目安にしています。現在基本健診をやっている中で、国保の受診率を見ますと、30%弱で、それに合わせて段階的に65%までもっていきたいと思っています。実施時期ですが、8月ごろから予定をしています。国保部分の町民課で保健指導をやってもらって、国保だけではできない場合は健康づくり課に協力をしてもらいたいと考えています。

委員。基本健診と並行してやっていけるものなのか。申請をして検診を受けるのか、強制的に受けさせるのか。

当局。対象者が40歳から74歳までになりますので、希望をとり行います。榛原医師会とも契約を結びましたので、医師会のほうでやっていただきます。

委員。特定健診を受け、保健指導や改善方法のPRはどのようにしていくのか。

当局。特定健康審査によって経費が6,090円かかって、一部負担をなくします。保健指導につきましては、初年度につきましては保健師の方で進めて、今後直営でできないケースも出てきますので、視野に入れていかなければいけない。

委員。高額医療拋出金で、我が町で多い高額医療の内容と無受診世帯表彰記念品が計上されているが、何件くらい予想しているのか。

当局。高額医療は循環器系や消化器系の疾患が多い。詳細については資料を出します。無受診世帯は、18年度の実績で、1人世帯3年間無受診18件、2人世帯2年間無受診1世帯、3人以上1年間無受診が1世帯。

委員。国が示す基準が平成24年度まで掲げているパーセントに対して、吉田町の今年度の目標が30%、基本健診の実績を目標値にしたと思いますが、せっかく自己負担を町が出す施策を用いながら、前回と同じ目標値にした理由をお聞きします。

当局。基本健診が30%を切っている現状を踏まえて、自己負担なしということでスタートしても、仮に高い目標を掲げてできないケースも考えられますので、まずは目標達成できるような数値を挙げて30としてあります。初年度から上回れることができればこしたことはないわけで、早く65%を達成できればと考えていますが、段階的に考えていきます。

これで質疑を終結し、討論を省略し、本案に反対意見がありました。

国民健康保険加入者から老人保健加入者が後期高齢者医療制度に移り、4月からの国保加入者が約7,640人になる。国保脱退を考えると、医療費の減額割合よりも国保税収入は減らないものではないかと推測する。本予算は加入者の立場を考慮していないという点で反対します。という反対意見がありました。

討論を省略して採決に入りました。この採決は挙手によって行われ、挙手多数で本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第17号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計予算について。

委員。医療諸費が3月分の1カ月分のみと思いますが、他の要因があるようでしたら伺います。

当局。3月の支払いが4月ということで、20年度分になります。請求遅延部分が予算に入っています。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第18号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計予算について。

委員。介護予防特定高齢者施策事業費の中の特定高齢者把握事業について、19年度の補正で減額し、19年度の実績がなかった。昨年と同じように予算を組むということは何か計画があるのでしょうか。

当局。特定高齢者把握事業は、老人保健事業で行っていた生活機能評価事業が介護予防事業に意義づけられたため、生活機能評価の委託を榛原医師会へ委託する。運動機能向上事業や口腔機能向上事業、栄養改善事業は前年度実績で計上してあります。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第1号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第2号議案 国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第3号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、第4号議案 吉田町職員の育児休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、第10号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、第10号議案 平成20年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、第16号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 私は、平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、反対する立場で討論いたします。

平成16年度に税率を引き上げて以来、町の国保税は県内で最高水準になり、払いたくても払えない世帯が増えています。この滞納分は平成18年度決算で2億6,000万円を超え、国保会計を圧迫していると同時に、滞納者は保険証を取り上げられ、資格証明書、短期保険証の

発行になっています。重い病気になっても医者にかかりにくい状況につながり、安心して医者にかかれる国民皆保険とは言えないのではないのでしょうか。

一方、吉田町の国民健康保険特別会計の平成19年度末における基金保有額は3億1,358万円になる見込みです。高い国保税軽減のため、少なくとも余った税は基金に積み立てるのではなく、引き下げに回すべきだと考えます。今後本算定時には国保税の引き下げを実施するよう求め、本予算は加入者の立場を考慮していないという点で反対いたします。

○議長（吉永満榮君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

2番、枝村君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

私は、第16号議案の平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

今回の予算は総額で22億4,548万9,000円とするものであり、平成19年度予算より6,188万5,000円の減額となっております。この要因は平成20年度から医療制度改正による後期高齢者医療制度の施行に伴い、75歳以上の被保険者が国民健康保険から抜け、加入者が減少すること、また、65歳以上の前期高齢者にかかる保険者間の費用負担の調整や退職者医療制度の廃止によるものなどが考えられます。

近年の高齢化に伴う低所得者や高齢者の加入割合が年々高まる一方、高度先進医療による医療費の増大、疾病の複雑化等により、入院患者の増加や入院期間の長期化により、医療費はまだまだ増加傾向にあります。

国民健康保険事業は加入者の皆様の相互扶助で成り立っている制度であります。平成20年度からは被保険者の疾病や負傷などの保険給付を行うほか、新たに40歳以上の被保険者を対象に生活習慣病等の予防を目的とした特定健診審査等も義務づけられ、医療費の抑制を担う大変重要な事業となってまいります。今回の国民健康保険事業特別会計予算は、支出額に応じ収入額を積算した予算であり、適切な見込額であろうと判断できますので、本議案について原案どおり賛成をいたします。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（吉永満榮君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第17号議案 平成20年度吉田町老人保健事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第18号議案 平成20年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 次に、日程第10、第12号議案から日程第13、第20号議案までの産業建設常任委員会へ付託した4議案について、これを一括議題といたします。

初めに、4議案について委員長から審議結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、永田智章君。

〔産業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（永田智章君） 7番、永田智章です。

産業建設常任委員会に付託されました4件の議案審査について報告させていただきます。

平成20年3月13日、9時より役場4階第2会議室において委員会委員7名と、当局より町長、副町長、総務課長、企画課長、産業課長、都市建設課長、下水道課長、水道課長の出席をいただき、本日の委員会は付託されました議案の審査をお願いするものであることを告げ、町長のあいさつは会期中であるため、割愛させていただきます、出席を確認し、定足数に達しておりましたので、委員会を開会いたしました。

なお、これより審査する議案に関係されない課長さん方については、ここで退席していただくことを許可しました。

退席が済んだのを確認し、本委員会に付託されました4件の議案審査を行いました。

次に、審査の方法については、本来質疑、討論、採決の順に行うこととなっておりますが、本町のこれまでの委員会審査においては、討論を行っていないため、本来の審査方法に近づくため、質疑終結後、討論の場にかえて意見を述べる時間を設け、終了後採決に移ることを説明し、お願いしました。

なお、提出議案についての説明につきましては、会期初日の本会議で行っておりますので、省略をしまして、審議に入りました。

日程第1、第12号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。受益者負担金が331万6,000円増加となっているが、件数を教えていただきたいと思えます。また、現在の接続率は計画と比べてどのような状況ですか。

当局。賦課面積を想定して計上している。19年度は263件賦課している。予算時の積算と比べ、賦課する時点において精査した結果、増加となった。前納額が増えているといったこともあります。接続率は2月末現在で83.4%であり、排水設備（公共ます）建設が30件増加

する見込みです。

委員。下水道接続について、住民への協力要請はどのようにしているのか。

当局。工事説明会のときをお願いするほかに、今年度から受益者負担金の賦課時に接続をお願いする文書を配布するようにした。その結果、多少効果はあったと思います。

委員。地域再生計画に基づく汚水処理整備の現状はどうか。また、一般会計からの繰り入れを約2,000万円ほど減額しているが、入札差金によるものですか。

当局。予定はクリアしていると言えます。また、繰入金金の減額は入札差金によるものではなく、人件費、公債費利子の減額によるものが大きい。また、収入金額の増加も裏を返すと減額に結びついていると言えます。

委員。借入金償還金利子の減額ですが、借りかえをしたのですか。

当局。借りかえはしていない。これは5月に借り入れをする金額に対しての利子であるが、12月の当初予算編成時においては、借り入れる金額や利率が決定していないため、額にして4,320万円、率にして0.9%の差異があったというわけです。したがって、530万円3,000円の減額をしたということです。

以上で質疑を終了し、意見を求めたところ、意見がなく、討論を省略し、採決を諮ったところ、異議がなく、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第13号議案 平成19年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑に入りました。

本案は、質疑、意見ともになく、討論を省略し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第19号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。参考資料No.8（公共下水道事業特別会計予算資料）の1ページ、（1）の町債であるが、単独事業のうち起債対象事業はどこですか。

当局。次のページ、2ページにある主要工事箇所一覧のすべての事業（町単事業工事量1,300メートル）が起債対象です。

委員。今の説明はわかったが、予算書9ページでは15、町単下水道管渠整備1億1,866万円となっており、金額が足りない。他の対象部分はどこか。

当局。委託2,500万円、管渠工事1億116万円、物件補償費1,644万円と人件費、需用費等の事務費を含めた合計約1億4,500万円です。

委員。人件費も起債の対象となるのですか。

当局。対象にしている率ですが、町単のほうは起債の事務費2%から3%の中で、普通の事務費から人件費を含んだ形で対象としています。

委員。来年度の主要工事箇所4の片岡1号汚水幹線工事（第2工区）だが、住吉地区内の整備は終わったものと認識していたので、なぜこの時期となったのか。

当局。県道整備との兼ね合いがあったことと、施工が困難な箇所であったということです。

委員。川尻地区の工事場所は東西へはどのように工事延長していくのか。

当局。川尻地区東については既に終わっている。西については区画整理事業の絡みもあり、見合わせている。

委員。予算書13ページの公債費の公庫償還金元金が前年度より1億6,184万5,000円増加しているが、その理由はなぜですか。

当局。借りかえ分としての公庫繰上償還分1億5,323万562円が主なものです。残りは通常の償還分の元利均等払いによる元金増加分です。その分、利子分が減っているわけです。

委員。予算書2ページの収入の下水道使用料、過年度20万円だが、19年度は5万円であり、滞納に対しての強い意思のあらわれか、それとも前年度実績に関係するものですか。

当局。実績を見ての強いあらわれでもあります。

委員。既に整備されている地域にある住吉小、学習ホール、総合体育館、吉中などの公の施設は今年度接続の計画はあるのですか。また、住吉の八軒家や新田地域にある工場は接続されていないが、今後の方針はいかがか。

当局。公の施設においては整備済みとなったところで、担当課に予算化し、接続するようお願いをしています。また、民間企業においては、1社のみ都合により入っていただいた。積極的に加入をするようお願いはしていません。

委員。借換債ということで繰上償還をするということだが、繰上償還をしないで、そのまま返済をしていったら、どのくらい差額が出るのですか。

当局。新たな借り入れをした際、2.5%で10年償還とした場合、借り続けた場合に比べて3,715万7,804円の差が出る。つまりそれだけ得になるわけです。

委員。借換債はまた同じく公営企業金融公庫から行うのですか。

当局。公庫か民間の縁故債になると思います。

以上で質疑を終了し、意見を求めたところ、意見がなく、討論を省略し、採決を諮ったところ、全員異議がなく、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第20号議案 平成20年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。一般会計の地震対策費に水道事業会計繰出金2,428万9,000円とあるが、これは水道事業会計ではどこに当たるのか。

当局。水道会計では資本的収入の他会計出資金に計上している。内訳ですが、第8水源、第2浄水場、除鉄除マンガン施設の非常用発電機、第2配水池の緊急遮断弁等に、県より防災の関係で3分の1の補助をいただいています。

委員。この発電用施設は固有財産となるのか。建設改良費の中で減価償却していくのか。

当局。おっしゃるとおり、建設改良として行い、固定資産として計上します。

委員。資本的収入額が支出額に対して足りないときは減債積立金、建設改良積立金等から補てんすることになるのはわかるが、この補てんは公営企業法により行っているのか。それとも第6期拡張計画の中の資金計画によって行っているのですか。また、過年度分消費税資本的収支調整額ですが、借り受け消費税と仮払い消費税の差額について、一般企業では単年度で決済しなくてはいけないものだと思うが、3年分については使えるとか、累積させていつでも使えるというものなのか。

当局。減債積立金の取り崩しについては、補てん財源の状況や過去の取り崩しの状況を見て対応しています。消費税については、借り受け消費税と仮払い消費税の差は6月の申告時に還付金として戻ってくる。ここで言う過年度分消費税資本的収支調整額というのは、4条と3条とでは勘定収支が異なることによって発生したものであります。受けた分と払った分の差額ではないのです。

委員。減債積立金の金額については決まりがあるのですか。

当局。減債積立金は法令で純利益の20分の1以上ということで決まっています。建設改良積立金は任意の積立金であるので、決まっていません。

委員。今後予定される建設改良事業を考えたとき、起債をふやすか、水道料金を値上げするかをしてやり繰りをしていかななくてはならないと思うが、どうか。

当局。当町においては、補助や借換債の対象に当てはまらない。よって、いかに経費を削減し、企業債の借り入れ及び水道料金値上げにより収入を得ることになっていくと思われる。料金の値上げについては前回見直しをしたとき、20年度ぐらいをめどにと聞いている。来年度第7期拡張計画を踏まえ、中長期的な計画をつくる予定であり、そのときに料金のことも

検討していくことになる。状況にもよるが、値上げするとなると早くても22年度からとなる予定です。

委員。資本金比率が低いために、補助金の対象とならないということだが、一般会計から繰り入れることにより、自己資本金の組み入れ資本金をふやし、比率を上げるということはあるのですか。

当局。資本費の出し方は、有収水量が分母で減価償却費が分子、それに支払利息をプラスしたものであり、20年先を見越した形で算出するようになっており、そのようには算出されません。

委員。大幡川幹線配水管布設工事は新たに布設する工事ということだが、この400メートルを布設するのにどれくらいの事業費がかかるのですか。また、新たな幹線道路整備に伴い、布設するものについては町の一般会計から費用を負担することが一般的だと考えるが、いかがか。

当局。この工事は舗装の負担がないので、約1,000万円ぐらいだと思います。

当局（企画課長）。総務省が示している繰り出し基準というものがあるが、建設改良事業をする場合は一部負担できる規定はあるが、町全体の財政状況を考慮しながら行わなくてはならないのです。

委員。将来新たな幹線整備により水道管を布設しなければならない距離はどのくらいあるのですか。その整備に際して、今後町が費用負担する考えはありますか。また、地震対策として来年度県から3分の1の補助があるが、町のほうから補助するということは今まで考えなかったのですか。

当局。距離については試算していません。道路計画があっても、その整備状況によりその都度検討しています。

当局（副町長）。公営企業は独立採算が大原則であるので、一般会計からの繰り出しについては想定外のことであり、緊急避難的な処置である。制度の中でできるとなっている対象のものは、検討の余地があると言えるが、何でもかんでもということではないことを承知していただきたい。

当局（総務課長）。地震対策として町から補助することについては相談はしていなかった。先ほど副町長が申し上げた考え方であると御理解していただきたい。

委員。年間の有収水量、給水戸数が昨年比べて増えているが、どの地域が増加すると見込んでいるのか。また、消火栓2基の設置を見込んでいるが、それはどこの場所か。

当局。今年度270戸くらい増えており、過去3年間の状況を見て計上をした。消火栓の設置場所についてはまだ決まっていない。自治会からの要望箇所によって設置することになります。

委員。非常用発電機は各水源、施設にあったと思うが、これは買いかえなのか。また、緊急遮断弁設置はどれくらいの費用がかかるのですか。

当局。第8水源及び新設する施設（第2浄水場、除鉄除マンガン施設）はまだついていないので、来年度に設置する計画をしました。緊急遮断弁については、3分の1の約500万円ぐらい補助があるので、単純に1,500万円ぐらいと思っています。

委員。健全な水道会計を維持するために、今後は事業ベースを緩めていくのか。今後の見通しを聞きたい。

当局。各浄水場において、水源の確保はこれからやっていかななくてはならないと思う。また、石綿管の布設がえが終わったとしても、VP管（ビニール管）をかえていくことを視野に入れていかななくてはいけないと思う。

以上で質疑を終了し、意見を求めたところ、意見がなく、討論を省略し、採決を諮ったところ、異議がなく、第20号議案は原案のとおり可決されました。

以上で産業建設常任委員会に付託されました4件の議案審査を終了いたしました。閉会は10時33分でした。

○議長（吉永満榮君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第10、第12号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第13号議案 平成19年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、第19号議案 平成20年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、第20号議案 平成20年度吉田町水道事業会計予算について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で委員会へ付託した議案についての審議を終了します。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 続いて、日程第14、第5号議案 吉田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

この条例の制定については、吉田町独自の考えのものなのでしょうか。それとも全国的にこのような方向に向かっているのか。できれば県内の他市町の状況を交えましてお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（吉永満榮君） 契約担当課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） ただいまの御質問でございますけれども、当町独自のものかということですが、これは決して当町独自のものではなくて、地方自治法の改正、平成16年度にあった改正を受けて整備するものでございまして、他の自治体等でも既にこうした条例は整備されつつあります。

県内の状況、他団体の状況を申し上げますと、平成19年12月1日時点ということで調査をいたしておりますけれども、この時点では県内静岡県はもう制定済みでございます。それと静岡県以外の市町においては、制定団体20団体、既に制定しております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） 9番、増田です。

何点かお聞きしたいと思います。

まず最初に、この条例については事務の簡素化なり、あるいは合理化が図られているというメリットは認識をするところであります。しかし、町内の業者におきましてはどうなってしまうのかという心配の声もあるわけであります。そのようなことで聞いてみたいと思います。

まず、第3条の、上限が5年という表現がありますけれども、この5年とした考え方についてまず伺いたいと思います。あわせて、全員協議会におきまして、平成20年度の対象は33件、1億1,100万円の予算というように伺いました。その中で、この平成20年度においては5年で行くよという件数と内容はどのようなものかということでお伺いをします。

○議長（吉永満榮君） 契約担当課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） ただいま5年の考え方ということでございますけれども、これは条例の対象としておりますのが2条にあります物件の借り入れ、リース契約でございますが、それと2号の中では役務の提供という2種類の性格がございます。その中で、物件のリースということで考えますと、ほとんどの商慣習上ということでここにも表記してございますけれども、リース契約の場合は5年を一般的には基礎としているということから、他団体等の定めでも5年ということをして1つの考え方として出しております。当町においてもそうした考え方に倣ったものでございます。

また、役務の提供につきましては、5年を上限ということにいたしまして、個別の案件ごとにそれ以内で適切な年数を設定するという考え方をいたしております。

それから、全員協議会の中で33件という対象を申し上げたわけでございますけれども、あくまでもこの条例の性格に合うものということで対象を把握いたしますと、現在考えられるのは33件ということでございます。その中で物件のリース契約、これに対する対象というのは6件ございますので、これにつきましては、多分今後長期継続契約ということで施行をさせていただきたいというふうには思っております。

それと役務の提供に関しましては27件ございますけれども、この役務の提供で、性格上対象とはなるだろうということで把握したものでございまして、この中で例えば20年度中とか21年度中、近々例えば設備の補修などでいきましたも、補修物件が対象が変わってくるとか、業務量が変わってきたり、契約内容が変わるというのは一切対象にできませんので、27件あるといいまして、実際に対象になるのはごくわずかということで考えております。

現在の時点で長期継続契約で臨みたいということで申し出があるのは、2、3件のところ

です、今のところは。今後この条例可決をいただいて、どうした動きになるかということですが、非常に対象としては限定的なものであるということでお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） 9番、増田です。

契約の内容が建設工事と内容が違うわけですので聞いてみたいわけですが、まず設計をするなり見積書をとるなり、あるいは発注という段階を踏まえる中で、すべてが一括方式で契約に臨むのか、あるいはどこかジョイントがあって分割方式でやるようなものも発生するのか、内容はすべてここへ出てくるものは一括契約だよというものであるのかお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） この長期継続契約になじむものというのをよく把握していただきたいと思いますが、ここで長期継続契約になじむというのは、反復的に常時なされるものということですので、その対象といたしましては非常に日常どうしてもサービスを受けなければいけないものということからいきまして、ジョイントを組んだりいたしまして、業務量が変わってくるというような対象というものはこの中には余り考えることはできません。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 9番、増田議員。

○9番（増田宏胤君） もう1点お伺いをします。

これは地元業者育成の観点からお聞きをいたします。1つには町内の事業者なり、あるいは大手業者が指名に入りますと、とかく町内の中小業者というのは落札の機会を失ってしまいます。そのようなことで、そのような心配があるということの声がありますので、このような配慮について1点お聞きます。

もう1点は、運用の中で、例えばダンピング受注あるいは手抜きの問題、そのようなものがあつたときの防止対策としてはどんなお考えを持っているか2点をお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） さきに町内業者への配慮ということですが、この長期継続契約の締結の可能性、これができるから町内業者への配慮がなくなると、そんな理論は全く当てはまらないものでございます。物品の借り上げにつきましても、現在のと

ころ、入札参加資格申請書を提出されている業者から、町内業者にそうした業者があれば、しかも業務的になじむのであれば、そうした業者については積極的に契約の対象にするということ、今のところ臨んでおります。

また、清掃等につきましても、町内にも業者ございますので、そうした方々も含めた中で、入札によって決めるということを行っていますので、町内業者が全くない中で考えているとかということは全くありませんので、そうしたところは御了解いただきたいと思います。

それから、手抜きということがございますけれども、物件の借り上げについては当てはまらないかと思いますが、役務の提供ということがございますけれども、役務の提供の場合は、それぞれ業務ごとに監督員も置いてございますので、そうしたチェックは個々の業務において手抜き等を防止できるような業務管理はしているということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

ビルの管理業務とか庁舎の清掃管理業務、これらは自分が以前に入札制度というのが一般質問の中でも公共工事の品質確保の促進に関する法律ということで質問をしたわけですが、その中では、今説明があったような物品の調達とか、目に見えるものは公共工事の行為としてはみなされないが、維持管理業務においては、工事請負契約として発注されたものは公共工事の中に含まれるという、工事としてみなされるということなものですから、このビル管理の業務の委託料とか庁舎の清掃管理業務委託料、これらは工事の請負契約として発注されるものなのか、それ以外の契約として発注されるものなのかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） あくまでも建設工事というのは、建設業法に掲げられております建設工事だけでございます。したがって、この役務の提供、ビル管理とか清掃につきましては業務委託契約ということで、建設工事とは異なるものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 先ほど来、質問の中でリースとか役務提供ということで、実質的には単独随意契約が多いんじゃないかと思うんですが、競争入札になるようなものはぜひそうし

てもらいたいんですけども、その比率というか、件数はどのくらいになりますかね。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 御質問にありましたとおり、業務の対象の内容となりますのは、単独随意契約が多いということは確かでございます。その単独随意契約の比率ということの御質問だと思いますので、逆に単独随意契約にならないものということでいきますと、27件中の数えるほどではないかなというふうに思っております。

ちなみに業務の内容でいきますと、清掃業務とかというものについては、これまでも入札を行っておりますし、随意契約で決定するものではございません。それから、設備の施設の警備とか、そういうものは当初においては入札を行います、その後機械警備等々が始まった時点で、ある程度発注先というのは制約をされてきますので、単独随意契約に理由としてはなじむものということに性格が変わってまいります。ですから、当初については競争と。その後については単独随意契約が多くなるというような傾向がございますので、御報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今回の長期継続契約の条例というのは、地方自治法の第234条の3の長期継続契約、翌年度以降にわたりまして、電気、ガス、もしくは水、電気等の役務以外の、また不動産を変える契約はできますが、それ以外のものに関することをカバーする意味からでの条例だと理解するわけでございますけれども、その中に第234条の3の中に、第214条の債務負担行為という項目がございます、予算で債務負担行為として定めなければならないよということが記載されているわけでございます。当初予算の一般会計の説明書の194ページに、翌年度以降にわたる債務負担行為の明細が書かれているわけでございますけれども、今回この条例で締結された契約の内容というものもこの項目に記載されるかどうかということをお聞きしたいのが1点と、条例の施行規則の中で2条の中にございます4番のところにあります前各号に挙げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ、当該契約にかかわる事務の取り扱いに支障を及ぼす契約で町長が必要と認めるものというものがリース関係のものと役務に関するもので、両方に挙がっているわけでございますけれども、具体的にちょっとどういうものかというのがわからないものですから、お願いしたいと思います。

それと、先ほどの関係ですけれども、地方自治法の長期継続契約の中の借家、借地など不

動産なんかもその長期契約になると思うんですけども、その辺のところは先ほど言いました説明書の中にその項目等が載っていないんですけども、その辺のところもあわせてちょっと先ほどの言いました債務負担行為の調書という点の御説明をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） まず、先に説明書の194ページの債務負担行為に掲げられたものでございますが、町の会計というのは御承知のとおり、単年度会計でございますので、原則的には単年度内でおさまるものしか契約等はできないというのが原則でございます。その原則の例外となるものが地方自治法上に定まっております、その1つが御質問にありましたとおり、214条の債務負担行為、それと234条の3の長期継続契約というようなことになります。ほかにもあるわけでございますが、代表的にはこうしたものでございます。

それで、従来長期継続契約に関する定めが条例で定めるものがなかったということから、当町におきましても194ページにありますような債務負担行為を設定して、議会で予算を認めていただきまして、それで翌年度以降にわたる契約を可能にしていたということでございます。この債務負担行為の設定をしなくても、長期継続契約をしてもいいものを条例で定めてもいいですよということが平成16年に自治法の改正で可能になったわけでございます。それを受けて今回条例を提出させていただいたわけでございますけれども、この長期継続契約が締結されれば、この194ページにあります項目というのはもう既に債務負担行為設定済みでございますので、これを変更するということにはございません。この長期継続契約の条例をお認めいただけないようであれば、この194ページの項目にさらに追加して、今後複数年度契約しなければいけないものが入ってくるということになります。

今回お認めいただければ、こうした194のものはリース物件がほとんどでございますが、そのリース物件については長期継続契約の条例の中で処理させていただくことが可能になるということで、事務的には非常に簡素化、効率化が図られるということは確かでございます。

それから、2点目のその他町長が認めるものという内容でございますけれども、これもケースとしてはほとんど考えておりませんが、今考えられるのは、例えば12月議会でお認めいただきました会計課の窓口で、今農協さんが入っていただいておりますけれども、ああした収納の窓口を設置していただくとか、そういうものについては対象にしたいというふうに思っております。

ほかには個別の案件ごとに考えていかなければいかんわけですが、あくまでも条例の本文に合致した形でしか運用できませんので、対象としては余り考えられないというふうに思っ

ております。

それから、借地、借家等でございますけれども、これにつきましては、地方自治法234条の3、この条文の中で、既に長期継続契約が可能にされております。不動産を借りる契約その他政令で定める契約というような自治法の条文でございますが、その不動産を借りる契約、これについては長期継続契約で条例を定めなくても、自治法本文で可能にされてございますので、あえてこの条例の中ではうたい込みはしていないということでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今の御説明で、新規に締結するときに議案として上がってくるわけでございますけれども、今の御説明ですと、これが通りますと、この194ページの調書もなくなるということで、長期債務負担がどのぐらいあるかというところの確認等その辺のところ、長期役務におきましても、掃除業務とかその辺のところの契約というのは、予算として一般会計予算の中に各款の項目に上がってくるのか、それとも全くなってしまうのか、その辺のところをちょっと確認したいですけれども。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） さきに194ページのこの債務負担行為の調書の表でございますが、既に今のところ、ここで最長で平成24年までの債務負担行為に設定されてございますが、これについては24年まではずっと残ってまいります。今後新たにリース契約をする場合には、この債務負担行為という行為を起こさずに、長期継続契約をさせていただくということになります。

また、この長期継続契約をした場合、議会で御審議いただく手段といたしましては、長期継続契約は常に予算的には翌年度以降のものもその当初の予算で縛るということにはなりませんので、初年度で契約した額が次年度において予算が同じ額が認められないということであれば、それをもし減額されて契約せざるを得ないというようなことであれば、長期継続契約の相手方もそれを了解するという必要がございます。予算の成立によって契約の金額は変わってくるということが長期継続契約の大前提でございます。

したがって、一たん契約をすれば、金額がそのまま自動的に継続するというものではなくて、あくまでもその翌年度以降の予算として計上しない限りは業務として成り立たないというようなものでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 藤田議員。

○5番（藤田和寿君） はい、最後でございます。

今の御説明の複数年にわたる金額というものは、各単年度においての予算において確保されなければならないということも、この条例の運用基準の中にも正しく書かれております。それを相手側にも認めていただくということで、担保はとれているわけでございますけれども、その契約不履行と、相手方にとりまして町のほうはそういうふうな交渉で書いていますけれども、その場合のペナルティーというのは契約の中に、もし例えばの話、100万円の契約を長期結んだということでありまして、ある程度年数がたって、5年以内に減額の予算になってしまったというときに、違約金等発生しないような手だては契約の中にはうたうわけでございますか。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 御質問のとおりでございます。長期継続契約の場合の契約内容というのは一般のものと違いまして、その長期継続契約であるということを明確にうたうとともに、予算が変動があった場合にはそれに応じていただくということも契約条項としてうたいますので、そうしたペナルティーは発生しないような内容で契約をするということになります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第15、第6号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） この後期高齢者医療制度を4月から実施ということですが、2月28日にこれは新聞に載っていましたが、野党4党がこの後期高齢者医療制度廃止法案を一応出しました。今、国会のほうは暫定税率とかいろいろもめていますので、審議は進んでいないようですが、これ、衆議院は反対されるかもしれませんが、参議院は可決されるんではと思われま。

この制度ですが、今までの老人保健制度、それとの違い、パンフレットにも出ていますが、もう一度、これわかりやすくちょっと説明していただけますか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 老人保健との違いということですね。老人保健につきましては、国保とか被用者保険の保険料でこれ賄われていて、決定主体といえますか、医療保険者と、それから給付主体、これは市町村になるんですが、これは別ですよ。つまり先ほど言いました国保とか、あるいは被用者保険のほうから集めた保険料を支払基金のほうに一たん納めて、それから老人保健会計のほうに拠出するという形で行っていたものでございまして、今まで2つ別々のところで、今言いましたように行っているために、財政運営の所在が不明確というような観点があるのではないかと思います。さらに別々にやっているということで、保険料からの拠出金も現役世代、それから高齢者との区別がはっきりしておらないというようなことがございまして、その辺あたりを費用負担の明確さといえますか、そのあたりを今回目指したものと聞いております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） この制度が入ると、今までと違うところがたくさん出ると思うんですね。例えば課長のほうで言いませんでしたけれども、保険料が年金から天引きされる。それ

から、今まで被扶養者で、保険料が扶養者が払っていたのが、その人たちも払うようになる。これは全国だと200万人、吉田町だとどのくらいになるんですか。後で数字言ってください。

それから、今まで老人保健制度では、75歳以上で仮に保険料が納められなくても、保険証を取り上げられることはなかったんです。今度はこれ義務化されますので、保険証が取り上げられます。

それから、この間も全協でも聞きましたけれども、医者へのかかり方、費用の出方、医者がどう対応するかということは、医者のほうでもまだわかっていないのではないですかね。どうするのか、定額制にするのか。方法は幾つかあるみたいで、それはどうするか医者のほうでの考えがあると思うんですけれども、それもはっきりしていない。

それから、この間もこれ言ったけれども、もし本人が払えなければ、世帯主が支払いの義務を負うということも法律にうたわれていますよね。それから、特定健診も変わっていますよね。この制度。本当にたくさん変わっていて、4月15日の年金から天引きされるということですけれども、これは静岡県は平均幾らぐらいになるんですかね。だから、平均の金額と何人ぐらいかというのを、この間ちょっとおおよそ出たのではないかと思うんですけれども、ちょっと教えてください。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 先般お話ししました被用者保険の被扶養者ということで申し上げたのは、あの時点では507人ほどということで申し上げております。

金額につきまして平均どのくらいかということなんですが、ちょっとそのほうは私どもに資料が届いておりませんので、はっきりわかりません。4月になりまして、これ仮徴収になりますので、広域連合のほうから個人あてに通知が参ると思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） これ静岡県の年間保険料の平均というのは、所得割が6.84でしたよね。それから均等割が3万6,000円、これ計算すると大体1人月平均6,133円くらい。それから、年額になると7万3,600円くらいということで、もし4月に年金天引きになると、平均ですと2カ月分だから1万2,000円引かれているということになるかもしれない。だから、4月15日は皆さんびっくりするというか、今でもこの間保険証が配布されましたよね。今度はそれでも多分何件か問い合わせがあったんではと思うんですけれども、4月15日以後

は大きな反響があるのではと思います。こういう制度ですから、私は中止すべきだということだと思います。

○議長（吉永満榮君） よろしいですか。

○1番（佐藤正司君） はい。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今、同僚議員からも質問があったわけでございますけれども、後期高齢医療に関する条例の中で、今回従来まで老人保健法に基づく基本健診の部分があったわけで、これが法律の改正で介護保険法から国保会計から、あと後期高齢者医療に関する健診に変わるわけでございますけれども、この資料によりますと、高齢者医療各法に基づく後期高齢者の従来までの基本健診の部分が努力義務という項目でうたわれているわけでございますけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 基本健診につきましては一般会計で行っております。

努力義務といいますが、今まで申し込みをとって、それでそれに対してやったという形ですが、今度は明らかに特定健診に変わったとって医療保険に対する義務づけがされたのは間違いございません。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 対象者が75歳以上ということで、なかなか現役世代とは違って、非常にとまどいが生じると考えられます。従来は一般財源の中で健康づくり課が行っておった健康検査が特定健診という形で、今度広域連合のほうに移るわけで、町としてその辺のフォローというんですか、その辺のところをしっかりとやらなければならないと思うんですけれども、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 後期高齢者の特定健診につきましては、先ほどの法律に基づいた義務ですよというお話をさせてもらったんですが、これは後期高齢者ではございませんで、医療保険者に対してのものでございます。後期高齢者につきましては、義務づけというものではないと聞いております。

ただ、広域連合で行います特定健診につきましては、自己負担を500円いただくというこ

とになっております。これは町といたしまして一般会計から繰り入れしまして、500円の負担を町が出しますということで考えております。

○議長（吉永満榮君） 藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 最初の御答弁で保険者の義務だというようなお話があったわけで、この保険者というところが後期高齢者医療の保険者になる解釈で考えますと、後期高齢者広域連合に我が町吉田町も入っているわけですから、ある面保険者という認識で、よそはわかりませんが、我が町においては自己負担ゼロということで考えている以上、義務と考えて、後期高齢者の方に対する特定健診は行うというような解釈が今の施策の流れから言うところと正しいかと思うんですが、いかがですか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） ちょっと言葉足らずで申しわけございません。医療保険者というのはあくまで国保、それから社会保険等の被用者保険、今回の後期高齢者におきましては、これは義務ということではございません。ただ、静岡県の広域連合のほうでこれについては町と抱き合わせでやるということによって来てきておりますので、そういった御希望があれば一緒にやるということと考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 私は、第6号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対する立場で討論します。

4月から導入される後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を今までの健康保険制度から切り離し、後期高齢者だけの医療保険に組み入れるというもので、今までサラリーマンの被扶養者で保険料を納めていなかった人からも新たに保険料を取ることや年金から天引きすること、受けられる医療の内容も医療費に定額制を入れ、診療の内容が制限されます。在宅で安心して療養ができると言いますが、療養ベッドの削減で、病院からの追い出しにつながり、安心してみとってもらえる医療とは、最後は病院でなく自宅でと、医療費の削減をねらった制度です。高齢者に負担を求め、現役世代にも負担をふやすこの制度には反対いたします。

○議長（吉永満榮君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、河原崎君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎であります。

私は、第6号議案の吉田町後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

健康保険法等の一部を改正をする法律の施行に伴い、平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されます。これにより、新たな高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療の事務を処理するため、平成19年2月1日に静岡県 of 全市町で構成をする静岡県後期高齢者医療広域連合が設置をされました。後期高齢者医療制度は、国民健康保険や社会保険などと同じように、社会保険制度の一環で、後期高齢者を被保険者として保険料を徴収し、医療給付を行う仕組みであります。静岡県後期高齢者医療広域連合では、保険料の決定、医療給付等の事務を処理し、保険料の徴収事務や各種申請、届け出の受け付け、被保険者証の引き渡し等の窓口事務については、被保険者の利便を図るため、法律の規定により吉田町で行う事務と聞いております。

このことから、後期高齢者医療に関して、吉田町が行う事務について条例を制定をしようとするものでありますので、本議案については原案どおり賛成をするものであります。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（吉永満榮君） 賛成討論は終わりました。

これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時49分

○議長（吉永満榮君） 予定よりちょっと早いですが、御集合いただきましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第16、第14号議案 平成20年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

全員協議会のおきもお聞きしたんですが、22ページの権限移譲事務交付金と、それに伴う歳出のほうでは55ページ、戸籍事務費の中の臨時職員賃金ということで265万5,000円の歳出予算があるわけですが、産休対応に1人、パスポートに1人ということで、産休には98万6,000円とパスポートは166万8,000円ということで、このような県での実績は833件ということで、吉田町分がということですが、まずパスポートの申請事務はどのような内容になるのか。それから、申請を受けてから本人に交付されるまでの所要日数がわかりましたら教えてくださいたいということ。

それから、以前新聞報道で、静岡市と浜松市が異常にちょっと難色を示しているということを見ました。県内の市町の反応というか、この辺がどのようになっているかお聞きいたします。

それから、116ページでございますが、商工業振興費ということで、これも全協のおき同僚議員から質問があったわけですが、商店活性化事業補助金というのが19年度は150万円ありました。これについては平成17年から商工会法45周年を記念して、おまけ付き商品券ということの事業のようですが、20年度には予算がないということ、関係団体と協議してこのようになったということですが、その協議内容というんですか、一方的にもう単発の事業だから、3年間続けたからこの事業をやめますよという一方的な話なのか、あるいは向こうでもすごく好評だから、もっとやってほしいという声があったけれども、財政的に厳しいからという、そのような内容の協議があったかどうかお聞きいたします。

それから、171ページ、172ページでございます。

図書館費でございます。これも全協でお聞きしたとき、臨時職員の賃金が172ページに9,369万円ということで、平成19年度と全く同額の予算ということで人数確認しました。20年度は6人でいきますよということで、きのうの一般質問の中で、今臨時嘱託員の館長が今度正規の職員になるということですが、正規の職員と臨時職員の図書館における職員体制は何人体制かということを確認させていただきます。

それから、当然昨年と、19年度と同額の予算ならば、予算が不足してくるのではと思うんですが、それは補正対応するということでしたが、その補正するということであれば、補正の理由は何か。補正額は幾らになるのか。この辺が算出してあったらお聞かせ願いたいと、この3点でございます。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

町民課長から。

○町民課長（大石修司君） 最初の旅券事務につきましてお答えします。

旅券事務の権限移譲につきましては、平成18年3月の旅券法の一部改正によりまして、従来県が処理する旅券事務の一部を市町村に移譲するというところでございまして、県では事務処理特例条例をつくりまして移譲するという形になっておりまして、事務の内容につきましては、この旅券の申請の受理とか、あるいはその身分確認あるいは今度は発行された旅券の交付、ですから、旅券の作成そのものについては従来どおり県のほうで行います。申請を受け取って、その確認をして、県で旅券を作成し、それが町にまた来ましたら交付するという形で、現在藤枝の総合事務所でやっている、ああいった事務になろうかと思えます。

それから、交付までの時間ということですが、これは今おっしゃいましたように、県で作成をするということでございますので、ちょっとお時間のほう、日数的にはちょっと現在は把握できません。

それから、あと、静岡市、浜松市の件でございますが、これは現在もまだ交渉中ということで伺ってございまして、でき得れば本年の9月スタートですので、それまでに了承をとりたいということは県は申しております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

116ページの商工業振興費の中の商店活性化事業補助金の150万円につきましてですけれど

も、全協でもお話ししましたとおり、商工会の45周年記念事業として平成17年度に単年度の計画をいたしましてやっております、好評だったことから、平成19年度までの3カ年をやっていたような次第でございます。これはうちのほうの一方的な押し切りということではなくて、商工会事務局と相談しまして、町が150万円、商工会としましては150万円プラス事務費的なものを計上してやったんですけれども、商工会としましても所期の目的を達したのではないかということで、とりあえず向こうもちょっと厳しいということで、協議の中で減額したということですので、よろしくお願いたします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、4月1日からの図書館の人事の体制でございますけれども、正規職員が5名、臨時職員が5名という体制で入らせていただきます。

あと、補正額の関係でございますけれども、全協のときにお話しをさせてもらったときに、補正対応をお願いをするというルールに乗った答弁をさせていただきます、その数字でございますけれども、この内示である程度正規職員の数がはっきりしたものですから、今御質問にあります補正額が大概100数十万円ぐらいでいけるだろうと、そういう判断をしております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

まず、旅券の関係で、パスポートですが、静岡と浜松がなぜ難色を示しているかといいますと、事務費にかかる経費の持ち出しが多いと。市の負担が多いということと、所要日数も当然県で今までやっていたものが市町がそこへ間に入るということで、当然1日、2日遅くなるのではないかと。市民サービスがかえって低下するのではないかと、そのようなこと理由のようです。

私は時代の流れで町民のことを考えますと、身近な役所で申請事務をやれば、時代の流れでしようがないかなとは思いますが、持ち出し分について当然交付金が89万円、経費が166万8,000円ということで、77万8,000円ですか、約78万円が町の持ち出しということで考えて、もっと県にお金をくださいよと言ってもいいのではないかとことを考えます。今後そういう県下の市町で声を合わせて県へその辺の補助金の増額を要望する気がないか、これについてお聞きします。

それから、2点目の商店活性化の関係ですが、大変3年間やっていただいて、地域経済というんですが、町内の中小の商店の活性化になったと思います。すごくいい事業だなと思いました。それで、関係団体のアンケートがあるわけですが、すごく地元の活性化にもなるということで、わずか150万円の金額でございますが、150万円が事の大小かちょっとわかりませんが、今原油の高騰あるいは原料資材の、あるいはそういう物価が高騰するというので、結構景気が低迷しているということで、そういうこの事業は大変よかった、主要施策の中でもすごく好評だったということが書いてあります。そういう中において、また今後こういうことを地元商店の活性化を図って、この辺をちょっと考えていただきたいなということで、また検討の余地があるかどうか。これが2点目でございます。

3点目でございますが、図書館費のことでございますが、全協の後、内示があって正規の職員が5名ということで、これはわかりました。ただ、100数十万円になるということですが、図書館についてはきのうの同僚議員のお話もあったし、要するに図書館は情報発信の場だよと。人づくりの場所だよということで、けさの新聞にも実は図書館のことが出ておりました。そういう中において、何を言いたいかと申しますと、当初予算計上時に、最初から補正対応を考えて計上するのはどうかなということで思っております。

ここに20年度の当局の予算編成要領ということがありまして、当初予算は年間総合予算として編成するという。このため、年度中途の予算編成と補正予算は制度改正、災害と緊急なもの、真にやむを得ない計画変更によるもののほか行わないということで、留意するというので書いてあります。

したがって、本当に図書館の重要な役割とか、きのうそういうことを言った中で、最初から補正対応の予算計上をするのはいかがだと思いますが、その点はどうやって考えますか。この3点をお願いします。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

先ほど旅券の交付金関係でございますが、これは89万円につきまして、このうちの30万については初年度のみです。したがって、残りの59万円、こちらがことしの分ということになります。ただ、ことしの分については12分の7カ月分、9月スタートですので、7カ分しかございません。平年ベースでいくと約100万円という、申請の件数が変わらなければおおむねその数字になろうかと思っております。当初、県からの交付金につきましては、もっと低い数字でございまして、それを各市や町が要望して、今の数字にもっていったという経緯もご

ございます。ただ、議員御指摘のように、臨時職員相当分には至らないわけですから、今後ともそういう場面があれば要求をしていきたいと、かように思っています。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございますけれども、先ほど今後の検討の余地はあるかということでございますけれども、今後につきましては、町につきましても、商工会につきましても予算がかかることでありますものですから、商工会事務局とも相談して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

今御質問の当初予算の初めから補正計上ありきの予算はどうかという考え方でございますけれども、もちろん初めから補正計上ということはありません。

ただ、その当時まだ正規職員、我々が要望して、人事のほうとお話をさせてもらった職員の数字と、まだ未確定な場合があったものですから、あの補正、今もそうですけれども、補正対応というのは最悪の緊急のときの補正対応という意味でとっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

パスポートの件はそういう形でよろしく願います。

また、商店活性化のほうも財政的に大変だとは思いますが、そのように願います。

それから、社会教育、図書館費の関係ですが、正規の職員自体は人事異動でわからない部分があるかと思いますが、図書館を何人で運営していくんだということは、昨年12月に2人分を臨時職員補正してあります。恐らくそのときは正規の職員が4人ということで、正規の職員の分は9月と3月に減額補正しています。トータル的な職員の人数の確保というのは、ある程度これは図書館の役割とか重要性とかを考えれば、動かない。相対的な数は職員の配置はその人数はしておかなければいけないということを感じるわけです。

そういうことであれば、臨時職員が例えば少なくとも私の考えは、正規の職員が昨年は、一応減額補正してありますもので、6人と臨時が4人という形になって、12月に補正したときは正規の職員が4人で、臨時が6人という形、ですから、その6人分の最低の臨時の賃金

分だけは今年度に組んでおくべきではないのかなと、このように思っております。そういう考えは職員の配置ということに要するに図書館の役割、重要性を考えれば、そのような予算にしてほしかったなということを考えております。いま一度この件を説明願いたいと。

それともう1点ですが、96ページでございます。

96ページの一番下の需用費でございますが、151万6,000円ということで、ここは2段になっております。2段書きに151万6,000円という表記がなっております。この件について、私として指摘をしておいたわけですが、議案書の訂正はするけれども、これは議案書に附属する説明書、ですから、訂正していない。まず1点はミスプリかどうか。それから、2点目はこの訂正はどういう形でやられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいという、この2点でございます。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 大変失礼をいたしまして、96ページの需用費の欄、151万6,000円の2段書きでございますが、プリントミスでございます。大変失礼をいたしまして、この場で訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

ただいま議員さんがおっしゃられるとおりの計画ではいつもそのようには考えております。中身ですね、女性が多いものですから、急遽去年あたりもそうですけれども、御結婚されたり、それから妊娠をされて休暇へ入ったり、子供が生まれて休暇に入ったという特別な状況がございます。そういうことを含めまして、初めから6人、それはベストでございますけれども、財政は、当初の場合、決まっておりますので、なかなかそのとり方が判断が非常に難しいと、そういうふうに御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○2番（枝村和秋君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

まず、98ページから100ページの4款保健衛生費についてお尋ねいたします。さきの議案でもお話ししましたが、本年度基本健診にかかわる法律が大分変わりました、従来の基本健診から特定健診に変わったということで、住民の皆様に対する周知、過日広報よしだ等にて

も挙がっていたわけではございますが、明確な形でチラシ等も入っているわけではございますが、周知徹底が非常に厳しいのではないかなというのを感じているわけではございます。

基本的に言いまして、今回従来基本健診で行っていたのが、老人保健法に基づく健康づくり課が町民の健康維持という観点から行っていたわけではございますが、本年度になりますと、介護保健法に基づく高齢者支援課、国保に基づく特定健診、また国保の広域連合に基づく後期高齢者の関係、それと従来のがん検診に基づく、ちょうどありますがん検診、100ページにありますがん検診、歯周病等検診ですね、それが一般会計で残ったわけでありましてけれども、そこら辺の案内というものがどのようになされるか。

例えばの話、68歳の国保加入者が、68歳でいきますと介護保険法の生活機能評価もございまして。健康増進法に基づく一般財源から拠出されるがん検診もございまして。その辺の案内が、従来ならば健康づくり課の1つのセクションから案内が行っていたわけではございますけれども、国保からは特定健診の案内が来る。介護保険、高齢者支援課からも生活機能評価の案内が来ると。それと健康づくり課からまたがん検診の案内が来るということで、非常に町民にとって不安になる要素が十二分にさまざまなケースで考えられるわけでありまして。そうしたときに、町の保健医療に携わる見地から、どのようなお考えかをお聞きしたいのがまず1点です。

続きまして、48ページの職員研修事業費についてお尋ねいたします。

この件に関しましては、さきの全協等におきまして、職員研修委託料ということで約400万円ぐらいの金額が上がっているわけではございまして、人事考課システムの構築に伴う委託料であるというお話を伺っているわけでありまして。職員全員に対する集合研修も行われるということで理解できるわけではございますが、それは人事考課の1つのものであります。

さきの一般質問で、同僚議員が行った一般質問の中で人事考課、定数管理という見地と、退職者に伴う人材確保という事柄から、職員に対するスキルアップが必要ではないかという御質問もありました。また、IT化、ICT化ということの議論に対する研修も必要ではないかというお話があった中で、研修負担金が当初に比べて、昨年度に比べても3月補正の金額においても、大分少なくなっているということがあります。その辺のところをもう少し具体的に研修を行う内容のプログラムと人員の数値目標を明確に出して、なかなか日々の仕事の中で研修に行くということは自分の仕事を置いて行くと。職員にとっては非常に負担にもなりますし、また研修に行っている間には臨時職員を雇って、その仕事の補てんもしなければならぬということで、非常に研修はしたいんだけど、できないというジレンマが生じると思います。その辺のところをやはり数値目標等をとって、目標を明確にする形での政

策が必要でないかと思っておりますので、その辺についてお尋ねいたします。

もう1点は、ちいさな理科館事業についてお尋ねいたします。

ちいさな理科館事業、150ページの876万8,000円が計上されて、2月3日に図書館においてちいさな理科館建設の公聴会が行われました。その中で、趣旨と目的の説明がなされたわけではありますが、この件に関しましては、さきに私も一般質問で行ったときに、教育長の御答弁があったわけでございます。スポーツ少年団のようなたまり場的な理科館をイメージしているよというようなお話があったと覚えています。

昨日、また同僚議員からの一般質問に、町長が答弁をなされました。地域のプラットフォームとしての理科館と認識しているというようなお話がありました。プラットフォーム、検索サイトで少し調べたわけではございますけれども、プラットフォームとフォームと意味が違うわけではありますが、その辺のちいさな理科館に対するイメージが当局内においてしっかり合っているかどうかと。そういった中で、さきの全協において、調査業務等委託料の中の847万8,000円の中の700万円が基本設計、実施設計委託料であるという課長からの答弁があったわけで、そこについて、もう少しイメージ像を明確にしてからのほうがいいのではないかなという思いがしますので、その3点についてお尋ねいたします。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 健康づくり課でございます。

予算書の99ページのほうに健康増進事業費ということで、今回事業名が変更になりまして予算づけされておるわけですが、こちらに今までは老人保健事業ということで、健康診査ということで住民健診のほうが含まれておったわけです。今回医療制度改革によりまして、この辺も変更になりまして、健康増進事業費の中にがん対策の基本法で示されております各種がん検診を予算化させていただいておるわけです。以前は、19年度までは健診の申し込みということで、一括しまして町内各世帯へ健診の申し込みを2月、3月でとり行っていたところでございますが、今回変更、改正があったことで、健康づくり課といたしましては、当然広報等でお知らせはしましたが、それ以外にこれからそれぞれ実施時期等がございますので、それに合わせまして胃がん、大腸がん、子宮がん等婦人検診になりますけれども、この対象者、それぞれ年齢が違っておりますが、対象者には一応個人通知という形で考えております。それ以外にも広報等でももちろんホームページ等も掲載いたしまして周知を図りたいと思っております。町民の方から問い合わせ等も早い時点では二、三ございましたが、問い合わせ、健診の通知が来ないということも、今のところ数が少なくて済んでおりますので、

これから通知を出していくことによって、理解を得られるのではないかなど。とりあえず健康づくり課で実施します健診につきましては進んでいくのではないかというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

議員さんの御指摘の職員研修の関係であります。1,000万円から減っているということで特別、事業を減少したということではありません。19年度の実績をごらんいただきますと、当初1,000万円、実績に合わせて減額補正させて、最終的には700万円ほどになろうかと思っております。その金額に比べまして当初800万円ですので、別に事業を減少して研修意欲をそぐという形は到底っておりません。さらに職員の研修を図るということを考えております。

具体的に申し上げますと、職員研修と一口に言ってもいろいろ研修がありまして、我々総務課行政サイドにおいて、指名的にもう階層級で研修を行うものがあるわけでありまして。それは静岡県の自治研修所とか、静岡県町村会が行う研修、それと町主催で行う事業というものは、ある程度もう指名的に研修に行ってください。

実績で申し上げますと、その研修が約282人の出席参加であります。これ19年度の実績であります。それと職員の意欲、いわゆる自分の能力をスキルアップするという意味合いから、自分でじかにいろいろな研修に参加してみたいというような形で研修に行くのがことし約29人ほど、30人ぐらいになりますか、その研修参加が実績であります。

そのような関係の研修であります。本年度はその30人、自己研修、自分がスキルアップしたいという自己研修を50人アップで予定しておりまして、その予算額の措置を含んだ分が全体的に800万円、その中には人事評価制度の導入の関係の400万円が入っておりますが、それらを含めて研修の事業費として予算計上させていただいております。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 議員から今ちいさな理科館のイメージがまだはっきりしないというお話がありました。実は町長の説明したとおりでありますけれども、少し私の今までの説明不足があったかもしれないので、少し言葉を変えて説明したいと思います。

実はこれは平成19年度建設準備委員会の最後の会合でしたけれども、委員長の丹沢先生のほうから、これは余談なんですけれども、「大学の研修室で理科の同僚たちと話をしているとき、吉田町で計画しているちいさな理科館というネーミングが大変おもしろいと。吉田町

はいいことをやりますね。」というふうなお褒めの言葉なんですけれども、そういう話がありました。

実はこのちいさな理科館というネーミングにすべてが盛り込まれているわけでありましてけれども、まだそのところが皆さんに説明不足だったろうというふうに思います。詰めて言いませば、自然と触れ合いながら、子供たちに理科を学んでもらうというのがちいさな理科館のイメージといいましようか、目的であります。ですから、実験だとか観察は理科学習を根底に計画的に行いたいと。そのためには理科館には基本的な実験設備はやはり欲しいし、建物周辺には草花を栽培する畑や生き物を観察する小さな池なども欲しいと、そういうふうと考えております。町長の説明があったプラットホームという、そういうイメージそのものであるというふうに思います。予算のことについては課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

平成20年度の予算につきましてですが、昨年町民の皆様、これは児童、保護者並びに教員のアンケートの中で、アンケート結果を見ますと、大変この理科館に対しまして期待が大きいということで、平成22年度開設に向かひまして予算要求をさせていただいております。

20年度につきましては、全体事業としまして876万8,000円という形で、これにつきましてはちいさな理科館の建設委員会の委員の皆様への報酬、また今回公聴会の席でも大変皆様から講演会につきましては好評でございましたので、この講演会としまして3万円、特定消耗品という形で5万円計上させていただいております。

また、調査業務委託としまして、議員のほうからお話もございましたように、847万8,000円を要求させていただいております。その内訳として、建物の設計が700万円、また、この建設運営委員会の実施のための支援の委託料という形で147万8,000円を計上させていただいております。

この支援の委託の関係でございますが、1つとしまして、現状把握のための基礎的な調査という形で、全国の類似施設の管理や運営状況の把握。理科館での講座内容と活動状況を検討するため、継続的な活動プランを開発するための先進事例の調査研究を実施して、教育委員会のほうへ提供をいただきます。

また、2番目としまして、会議の開催ということで、建設委員会並びに運営委員会の支援をしていただくような形で委託を考えております。

また、3番目としまして、平成19年度作成しました基本構想に基づき、ちいさな理科館などの管理運営基本計画の作成を支援していただくような形で施行します。内容につきましては、建設委員会や運営委員会の提案を受けまして、ちいさな理科館の活動内容や建設委員会で決定したものを、管理運営に関する基本計画書を作成すると、そういう事業の内容でございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

まず、健康づくり課のがん検診の関係でございますけれども、文書で案内されるということでありましたけれども、私は先ほど質問した各課、吉田町、確かに当局にとりましてはそれぞれの各課かもしれませんが、いただく町民にとりましては、町から来たという文書であるわけだと認識いたします。同じような文書が、日を違えて来ることによる混乱、そのような懸念事項が予想されるわけでございます。

そうしたときに、町として、やはり町民と1対1の関係でなければならないと考えているわけで、やはりそこは健康づくりが人員的にも、スタッフも保健師も配置し、今までの基本健診のノウハウがあるわけで、そこがリーダーシップをとって、集中委託とか事務処理、それぞれのところが委託業務を行うには、それぞれのものもかかわるわけでございますし、その辺の組織を横断的な協議調整を行う意思があるかどうかお尋ねしたいと思います。

続きまして、先ほどの研修についてでありますけれども、確かに昨年度に3月の補正予算で約691万8,000円の減額補正ということで、それに対しましては800万円の当初予算ということで、人員のほうも今課長からお話をいただいたとおり、アップしているわけではございますけれども、平成20年度、21年度は吉田町にとって本当に07年問題、大量退職ということで、本当に従来にないほどの大きな衝撃が当局内の組織にあって行われると思います。その辺を踏まえて、やはり強気の計画を立てていただいて、新人の技能継承等を踏まえた研修を、外部へ行くのも結構ですけれども、内部的な研修もやはり行ってもらうのがベストだと思います。それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、ちいさな理科館の関係でございますけれども、趣旨的なものは今教育長のほうからお話がありまして、昨日の町長との話の整合性はとれているということを確認させていただきました。

しかしながら、昨日の町長のお話で、吉田町に生まれた子供たちが自分で考え、自分で判

断できるように育ち、町から世界に羽ばたく教育をちいさな理科館事業を通じて考えていると、昨日御答弁がありました。まさにそのような事業が発展するためには、やはり実際に設計に入る前に、ボランティアの皆さんで親子とも募集をして、事業を既存の設備で行って、シミュレーションをして、やはりその参加していただいているボランティアの皆さん、実際に運営を図るボランティアの皆さん、また、参加していただいている子供たち、親御さんたちにそのちいさな理科館事業をイメージしていただいて、どのようなものかということの住民との協働という見地から参画してもらうような施策が必要ではないかなと考えます。

従来型な事業遂行で行われがちな事業では今回の事業はないと考えますが、やはりソフトが重要であり、箱、それがまさしく教育長が言われるちいさな理科館だと考えているわけで、そのものが平成22年度に建物ができなければできないというのは、やはり今回のこのちいさな理科館事業のコンセプトに反するのではないかなと。やはりちいさな理科館がなくても、まずやってみよう。そういったような意識づけでの事業展開をあわせて図っていただきたく考えますが、先ほど課長からの答弁でいきますと、先進地への視察、会議、ボランティアの運営管理の条項ということで、実際にこの1年間をかけて、2年間かけてかわかりませんが、設計段階において、実際のシミュレーションというものがうたわれていないのがどうかかなと思いますが、その委託料の中に入っているかどうか御確認させていただきます。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 健康づくり課です。

先ほど1点説明不足で申しわけございませんが、これ、例年行っているわけですけれども、健康カレンダー、これは町内各世帯へ配布しております。これに今回の基本健康診査から特定健診に変更になった部分と、あと高齢者の関係、生活機能評価の関係も含めまして、健康づくり課、町民課、高齢者支援課と3課で一応カレンダーに対象のものと、あと場所、時期、そういったものを掲載して4月に配布する予定であります。これは以前からも行っておりました健康カレンダーの配布という形を予定しております。

それと、やはり健診の項目が基本健康診査とがん検診につきましては、それぞれ対象者が違ってくるという関係で、同じ形で実施するという通知等難しいものがございますので、とりあえずはこの健康カレンダーで統一した周知をするというふうには予定しておりますが、それぞれ対象者ごとの対応という形になってしまうのはいたし方ないかなというふうを考えております。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

ただいま議員さんのほうから職員の研修に対しまして、将来を見据えた研修をやっていけ
ということで、力強い御支援をいただきまして、本当にそのとおりでありますので、心強く
思っておるわけでありまして。特に本年度19年度から3カ年かけて人事評価導入を考えており
まして、その一環としてこの3月中にも管理職から一般職まで6回に分けて研修を実施して
おります。私が言うまでもなく、人事評価と言うと、一般的には処遇のための能力評価とか、
業務評価を考えがちでありますけれども、究極の目的は職員の人材育成にあるということ
を思っております。その中から職員のさらなる成長のための課題を見つけて、人材管理に反映
させて、職員の一層の研さんを促す目的で考えております。そういうようなことで、今後職
員の研修につきましては、さらに前向きに取り組んでまいりたいと、そのように考えており
ますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） ただいまちいさな理科館22年度開館に向けてスムーズに開館ができ
るように試行的にやるべきではないかと、そういうふうなお話でありまして、それは本当に
そのとおりだと思います。実際には数年前から図書館あるいは図書館周辺で実験や観察を行
っております。しかし、これは夏休みを中心にやっておりましたし、それには親御さんも参
加しておりました。ただ、こういうちいさな理科館の建設が具体的になってまいりましたの
で、20年度から少し集中的にそのことを意識してやろうと、そういう構想は持っております。
ただ、そのために何か予算づけするというのではなくて、それはあくまでもボランティア
を中心にやろうと、そう考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 最後です。

健診に関しましては、やはり対象者が高齢者、40歳以上の若い方でもメタボの、私もメタ
ボですけども、メタボじゃないと思っている人が大勢で、なかなか受診率も上がらないと
いうことで、どこへ行っても多分、最初に来た通知によって問い合わせが行くと思います。
どこへ行っても同じ対応ができるように、各課によって待遇が違わないような連絡調整の業
務を4月1日から試行でありますので、前もって各課集まってシミュレーションをぜひやっ
ていただきたいなど。スムーズな運用に向けてやっていただきたいと思っておりますので、お願い
したいと思います。

それと、人員に関しましては、総務課長から力強いお言葉をいただきましたので、期待したいと思います。

3点目のちいさな理科館でございますが、従来も行ってたものもまたやっていきたいというお話がありましたが、やはりこれは1つの事業を遂行するに当たって、やり方等もあると思います。やはり仕掛けも必要だと思います。いかにして町民を巻き込むことによって、このちいさな理科館事業が町民に根づいて、ああこういうものがあるんだなということを行うに当たっては、従来のボランティアの方々もよろしいかと思いますが、やはりここは予算措置をとっていただいて、大きく募集して、夏休み等、休みでもゴールデンウィークでも結構ですけれども、実際にやって、生の親御さんたちの声をやはり聞いて、その事業の反映にもって行っていただきたいことが、やはり教育担当の方々、また研究部会の方々、建設準備委員会の方々だけの考えでなく、町民広く3万人の吉田町民の考えを集約する形で、少ない予算で大きな効果を生むためには、やはり皆さんの汗と努力をお願いしなければならないと思いますので、そのためにはやはり先進的な施策が必要だと考えます。

設計ができてからではなかなか修正はきかないと思いますので、やはり構想で、今まとまっているうちに、さまざまな皆様の意見を広く聞くような形で、各小学校、中学校の学区において、そのような事業をやることによって、広く町民にちいさな理科館がこういうものであるよということを周知させるための施策が必要だと私は考えますが、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） そのとおりだと思います。大変建設的な御意見をいただいて、力強く思っています。ありがとうございます。

○議長（吉永満榮君） いいですね。

では、1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 2点質問します。

1つは、保育園の体制のことですけれども、4月から全体でなくてゼロ歳児、1歳児、このところがどういう、園児募集のところが何人ぐらいなのかということと、職員の体制がどういうふうになっているのかということをお聞きします。

それから、私もちいさな理科館のことについて、今同僚議員から質問があったんで、関連して質問させていただきます。

先ほど来のお話を聞いてみまして、私もこの公聴会に行って話を聞かせていただきまして、

丹沢先生のお話もよくわかったし、この吉田町の試みが日本でも余りないような初めてのよ
うな取り組みだということで、ちょっとこれからうまく成功させるためにはどうするかとい
うことが非常に大切だと思うんですけども、私の聞きたいのは、今同僚議員が言っていた
ように、やはり準備にどれだけ力を注ぐかということが1つ大事だと思うし、もう一つは、
この資料の中にも書いてありますけれども、理科館の管理運営、今後できた後の。そこにど
ういう人を配置するのかとか、どういう運営をしていくのかということが非常に大切だ
と思うんですけども、今の段階でこれから検討するということで、それをどうなってい
るんだというのはちょっと酷かもしれませんけれども、もし案があればお聞かせください。

○議長（吉永満榮君） どちらから答弁できますか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 保育園の関係ですが、体制的には人員の関係なんですが、園
長が2名退職ということの中で、新規採用が2名、あと臨時の職員の対応ということになりま
すけれども、御存じのように、さゆり保育園を建設予定であります。それに対応するためとい
うことではないんですが、サービスの向上ということで、19年度まではさゆりは0、1歳は入
園できませんでしたがけれども、先を見込んで1歳児も入所できるということの対応をしてまい
ります。それに当たっては、御存じのように、低年齢児、3歳未満児については配置保育所の
基準が非常に厳しい。ゼロ歳は1人の保育士が3名までと、1歳とかは1人で6名までとか、
4歳以上になれば1人で30人とかということがあるんでしょうけれども、そういった面で臨時
の保育士の対応をもう既に配置してありますが、それともう1点が障害児ですね。つくしのほ
うへ並行通園していた子が保育所に入るということになると、当然その対応、つくしのほうか
ら情報を得て加配するという形で、1つはさゆりの建設に伴う1歳児の入所をふやす。それ
と、障害児の対応のために臨時保育士の増員を図ると、そういうことで対応してまいります。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 19年度に大まかな基本構想をつくっていただきましたので、20年度
以降はこれを今後どう運営していくとか、どんなものをやるかという具体的なものを建設
委員会とこの下部組織でもって急ぎ取りまとめていただくと、そういう予定であります。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 保育園のほうなんですけれども、年度当初は子供の数も余裕がある
というのはわかります。問題は年度後半に定員、特に3歳未満児のほうに定員をオーバーして、
結局吉田町内の保育園に入れずに他市の保育園に行かざるを得ないとかということが出てく

ると困るから私は聞いているんであって、先日の新聞にも出ていましたけれども、国のほうは保育園の待機児童数を100万人減らすという方針を出していますよね。当然静岡県もそれに準じてくると思うので、吉田町の場合は今さゆりを建て直していますから、ゼロ歳児、1歳児も定員は増えるとは思いますが、やはりそこは待機児童を減らすということを見据えた施策をとっていただきたいと思います。

それで、私は問題だと思っているのは、前にも言ったと思うんですが、入園受け付けを2カ月前からでないといけないというふうに、2年ぐらい前に変えましたよね、たしか。何で、これ別に予算がかかるわけでもないのに、何でそこをしたのかというのは納得していないところなんですけれども、私は前にも前のように戻すべきではないかと言ったんですけれども、町長、どうですかね、これ予算がかかるわけでもないもので、受け付けの制度、前のように戻すということは考えられませんか。それはぜひ答弁してください。

それから、理科館のことで引き続いて聞きます。

この理科館のコンセプトと位置づけというのは、見ると、本当に素晴らしいというか、すごい発想だなというのはみんなだれでも思うと思うんですよね。ただ、これを実際にやるということは、実現するという事は並大抵のことではないと思います。

それで、建物を建てて、ある程度体制をとればこういうのが実現できると私は思えませんので、やはりここは先ほども言いましたように、本当に準備とどういう熱意を持った人とか、能力のある人とか、そういう人を配置するかとか、常時そういう人を充てるかということにかかっていると思うんです。そのところはこれから先ほど来いろいろ準備していくというふうにお伺いしていますけれども、ボランティアも募集するとか、いろいろおっしゃっていましたけれども、このところ、本当に取り組む基本にさせていただきたいと思えます。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

いわゆる待機の予約というお話だと思うんですが、規則等に定めてあります保育、御家庭の御両親が勤労ということで、保育に欠けるという要件がないと保育所としては入所できない。予約という状態で勤労状態とか、またはその家族の構成とかが変化する場合がありますし、極端なことを言いますと、まだ子供が生まれていない時点で、生まれるかどうかはっきりしない時点で予約と言われても、私どもはその生まれた以降に保育に欠ける要件があるかどうか。現状確認した中で入所決定をしていかななくてはならない。ですので、保育所

は保育に欠けるという要件を厳密に調べた中で入所決定をしていかなければならないわけですね。

ですので、いわゆる例えば育休明けてお勤めしなくてはならないからという場合も現実的にございます。そういう場合は何月からということで、その前、確定したらまた保育の申し込みをしてくださいと。そのままずっと家庭に入ってしまう場合もまたケースによってはあるかもしれない。そういうことで、公平性の中ではやはり申し込み主義ということで、その後審査して、保育に欠けるかどうかということが第一条件となると思いますので、その辺を厳格にやってまいりたいと、そう考えております。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 私たち、理科館につきましては、理想を掲げて提案したわけであり、そういうのを受けて、コンセプトができたわけでありまして、これを見て、確かに議員の言われるように、こんなことが本当にできるのかなというふうに思われるかもしれませんが、しかし、私はこれは将来を見据えてのものであって、22年度からスタートしたら、それが即座に実現できるというふうには思っておりません。そんなに簡単なものではないと思います。22年度の4月オープンしましたら千客万来というようなことは私は考えておりません。事によると5人か6人しか子供たちが来ないかもしれない。しかし、そういう芽をだんだん育てていくということが私は大事なことではないかなと、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 保育園の入園申し込みなんだけれども、これ2年くらい前に書きかえたわけですね。2カ月に。前はもっと前から受け付けていたのを、2カ月というふうに限定したんですよ。その理由が私はよくわからないんですけれども、そういうふうに変更してしまったんです。今、課長、いろいろおっしゃいましたけれども、預ける親のほうとしてみれば、2カ月前に申し込んでくれと言われて、入れればいいけれども、もし断られたら、満杯だから入れませんというように断られるようなことになったら、育休明けから仕事できないというようなことになりかねないということで、それと話はちょっとごっちゃになってしまっているけれども、要は受け付けを2カ月というふうに限定する理由がわからないもので、私はもとに戻すことは何も問題はないと思うんですけれども、前の制度にね。前の受け付けの入園申込書に書いてあった制度に戻すというのは何の問題もないと思うので、ぜひそれは検討

してください。町長、ぜひ実態を調べて検討してください。

それから、理科館のほうですけれども、今、今度また4月に全国一斉学力テストをやるということがこの間新聞にも載っていましたが、私は今の本当に子供たちはテストとか、その結果でいろいろふり分けられたとか、学校同士で点数を競争させられたりということで、大変勉強とかに対してはいろいろいい思いというのは、これは私が一方的に言ってはまずいかもしれませんけれども、学校の先生方も大変苦慮していると思います。そういう中で、この理科館はそういうところと離れた形で、本当に理科好きの子供を育てるというか、チャンスを与えるということでは、本当にいいことだとは思いますが。そういう意味では、本当にこれぜひ成功というのか、将来を担う子供たちにチャンスを与えるということではいいことだと思えます。

ただ、お金も相当かかるわけですので、それなりのこれ行政のほうが応援するということになるのかもしれませんけれども、ぜひそういうことは予算を使うわけですので、税金を使うわけですので、有効な制度になればと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の入園児の問題でございますけれども、私は基本的に社会福祉課長の答えたことで私はよろしいと思います。私、よく議員から変わった人間と言われたことがあるんですけども、

○1番（佐藤正司君） 言いません。

○町長（田村典彦君） そこから言うと、例えばまだ子供がお腹の中にいないと、しかしながら、この月に産みたいのでお願いしますと言われたとき困ってしまうんですね。そういうこともありますので、2カ月ぐらい前がよろしいかと思えます。

それから、今議員に言われたことではないんですけども、ちいさな理科館に対して熱いエールを送っていただいて、非常にありがたく思っております。やはり執行側は執行側として一生懸命頑張りますので、議会の側も藤田議員が団長、佐藤議員が副団長で、ちいさな理科館応援団をつくっていただきたい、こんなふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（吉永満榮君） ちょっと時間がお昼なので、すみませんけれども、ここで暫時休憩といたしたいと思えます。再開は1時ということでよろしくをお願いします。ありがとうございます。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時10分

○議長（吉永満榮君） それでは、ここで暫時休憩を閉じまして、引き続き会議を再開をいたします。

13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚です。

3点にわたって質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、10款教育費、図書館費であります。171ページになりますけれども、職員人件費2,440万5,000円、この件に関しまして同僚議員からも、そして昨日の私の一般質問でもこの点で確認をさせていただいたところでした。そうした中で、まとめますと、正規の職員が1名の増員になるということでありました。10月から開館日をふやす。開館時間の短縮を図るということもあわせて、10月から開館日をふやすための職員の手当だという趣旨の御答弁をいただいたところでした。

そこで、現在行われている執行状況、そしてまた開館日をふやす、また閉館時間を短縮することについて、利用者の声というものがどんなものがあるかお聞かせをいただきたいと思っています。

次に、149ページ、同じく教育費の吉田町高等学校等奨学金120万円についてです。新しい制度でありまして、30万円の4人分ということと確認をしております。実施状況ですけれども、応募者、選考状況、保護者の声について御説明をいただきたいと思っています。

3点目ですけれども、ちいさな理科館事業に関してであります。この中で、委員報酬21万円が計上されています。この委員というのはどういう委員なのか。その選考方法も、あと会議の回数もお聞きしたいと思っています。

先ほどの同僚議員の質問の中にもありまして、わかりましたところで、運営委員会というものがあるということだと思います。運営委員会と建設委員会、この2つの委員会の名前が挙がりました。この委員の報酬が何の委員であるかということの説明をお願いしたいと思います。

運営委員会についても、そのメンバーはどういった方々であるのか。決まっているのかどうなのか、あわせてお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

図書館の試行の開館の関係でございますけれども、利用客は、それこそ去年の10月から試行させていただきまして、年内は若干落ちております。19年の年末ぐらいまでは若干18年度に比べて人数が減っております。1月以降徐々に増えて、2月末一月だけなんですけれども、それにつきましては18年度の前年度対比でちょっと増えました。というような状況でございます。

それから、利用者の声というか要望等が特に図書館に置いてある要望には、閉館時間、今後どうなるのかとか、日が長くなったらどうしてくれるのかとか、そういうような抽象的な質問がございます。これにつきましては、今後、日が長くなりましたらまだ定まっておらないんですけれども、ある程度の延長を含めた開館体制を検討して、利用者にとできるだけ不便がないように、こたえるようにしていきたいと思っております。それでよろしいですか。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

御質問の149ページにおきます奨学金の関係でございますが、1月に今回新たな奨学金制度という形で、吉田中学校の3年生の皆様の保護者に御説明をさせていただきました。そういう中で学校から、8人の方がこの奨学金につきまして、どういう奨学金かという形での照会があったと聞いております。今回その内の、3人の方の申請が上がってきました。これにつきましては、3月に行いました教育振興事業運営委員会の中で審査していただきまして、そういう中で3名の方については内定させていただきました。そういう状況でございます。

次に、ちいさな理科館につきましての事業でございます。運営委員会についての委員の報酬でございますが、予算につきましては、ちいさな理科館建設委員会の委員という形で21万円予算措置をさせていただいてございます。これにつきましては、前回の準備委員会の委員長等も含めた中で、新たな委員という形で、私ども人員等を考えております。回数につきましては、私どもこの21万円の中で1人委員報酬が7,000円ですので、回数も本年度よりもちょっとボリューム的にできるのではないかなと考えてございます。

また、役割でございますが、建設委員会につきましては、下部組織に、先ほど御説明しましたように、運営委員会を置くようになっておりまして、建設委員会におきましては運営委員会の提案を受けまして、ちいさな理科館の活動内容並びに建設の運営管理などを決定する

と。先ほどもお話ししましたように、運営委員会につきましては、ちいさな理科館の管理運営や建設についての意見を建設委員会に提案して、開館後も引き続きこの運営委員会が自主性を持ってやっていきたいと、そういう役割を持っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 13番。

図書館費の人件費のことでございます。課長から話を伺いました。今回提案として挙げたのが、今までの週2日の閉館日を利用者のサービスを向上させるために1日とするということだと思います。あわせて職員の配置の関係で、開館時間を短縮するということでもあります。この点に関してお聞きをしたいわけですが、開館時間、閉館を早くするということで、例えば社会人の方が会社を終わって図書館に行っていた。それが今回6時までになったので間に合わない。あるいは高校生が学校の部活を終わった後に図書館に寄って調べ物をしたいと思ったときも、6時までというちょっと時間がないという、そういうこともあるわけでございます。

吉田町立図書館はどんな方をターゲットにしていらっしゃるのか。児童なのか、昼間家にいらっしゃる方なのか、あるいはアダルトなのか、ふだんから町内に昼間いらっしゃる方なのか、あるいは町外も含めて勤労者のためにあるのか。その辺この吉田町立図書館がだれを対象にしている図書館なのかという、そのこの図書館の政策に当たる部分だと思いますけれども、そこをもう一度確認をしたいと思います。それによってこの閉館時間、6時までにするのが妥当なのかどうなのかと、そういうことを伺いたいと思います。

それから、日が長くなれば延長も考えていきたいということでもございましたけれども、既に利用者の方には平成19年10月3日から図書館の開館時間、休館日のお知らせがされておりますけれども、変更になりましたというお知らせをしておりますので、もうこれが決定したかのような印象も受けるわけです。その点についてももう一度確認をしたいと思います。

奨学金のことでございます。ただいま説明を伺いました。3の方が内定をしておるということでした。これまでに13の方が前の奨学金の申し込みをされているということからも、今回こうしたハードルが高くなったわけでございますけれども、その漏れた方あるいは8人照会があったということですが、その時点でもうあきらめた方もいらっしゃるのではないかとこのふうにも思いますので、この例年13人としますと、今回3人ということで、この奨学金制度に入れなかった人たちへのフォローは、さきの質問の中で、その他の奨学

金制度もあるので、校長先生と相談をしながらフォローしていきたいという課長からの答弁がありました。そのとおりにされたのかどうなのか。フォローのことについてもお聞きしたいと思います。

ちなみに要保護、準要保護の数というのが先日同僚議員から質問があつて、答弁をいただきましたけれども、中学生で32人いるということなので、このあたりを心配するものです。

理科館事業に関してです。委員報酬が建設委員会の報酬だということはわかりました。新たに委員を入れかえるということによろしいかどうか。

それから、その方法、また7,000円の21万円なので、割りますと30人分となりますけれども、委員の人数が決まっていたら教えていただきたい。それに合わせて十分な回数が保障されているかどうかということで、もしこれ以上の会がなされた場合はどういう措置をされる予定かということをお伺いしたい。

それから、運営委員会の説明もありました。運営委員会が中心となってというふうに取りましたけれども、この運営委員会のメンバーはどのような方がメンバーになるのか。そして、この運営委員会も含めた建設委員会での議論、運営委員会での議論、こうしたものが情報公開をしていただけるものかどうかということをお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

開館時間、今試行されておまして、1年間の先ほどの御質問でだれを対象にと。今までははっきり言って見えてこない部分があります。この試行によりまして、職員のこともそうなんですけれども、対象者を中心に考えまして、これからは特に子供さんを中心または町内に今いる方です。今までの統計上見ますと、カードの発行状況ですけれども、町外者のほうが多いんです。町内者のほうが数字的に半分以下という状況でございますので、できるだけ町内の町民の方を中心、それからその中で子供、小・中学生くらいを対象のほうにもっていけるような状況下にあるのではないかと、そういうふうには推測されます。

それから、試行時間が今閉館が6時で休館日が1日ということで施行をやっていて、いかにも決定をされているようだという形ではありますが、あくまでこれは試行でございますので、ことしの10月以降、今後今までのデータを勘案しまして、とにかく皆さんに利用できるような体制をとって決定をしていきたいと思っております。それについてはもちろん町内の広報を初め、PRをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

奨学金の関係でございますが、8人の方が学校に新たな奨学金制度に伴います相談があったということを知っております。この8人につきましては、途中でお金を借りるのをやはりやめたよとか、いろいろな形があると思いますし、今回新たな奨学金以外にも福祉面の奨学金等もございまして、最終的には3名になったという状況でございます。奨学金が借りれなくて困ったよという家庭はないという話は聞いております。

次に、ちいさな理科館につきましては委員でございますが、人数につきましては今現在ですが、大体何人ぐらいがいいのかというところにつきましては、今回準備委員会のときには13名と。その中で企業の皆様から、「私ども仕事の中で行きますので、報酬は要りません。」と、委員報酬につきましてはお断りがありました。ですので、この委員のメンバーの皆様構成によって、先ほど言いましたように、21万円につきましては、回数的にも増えるのか、必要になればまた補正で要求を財政当局にやっていきたいなと思っております。

次に、運営委員会でございますが、先日の建設準備委員会の中で御報告等をいただきました中で、1人は先ほど町長のお話にありましたように、応援団をつくりましょうと。この応援団につきましては、財政的な応援団、いろいろな面で応援団と。もう一つはボランティアという形で、管理運営面についてのボランティアという形で、町のほうのポスターやチラシ等でボランティアさんの募集並びに応援団の募集というふうに考えております。

建設準備委員会につきましては、今現在ですが、どのくらいがいいかというところは今検討中でございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○13番（大塚邦子君） 情報公開。

○議長（吉永満榮君） 審議の公開情報。

○学校教育課長（芝原弘幸君） すみません、審議の公開でございますが、今回この理科館の事業につきましては、やはり町民の皆様にお知らせするという事で、昨年度も町の広報や行政報告の中で御報告させていただきました。先日ですが、総務課でやっています吉田町出身の方に広報を送るというふるさと便で、広報を読まれた方が、「理科館の形ができれば、私どもも参加させてほしい」というメッセージ等、御意見がございました。私どもこの理科館事業につきましては、町民の皆様と一緒にやっていきたいと思っておりますので、できる限り公開していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 13番。

図書館の件であります。ただいま課長から説明をいただきました。さらに言うまでもなく図書館は貸し本屋じゃないということは課長も御承知だと思いますけれども、やはりレファレンスがあつての図書館だというふうに思います。そういう意味で、司書のレファレンスの能力というのも大変利用者に期待もありますし、意見も聞いております。

そういう中で、当面といいますか、今措置としましては、臨時の職員、臨時の司書による対応だというふうに考えますけれども、その司書の研修、これを十分にやっていただく必要がある。地域資料に関しても、的確に利用者の求めに応じて提供していかなければならないという点からも、地域の事情にも詳しくなっていく必要があるかというふうに思います。ですので、継続性と、それから質の向上、この点からも図書館の配慮と、それから実のある研修をしていただきたいと思いますが、その点についてお願いします。

ちいさな理科館事業ですけれども、運営委員会の御説明がありました。これは無報酬ということによろしいかどうか。そしてまた、この運営委員会の中に応援団、そしてボランティアによってここを膨らませて、町民参加ということだと思いますけれども、この運営委員会の数というものをどのように考えているのか。その点についてお願いしたいのと、それから、今学校とのかかわりを先ほど同僚議員の理科館の質疑を聞いていまして、ふと思ったんですが、今回平成19年度は小・中学校の理科教員も入っていただいて、この素案の議論をしていただいたと思いますけれども、小・中学校の理科教員の本来の仕事というのは、学校の中の理科の授業であるというふうに私は基本的に思っているわけです。

文科省のほうからも理科離れから、理科の授業を充実させるということで対策をとられているということも聞いています。この小・中学校の理科教員がこうした地域の取り組みの理科館事業にかかわることで、学校の授業とのかかわり、学校の授業との兼ね合いですね、忙しくなるんじゃないかというふうに心配をします。できればこの20年度の理科館建設に向けての中では、小・中学校の理科の教員の方は、地域の住民と同じ位置でかかわっていただけたほうがいいのではないかというふうに思うわけです。その点、20年度小・中学校の理科教員がどのようにここにかかわるのかということもあわせてお願いします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

それこそ今議員が言われたように、レファレンスの関係は特に司書の最終的には臨時であ

れ、正規職員であれ、司書さんというか、図書館のほうへ勤務させてもらう司書の心というんですか、やる気というんですか、そういうものに最終的にはかかってきております。

今までにつきましては、おっしゃるとおりで、なれもあつたのかわかりませんが、多少のそういう公務員的な建物ではございますものですから、町立なものですから、そういうところが見えて、それで、そのためにも先ほど言った試行を初め、勤務体制、それから中身、そういう司書とは何ぞやということから、今取りかかっております。それで、研修、今の10人体制ぐらいであれば、何とか今の時間の中でやり繰りができるということで、これから司書としての研修をしっかりとってもらってやっていこうと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

運営委員会の人数等はいかがという問題ですが、それこそこれにつきましてはボランティアさん含めてですが、たくさんの方に入っていただきたいと。そういう中で、やはり各グループごとというんですか、多分、理科の中にも化学の得意な方もございますし、自然の得意な方もいらっしゃいますので、やはりそういう皆様とのネットワークをできればいいのかなという形で思っております。また、ボランティアの皆様についても大変管理上もいろいろ必要でございますし、今回7月に行いました小・中学校の保護者の皆様からも何とかの形でもかかわりたいと、ボランティアでかかわりたいというのが40何人の方がございましたので、私たちの地元の大変そういうボランティアさんの、資源と言っは変ですが、温かい御協力ですので、そういう方たちを使ってもいいのかなという中で、人数的には幾ら人数があるかわかりませんが、たくさんの方にこの事業にかかわってもらえればいいのかなと考えてございます。

次に、2点目の理科の先生の関係でございますが、平成19年度におきまして、議員御承知だと思いますが、研究部会ということで、基本構想をつくる段階には研究部会の中で理科の小・中学校の教員に入っていただきまして、構想づくりに参加していただきました。最終的には建設準備委員会の中で決定していったわけでございますが、やはり私ども町内にございます小・中学校の理科の先生を、これも1つの資源と言っは変ですが、大切なものがございますので、かかわってもらおうかなと。これについては先ほど議員さんのお話のように、学校内の事業やいろいろな問題がございますし、そういうのをかんがみだ中で、1つは町内

に、お勤めの理科の教員の方が19年度おりましたが、その他にも理科教員の方で町内に住んでいて、町外の教育委員会のほうに行っている方もいらっしゃるかと思いますが、1町民としてかかわってもらえれば、それも大変ありがたいなというふうに考えております。

また、県の教育委員会のほうでも、理科離れということで、本年度ですが、理科支援という形で自彊小学校に入っております。20年度につきましては、住吉小学校に非常勤ですが、講師が入っていくという状況で、学校でもそういう形で取り組んでございますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○13番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 数点お伺いいたします。

初めに、54ページ、滞納機構負担金210万円が計上されております。昨年の9月議会で、静岡地方税滞納整理機構の設立を議案で上程されまして、我が町としても可決しましたけれども、静岡県としてこの滞納処分に広域連合として事務を取り組んでいくという、それがこの4月から開始されるわけですけれども、この負担金の210万円というのは、この規約の中にありますけれども、基本負担額または処理件数の平成20年、21年度は基本的な負担額と処理件数のみというふうに書かれてありますけれども、この210万円のそのようなとらえ方でいいのか、まずお聞きしたいと思います。

それと、今後我が町としてこの滞納に対するどのような具体的に件数と、またどのくらいの金額のものを対応して出していくのかお伺いしたいと思います。

それと、今国会のほうではガソリンの暫定税率的な部分で、今混乱状態でありますけれども、我が町のこの予算の中でもすべて暫定税率が入った、また特定財源が入った中での予算計上をされております。今回我が町の予算計上で枠配分予算を採用して、今2年目になりますけれども、これは今後国のほうでどうなるのか結果的にはちょっとわかりませんが、もし暫定税率が廃止になったとして、この当初予算の事業が今後どうなっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（鈴木光雄君） 滞納整理機構の関係の質問でございますが、負担金という形で、今議員さんおっしゃったように、基本負担割ということで10万円、これは全市町、今規約の

とおりでございまして、それから、処理件数割ということで200万円、うちの町は10件の移管枠ということになって挙げてございます。全県下でそれぞれの市町から上がった数字で全体で約1,000件、990何件だと思っておりますが、それで挙げております。

この滞納整理機構につきましては、それこそ県内全域で滞納整理の執行体制の強化、税の画一な徴収の促進、それから税の公平性の一層の確保というような観点から、県下の全市町が参加しまして、広域連合が設立されます。町としては滞納整理については税収の確保等、いろいろ取り組んできております。この滞納整理機構については徴収困難なという形で、なかなか町ではやり切れないものもございまして。それから量的にも質的にもあると。先日の全協のときにも言いましたが、税を徴収する受け入れの一環としてとらえていると申しましたが、各市町もそういう対応で考えていると思っております。

今回、それから、この機構に対しては、うちのほうは10件という形で、今その10件に対して移管の選定というのを進めておりまして、最終的には1月の下旬ですか、移管予告という形で通知を出してしております。65件ほど通知を出しました。そのうち約半数が、相談等に来ました。そういうのが移管に対する効果ですか。これは全体にも言えます。

金額ということでございましたか。今移管と想定されます滞納金額としましては、約3,700万円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 暫定税率の廃止がされた場合の対応でございます。まず、当然歳入がこの間言ったとおり、地方道路譲与税、それから自動車重量譲与税、それから自動車取得税交付金、これにつきましては減額をさせていただいて、その対応は不足分につきましては財政調整基金を充当させていただくという形になります。

ただ、国庫補助事業、道整備交付金、それから地方道路整備臨時交付金の大幅川幹線と榛南幹線の補助事業でございますが、これは多分暫定税率が廃止された場合には減額補正せざるを得ないという形になると思っております。そういうことで事業を減少させるほかはないというふうに思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） ありがとうございます。

先に滞納の金額が今3,700万円ということをお伺いいたしました。予算の中のこれは非常

に私は期待をしていたんですけれども、歳入の部分で町税、いろいろな税金の収入的な部分が滞納繰越分として何も生かされていないというふうに判断はしているんですけれども、要は前年度とほぼ同じような金額が出されております。その意味で、滞納機構、また金額の小さい部分においても、通知を出し、努力はされているというのはわかるんですけれども、もう少し予算的な金額が上がってもいいのではないかというふうに思います。

それと、先日全協でも徴収率のパーセントを伺いました。本来なら100%出してもらいたいという思いはあります。100%出す中でも、もう払えない人は滞納という形で、結果的には決算書の中で滞納の金額が毎年毎年出てくるわけなんですけれども、徴収率100%を予算の中ではぜひ心意気としては乗せてもらいたいなというふうに思います。その点いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（鈴木光雄君） 議員さんのおっしゃることはよく理解いたしますが、実は当初予算ではことし19年度の当初予算で上げてございますのが4,810万円でございます。それに対して、現状今8,000万円ほど収入ございます。補正等でも計上しなければいけなかったんですけれども、ちょっと時期的にもあって、今回はしなかったんですが、ことしの20年度の予算に対しましては、それぞれ個人住民税で200万円増、それから固定資産税でやはり200万円増という形で、当初ではそういうふうに上げさせていただきました。

当然今言ったように、ことしの決算でも今言ったように、去年の決算が8,000万円くらいで、ことしもそれ以上にいくと思います。ということで、当然その予算に向かってやっていく所存でございます。御理解いただきたいと思います。ただ、その分、上げておいてということではなくて、それに向かって徴収していくということで取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山議員。

○11番（勝山徳子君） 最後に、ちいさな理科館のことでお伺いいたします。

私が初めてちいさな理科館という言葉聞いたのが、数年前に吉田中学校の体育館で有馬先生をお迎えして講演会をやったときだというふうに思っております。先生の言うのには、最後に吉田町はすばらしいと。理科系のまたこういうちいさな理科館という構想があるということ先生から初めて私は聞きまして、そんなことを一度も今まで聞いたことないという形で、びっくりして、それで教育長のもとへお話を伺いに行ったというのが1つの私自身の経過があります。

そのときに教育長の話の中では、教育長としては、もう本当に温めていた構想のようで、私はじっくり時間をかけて、このちいさな理科館というものの運営というものがされていくんだらうというふうに思っておりました。それが平成19年からあれよあれよと準備委員会が立ち上がり、公聴会までこぎつけてきているわけでありましてけれども、私としては非常に違和感が今あります。まず、皆さんから、町民の方からも賛否両論はありますけれども、まずこのちいさな理科館の建設の発端というものがだれなんですかということもよく聞かれるんですが、田村町長なのか、教育長の発言なのか、まずそのところをお聞きしたいというふうに思っております。

それと、ちいさな理科館の建設準備委員会設置要綱がありますけれども、これがこの20年の3月31日で一応は終わります。そして、建設委員会というものが立ち上がると思いますが、この建設準備委員会設置要綱の中に、学校教育課に吉田町ちいさな理科館建設準備委員会を置くというふうなことが要綱として掲げてありますけれども、今後の建てた後の運営されることを考えまして、このちいさな理科館は学校教育課の所管でいいのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） どなたか御答弁をお願いします。ちいさな理科館の発端の発案者はどなたですかということ。

教育長。

○教育長（黒田和夫君） 今、そういうふうに言われてみて、どこに発端があったのかなと今考えているわけですがけれども、もともとは私は10年ちょっと前に教育委員の研修視察で長野県へ行ったことがあります。その帰りに、よく記憶にないんですけども、何かリングオか何かのたくさん売っているところへ寄りまして、私はそういうのは余り買わないものですから、その近くを歩いているときに、小さな古い建物がありまして、そこで年配の方々が非常にいそいそと仕事をしていたわけです。私は何をしていますかと聞きましたら、今度の日曜日にここへ子供たちが集まってくるので、それで、ここで植物の観察をしたり、理科のことを教えたりするんだと。非常に生き生きとした目をしていましたので、それがずっと頭に残っておりました。そのことをどこでだれにどういうふうに話をしたのかというのは余り記憶にありません。

有馬先生のお話が出ましたけれども、それはごく最近のことです。有馬先生は理科といましようか、専門家ですから、いろいろな雑談の中でこういうものがあるといいと考えて

いますという、そういうお話はしたような覚えがあります。だから、もちろん町長にもそういう話をしてありますけれども、それでは、一番のものはどこかと聞かれますと、どう答えていいかわかりません。

そして、もう一つは、事務局をどこに置くべきかというお話でありますけれども、もともとは私たちの発想としては小学校あるいは中学校、特に中学校2、3年生になると部活動がありますので、小学校の高学年から中学生の初めくらいかなということが頭にありました。だから、学校の子供を対象にしたらどうだろうかということでした。しかし、コンセプトを立てて、いろいろ考えながらいくと、それが今度はだんだん生涯学習に広がっていきます。そうすると、なかなか大変なことだなと思いつついるわけですが、もともとがそういう考え方ありますので、準備の段階では将来はどうなるのかは別にして、学校教育課に置くことがふさわしいのではないかと、今そう思っています。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

10番、八木 栄議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

3点ほどお伺いします。

1つ目に、45ページの防犯対策推進費の防犯まちづくり推進協議会委員報酬ということで、これ新しく予算がつけられたということだと思っておりますけれども、どのような協議会か、その詳細をちょっと伺いたいと思います。

それから、2つ目に、84ページですけれども、さゆり保育園の施設整備ということで、もう施設整備ということで建設工事のほうに入るわけですが、さゆり保育園の施設の面積とか構造、施設の内容、その他建物の特徴とか、そういったものが全然わからないものですから、それらの概要をお知らせ願いたいと思います。

3点目に、先ほど来からたくさん質問が出ています理科館についてちょっと、150ページですけれども、この理科館は、公聴会の際に図書館の近くにつくるということで、敷地内だと思いますけれども、図書館の敷地というものは借地もかなりあるようで、その辺でもめたりしていると、はっきりいろいろまだすっきりしていないようなことが続いていると思いますけれども、その建設する場所が借地の上になるのか、それとも町で所有している土地になるのかということをお伺いします。

それから、先ほど来準備委員会ということで、その準備委員会が終わるということですが、その報告というものが一切私たちも、公聴会では多少そういう話というか資料があ

ったんですけれども、お話が全然聞けていないものですから、それに対しての個人的な考えと申しますか、そういうものが全然考えられなくて、先ほど町長が同僚議員に応援団長と副応援団長、そんなことを言いましたけれども、できればそういう方たちを今度建設委員のメンバーに入れて、それでこの準備委員会が出された、協議された意見とか結果、そういうものをちゃんと報告してくれれば、それをまた聞いてどうしたらいいかなという次のステップへ進むことができるんですよ、考えて。それで、なおかつこの応援団長と副応援団長が委員会へ入って、真剣に考えていってくれれば、もっとよい理科館を担っていくのではないかなと。

議員からこれだけの質問が出たということは、みんながそれを結構興味があるというんですか、真剣に考えているというふうにとってもらいたいと思うんですよ。自分もその中の1人ですけれども、なもので、本当に結果的に後になってから、ああ、あのとき決議したものでと言われることのないように、結果的にいいと言われるようなものをつくらなくてはいけないものですから、そういうこともあって、みんなの知恵を絞って、これをいいものにしたということを随分そうやって考えております。

なものですから、質問というのは先ほどの土地のことと、それと準備委員会の報告はするのか、しないのか。それから建設委員会の中に、できれば応援団長と副応援団長、この方がメンバーに加えられるかということと、あと昨年的一般質問の答弁で、先ほど質問に出ましたけれども、教育長がマニアの集まる場所をつくる、こう言いました。それで、きのうの一般質問の答弁で町長がプラットホームということで、先ほど意見が違うじゃないかと、私もそう思っていて、同じことを質問されたものですから、教育長は先ほど説明が足らなかったということで話をし直しましたけれども、ですから、マニアの集まる場所というのは違ったことを言ってしまったのかどうかということを一つ伺います。

以上、とりあえずお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

45ページの防犯対策推進費の中の委員報酬の関係であります、御承知のように、平成19年の3月の定例議会におきまして、吉田町の防犯町づくり条例をお認めいただきました。その条例の中に、いわゆる町内の防犯体制を未然に防いで町民の生命、財産を守るというような大きな目的の中で、町民の役割、また事業所の役割、町としての役割を位置づけているわけです。その町としての役割の位置づけの中に防犯町づくり推進協議会の設置という条項が

ありまして、委員を25名以内ということで条例で設置しているわけでありまして、それに伴いまして、その中の委員さんの17名分、いわゆるほかの方は公務員等の関係でありますので、外させていただいて、17人の方の報酬として7,000円掛ける17名掛ける4回ほどの会議日数を掛けて算出しております。そのような算出基準で対応しております。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、私も応援団と言っているのはそういう意味ではありませぬので、基本的に議員の皆さんは選挙で選ばれた住民の代表であります。そういう方が執行側が提案したことにつきまして、さまざまな御意見を権限を持った立場でもって言っていただくと。そのようなことが真摯ないわば心から出ていることであると思いましたので、ぜひともこの議会におきましても、議員として執行側の提案に対して、プロポーザルに対しまして、これはいいことだと思うならば、さまざまな批判的な意見も含めて、ぜひとも大いに声を上げて応援していただきたい、そういう意味でございます。

だから、そのような方々を現実にはちいさな理科館の運営委員会であるとか、そのような委員会の中に入れてどうのこうのというのは、私は恣意的にも考えているのではございませんので、私がもし入れろと言え、それは非常に越権行為になりますので、それについては差し控えたいと思います。

それから、もう1点、議員にお聞きしたいんですけれども、先ほど教育長の意見と私の意見が違うと言うんですけれども、どうしても解せないんですけれども、その辺もう少し私にわかるように論理的に説明していただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

ちいさな理科館の建設場所はどうなのかというお話がございました。それにつきましては、私ども建設準備委員会の中で候補地の選定につきましては、1つは図書館の周辺の場所がいいじゃないかという形で、特定のには図書館の敷地内とか、そういうことではなく、やはり町のセンターにあります文教的な施設の周辺にということで、今後場所については決定していくというふうに思います。

2点目としまして、準備委員会の報告の関係でございますが、これにつきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、町民の皆様にお知らせすることがまず第一と考えておりますので、当然そういう中に議会の議員の皆様にもこの報告につきましては、今までどおり行政報告なり、委員会等の中で説明していくということでございます。よろしくお願

ます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

さゆり保育園の概要につきましてですが、たしか基本設計ができた後に、委員会のほうへ平面図か何かをお示しをしてあると思います。基本設計の後に、県の事前審査がございまして、その後実施設計に入りまして、最終的な実施設計審査が明日県庁でございまして、その実施設計が県の審査の承認をとれば、その暁には全容を関係者にお示しすると。基本設計はあくまでも基本設計の部分でございまして、実施設計が承認された時点でお示ししたいと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

教育長が昨年マニアのための集まる場所をつくると言ったとき、私個人的には、ごく限られた人のためにつくるというようなとり方をいたしまして、過去において町長が欲しいものは買わない、必要なものだけ買うよと、こういう言葉がありました。なものですから、マニアが欲しがっているものをつくるのではまずいなという気持ちになりました。ですけれども、教育長はそういうような言い方をしたもので、ああ本当に限られた人のよりどころをつくるのかなというような形でいました。

それで、町長が昨日子供たちが自分で考え、自分で立てるようにすると、そういうことを伺って、これは子供たち全体にかかわることかなと、そういうことで、自分なりに納得しました。自分はこの理科館に対して全然反対とか何かと、そういう気持ちは別段ありません。

ただ、教育長が言ったマニアの集まりというのが自分でずっと考えてきた中で何とか理解することができたわけですよ。結局ボランティアの人たちが子供たちに理科について、知識のある方たちが教えてやって初めて納得して、理解できるというか、勉強していくということがあるとしたら、結局ボランティアに参加できる衆がマニアの人たちかなと、こういうふうな考え方になりました。なもので、先ほど親御さんも含めて40数名が参加を希望しているよということで、その中にも本当のマニアもいるかもしれません。なもので、マニアの集まる場所というのを否定することも自分はどうかなという考えが今あります。なもので、そのマニアが集まって、子供たちに一生懸命理科のことを教えて、理科のマニアを大勢つくればいいじゃないかなと、こういう考え方に自分はなったわけですよ。

なもので、最初教育長が言ったマニアだけの集まる場所をつくるということにいささか反対していましたが、最終的にはマニアの集まりが、マニアがマニアを呼び、マニアの輪ができるわけないですけれども、子供たちがそのマニアの人たちによって、いろいろ教えてもらって、理科好きが集まって、理科の理科館が盛り上がるということになれば、本当に自分としてはああすばらしいなど、こういう気持ちになったものですから、それはそれでいいかなという気持ちになっているんですけれども、だけれども、そこへ行くまでに準備委員会などで決まったことをいろいろお話がないと、壁の向こうでとか見えないうちで話が進んでいってしまって、とんとん拍子で行ってしまって、結局後になって、ああというのが一番嫌なものですから、何とか一生懸命考えたあげく、結果的にちっとまずいかなというのは、それは仕方ないと思いますけれども、だけれども、何も知らないうちに決まってしまって、後でああというのでは、本当に自分が自分として何だかつまんなくなってしまうもので、できればそういうものが話を伺って、私はこう考えますよという意見も出して、そういう中で、本当にどういったものかいいのかなということをもみんなで考えて、それでマニアが集まっていくのもいいし、マニアがそれでいろいろ教えてやって、マニアをふやしていくよという、そういうところまで教育長が話をしてくれれば、初めから納得したと思うんですけれども、そういう話ではなくて、ただ単にマニアが集まる場所と聞いたもので、それはおかしいなということで、今だから、そういうふうにはマニアがマニアをたくさんふやしていけば、それでいいじゃないかなという気持ちになったものですから、ですから、マニアを否定するわけではないですけれども、ただ、それに行くまでもう少し広く皆さんに中身を見せて、こういう準備委員会でこういうこと決まりましたと、どうですかねということで、ただこの紙に書かれたものを見るだけで、あそこで公聴会で御意見ございませんかというだけなものですから、ちょっと気の小さい人は恥ずかしくて、手も挙げないで終わってしまうと思うものですから、ですから、そうでなくて、もう少し意見が出せるような場所をつくるか、そういうことで、そういう中にも議員も入れてもらえば、いろいろな意見も出ると思います。そういうことで言いました。

なもので、質問的にはマニアという言葉を使ったから、あのときは、ですが、今はどうですかということで、先ほど説明が足りないということで自分の言葉を変えてしまったように聞こえたものですから、その辺でどうかなということをお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 今、議員、マニアという言葉随分たくさん使いましたけれども、

私がどこかでマニアという言葉使ったんですかね。私はそういう記憶は、理科好きの子供たち、ちょうどスポーツ少年団でスポーツを好きな子が集まるように、理科好きの子供たちという言い方をしたと思うんですけれども、マニアという言葉を使った記憶は余りないんですけれども、余り今議員がたびたび言うものですから、ああそういうふうには使ったのかなというふうに思い始めたんですけども、多分使わないような気がするんですけれどもね。

○10番（八木 栄君） でしたら、自分の空耳かもしれませんけれども、1回議事録というか、そのときの答弁をチェックしてみますけれども、確かに自分がメモした中では、子供から大人までのマニアの集まる場所をつくると、こういうふうに自分はメモをしたもので、自分が全然違うことを書くことはないと思うんですけれども、そういうふうに自分は聞こえてしまったのかなと、それは大変失礼なことを言っていると思いますけれども、一度だからこういうと言う前に、議事録を調べてやれば良かったんですけれども、自分が書いたものですから、自分が正しいと思って言っているものですから、一応確認してみますけれども。

それで、結局はどうですか。そういう質問というんですか、先ほど言いましたけれども、マニアが集まる場所で私はいいですよという気持ちになっているんですけれども、あくまでもどういう形で、先ほど、もしそう言っていたらそれを撤回しなくてはいけなくなってしまう。それについてどうですかね。

○議長（吉永満栄君） 教育長、お願いします。

○教育長（黒田和夫君） マニアという言葉がなぜ私がこだわったかというのと、マニアといったら、嫌であり、偏狭的みたいな印象を受けるものですから、それで断ったんですけれども、もっと素朴に理科好きの例えば草花が好き、魚が好き、あるいは星を見るのが好き、そういう理科好きの子供たちが1つのところへ集まって、先輩から指導を受けたり、一緒に観察したりと、そういう意味合いのものです。

○議長（吉永満栄君） よろしいですか。

○10番（八木 栄君） 了解。

○議長（吉永満栄君） そのほかにございますか。

12番、河原崎議員。

○12番（河原崎昇司君） 2点ほどお伺いをいたします。

ページ136の榛南幹線改良事業負担金、これ3,500万円と、町単街路整備事業負担金ということになっておりますが、これはどこの場所で、どのような形のものに負担をされるのか。また、この将来的な計画はどうなるのか、これを1つお伺いをしたいと思います。

次に、また皆さん、ちいさな理科館、私は全協でもさゆり保育園のことでお伺いをした経緯がございますが、再度お伺いをいたします。

今回のさゆり保育園用地決定の中では、過去に吉田町として行った行為でない土地利用の申請と開発行為の申請の手続が出されたと思います。この町としての初めての行為であると思いますが、一般企業、我々個人的なもので平米数を上回ると、土地利用開発行為と、こういうことになるわけですが、この町の申請を町の方々が、職員ですね、あるいは県へ申請を出されておるわけですが、この点の審議した経過あるいは県からの指導的なことがありましたら、お教えを願いたい。その点をお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 最初に、榛南幹線の負担金の関係でございますが、榛南幹線事業改良負担金1,500万円につきましては、県の事業の1億円分の15%の負担金でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その下の2,000万円、榛南幹線改良事業水路負担金につきましては、榛南幹線の現道の住吉幹線から西に向かっていく道路分でございますが、この分につきましては、説明会当時のいきさつがございまして、あそこにある道路のわきに水路があるわけですが、その水路につきましては道路の中に入ってこないという部分がございます。その中で、県の地元の説明会等の中で既存の東西に入る水路につきましては、町道に接して走ることから、大変危険であるので、地元の説明会のときに、この排水を榛南幹線の歩道の中に入れてくれないかというお話がございました。

その中で、県としましては、この水路につきましては道路でする工事ではないということをおっしゃっており、それについては町で単独でやってもらいたいというお話がございました。しかし、それでは工事が二度手間になるので、この水路につきましては道路と一緒に工事をやってもらいたいとお願ひをしたところ、町でやるのが本来であるが、この分については工事相当分を町のほうで負担してもらえれば、県のほうで道路の工事と一緒にやりますということで話が全部つきました。一応歩道の中に入れる水路、その部分の約6,000万円くらいかかるのではないかとおっしゃっております。その6,000万円を一度に1年に払うのは大変だということで、2,000万円ずつ3年かけてお支払いするような形で、工事をやる、やらないは関係なく、その後でお支払いすると。それにつきましては、工事でやる分につきましては、県の負担金4分1を県のほうから補助金でいただけるということで、20ページのほうの土木費補助金の中で、2,000万円のうちの4分の1の分、500万円を入で計上させてもら

っております。そういういきさつの部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、さゆり保育園の土地の関係でございますが、それにつきましては町のほうに出
ておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 12番、河原崎議員。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

それこそこれは山八工区になるのかな。そうですね。これは将来的には何年ぐらい予算を
読んでおるのか再度お聞きをする。

それから、さゆり保育園、町として今まで庁舎あるいは小山城あるいは図書館、こういう
土地利用開発行為の中で、今まではそういう手法はなかったと。しかし、今回はこれに対し
ましてさゆり保育園、はあとふるを含めた中での開発行為の手続をしたと、こういうこと
ではないかなと思ひますが、その点について、土地利用ばかりではなくして、開発行為の中
での県から御指導はどのようなことがあったか、再度お伺ひする。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課でございます。

今、議員御質問のとおり、都市計画法が改正をされまして、従来ですと公共施設の建設に
ついては開発行為は必要なかったと思ひます。それが平成19年11月までに着工できていない
ものについては開発行為の許可をとりなさいよという形の中で、私どもその辺、不勉強でま
ことに申しわけなかったんですが、急遽開発行為申請と既に県のほうへ申請を上げてござい
ます。その間には担当課の都市建設課の担当者を交えまして、県ともいわゆる排水の関係と
か、そういった部分、また周辺環境の部分を含めまして検討して、現在申請を出してござい
ます。予定では4月の中旬には許可がおりるのではないかというふうに思っております。

ここを福祉ゾーンというんですか、安らぎゾーンというんですか、そういったゾーンの
考え方も将来的には考えて、この一帯を整備していくという形の中で進入路とか段差解消と
か、そういったものも土地利用等でもお話もございましたものですから、全体に福祉に関係
する方々、高齢者から幼児まで利用するという形の中でバリアフリーということも1つ考え
て、全体的に整備していくと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） いいですね。

都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 榛南幹線の今後の予定でございますが、ただいま言いました

分につきましては、山八地区は県の工区でございます。それから、その西側につきましては360メートルぐらい、町の施行で海岸幹線まで接続するというので、一応当初の計画では23年までに海岸幹線まで接続したいということで、当初のお話であります。ただ、先ほど来ある議員さんのほうで言いました道路特定財源の関係もございますので、その予算のつき方にもよりますが、一応今のところは23年までに海岸幹線までタッチしたいというつもりで用地のほうを進めてらせてもらっております。

それから、海岸幹線から牧之原を越えて150号までタッチする間、19年度で県のほうで国道事業として測量をやっております。その関係につきまして、県の方で今お話を聞いている中では、橋をつくって現道の150号までタッチする。それを平成25年までというお話は聞いておりますが、先ほど来言っております道路特定財源の関係で、予算の関係、内示が幾ら来るかちょっとわかりませんので、その辺は県の予定では23年、25年というお話を聞いております。一日も早くタッチするような形で、全協のときにもある議員さんからお話がありましたように、吉田町の分については反対者がいませんので、予算がついてくれば、用地のほうは承認していただけるというようなつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉永満榮君） 12番、河原崎議員。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

ぜひ、これ榛南幹線も早く整備し、開通をしないと、今のこの渋滞を緩和できないと、このように思ひます。ぜひ御努力をお願ひをしたい。

それから、このさゆり保育園の関係ですが、前回全協でもお願ひした周辺整備をよろしく頼むと、ただいま課長からもそういう御答弁がありました。また、この土地は我が地域でございますが、今吉田町のど真ん中で、大変福祉の施設整備中でございます。課長が言われた本当の福祉のゾーンと、こういうことでございます。やはりこれは周辺整備をしていただひて、道路あるいは歩道、排水をしっかりしてもらわないという困ります。

また、この保育園建設については、過去にいろいろ保育園建設について問題が生じたわけでございますが、この過去の結果に甘んじることはできないと思ひますね。ぜひこの保育園建設には、やはりいろいろな手法あるいはいろいろな経緯、経過をしっかりと公開できて、皆さんに見苦しくないような、町民に批判されるようなことのないように建設をしていただひきたい。

そこで、町長に1つお伺ひをいたします。このさゆり保育園の建設についての心構え、ぜ

ひひとつお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひしたい。

○議長（吉永満榮君） 大きな心構えをひとつよろしくお願ひします。どうぞ。

○町長（田村典彦君） 心構えと言われたのは私が町長になってから初めてだと思うのでございますので、非常に今戸惑っておりますけれども、あそこは従来吉田町が福祉ゾーンとして重点的に福祉のためにやろうとしたところでございます。今度最初にできますのがさゆり保育園が移転します。その後に三障害者の自立支援のプラットホームができると。それに伴って現在の小規模授産所、さくら授産所、あそこが将来的には恐らく放課後児童クラブになっていくというような形で、玉突きの形で絵が、具体的なものになっていくというふうに思っております。

それにおいてはさゆりはもちろんでございますけれども、さゆりの1つの設計者の頭の中には北にございますわかば保育園にまさるとも劣らないというようなものをつくりたいと、そういう意気込みがあるようでございまして、それから三身障のプラットホームにつきましても、恐らくこれは県下でもほとんどないようなものになっていくと思ひますし、それに伴ってまた放課後児童クラブというような形で、あそこがいろいろな意味での県の精神的な構築物、コンセプトを持った地域になっていくと思ひておりますので、議員がこちらに寄せていただいた周辺整備も含めて、県下に恥じない場所につくってまいりたいと思ひております。

○12番（河原崎昇司君） 了解。

○議長（吉永満榮君） よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。

杉村議員。

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村です。

ちいさな理科館につきましては、同僚議員からいろいろ質問が出ておまして、ちょっとそれに関連するわけですが、町の事業を推進するに当たっては、いわゆるプラン、ドゥー、チェック、アクションと、この管理サイクルにのっとりやっておりますということがあちこちに出ているわけですが、今回この理科館につきましては、先ほども出ておりますけれども、ちょっといわゆるソフト、プランの後になって、これはいわゆるドゥー、箱物、建物が先になっている、ちょっと一緒になって走っているのか、ちょっと後先に若干なっているのかとういうことを皆さん心配されていると思ひます。

これは午前中に佐藤議員からも提案ありましたけれども、これは運営委員会、それからあとPTAの方とか、学校関係者、ボランティアでと、非常に期待するところ、いい意見等も

もちろん、父兄さんからも出ると思いますけれども、やはり役場、町の中に担当者を置いて、そして情報収集、いわゆるマーケットリサーチ、情報収集、それからそれをソフト開発に結びつける。やはりいろいろな人の協力を仰ぐ、もちろん必要ですけれども、言葉は悪いですが、人ごとのように格好いいことを言う人とか、いろいろな人が、ですから、やはり町の中に中心になる人がおって、その人がいろいろなところに参加しまして、それで、いろいろな人の意見を聞いて、それをまとめて建設、またはソフト開発に結びつけていくと。そういうことが私は重要ではないかと思えます。ですから、モラルをあわせ持った職員を特命事項の担当にできるかどうか、その辺でかなり違ってくると思いますけれども、いかがなものでしょうか。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 教育長が心もとないものだから、皆さんに大変御心配をおかけして、恐縮しているわけでありまして、建設準備委員会にしろ、下部組織にしろ、みんなそれぞれの道の専門家でありますので、十分議論していただいておりますし、それは心配ないと思えますけれども、これから進めるに当たりまして、やはり今、杉村議員の言われるように、だれか事務局の専門家を置かなくてはいけないということは、私は前々から考えておりました、今度の人事異動で町内の1人の理科の先生を1週間に2時間だけ、これは県教委のほうの了解を得てありますけれども、この教育委員会に来てもらって、そこで事務を担当といたしましょうか、推進役になってもらうと、そういう予定しております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） よろしいですか。

○4番（杉村嘉久君） 結構です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

片山議員。

○6番（片山 武君） 6番、片山です。よろしく願いいたします。

私は37ページ、土地取得事業会計繰越金についてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

この土地取得事業会計繰越金1億3,730万9,000円は、これは三星建材株式会社工場跡地購入の元利償還金だと思いますが、もしそれがそうであるとすれば、この償還金は平成24年度まで続きます。この三星建材株式会社工場跡地の購入は、これはもと町が買わなくてもよい、

財政の硬直化を招いた元凶ですが、町長はこの議会の定例会の冒頭のあいさつの中で、三星建材株式会社工場跡地の購入は、犯罪にたとえれば、当局は主犯であり、議会は共同正犯であると厳しく断罪しておりました。確かに田村町長が手を染めたわけではありませんが、これは行政の継続性の観点から言えば、田村町長といえどもその責めを免れるものではないと思います。いかがでしょうか。もし是とすれば、町長としてこれからいかなる責めを負われるおつもりでしょうかお聞きしたいと思います。

なお、それに加えて、また私としては一日も早くこの土地を売却することを望むものですが、現状はどうなのかお知らせいただけるものがあれば、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 2月の終わりの日に、議会の皆様に三星の買収事務検証委員会の最終報告を出させていただきました。基本的に最終報告の内容は、買わなくてもいい土地をこの町は買ってしまったというふうなところが、委員会の最終報告でございまして、議員の皆様にもお話ししましたとおり、これは当時の町長が買いたいという1つの意思を持って取得を協議した課長、それから助役、それから事務方で立場上恐らく文書は作ってしまったんでしようけれども、総務課長と。

もう1点は、平成12年の12月20日、皆様御承知のとおり、中村町長が議会のどなたか知りませんけれども、その方に取得について話をしていると。その話の内容については我々は何い知ることはできませんけれども、当局においては今申し上げた3人ないし4人、それから議会ではその町長から取得の話を持ちかけられた方がそれぞれミスリードをしたというのが最大の原因でございまして、基本的には入り口部分で最大の欠陥をしてしまったというような形で、あとは出口部分では、皆様御承知のとおり、皆様が承知して、説明がちゃんとなさされていて、3人の議員が反対をされたわけですから、普通に考えれば、全員が賛成していたならいざ知らず、3人が反対したわけでございますので、当然必要な説明についてはなされていたと判断せざるを得ないわけです。

そうした場合に、皆様にお話し申し上げたように、なぜこの土地を買いたかったのか。そしてずさんな議案というものをなぜ通してしまったのか。我々は損害の有無については当然あったと。我々は委員会では認定したわけでございますけれども、その損害の有無について議会にも一応投げかけていくというわけで、この3つについて議員の皆様を検証をしていた

だきたいという形で委員会について設置方をお願いしたわけでございます。

だから、私が最初に申し上げましたように、買わなくてもいい土地を買ってしまったというのは、恐らくこの三星の土地購入の本質だと私は思っておりますけれども、その際に、確かに冒頭の説明のように、当局が主犯、議会が共同正犯であるというのは間違いないことであると私は思っております。この構図については私は間違いないと思っております。

そうした中で、前々から私の頭の中に、私はこの三星の土地購入に関して、法的にどのような責任があるのかと。当然トップというのはそういうものでございまして、常におのれの責任というものを考えなければならないというのがトップたるゆえんの1つであります。そういうことを考えたときに、法的には確かにこれに私が手を染めたわけではありませんけれども、行政の継続性という観点からすれば、必ずしもそれを拒むものではない。免れるものではないと私は思っています。法的な問題につきましては、詳しく法的な問題は私はちょっとわかりませんので、正確な私の考えは述べることはできませんけれども、行政の継続性の観点からも、やはり私はあると思っております。

それと、1点一番大事なことは、最終報告を出した時点で現在の展開があるわけでございますけれども、この後しかるべき時点で、私はこの三星につきまして、当局の責任者として最終的に政治的な責任をとらざるを得ないと。そうしないと、行政がこれだけ町民に対してどれくらい損害を与えたわけでございますので、その責めというものはやはり政治的に明らかにしなければならないと思っております。しかるべき時期につきまして、議会に私の処分案を出させていただきますので、またその節になりましたら、よろしく御審議、御議決していただきたいと思っております。

土地のセールスの問題でございますけれども、1つ来たり、また1つ消えて、また1つ来たり、1つ消えてというところでございます、現在1つ来ております。内容については皆様にお話しするわけにはまいりませんが、向こうがボールを持っておりますので、ボールが向こうからいつの日か来ると思います。それを待っております。

また、議会が終わりましたら、当然のことながら時間をつくって、さまざまな企業にトップセールスに出かけてまいりたいと思っております。今後そうするように一生懸命頑張りたいと思っておりますので、またひとつよろしくお願い申し上げます。

○6番（片山 武君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） ないようですので、ここで第14号議案 平成20年度吉田町一般会計予算について質疑を行いましたけれども、以上で質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと案件等は違いますけれども、さきに行われました一般質問におきまして、答弁の内容について発言を求められておりますので、町長から発言を許可しますので、説明をしてください。担当課からですか。

では、先に休憩をとりまして、その後、説明をお願いしたいと思います。40分までとします。暫時それまで休憩といたします。再開は2時40分です。お願いします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時42分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のお手元に配付させていただきました佐藤議員から出されました一般質問の答弁書のうち、第1点目の国民健康保険税の値下げについてという部分でございますけれども、その1ページの答弁書の写しの、上からその段を入れまして4段落目の下から2行目、「1年度当たりの平均額の100分の5以上に相当する額を」の次に「当該年度に」とありますけれども、この当該年度を削除していただきたいと思っております。「相当する額を積み立てるものとしております」というふうになります。

2つ目は、2ページ目の最初の段落の上から4行目でございます、この額に続く「5パーセント相当額である約9,369万円が単年度の基金積立額、」この部分までを削除していただきたいと思います。「この額の25パーセント相当額である」というふうに続きますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

3つ目は、同じページの上から2段落目の下から2行目、「3億1,358万円となり、」その次に「いずれも目標数」とありまして、「いずれも」というこの副詞を削除していただきたいと思います。「いずれも」がなくなりまして、「となり、目標数値を」ということになります。

3つの部分がふさわしくございませんので、削除したいと思います。申しわけありませんが、よろしく申し上げます。

実際佐藤議員がこの部分のいわゆる条項というものは、恐らく詳しくは御存じなかったというように思いますけれども、さすがに国保の佐藤と異名をとる方でございます、直感的にこの部分はおかしいと言われるのは、やはり大したものだと私は思っております。本当に恥じ入るばかりでございます。ひとつお許し賜りたいと思います。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第17、第21号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 6号議案でも審議しましたけれども、後期高齢者医療制度ということでお聞きします。

初めに、町長にお聞きします。

この後期高齢者医療制度、先ほども言いましたけれども、衆議院に修正案が出されたということで、4月15日も近いということで、国民の多くの方が関心を持っておられると思うし、吉田町内では約2,850人ぐらい対象者になるということで、国保のほうもそうなんですけれども、75歳以上の方が関係するこの制度ですけれども、基本的には町長は町民の健康や命を守るという立場だと思っておりますので、まず町長がこの制度をどう町民に説明されるか、基本的

な考え方をちょっとお伺いします。

それと、この制度は75歳で保険を区切るということは、新聞なんかを読んでみますと、外国ではない日本だけ特有の制度だというようなことも書かれていますし、町長はドイツにも行ってたこともあるようですので、もしそこでドイツの保険制度とかで何か気がついたことがあればお話しください。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員がおっしゃられますように、この後期高齢者医療の制度について、今までもいろいろなさわやかクラブへ出向いてお話しすることはあるんですけども、一番のお年寄りの関心事でございます。そのときに、まず該当される方から出る質問が2つございまして、1つは、まずこれはどういうことになるんだかやというのは、今まではうちのお父さん、すなわち息子なんか払ってくれてただけなんですが、今度は私が払うというだけなんですが、年金から取られるというのは本当だがや。ですが、幾らだやと言うんですけども、それが大体納得してもらえますと、次の問題が、どうしてこんなことが起きるんだやと言うんですね。これ説明するのに非常に難しいんですけども、簡単に説明しますと、もう皆さんを含めた医療費というものが大体32兆円弱になりますと。そういう意味においては、非常に日本の医療制度というものが抜本的な見直しをしなければならないようなところまで来てしまったわけで、そのしわ寄せというものが一面においてはお年寄りの方のほうに行ってしまうというようなところで、ひとつ応分の負担をしてもらおうというふうな形がこういうふうな形になったわけなんで、ひとつこらえていただけませんかとお申し上げております。

何とか理解をしてもらっているつもりだとは思いますが、そのかわり吉田町はさまざまな形でお年寄りの方に対して、行政としてできる限りのネットワークは提供させてもらっておりますので、その辺を利用していただいて、病気にかからないように御自分でも努力してもらいたいというようなことで、お話申し上げます。

私が海外にいたころはもうずっと昔でございますが、ただ、非常におもしろい経験を1つだけしたことがあります。歯医者に行ったことがあるんですけども、日本の保険制度の中で、医者所得というのはかなりの部分が控除になっていますよね、免除だったですけども。海外では、ドイツだったのでございますけれども、そんなものは何もないよというようなことは聞いたことがございまして、医療に関する医師の所得の免税分、そういうものがあるというのは余り聞いたことがないということを知ったことがあって、そのときああ日本の医療制度というのは非常に難しい問題を抱えているんだなというようなことは私が素直に感想

を持った原因がございます。

ただ、この後期医療制度というものは、日本の医療制度というものは非常に難しい局面にさしかかっておりまして、いわば経費の点についてはパンク寸前に来ているというところがございますので、これは一時的なものとなって、いつか正当なものになってくださればいいという形で、申しわけないと思えますけれども、該当される方に負担を、苦渋のあれでございますけれども、お願いしたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） この矛盾に満ちている制度ですので、これは今後国の制度ですので、ただ、いろいろ当初考えていた以上にいろいろ問題があったということで、もう2つ訂正されているわけですね。1つは扶養者への保険料の凍結を2年間するとか、70歳から74歳までを1割から2割にするとしたんだけど、やはり反対の声が多いもので、それは戻したというように、制度を直しているということなんですけれども、これはこれから今、町長言ったようですけれども、どこまでこの制度がもつかというか、どうこれから変えていくかということにもつながるかと思えます。

それで、ちょっと吉田町の実際にどういうことになるかということをおちょっと質問したいと思います。

まず、この後期高齢者の予算書の保険料です。保険料が町が徴収して、広域連合に納付するということですが、特別徴収と普通徴収ということで、私は先日来何回か質問していたんですけれども、数をちょっと気にしていたところで、これ直接なかなか町民課でも大体はつかんでいると思うんですけれども、つかみ切れないということもあるもので、参考に、今介護保険は年金天引きと普通徴収というふうに分けていまして、私、75歳以上の数のことをお聞きしたら、これはそっくりそのまま後期高齢者の制度の対象者になるとは思いませんけれども、参考にちょっとわかったら数字を教えてください。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（水野辰明君） 高齢者支援課でございます。

これは18年度の決算分の特別徴収の率でございますが、金額でちょっと数字が出ませんので、人数で割合を出しております。特別徴収が75歳以上、91.13%、普通徴収が8.87%という率になっております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 私がもらった資料を、これはあくまでも概算というか、正確な数字ではないよという念を押されている数字をトータルすると、特別徴収が今お金で言いましたけれども、人数に換算すると2,373人、それから普通徴収が118人、それから併徴というのが123人いるそうで、この併徴という人が両方にかかるもので、正確な数字は出ませんよというのは聞いているんですけども、これに当てはめると、これに今度被扶養者の方が普通徴収で入っていくと思うので、町民課長、これ概算でもいいので、特別徴収の数と普通徴収の数、それから、今回に限っては576でしたか、被扶養者の方が入ることなのですけども、大体でいいです。これは正確でないのはわかりますので、ちょっといいですか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 被保険者の特別徴収と普通徴収の人数ということですが、これ先般もお話をさせていただいたとおり、8月に本算定をします。したがって、その時点になりますと、はっきりと数字に出ようかと思えます。今現在8割、2割というのは国のほうからおおむねそのくらいの数字ですよ。当広域連合におきましても、その割合ということで伺っている数字でございますので、仮に予算から人数を8対2で割り出せば数は出ますが、ただその数字がどうかというのはちょっと何とも言えない数字でございます。現時点でちょっとお答えしかねる状況でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤議員。

○1番（佐藤正司君） 私が何でこの普通徴収の方の数にこだわるのかというのは、国保の資格証明書の方が増えているよということを言いましたけれども、これは75歳以上の方で、今これも高齢者支援課のほうからもらった資料ですけども、ひとり暮らしの方が吉田町内に261人、それから夫婦のみの世帯ということが317いるんですけども、この317というのは、75歳の夫の方と60歳の奥さんというふうに分かれるもので、これが正確にこの数かどうかというのはちょっと高齢者支援課でもわからないということですので、でも、一定数いるということではないかと思うんですけども、この介護保険の滞納者、これが70歳代、80歳代というふうにしか分けていないものでわからないんですけども、70歳代で23人、80歳代で5人ということで、70歳代というのは75を境にどうなのかというのはわからないもので、正確な数字はわからないんですけども、滞納者がいるんですよ。この方たちは1年間すると、これはこのまま後期高齢者に移管すると、この方たちは20人近くは保険証を取り上げになる可能性があるということです。

これ以外にまだいるはずですので、もっと増えるかなという予測はできると思うんですけども、私は本当に75歳以上になって、病気になっても医者にかかりにくい。かかるとお金がかかるから、我慢するというような状況というのは、今でもあるんですけども、ますます生まれてくる可能性があると思うんです。町長、先ほどお話いただきましたけれども、私は本当に町が目指している住みよい町にとか、いろいろいいことは言うわけですので、やはりこういうところに目を向けていただいて、このこういう人たちは当然軽減措置とかいろいろあると思うけれども、それでも払えなくて滞納になっているというふうに見るべきだと思うので、ぜひそこら辺、町長、もう1回答えていただいて、終わります。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員は殺し文句をよくお使いになりますね。本当に人間というものは議員のおっしゃるように、本当にだれもが安心して健康で文化的な最低限度の生活を送らなければならないと。それは私もそう思います。

ただ、議員がおっしゃられるように、滞納しているから、もしその方が仮に病気になった場合、見捨てるというようなことはございませんので、そこでもやはりセーフティネットが働くようになっております。だから、そういう意味においては、一応網は被っておりますので、議員がおっしゃられるようなことは起きないと私は思っております。

ただ、できる限りそういう方に対しても行政としてできることがあれば、親身に相談に乗って、できることについては最大限サポートしてまいりたいと思っております。この点ひとつ御支援賜りたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 以上で質疑を終結します。

討論を行います。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 私は、第21号議案 平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計について、反対する立場で討論します。

4月から導入される後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や企業の健康保険から切り離して、後期高齢者だけの医療保険に組み入れるというものです。新たに保険料が年金から天引きされるとともに、受けられる医療の内容も75歳以下の年齢の人と比べ制限されます。年金から天引きされる、普通徴収される人は、年金や収入の低い方と思われませんが、保険料を納められないと保険証の取り上げが決められています。こんな大変な制度であるのに、当事者に適切な説明がされているとは思えません。

24日付の新聞の投書欄にも、公的年金から天引きは不合理ではということで、安易な天引きを無制限に拡大することは許されない。何らかの負担軽減措置を考えないと、年金受給者の生活が成り立たなくなるケースも出てくるという意見も載っていました。

町の特別会計は保険料を徴収し、それを広域連合に納める会計ですが、高齢者いじめの医療制度導入に基づくもので、認められないので、反対いたします。

○議長（吉永満榮君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、河原崎君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎であります。

私は、第21号議案の平成20年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

健康保険法等の一部を改正する法律において、老人保健法について法律の題名が高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、医療費適正化計画制度の導入、糖尿病等の生活習慣病に着目した健診、保健指導の実施を医療保険者に義務づけ、新たな高齢者医療制度の創設等を内容とする改正が行われ、平成20年4月1日から施行されることとなっております。これにより、75歳以上の後期高齢者については、独立した医療制度が創設され、後期高齢者一人一人が被保険者として負担をする保険料、現役世代からの支援金及び公費により財源が賄われます。

この制度におきましては、静岡県の全市町が加入する静岡県後期高齢者医療広域連合が財政運営を実施し、吉田町は保険料の徴収事務や窓口事務を行うこととなっております。今回の当初予算では、総額で1億8,000万3,000円とするもので、歳入につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合で算出した保険料及び保険基盤安定繰入金となっております。歳出につきましては、吉田町が徴収をする保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付することとなっております。

本予算については、後期高齢者医療制度の財源となる後期高齢者の保険料等について、適正に計上をされておりますので、本議案については原案どおり賛成をいたします。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第18、第24号議案 島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第19、第27号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

なお、本案につきましては、この議場におられます教育長さんの一身上にかかわる案件でございますので、退席を認めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔教育長 黒田和夫君退席〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を行います。

5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

第27号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑をさせていただきます。

吉田町教育委員会委員の任命の過去の議会資料をひもといてみました。平成16年第1回定例会において、町長が当時の教育委員を任命するときの御答弁の中にあつた文章を朗読させていただきます。

知恵のある普通人が教育長を務め、知識ある教育委員が補佐すると半ば以上補佐をし、あとは民間のお方が望ましい教育委員会だとの御答弁がありました。平成18年度の臨時会におきましては、教育長というものは素人が望ましいが、そのような方がいなかった。行政に明るく、教育に明るく、さまざまなチャンネルを持った方が町内にはいなかった。ベストでないが、ベターであるとの答弁がありました。

今回、3回目の任命ということで、任命権者として、選考基準、教育長の立場は吉田町教育委員会、教育長に対する事務委任規則にあるように、10項目もの権限移譲があらわされております。常時勤務の激務であり、また、休日に行われるさまざまな行事等の公務出席も多く、心身ともに負担が多い、大変な責務であると考えております。

過去6年の実績は他と比較することのできないすばらしいキャリアであり、我が町の教育の発展のために残された足跡は大きく、十二分に町に貢献されている方をあえてここで続投される理由の説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、1点訂正していただきたいと思っております。

現在は教育委員の1人であつて、教育委員会で教育長に選任された者でございますので、再び教育委員としての同意を求めているわけございまして、黒田教育委員が教育長になるかどうかは私はあずかり知らないところでございますので、その点ひとつよろしく願い申し上げます。

そして、基本的に私の考え、でき得れば、教育長というものは、私は素人と言うのは申しわけないですけれども、教育の世界にどっぷりと身を置いた人間よりも、むしろ教育に明る

く、それから行政に明るい人間のほうが望ましいとは、その持論については変わっておりません。

しかしながら、現在の状況を見たときに、吉田町に、今私は2つ申し上げた要件を兼備されている方が、今私の見渡す限りにおいては見当たらないというのが私の感想でございます。したがって、ベストではなくて、今回ベターでございます。

ただ、黒田教育長、黒田教育委員でございますけれども、教育委員の再任をお願いする理由は、皆様にも非常に关心のございます、このちいさな理科館について、そのテーマを温めて、モチーフを考えてやってきてくださっております。それと同時に、県の教育長にも擬せられた人間でございます、その力量につきましては、教育界においてもだれ一人として異論はないと、こういう人間でございます、私の見たところ、まだまだ健康もばりばりでございますし、体力にも全く問題がない。知力の陰りもないというふうなことでございまして、私の考えている教育について、強力に推し進めてくださる方であると思っておりますので、あえて交代することなく、引き続き再任をお願いする次第でございます。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田議員。

○5番（藤田和寿君） 今、町長から御指摘を受けたとおりでございます、私の発言の中で、教育長の任命というような誤解を招くような発言がありましたけれども、それは訂正させていただきますと思います。

それはそうですけれども、今の町長からの御発言の内容をはかりますと、そのようなニュアンスが非常に強いなという感じはするわけで、町の当局の先ほどの一般会計の予算でもお話し申し上げましたけれども、人材不足、やはり育て上げていただくような形で、今後も教育界も含めて、そういった施策をお願いしたいなと思います。

終わります。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔教育長 黒田和夫君着席〕

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第20、第28号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第21、発議案第1号 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の徹底
した安全確保を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

13番、大塚邦子君。

〔13番 大塚邦子君登壇〕

○13番（大塚邦子君） 発議案第1号 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の徹底した安全確保を求める意見書について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年3月25日提出、吉田町議会議長、吉永満榮様。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司、同、枝村和秋、同、市川陽三、同、杉村嘉久、同、藤田和寿、同、片山 武、同、永田智章、同、八木宣和、同、増田宏胤、同、八木 栄、同、勝山徳子、同、河原崎昇司。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

中部電力株式会社浜岡原子力発電所の徹底した安全確保を求める意見書。

本年2月21日、平成22年度からの実施をめざす中部電力㈱浜岡原子力発電所4号機のプルサーマル計画について、地元4市が計画の受け入れを決定し、静岡県も3月3日に計画受け入れを表明した。

浜岡原子力発電所から半径20キロ圏内の風下に位置するわが町では、静岡県地域防災計画が定める防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）から外れているため、これまでに浜岡原子力発電所の地震対策や原子力防災に関する説明はもとよりプルサーマル計画について地元説明会が開催されたことはなく、町民は情報不足の中で不安を抱いている。

とりわけ東海巨大地震の発生が叫ばれている昨今、浜岡原子力発電所の徹底した安全確保と原子力災害の発生及び拡大を防止し、町民の生命、身体及び財産を保護するために下記の措置を講ずるよう強く要望する。

1、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震の詳細な解析を行い平成18年9月に改定した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に早急に反映させること。

2、運転開始後30年を経過した1、2号機の運転再開に際しては町民の理解を得ること。

3、海域を含めた原発敷地内外の活断層の再調査を最新の技術で実施するとともに、安全が保障される措置を講ずるよう電力会社を指導すること。

4、大地震における原子炉の緊急停止方法及び対処・避難方法など安全保障に関する情報を町民に提供すること。

5、プルサーマル導入に伴う核物質の防護や使用済みウラン燃料並びにMOX燃料の処理

に関する具体的な計画を明らかにすること。

6、EPZの範囲を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日、静岡県榛原郡吉田町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、静岡県知事。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永満栄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満栄君） 質疑を終結します。御苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに可決されました。

早速記載されております提出先に対しまして意見書を送付したいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議会閉会中の委員会継続調査について

○議長（吉永満栄君） 日程第22、議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、及び議会運営委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第71

条の規定によって、お手元に配付しました議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

なお、議会運営委員会委員長から視察研修報告書の提出がありました。お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、あわせて総務文教常任委員会委員長から、議会閉会中の調査案件についての調査活動報告書が提出されました。これについてもお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 以上で、平成20年第1回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議会閉会に当たり、一言御礼とごあいさつを申し上げたいと思います。

当局が提出いたしました吉田町一般会計及び特別会計予算等に関しまして、皆様御熱心に議論をしていただき、お認めいただきまして、まことにありがとうございました。ここに改めて御礼申し上げる次第でございます。

さて、これでもって平成20年度はスタートするわけでございますけれども、私、常日ごろ町長として胸に刻んでおる言葉がございます。いつの日か出会う災いはおろそかにしたある時間の報いであると。これは有名なナポレオンの言葉でございます。ナポレオンは常にこの言葉を胸中に置いて、自分の考え、それから自分の行う統治について思いをめぐらせたそ

うでございます。小なりといえども、この吉田町のあしたを我々が決めるわけでございます。そういう意味におきまして、いつの日か出会いたくない災いというものに出会うかもしれません。そのときに後悔しても何の意味もございません。一瞬一瞬命をかけ、常に町民の安寧を願い、この町の行く末について本当に真摯に考えて、おのれの判断に誤りしなきことを願って常にやっております。議会の皆様もまたよろしくお願い申し上げる次第でございます。

次の議会はネクタイもございません。本当にざっくばらんに議会の皆様とさまざまなことについて言葉を交わしたいと思っております。ひとつよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（吉永満榮君） それでは、私から本日ここに平成20年第1回吉田町議会定例会を閉じることに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は3月4日以来、22日間にわたり諸議案の審議をしていただきました。本日ここにすべての議事が終了し、おかげをもちまして無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会は平成20年度の一般会計当初予算の審議を初め、各種の特別会計の予算審議など、新年度に向けての重要な議会でありました。社会経済情勢が大きな転換期を迎えるところ、依然として先行きが不透明な中等、町当局においては枠配分方式による予算編成を行うなど、町長初め、職員が一丸となって効率、効果的な行財政運営に取り組む姿勢を感じ取ることができました。

また、議員各位には住民の代表として熱意を持ち、真剣に議論し、審議を尽くしていただきました。議会閉会中も各委員会活動を初め、地域の諸会合等何かと御多忙のことと存じますが、住民の負託にこたえ、町政発展のため御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議員各位の、また当局の皆様のみすますの御多幸、御健勝を心から御祈念申し上げます。まことに意を尽くしますが、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上をもちまして、平成20年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

◎退任・退職者あいさつ

○議長（吉永満榮君） それでは、ここで、お聞き取り願いたいと思います。

皆様も既に御承知のことと存じますが、今月末をもちまして、会計管理者兼会計課長、町田吉久君、下水道課長、山梨清一君の両名が退職されることになりました。両課長さんには長年にわたり要職を歴任され、町政発展のため、また町民福祉の向上のために御尽力をいただきました。ここで退職するに当たって、ごあいさつをいただきたいと思います。

それでは、両課長さん、よろしく願いいたします。両方の方出ていただきまして。

〔会計管理者兼会計課長 町田吉久君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（町田吉久君） 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

この3月をもちまして定年退職を迎えることになりました。役場に勤めてから42年間という本当に長い間でしたが、無事に勤めをまっとうすることができました。これもひとえに議員の皆様を初め、多くの方々の温かい御支援と御協力をいただいたおかげでここまで来れたものと思っております。深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

退職後につきましては、少しゆっくりしながら、今後自分らしく何ができるか、また今まで多くの方から受けた御恩にどのようにお返しができるか時間をかけてゆっくりと考えてまいりたいと思います。本当にどうも長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔下水道課長 山梨清一君登壇〕

○下水道課長（山梨清一君） 下水道課長の山梨でございます。

本日は当課提案の予算をお認めいただきまして、まことにありがとうございました。また、お疲れのところ、このような機会をくださりまして、まことにありがとうございます。

私は民間の建設会社を経まして、昭和55年に役場に入り、以来28年間、ほかの方に比べれ

ば短いのですが、務めさせていただきました。そのほとんどを事業課と呼ばれる建設事業に携わってきたところであります。この間、道路改良や中川原橋などの橋梁、はたまた東防波堤最終ケーソンなどを担当いたしまして、下水道課へ最初配属されたときは町田課長の下で当町の浄化センター建設に携わるなど、幸運にもいろいろとやりがいのある工事を経験させていただきました。

また、静岡緑化祭では前売り入場券の販売に歩くなど、珍しい経験をいたしました。イベントは初めてということで、多くの関係の皆様には大変お世話になり、助けていただいたことを思い出します。そして、最後の5年間は課長といたしまして、議会にも出席させていただき、貴重な経験をさせていただきました。

そんな私ですけれども、何とか定年を無事に迎えることができますのも議員各位を初め、皆様の御指導、お力添えのたまものによるものと深く感謝し、改めて厚く御礼申し上げます。

退職するに当たりまして、長年の事業課、土木屋の経験を生かしてみたらどうかという機会をいただきまして、これからもお手伝いをするつもりをしております。なお一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後でございますが、皆様のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、ごあいさつ、お礼の言葉とさせていただきます。大変お世話になり、ありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。両課長さんには長い間大変御苦労さまでした。どうか今後も町政発展のために御指導、御協力いただきますようお願い申し上げますとともに、お体を御自愛いただき、今後一層の御多幸、御健勝でありますよう心から祈念申し上げます、感謝の言葉といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で終わりますけれども、議員の各位におかれましては、報告事項がございますので、控え室に早速お集まり願いたいと思います。

閉会 午後 3時33分